



会計基準の経路依存 : 研究開発費会計・ソフトウェア会計を中心として

中村, 恒彦

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

2004-03-31

(Date of Publication)

2008-11-12

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3023

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003023>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



会計基準の経路依存

—研究開発費会計・ソフトウェア会計を中心として—

氏名: 中村恒彦

序章	4
第一節 本論文の目的	4
第二節 論文構成	5
第一部 経路依存と研究開発費会計・ソフトウェア会計	9
第一章 経路依存概念	10
第一節 はじめに	10
第二節 会計学・経済学の「行動仮説」と経路依存	11
第一項 会計学の様相 ―資本市場アプローチと契約理論アプローチ― ..	11
第二項 会計学と「行動仮説」	16
第三項 イデオロギーの導入と経路依存	22
第三節 経路依存の概念的基礎と経済学・会計学の経路依存研究	28
第一項 経路依存の概念的基礎	28
第二項 経済学上の経路依存	30
第三項 会計学上の経路依存	36
第四節 経路依存の会計学への導入	38
第一項 経路依存研究の枠組み	38
第二項 経路依存による会計基準分析の意義と限界	42
第五節 おわりに	45
第二章 研究開発費会計・ソフトウェア会計	47
第一節 はじめに	47
第二節 研究開発費会計・ソフトウェア会計と既存研究	48
第一項 研究開発費会計・ソフトウェア会計の会計基準	48
第二項 既存の会計学の見方と問題点	50
第三節 研究開発費会計と経済的インセンティブ	56
第一項 経営者と投資家の関係	57
第二項 経営者と政府の関係	61
第四節 研究開発費会計とイデオロギー的インセンティブ	65
第五節 おわりに	68
第二部 経路依存による会計基準分析	70
第三章 アメリカの研究開発費会計	71

第一節	はじめに	71
第二節	アメリカの研究開発費会計の会計基準	72
第一項	アメリカの研究開発費会計の会計基準	72
第二項	実証研究による財務会計基準書第2号の問題	74
第三節	アメリカの研究開発費会計をめぐる状況	78
第一項	大企業の会計実務	78
第二項	小企業の会計実務	84
第三項	軍需企業の会計実務	86
第四項	軍需企業の会計実務の背景	92
第四節	アメリカの研究開発費会計の経路依存	97
第四章	イギリスの研究開発費会計	101
第一節	はじめに	101
第二節	イギリスの研究開発費会計の会計基準	102
第三節	イギリスの研究開発費会計をめぐる状況	105
第一項	Rolls-Royce社の倒産	106
第二項	一般的な会計実務　—費用化実務と非開示実務—	119
第三項	例外的な会計実務　—資本化実務と開示実務—	122
第四項	研究開発支出の開示をめぐる攻防	127
第四節	イギリスの研究開発費会計の経路依存	134
第五章	日本の研究開発費会計	138
第一節	はじめに	138
第二節	日本の研究開発費会計の会計基準	139
第一項	商工省の『準則』	139
第二項	陸海軍の『準則』	140
第三項	企画院の『準則』	142
第四項	連合国総司令部の『指示書』と『企業会計原則』	143
第五項	1962年『商法』改正と1974年の『企業会計原則』修正	145
第六項	『研究開発費等に係わる会計基準』と2002年『商法』改正	147
第七項	日本における研究開発費会計の展開	149
第三節	日本の研究開発費会計をめぐる状況	150

第一項	商工省の『準則』とアメリカの会計原則.....	150
第二項	戦時体制と研究開発費会計.....	153
第三項	連合軍の占領政策と研究開発費会計.....	170
第四項	商法会計と研究開発費会計.....	172
第五項	会計基準の国際化と研究開発費会計.....	175
第四節	日本の研究開発費会計の経路依存.....	177
補節	経済統制法的会計観.....	179
第六章	アメリカのソフトウェア会計.....	182
第一節	はじめに.....	182
第二節	アメリカのソフトウェア会計の会計基準.....	183
第一項	内国歳入庁の内国歳入庁歳入手続 69-21.....	184
第二項	財務会計基準審議会の財務会計基準書第 2 号.....	184
第三項	FASB 解釈書第 6 号と FASB 適用指針第 79-2 号.....	185
第四項	AICPA の問題提起書と証券取引委員会の FRR. No.12.....	187
第五項	公開草案と財務会計基準書第 86 号.....	188
第六項	ソフトウェア会計と三つの会計思考.....	192
第三節	アメリカのソフトウェア会計をめぐる状況.....	193
第一項	ソフトウェア原価=研究開発費=資本化という会計思考の形成... ..	193
第二項	ソフトウェア原価=研究開発費=費用化という会計思考の形成... ..	196
第三項	ソフトウェア原価=製造原価=資本化という会計思考の形成.....	198
第四項	SFAS No.86 設定過程.....	202
第四節	アメリカのソフトウェア会計の経路依存.....	212
結章	216
第一節	研究開発費会計・ソフトウェア会計の経路依存.....	216
第二節	支配的なイデオロギーの役割.....	218
参考文献	221
付録	237

序章

第一節 本論文の目的

本論文は、経路依存という概念を用いて会計基準を分析しようとするものである。経路依存とは、経済システムや人が過去に辿ってきた経路に依存して決定されていることを指摘する概念である¹。当該概念は、North[1990]が提唱した概念であり、各国の経済発展や成長の差を説明するものとして用いられた。我々は、経路依存を援用して各国の会計基準の差を説明し、新たな会計基準分析を試みたいと考えている。

具体的には、我々は、次のような理由から経路依存を用いた研究(経路依存研究)を行いたいと考えている。まず、既存の会計学は、経済学の「行動仮説」を援用して会計基準を説明しようとしてきた。ところが、既存の会計学は、経済学の「行動仮説」と同様に、イデオロギーによる行動を排除してしまっていた。これに対して、North[1981; 1990]は、新古典派経済学と異なり、イデオロギーによる行動を「行動仮説」に取り込んで経済制度を説明しようとしている。我々は、North[1981; 1990]の「行動仮説」に基づいて会計基準を分析することで、既存の会計学と異なる会計基準分析を試みたい。

それでは、我々は、North の「行動仮説」から導かれた経路依存をどのように援用すればよいのであろうか。既存の会計学は、経路依存をまったく用いなかったわけでもなく、また経路依存を用いなくても同様の現象について説明してきた。実際、既存の会計学は、会計に対する歴史や文化の影響を通じて経路依存と呼ばれる現象を考察してきたであろう。しかしながら、こうした研究は、新古典派経済学の合理的最大化行動を直接的・間接的に否定しながらも、正確に「行動仮説」を組み立てることなく具体的な事象を分析していた。

そこで、我々は、North 理論を用いて「行動仮説」を正確に規定して、経路依存を論理的に導きたいと考える。その結果、我々は、歴史事象が会計に対して意外な影響を与えるという歴史的連続性を論理的に捕らえることができよう。しかしながら、Miranti Jr. and O'Gray [1998]は、経路依存をコーポレート・ガバナンス

¹ 経路依存は、「小さな出来事や偶然の事象の結果が解を決定し、それが支配的になると、人のある特定の経路に向かわせる(North [1990] p.94(竹下訳 [1994] 124 頁)」と定義される。

のような制度にすでに用いているので、我々は、North 理論を特定領域の会計基準や計算構造に用いてその適用可能性を検討したいと考える。

具体的に、我々は、特定領域の会計基準として研究開発費会計およびソフトウェア会計を取り上げ、会計学上の経路依存を導き出したいと思う。研究開発費会計については、アメリカ・イギリス・日本の三カ国について分析し、ソフトウェア会計については、研究開発費会計の延長線上からアメリカについてのみ分析する。その結果、我々は、研究開発費会計が歴史的要因に左右されていることを発見し、合理的最大化行動ばかりでなくイデオロギーによる行動が特定領域の会計基準や計算構造にも作用していることを明確にするであろう。

我々は、以上の研究目的を実現するにあたって、次のように論文を構成して研究開発費会計とソフトウェア会計の経路依存について明らかにしたいと考える。

第二節 論文構成

本論文は、次の二部で構成する。第一部「経路依存と研究開発費会計・ソフトウェア会計」は、North の「行動仮説」から経路依存概念を導出して、研究開発費会計に適用する際の方法論的結論を示す。第二部「経路依存による会計基準分析」は、第一部の方法論的結論に基づいて各国の研究開発費会計およびソフトウェア会計を検討し、会計基準の歴史的経路を比較する。第一部は、第一章と第二章で構成し、第二部は、第三章から結章までの構成とする。具体的な章内容は、以下のとおりである。

第一章「経路依存概念」は、既存の会計学の「行動仮説」と North の「行動仮説」を比較検討し、イデオロギーの必要性和経路依存の導入について述べる。まず、我々は、既存の会計学および新古典派経済学の「行動仮説」を検討し、新制度派経済学者 North の「行動仮説」と比較する。North[1981; 1990]の「行動仮説」においては、合理的最大化行動ばかりでなくイデオロギーによる行動も含有され、人が過去におこった歴史事象によって縛られてしまうという性質を多く観測できる。したがって、我々は、North の「行動仮説」を会計学に援用すれば、既存の会計学よりも多くの経路依存を導き出すことができることを指摘するであろう。

第二章「研究開発費会計・ソフトウェア会計」は、既存の会計学による研究開発費会計とソフトウェア会計を検討するとともに、North 理論を研究開発費会計

とソフトウェア会計に適用する方法を検討する。まず、既存の会計学が研究開発費会計の会計基準について説明できない点について述べる。次に、我々は、経路依存の言及手段として North 理論を活用して、研究開発費会計の経済的インセンティブおよびイデオロギー的インセンティブについて述べる。経済的インセンティブは、既存の会計学の「行動仮説」でも導かれるが、イデオロギー的インセンティブは、North 理論から導入されるものである。我々は、イデオロギー的インセンティブを導入することで、各国の会計基準の差をよりよく説明できるのではないかと考える。

第三章「アメリカの研究開発費会計」は、1974年の財務会計基準書第2号(Statement of Financial Accounting Standards No.2: SFAS No.2)を検討して、アメリカの研究開発費会計の経路依存について分析する。SFAS No.2は、研究開発費の定義、会計処理および開示を備えた会計基準であるとともに、イギリスや日本の研究開発費会計にも影響を与えた基準である。そこで、我々は、日英の研究開発費会計の基盤となるゆえに、アメリカの研究開発費会計を最初に考察する。考察にあたっては、SFAS No.2をめぐる経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブを明らかにしていく。特に、SFAS No.2は、「ロッキード救済声明²」とも呼ばれ、イデオロギー的インセンティブの影響を受けた基準と考えられる。

第四章「イギリスの研究開発費会計」は、1977年に制定し1989年に改訂した会計実務基準書第13号(Statement of Standard Accounting Practice 13: SSAP13)を検討して、イギリスの研究開発費会計の経路依存について分析する。イギリスは、1971年のRolls-Royce社の倒産という社会的な大惨事を契機に研究開発費会計の会計基準を策定する。それゆえ、我々は、アメリカと同じ形式の会計基準を早くから設定しながらもアメリカとは異なる歴史的経路をもって設定されたと考えている。考察にあたっては、SSAP13をめぐる経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブを明らかにしていく。特に、SSAP13は、イギリス政府が軍需契約や研究開発政策を通じて研究開発費会計に干渉したために、イデオロギー的インセンティブの影響を受けたと考えられる。

第五章「日本の研究開発費会計」は、第二次世界大戦中の陸海軍や企画院の『準

² Briloff [1976] p.139(熊野他訳 [1980] 79頁).

則』、戦後の『企業会計原則』や『商法』および1998年の『研究開発費等に係わる会計基準』を検討し、日本の研究開発費会計の経路依存を分析する。考察にあたっては、日本の研究開発費会計をめぐる経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブを明らかにしていく。特に、第二次世界大戦時中の経済統制法に基づいた、陸海軍や企画院の『準則』は、1998年の『研究開発費等に係わる会計基準』でSFAS No.2のような形式にまで改訂されるまで影響を与えたと考えられる。それゆえ、日本の研究開発費会計は、戦時中のイデオロギー的インセンティブに影響されて設定されたと考えられる。

第六章「アメリカのソフトウェア会計」は、SFAS No.2から1985年の財務会計基準書第86号(Statement of Financial Accounting Standards No.86: SFAS No.86)を検討し、アメリカのソフトウェア会計の経路依存を分析する。我々は、ソフトウェア会計が研究開発費会計とともに規定されていたために研究開発費会計の影響を継承してきたのではないかと考えている。その結果、我々は、研究開発費会計の制約とその離脱という観点からソフトウェア会計について考えるであろう。

結章「研究開発費会計・ソフトウェア会計の経路依存」は、第三章から第六章までの検討を総括して、研究開発費会計およびソフトウェア会計の経路依存を導出する。具体的には、我々は、第一部で導出した方法論的結論に基づいて、アメリカ・イギリス・日本の研究開発費会計およびアメリカのソフトウェア会計を総括することになる。そして、会計基準が経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの相互作用の中でどのような歴史的経路を形成してきたのかについて検討する。特に、我々は、「支配的なイデオロギー」が会計基準の差を説明することについて論じることになるであろう。ただし、ここでいう「支配的なイデオロギー」とは、Northの以下の表現に象徴されるものであることには注意していただきたい。

「法、仲間の市民の権利、国家および支配者の権威に対する広範な尊重は、いかなる社会の維持にとっても不可欠である。...中略... 支えるイデオロギーがなければ、パワー・エリートにとって市民を監視する費用と市民にとっての互いを監視し合う費用は無限大に近づく

であろう³。」

我々は、以上の論文構成に従って経路依存概念を用いた会計基準の分析を進めることにしたい。

³ 竹下 訳 [1996] 75 頁。

第一部 経路依存と研究開発費会計・ソフトウェア会計

第一章 経路依存概念

第一節 はじめに

本章は、既存の会計学の「行動仮説」と North の「行動仮説」を比較検討し、イデオロギーの必要性と経路依存の導入について述べる。まず、我々は、既存の会計学の「行動仮説」を検討し、新制度派経済学者 North の「行動仮説」と比較する。North[1990]の「行動仮説」においては、合理的最大化行動ばかりでなくイデオロギーによる行動も含有され、人が過去におこった歴史事象によって縛られてしまうという性質を多く観測できる。そこで、我々は、既存の会計学が無視しているイデオロギーの影響について考える。

次に、我々は、North の「行動仮説」を用いて、どのように経路依存を活用すべきかを考える。そのためには、経路依存がどのような概念であって、どのように引き起こされるかを明確にしなければならない。そうしなければ、我々は、経路依存の活用方法を見つけることができないであろう。それと同時に、経路依存は、どのように会計学や経済学において用いられてきたのかについて検討することも必要であろう。こうした議論を通じて、我々が経路依存をどのように活用すべきかについて検討したいと思う。

特に、既存の会計学は、会計に対する歴史や文化の影響を通じて経路依存と呼ばれる現象を考察してきたが、我々は、North の「行動仮説」と「制度変化の理論」を用いて経路依存を導出する方法について検討する。そして、我々は、North 理論を用いた経路依存研究が会計学にとってどのような意義と限界を保有しているのかについても考える。

そこで、我々は、次のように本章を構成する。第二節では、既存の会計学の「行動仮説」を言及して、経路依存と呼ばれる現象が存在することについて述べる。第三節では、経路依存の概念的基礎について明らかにして、経路依存自体の議論を展開する。また、経路依存が経済学・会計学でどのように用いられてきたのかについても検討する。第四節では、North の「制度変化の理論」を用いて経路依存を導出する方法を述べて、会計基準分析へと援用する意義と限界について述べることにしたい。第五節は、本章の含意を総括して、North 理論から引き出された経路依存に対する方法論についてのまとめることにしたい。

第二節 会計学・経済学の「行動仮説」と経路依存

第一項 会計学の様相 —資本市場アプローチと契約理論アプローチ—

Paton and Littleton[1940]は、会計基準(accounting standard)を「脈絡ある、相互に斉整せられた、首尾一貫した理論体系(a coherent, coordinated and consistent body and doctrine)⁴」の具現であると位置づけた。すなわち、会計基準は、会計理論の首尾一貫した体系によって規定すべきと論じたのである。また、彼らによれば、会計基準が首尾一貫した理論体系の具現でなければならない理由とは、経営者が利害関係者に対して「信頼しうる、適切な情報を提供するという義務」を果たすに際して、「会計書類を編成し、試査し、報告するにあたり認識されるべき原理と遵守されるべき方法」が利害関係者の広い関心となったからであると述べている⁵。さらに、彼らは、「資本は公共の利益に役立つような産業に、また同一産業のなかでは経営者が資本を有効に利用しうる企業に流入すべきである」とも述べ、効率的な資源配分についても述べている⁶。

したがって、Paton and Littleton[1940]は、効率的な資源配分あるいは利害関係者への「信頼しうる、適切な情報を提供する」という目的から会計基準が「首尾一貫した理論体系」にもとづいていなければならないと述べたのである。会計学研究では、Paton and Littleton[1940]の主張するように、会計基準を「首尾一貫した理論体系」で説明できるように試みてきた。

本論文は、それから60年あまりを経た現在、会計基準が「脈絡ある、相互に斉整せられた、首尾一貫した理論体系」によって支えられているであろうかという問題からスタートする。このような問題が提起されるに至る理由のひとつは、アメリカにおいて1970年以降に指摘されることになった「会計の政治化(politicization of accounting)」によるものである。

Zeff [1978]によれば、利害関係者たちは、会計測定および公正な開示といった伝統的な会計問題を主張するのではなく、「経済的帰結(economic consequence)⁷」

⁴ Paton and Littleton [1940] p.vi(中島訳[1958] 3頁).

⁵ Paton and Littleton [1940] p.3(中島訳[1958] 4頁).

⁶ Paton and Littleton [1940] p.3(中島訳[1958] 5頁).

⁷ 経済的帰結とは、企業、政府、組合、投資家、債権者の意思決定行為に対する会計報告のインパクトを意味する(Zeff [1978] p.56)。

に関心をもって会計基準設定に干渉し始めた⁸。そして、この経済的帰結の問題は、特に 1970 年代の会計基準設定の際に表面化し始めたのである。それらは、たとえば「研究開発、自己保険と破産準備金、開発準備段階企業、為替変動、リース、不良債権のリストラクチャリング、国内インフレおよび相対価格変動、石油産業の探査・採掘費⁹」の際に発生したのであった。この結果、会計基準は、もはや伝統的な会計問題から規定されるのではなく、外部利害関係者からの圧力を受け、経済的あるいは政治的な産物であることが主張されはじめたのである。

このような一連の動きによれば、会計基準は、Paton and Littleton[1940]の主張したような「首尾一貫とした理論体系」ではなく各種の利害関係者の経済的帰結によって規定されていることになる。会計学は、こうした現状に克服あるいは対応すべく経済学の基礎をもって会計基準を策定する動きが強まることになる。それらは、主に旧来から存在した「証券投資意思決定助成機能」と「会計責任機能」に対して経済学の基礎に与えたものである¹⁰。

前者は、資本市場理論にもとづいた会計学(資本市場アプローチ)あり、後者は、契約理論あるいはエイジェンシー理論にもとづいた会計学(契約理論アプローチ)である¹¹。それぞれ記述・実証研究をもって制度的な正当性を主張するようになった。そこで、我々は、二つのアプローチについて考えるために、最低限の解説を加えようと思う。

資本市場アプローチは、投資家の意思決定に有用な情報を提供し、効率的な資源配分を実現させようとする。その経済学的基礎とは、「新古典派ミクロ経済学の基礎をもち、個人の現在消費と将来消費から得られる効用を極大化するという命題から、個人のポートフォリオ行動の原理を解明し、そこからさらに株式市場の価格形成メカニズムを解明する¹²」というものである。資本市場アプローチの実

⁸ Zeff [1978] p.57.

⁹ Zeff [1978] pp.59-60.

¹⁰ 「証券投資意思決定助成機能」と「会計責任機能」の会計情報公開論については、山地[1994]に詳述されている。

¹¹ これらの代表的著作としてについては枚挙にいとまがないが、契約理論アプローチについては、Sunder [1997](山地・鈴木・松本・梶原訳[1998])、資本市場アプローチについては、山地・音川訳[1999](Brown [1994])をあげることができる。

¹² 山地 [1994] 18 頁。

証研究では、一般に市場の効率性について半強度¹³の効率的市場を想定し、会計情報の有用性を主張してきたのである。すなわち、会計情報が市場全体に効果があることを念頭において、個々の投資家について有用であり、したがって、ある種の会計基準が新たな情報あるいは既存の情報を投資家に提供することが有効であると主張するのである¹⁴。

上記の議論からわかるように、資本市場アプローチの会計目的は、Paton and Littleton[1940]の会計目的を引き継ぐものであると理解してよいであろう。また、アメリカ財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Boards: FASB)の財務会計諸概念ステートメント(Statement of Financial Accounting Concept: SFAC)シリーズは、財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standards: SFAS)等の会計基準の枠組みを示すものであり、一貫して「投資家の意思決定に有用な情報を提供する」ことから「首尾一貫した理論体系」を築こうとしている¹⁵。したがって、Paton and Littleton[1940]の主張は、経済学的基礎を得て資本市場アプローチに受け継がれているといえる。

これに対して、契約理論アプローチは、企業と利害関係者が契約で組織化されていると捉え¹⁶、エイジェント・プリンシパル間の情報の非対称性を緩和するために会計報告を行おうとするのである¹⁷。その経済学的基礎は、資本市場アプ

¹³ Fama[1970]は、市場が情報に反応する程度に弱度・半強度・強度という三つの効率的市場を想定した(Fama [1970] p.383)。弱度の効率的市場とは、「過去の株価情報を反映する」市場である。半強度の効率的市場とは、「株価は公表されたすべての情報を即座にかつ十分に反映する」市場である。強度の効率的市場とは、「投資家集団がどんな情報であっても独占的アクセスする」市場である。

¹⁴ 須田 [2000] 115 頁。

¹⁵ 加藤 [2002] 185-186 頁によれば、SFACシリーズの構成は、財務報告の目的(SFAC No.1 および SFAC No.4)→その目的にかなう情報の選択基準としての情報の質(SFAC No.2)→情報の内容をなす財務諸表の要素(SFAC No.6)→その要素の認識(SFAC No.5)→その要素の測定(SFAC No.5)→報告の様式・形態となっている。

¹⁶ 企業がどのように契約で組織化されているかについては、Sunder[1997] pp.14-20(山地・鈴木・松本・梶原訳 [1998]17-24 頁)を参照せよ。

¹⁷ Sunder [1997]によれば、契約理論アプローチにおける会計の役割は、次の五つの機能から理解されうると主張している Sunder [1997] p.7(山地・鈴木・松本・梶原訳 [1998] 8 頁))。(1)各関係者の提供した資源の測定、(2)各関係者に与えられる資源請求権の測定と支出、(3) 契約履行の状況に関する関係者への報告、(4)組織が資源を得ているさまざまな要素市場の流動性を維持するための潜在的関係者への情報の分配、(5)契約の交渉コストを減らすのに役立つ共有知識としてのある種の情報の分配。

ローチの基礎にある新古典派経済学ではなく新制度派経済学¹⁸を基礎とするものである。ここで重要な点は、資本市場アプローチが完全市場を想定しているのに対して、契約理論アプローチは、不完全市場あるいは不完備市場を想定し、個人については限定合理性あるいは学習の限界を想定し、情報の非対称性が存在する中での経済主体(利潤・便益)の効用最大化を考察するものである。

契約理論アプローチは、エンジェンシー関係を前提として会計報告について考察する。Jensen and Meckling[1976]によれば、エイジェンシー関係は、「ある一人以上の者(プリンシパル)が自身の代わりに他者(エイジェント)をして、何らかかのサービスに従事させる契約」として定義され、「これになにがしかの意思決定権限をエイジェントに委譲することも含む」と述べられている¹⁹。そして、Jensen and Meckling[1976]は、エイジェンシー関係において、次の三つのエイジェンシー・コストが生じると主張する²⁰。

- (1)プリンシパルによるモニタリング・コスト
- (2)エイジェントによるボンディング・コスト
- (3)残余損失

山地 [1994]にしたがって、上記のコストを会計報告に関わらしめていえば、次の通りになる²¹。モニタリング・コストとは、経営者が企業の財・用役を個人的用途に流用するなどして株主の利害ではなく自身の利害極大化行動するような行動(モラル・ハザード)を防止するために、経営者の行動を監視するコスト(モニタリング・コスト)である。ボンディング・コストとは、経営者の情報が経営者に偏在しているので低能力な経営者しか経営者市場に存在しない状況(アドバース・セ

¹⁸ 赤澤昭三・関谷登・太田正行・高橋真 [1998] 13 頁によれば、新制度派経済学(New Institutional Economic: NIE)は、K. J. Arrow などの『企業と組織の経済理論』、J. M. Buchanan や M. Olson などの『公共選択論』、F. A. von Hayek や U. Witt などの『進化経済学』、R. A. Posner や R. H. Coase などの『法と経済学』、S. Pejovich や J. M. Buchanan などの『所有権の経済分析』、D. C. North や M. Olson などの『経済史の理論』、R. H. Coase や O. E. Williamson などの『取引費用の経済学』などの多岐にわたる。

¹⁹ Jensen and Meckling [1976] p.308.

²⁰ Jensen and Meckling [1976] p.308.

²¹ 山地 [1994] 38-39 頁。

レクション)を回避するために、経営者が自分自身の情報をシグナルとして発し(シグナリング)、自らの能力を保証するコスト(ボンディング・コスト)である。残余損失とは、モニタリングやシグナリングを行っても生じる企業価値の低下をいう。契約理論アプローチでいう最適な財務報告制度とは、前者二つのコスト、つまりモニタリング・コストとボンディング・コストが最小となる形態をいう。

以上のように資本市場アプローチと契約理論アプローチを概説してきたが、会計基準は、資本市場アプローチと契約理論アプローチからいえば、どのように規定できるであろう。資本市場アプローチからいえば、会計基準は、最高目的たる「投資意思決定に対する有用な情報を提供する」ものが会計基準として選ばれるために、証券市場を中心としたものとなる(市場ベース)。これに対して、契約理論アプローチからいえば、会計基準は、企業と利害関係者の様々な契約から組織化されることになる(組織ベース)。たとえば、利益数値が財務報告(株主との契約)と税務報告(政府との契約)のどちらにも影響を与える可能性をもつので、会計基準は、二つの契約における情報の非対称性を最小化するものである。

また、二つのアプローチは、会計基準の発展に関する考え方についても大きく異なる。すなわち、資本市場アプローチにおいては、投資家の意思決定有用性を究極目的とする「首尾一貫した理論体系」によって会計基準の標準化・統一化が目指されることになる。それゆえ、会計基準は、より投資意思決定有用性の高い情報を生成するものを累積的に展開させていくことになる。これに対して、契約理論アプローチにおいては、企業と利害関係者との各種契約によって最適な会計報告が異なるために、会計基準の多様化が生じることになる。それゆえ、会計基準は、会計基準設定時の企業と利害関係者の環境や状況によって状況対応的な展開を遂げることになる。以上のような資本市場アプローチと契約理論アプローチの特徴をまとめれば次の通りになる。

図表1-1 資本市場アプローチと契約理論アプローチの相違点

	資本市場アプローチ	契約理論アプローチ
目的	意思決定に有用な情報の提供	情報の非対称性の緩和
理論体系	市場ベース	組織ベース
経済学的基盤	新古典派経済学	新制度派経済学
会計基準の標準化	標準化・統一化	多様化
会計基準の発展	累積的	状況対応的

では、現実の会計基準は、どちらのアプローチが主張する世界に近いと考えられるであろうか。我々は、二つのアプローチを比較した場合、契約理論アプローチのほうが資本市場アプローチよりも現実の会計基準をよりよく説明できると考える。その理由は、「会計の政治化」「会計基準の多様性」という二つの問題にあると考える。第一点の「会計の政治化」の問題については、前述したとおりである。すなわち、会計基準は、Paton and Littleton[1940]が主張するような「首尾一貫した理論体系」によって支えられているのではなく、各利害関係者の経済的帰結によって左右されているからである。

第二点の「会計基準の多様性」は、現実の会計基準が新古典派経済学(資本市場アプローチ)の主張するように収斂していないということである。この問題は、経済学上でも指摘されているように、制度が長期的に収斂するという含意にもかかわらず、実際は各経済間の諸制度には差があるということである²²。この点は、会計基準にも該当する。たとえば、次章で詳述することになるが、本論文が取り上げる研究開発費会計においても、開発費の会計処理がイギリスの会計実務基準書(SSAP)とアメリカの財務会計基準書(SFAS)で異なる。もっと大きな観点とみたとしても、国際会計基準への統合が叫ばれているなかでも日本のトライアングル体制はいまだに存在しており、会計基準が一つの目的に収斂しているように考えられない。このような例は、大きな例から小さな例まで枚挙にいとまがない。その意味において、現実の会計基準は、資本市場アプローチよりも契約理論アプローチの主張する世界に近いであろうと考えられる。

しかしながら、我々は、契約理論アプローチを採用することにも問題があると考ええる。それは、契約理論アプローチの「行動仮説」である。会計学の「行動仮説」を議論することは、資本市場アプローチも契約理論アプローチも採用できないことを明らかにする。そこで、次項以降では、North[1990]にしたがって新古典派経済学と新制度派経済学の相違について詳述し、「行動仮説」の問題を説明する。

第二項 会計学と「行動仮説」

以上のように、現在の会計学の様相を明らかにし、会計学が新古典派経済学や

²² North [1990] p.92(竹下訳[1994]94頁).

新制度派経済学を援用していることを指摘した。また、現実の会計基準は、二つの点から資本市場アプローチよりも契約理論アプローチの世界に近いと指摘した。ここでは、二つのアプローチが想定する「行動仮説」について明らかにし、資本市場アプローチも契約理論アプローチも採用できないことを明らかにする。

まず、「行動仮説」がなぜ会計学にとって重要であるかを明らかにしよう。「行動仮説」は、資本市場アプローチあるいは契約理論アプローチにとってもっとも基本的な仮説である。極論すれば、資本市場アプローチと契約理論アプローチの差は、「行動仮説」より導きだされているといってもよい。その結果、図表 1-1 に示したような差が資本市場アプローチと契約理論アプローチに生じてしまうのである。したがって、資本市場アプローチと契約理論アプローチの「行動仮説」を探求すれば、その差あるいは問題点が明らかにされるであろう。

それでは、資本市場アプローチと契約理論アプローチの「行動仮説」とは、どのようなものであろうか。そして、「行動仮説」の差がなぜ会計学に図表 1-1 のような差をもたらしてしまうのであろうか。この問いに答えるために、我々は、North[1990]の第三章「制度の理論における『行動仮説』」を用いて解説する。North [1990]を用いる理由は、我々の「行動仮説」が North[1990]に非常に近いことにある。彼は、新制度派経済学の立場から新古典派経済学と新制度派経済学の「行動仮説」の違いを記述している。新古典派経済学と新制度派経済学の差は、資本市場アプローチと契約理論アプローチにも該当し、North[1990]の「行動仮説」の検討自体が契約理論アプローチの問題をも明らかにしてくれる。

第一に、新古典派経済学の「行動仮説」とは、どのようなものであろうか。新古典派経済学の「行動仮説」は、大雑把に言えば、あらゆる機会において費用と便益を比較検討するという合理的最大化行動である²³。厳密にいうのであれば、次のように要約できるであろう(Sidney Winter の要約)。

- 「1. 経済的な世界は、合理的に均衡にあるとみなされる。
2. 個々の経済行為者は、繰り返し同じ選択状況に直面する、あるいは非常に類似した選択を次々に直面する。

²³ 藪下・秋山・金子・立木・清野訳 [1995] 7 頁。

3. 行為者は安定した選好をもち、それゆえ安定した基準にしたがって個々の選択の結果を評価する。
4. 繰り返し提示を条件とすれば、どの行為者も結果を改善するための何らかの利用可能な機会を確認・利用することができ、そして営利企業の場合には、競争によって除去されるという条件のためにそうするであろう。
5. それゆえ、個々の行為者が自己の選好の極大化に失敗するような均衡は生じえない。
6. 世界は近似的均衡状態にあるので、それは、少なくとも、行為者が極大化しているという仮説によって用いられる均衡パターンをおおむね示している。
7. 適応プロセスの詳細は複雑で、おそらく行為者と状況に特有のものがある。対照的に、最適均衡と結びつく規則性は比較的単純である。それゆえ、極端につましく考えれば、経済的理解を高める道はこれらの規則性を理論的に検討し、そしてその結果とその他の観察結果とを比較することであるとされる²⁴。」

ここからわかるように、新古典派経済学の「行動仮説」とは、「合理的に行動する人々は生き残り、そうでない人は失敗するということを競争圧力が保証し、それゆえ進化論的競争状況において、継続的に観察される行動はそうした基準にしたがって行為してきた人々の行動であるということを競争圧力が保証する²⁵」という仮説なのである。したがって、新古典派経済学の「行動仮説」においては、「行為者は彼らが選択を行う世界に関する真のモデルを提供する認知システムをもっているという仮説、あるいは少なくとも、行為者は多様な当初のモデルに収斂に導く情報を受け取るという暗黙の仮説²⁶」を想定しているのである。

第二に、新制度派経済学の「行動仮説」とは、どのようなものであろうか。新制度派経済学の「行動仮説」は、端的には新古典派経済学の「行動仮説」の欠陥を補強したものである。特に、新古典派経済学が想定するように、行為者が真のモデルや収斂方向を認識しているという仮説は、現実問題を考える場合には厳し

²⁴ North [1990] p.19(竹下訳 [1993] 24-25 頁)。quoted in Winter, S., [1986], “Comments on Arrow and on Lucas,” in R. M. Hogarth and M. W. Reder eds., *The Behavioral Foundations of Economic Theory. Journal of Business*, Vol.59, Supplement, p.429.

²⁵ North [1990] p.19(竹下訳 [1993] 25 頁)。

²⁶ North [1990] p.17(竹下訳 [1993] 22 頁)。

すぎる²⁷。そこで、North[1990]の「行動仮説」は、新古典派経済学の合理的最大化行動の欠陥、すなわち人間行動における(1)動機づけと(2)環境の解釈という側面を現実に接近させた仮説である。

すなわち、(1)動機づけに関する点とは、人々が単純に合理的最大化行動を行うのではなく、アイデアやイデオロギーやドグマに結びついた行動をとるということである。特に、個々人にとって自分自身の価値や利害が表現できることの代償が低いとき、アイデアやイデオロギーやドグマや一時的な熱中などに結びついた行動をとる度合いが大きいということである²⁸。(2)環境の解釈に関する点とは、行為者の知識と計算能力が厳しく制限されるために必ずしも真のモデルあるいは収斂方向を認識できず、行為者は、既存の精神的構造物を通して情報を処理することで環境を解釈しているということである。これは、「認知心理学の合理的な人間は、利用可能な知識と計算手段の観点から手続きの上で合理的に自己の決定を行おうと努める²⁹」ことから生じている。

この(1)動機づけと(2)環境の解釈という観点から新古典派経済学の「行動仮説」を修正した結果、North[1990]の「行動仮説」とは、行為者が「各人間で異なる主観的なモデルに基づいて選択を行なう³⁰」ということになるのである。

上記の考察からわかるように、新古典派経済学と新制度派経済学の「行動仮説」の差は、人間行動における(1)動機づけと(2)環境の解釈に集約されている。この差が制度の定義に対して決定的な差をもたらす。新古典派経済学の「行動仮説」においては、人は、真のモデルや収斂方向を認識しているので、自分自身にとって最も合理的選択を行い続ける。その意味において、人が従う制度とは自分自身の合理的選択ということになる。したがって、新古典派経済学における制度とは、

²⁷ North[1990]は、経済学の扱う諸問題において新古典派経済学の「行動仮説」が間違っていると指摘している(North [1990] p.17(竹下訳 [1993] 22 頁))。

²⁸ North [1990] p.22(竹下訳 [1993] 28 頁)。このような人間行動の例示は、North [1990]のいたるところで例示されているが、一例を示すと反奴隷制運動をあげることができる。反奴隷制運動は、自分たちの利益のために用いる人々もいたが、反奴隷制運動の知的な力が作用している。すなわち、「個々人が奴隷制に対する自分たちの嫌悪感を彼らにとって比較的低い費用で表明でき、同時に奴隷所有者に非常に高い代償を強いることができたことにある(North [1990] p.85(竹下訳 [1993] 112 頁))。」

²⁹ North [1990] p.23(竹下訳 [1993] 30 頁)。quoted in Simon, H., [1986], "Rationality in Psychology and Economics," in R. M. Hogarth and M. W. Reder eds., *The Behavioral Foundations of Economic Theory*. *Journal of Business*, Vol.59, Supplement, pp.210-211.

³⁰ North [1990] p.22(竹下訳 [1993] 28 頁)。

人自身であり、ゲーム論的な発想で述べるのであれば「ゲームのプレイヤー³¹」といえるであろう。

これに対して、新制度派経済学の「行動仮説」においては、人は、アイデアやイデオロギーなどの介入や知識や計算能力の限界から主観的なモデルから選択を行うことになる。その際に、人は、知識や計算能力の限界から生じる不確実性を減少させるために制度にしたがって行動する。その意味において、人が従う制度とは、自分自身の能力の限界である。したがって、新制度派経済学における制度とは、制約条件であり、ゲーム論的な発想で述べるのであれば「ゲームのルール³²」といえるであろう。ここで注意しなければならないのは、新制度派経済学における制度は、単に人の能力を制限するばかりだけでなく、同時に機会やインセンティブを与えるものでもある。なぜならば、能力の限界は、同時に機会やインセンティブに気付く能力があることも意味しているからである。

このような「行動仮説」や制度観の差は、制度の発展に対する含意にまで拡張されることは自明である。すなわち、新古典派経済学の「行動仮説」や制度観においては、非効率的な制度が取り除かれ、効率的な制度のみが生き残るので、制度は効率的な制度へと長期的に収斂していく。これに対して、新制度派経済学の「行動仮説」や制度観においては、必ずしも非効率的な制度が取り除かれることはなく、制度は効率的な制度へと長期的に収斂しない可能性がある。ただし、ここでの「効率的」の意味は、経済学上において経済成長を生み出すことと解されることには注意が必要である。以上の点をまとめれば、図表 1-2 のとおりになる。

図表1-2 新古典派経済学と新制度派経済学の違い

	新古典派経済学	新制度派経済学
行動仮説の前提	合理的行為者のみ生き残ることを競争圧力が保証	アイデア・イデオロギーの介入・知識や計算能力の限界
行動仮説	真のモデルあるいは収斂方向を認知した上での選択	各人間で異なる主観的なモデルに基づいて選択
制度観	人・ゲームのプレイヤー	制約条件・ゲームのルール
制度の発展	長期的に収斂する	必ずしも収斂しない

³¹ 瀧澤・谷口訳 [2001] p.8。

³² 「制度は、社会におけるゲームのルール、より形式的に表現するならば、人間相互作用を形作る人為的に創出された制約条件である。・・・中略・・・経済学が用いる専門用語を用いれば、制度は個人の選択集合を規定し、また制約する(North [1990] pp.3-4(竹下訳 [1994] 3頁))。

このような経済学的前提を受けて、会計学では、図表 1-1 で示すような資本市場アプローチと契約理論アプローチの差が生じてしまったのである。すなわち、資本市場アプローチは、資本市場の市場参加者が市場の競争圧力を所与として企業に関する真の情報を収集する制度として会計基準を位置づける。当該理論における会計基準は、もっとも効率的に意思決定に有用な情報を与える基準へと収斂・進歩していくことになる。契約理論アプローチは、各利害関係者間で主観的に導出されたモデルから行われた契約を支援するために会計基準を位置づける。当該理論における会計基準は、さまざまな契約目的から影響を受けて必ずしも収斂せずに多様化する可能性がある。

ここで、新制度派経済学者 North の「行動仮説」から 2 つのアプローチをみた場合、どのような問題が明らかにされるであろうか。

まず、資本市場アプローチについて考えよう。資本市場アプローチの「行動仮説」は、まさに新古典派経済学の「行動仮説」そのものであり、完全市場における合理的最大化行動である。North[1990]は、新古典派経済学の「行動仮説」が興味ある経済問題を取り扱うにあたって間違っていると指摘しており、これを援用する資本市場アプローチの「行動仮説」も間違っていることになる。これは、実際の人間行動が新古典派経済学のような「行動仮説」どおりに行われなからである³³。実際、実験会計学は、「人々がどのような会計関連意思決定を行うのか、あるいはその意思決定が市場価格にどのように影響するのか³⁴」を明らかにすることで、資本市場の非効率性に対して大きな証拠を提供している。したがって、我々は、資本市場アプローチを採用することには問題があると考える。

次に、契約理論アプローチについて考えよう。契約理論アプローチの「行動仮説」は、不完備・不完全情報を仮定した上で、行為者の知識と計算能力を制限された合理的最大化行動である³⁵。それゆえに、契約理論アプローチと North[1990]

³³ この点については、新古典派経済学の「行動仮説」が近年のゲーム理論や実験経済学の発展によって明らかにされつつある(西部監訳 [2003] 5 頁)。また、この動向は、最近では会計学にまで波及し、実験会計学という分野が形成されつつある。

³⁴ Libby, Bloomfield and Nelson [2001] p.2.

³⁵ たとえば、Sunder [1997]は、市場の分析に関しては経済全体を「契約のネクサス」として捕らえることなく、依然として従来市場理論、新古典派経済学の枠組みを

の「行動仮説」は、行為者の知識と計算能力の制限について共通しているといえる。しかしながら、契約理論アプローチの「行動仮説」は、アイデアやイデオロギーによる動機づけあるいは既存の精神的構造物による環境の解説といった側面を無視している。その結果、契約理論アプローチは、新制度派経済学における行為者の知識と計算能力の制限のみを取り込んだだけであって、その他の部分は新古典派経済学の「行動仮説」と変わらないのである。したがって、我々は、契約理論アプローチを採用することにも問題があると考える。

では、我々は、どのような「行動仮説」を採用すべきであろうか。我々は、North[1990]の「行動仮説」を採用して会計学を検討すべきだと考える。二つのアプローチからの大きな相違は、「行動仮説」に対してイデオロギーを導入することにつきよう。では、なぜイデオロギーの導入が必要なのであろうか。この点については、次項で考察するとともに、イデオロギーを導入した「行動仮説」によって見られうる、経路依存について解説することにしよう。

第三項 イデオロギーの導入と経路依存

我々は、資本市場アプローチと契約理論アプローチの相違について述べ、North[1990]の「行動仮説」からみた既存の会計学の問題点について指摘した。ここでは、なぜイデオロギーの導入が必要であるのかという点について詳述し、Northの行動仮説における経路依存という現象について焦点を当てる。まず、我々は、「既存の会計学におけるイデオロギーの活用」、「『行動仮説』におけるイデオロギーの役割」、「新制度派経済学と制度派経済学の部分的調整」という三つの点からイデオロギーの導入を主張する。

第一に、「既存の会計学におけるイデオロギーの活用」とは、既存の会計学が会計制度・会計基準等におけるイデオロギー等の影響を指摘していることを意味する。たとえば、山地[1994]は、アメリカ政府の企業規制に対する民主主義的政治思想が「民主主義的情報公開」の基盤を形成していくことを主張している。具体的には、Hamilton(最低限度基準思想)³⁶とJackson(自由契約思想)³⁷の政治思想の妥

用いている(山地・鈴木・松本・梶原 [1998] vi頁)。

³⁶ 「ハミルトンの思考は、…中略… 厳密な最低限の州規制の下で私的に管理された経済を目指すという方向」である(山地 [1994] 91頁)。

協点として Jefferson の中間的政治思想³⁸がマサチューセッツ州の鉄道規制委員会規制を形成させたと主張する³⁹。したがって、我々は、イデオロギーの導入が既存の会計学の研究から考えても別段特筆すべきことではない。

第二に、「『行動仮説』におけるイデオロギーの役割」は、イデオロギーが行為者の知識と計算能力を規定した場合に重要な役割を持つことを意味する。North[1981]は、次のようにイデオロギーの本質を指摘している⁴⁰。

1. イデオロギーは、諸個人がその環境と折り合いをつけ、「世界」を手に入れて意思決定過程を単純化するための節約手段である。
2. イデオロギーは、個人が抱く世界の公正についての道徳的倫理的判断と解きがたく絡み合っている。この状況は明らかに、様々な選択肢—競合的な諸合理化ないし諸イデオロギー—がありえうとすることを意味している。所得の「適切な」分配についての規範的な判断は、イデオロギーの重要な部分である。
3. 諸個人がそのイデオロギー上の考え方を変えるのは、経験がイデオロギーと不整合となるときである。基本的には、彼らはその経験によりうまく「適合」する新たな合理化を發展させようと試みる。

ここで重要なのは、第一点である。契約理論アプローチは、行為者の知識と計算能力を制限しており、手続きの上で合理的に自己の決定を行おうと努めると仮定している。しかし、契約理論アプローチは、North [1981]が指摘するようなイデオロギーによる単純化の機能を完全に無視してしまっている。North[1981]によれば、イデオロギー理論の欠如が新制度派経済学の欠陥であるとして指摘しており⁴¹、契約理論アプローチはこの問題を完全に無視している。そこで、本論文は、

³⁷ 「ジャクソン民主主義の基調は、ある論者によって『負の自由主義』として特徴付けられ、基本政策である政府介入を最低限に抑え、各個人の自由を保証するという考え方」である(山地 [1994] 96 頁)。

³⁸ Jefferson の政治思想は、Hamilton の政治思想や Jackson の政治思想とは異なり、大衆を立ちながら大衆とは一線を画した政治思想である。それは、「大衆を抱き込み宥和化した権力闘争」であり、それが「大衆そのものが権力を握る闘争」であるかのような色彩をもってくることになる(山地 [1994] 97 頁)。

³⁹ 山地 [1994] 87-151 頁。

⁴⁰ North [1981] p.49(中島訳 [1989] 68-69 頁)。

⁴¹ North [1981]は、アイデアやイデオロギー等が制度変化の大きな要因であり、新制

North[1981; 1990]にしたがってイデオロギーを導入する必要があると考える。

第三に、「新制度派経済学と制度派経済学の部分的調整」は、イデオロギーの導入によって新制度派経済学と制度派経済学の不整合を部分的に解消できることを意味する⁴²。すなわち、イデオロギーの導入が新制度派経済学の枠組みを維持したままで制度派経済学⁴³において指摘されてきた点を一部吸収する点である。この点を厳密に述べるためには、新制度派経済学と制度派経済学の違いを明らかにしなければならない。

赤澤・関谷・太田・高橋 [1998]によれば、制度派経済学と新制度派経済学の違いは、次のように要約される。

図表1-3 新制度派経済学と制度派経済学の相違点

	制度派経済学	新制度派経済学
制度論	社会慣習・儀式的行動	社会のゲームのルール
方法論	方法論的全体主義	方法論的個人主義
人間論	文化の産物	合理的な選択者
極大化仮説	拒絶	採用

(出所) 赤澤・関谷・太田・高橋 [1998] 30 頁。

制度派経済学の制度観は、創始者 Veblen によれば、「『制度とは、個人や社会の特定の関係や特定の機能に関する広く行きわたった思考習慣なの』であり、長年幾世代にもわたって受け継がれてきた社会慣習・社会規範・価値観などである⁴⁴。」新制度派経済学の制度観は、前項で示したとおり、制約条件やゲームのルールとして定式化されるものである。制度派経済学の方法論(方法論的全体主義)は、「経済活動を人間活動全般の一部としてとらえ、経済活動とその他の社会・文化

度派経済学はイデオロギー理論がなければ不完全であると主張する(竹下訳 [1996] 75 頁; North [1981] pp.45-58(中島訳 [1988] 63-82 頁)). すなわち、「イデオロギーについての、あるいはより一般的には知識社会学についての明示的な理論がなければ、現在の資源配分や歴史的変化を説明する我々の能力には、大きな欠陥が存在することになる(North [1981] p.47(中島訳 [1988] 66 頁)).」

⁴² Sawabe and Yamaji [1999] p.13 は、「会計学の合理的選択の制度主義と認知制度主義のコミュニケーションは、たとえ表面上の基本問題において互いに対立したとしても、より多くの成果を生み出すであろう」と主張している。

⁴³ 赤澤・関谷・太田・高橋 [1998]によれば、制度派経済学は、T. B. Veblen や J. R. Commons や W. C. Mitchellk などの『旧制度派』、J. K. Galbraith や C. E. Ayres などの『新制度派』に分かれる。

活動などとの相互関係に着目する⁴⁵。」これに対して、新制度派経済学の方法論(方法論的個人主義)は、経済分析の単位を個人におき、「個人行動の分析とそこから得られた推論から経済活動全般、そして制度の説明が行われる⁴⁶。」また、制度派経済学の間人観は、その時代の歴史と文化が作り出したものであり、最大化行動を否定するのに対して、新制度派経済学の間人観は、合理的に物事を判断し、的確な選択的行動をとり効用を最大化するものである⁴⁷。

ここで注目すべき点は、新制度派経済学が新古典派経済学の枠組みを拡大したものであり、あくまでも「個人の目的保有行動」から社会・経済・政治現象等を考察していることである。これに対して、制度派経済学は、あくまでも「文化」から社会・経済・政治現象等を考察しようとする。したがって、新制度派経済学と制度派経済学の間には大きな隔たりが存在し、新制度派経済学は、制度派経済学でいう「文化」をほとんど記述していないのである⁴⁸。特に、制度派経済学者の Hodgson は、新制度派経済学が新古典派経済学の一派だと指摘している⁴⁹。

しかしながら、North [1990]は、「文化は諸個人が情報を処理する方法を定義する」と述べ、文化の影響を取り入れる⁵⁰。すなわち、文化は、情報処理方法を定義して、人が精神構造物を通じて外部情報を認識するのを助ける。その結果、多くの個人の間で共通した一致したイデオロギー(コンセンサス・イデオロギー)が生まれるかもしれない。たとえば、North [1981]は、「法、仲間の市民の権利、国家および支配者の権威に対する広範な尊重は、いかなる社会の維持にとっても不可欠である。…中略… 支えるイデオロギーがなければ、パワー・エリートにとって市民を監視する費用と市民にとっての互いを監視し合う費用は無限大に近づ

⁴⁴ 赤澤・関谷・太田・高橋 [1998] 28 頁。

⁴⁵ 赤澤・関谷・太田・高橋 [1998] 29 頁。

⁴⁶ 赤澤・関谷・太田・高橋 [1998] 29 頁。

⁴⁷ 赤澤・関谷・太田・高橋 [1998] 30 頁。

⁴⁸ これは、新制度派経済学が規則に従った行動(rule following)を次のような観点から考えるからである。すなわち、(1)情報コストおよび意思決定コスト、(2)認識および情報処理の制約、(3)個別的状況に順応しようとする際に生じる誤差リスク、(4)自分の行為が決定されたルールであるという事実によって個人に流入する利点の結果であるとしている(Rutherford [1994] p.68)。

⁴⁹ 赤澤・関谷・太田・高橋 [1998] 31 頁。

⁵⁰ North[1990] p.42(竹下訳[1994] 57 頁)。「文化は、『行動に影響を与える知識、価値、およびその他の要因をある世代からつぎの世代へ教育と模倣によって伝達すること』と定義される North[1990] p.37(竹下訳[1994] 49 頁)。」

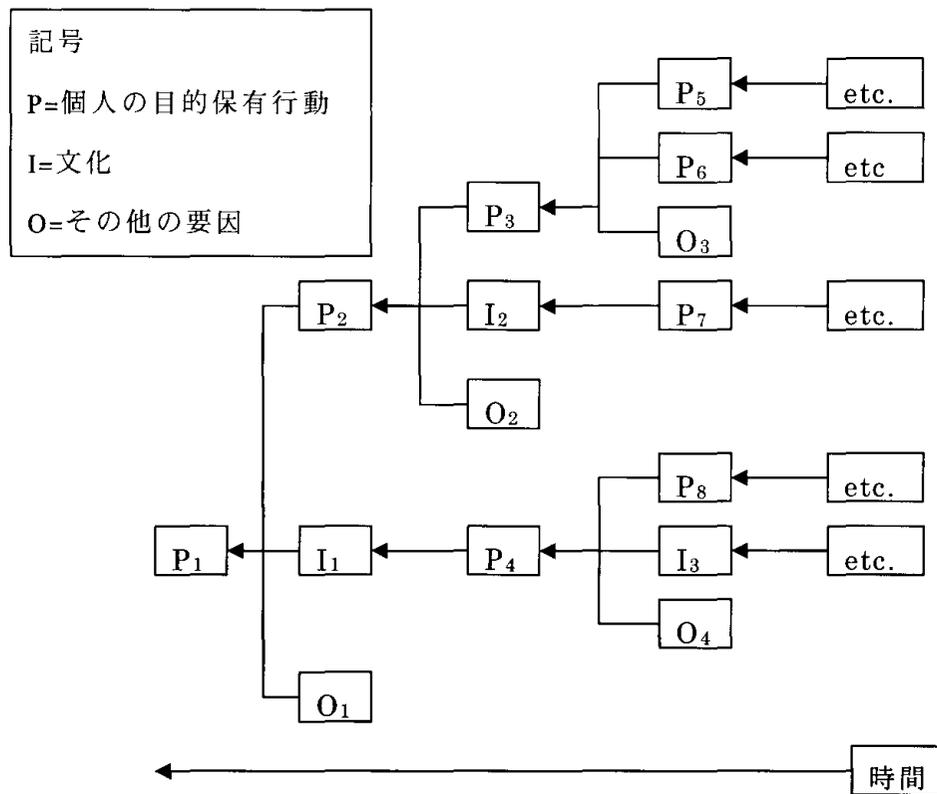
くであろう⁵¹。」と指摘する。これは、支配的なイデオロギーが経済学でいう取引コスト等が低下させている側面を指摘したものといえる。

したがって、イデオロギーの導入が「個人の目的保有行動」と「文化」の相互作用の記述を部分的に可能にし、新制度派経済学と制度派経済学の隔たりを埋める。そこで、我々は、「新制度派経済学と制度派経済学の部分的調整」からもイデオロギーの導入が必要と考える。実際、アメリカの研究開発費会計では、制度派経済学者の一人 Galbraith の軍産複合体(Military Industrial Complex: MIC)の分析を取り入れなければならないことになる。

以上のように、我々は、イデオロギーの導入が「既存会計研究におけるイデオロギーの活用」、「『行動仮説』におけるイデオロギーの役割」、「新制度派経済学と制度派経済学の部分的調整」の観点から必要であると考え。しかしながら、我々は、最後の論点で示した「個人の目的保有行動」と「文化」の相互作用を詳しく説明してない。そこで、我々は、「個人の目的保有行為」と「文化」の相互作用について述べ、その相互作用の中から経路依存を導出する。まず、「個人の目的保有行為」と「文化」の相互作用とは、次の図表 1-4 に集約されるものである。

図表 1-4 「個人の目的保有行為」と「文化」の相互作用

⁵¹ 竹下訳 [1996] 75 頁。



(出所) 八木・橋本・家本・中矢訳[1997] 81 頁修正。

図表 1-4 の「P」は、「個人の目的保有行動」を示し、「I」は、「文化」を示し、「O」は「その他のありうべき要因」を示している。また、P₁ は現在のある個人の行動として考えられ、右へ行くほど過去の要因であると仮定している。この図表では、現在の P₁ という目的保有行動は、過去の P₂ という目的保有行動と I₁ という文化と O₁ というその他の要因によって説明されることとなる。また、P₂ という目的保有行動は、P₃ と I₂ と O₂ という要因から説明され、P₃ は、P₅ と P₆ と O₃ という要因から説明されることになる。したがって、人間行動というのは、「個人の目的保有行為」と「文化」の相互作用から説明されうるものである。

次に、「経路依存」は、こうした「個人の目的保有行為」と「文化」の相互作用(図表 1-4)にどのように関わっているのだろうか。経路依存は、「小さな出来事や偶発の事象の結果が解を決定し、それが支配的になると、人をある特定の経路に向かわせる⁵²⁾」ことと定義される。実は、経路依存とは、図表 1-4 で言えば P₁

⁵²⁾ North [1990] p.94(竹下訳 [1994] 124 頁)。

が過去のある要因(たとえば P_5)によって大きく影響されている(または制約条件となっている)状態を指すものである。したがって、経路依存は、「個人の目的保有行為」と「文化」の相互作用の中で、現在の諸現象が一見のところまったく関係のないような過去の現象と深く結びついている様子を描写できることになる。

ここで注意しなければならない点は、もし新古典派経済学の「行動仮説」を採用したとしても「経路依存」という現象を導出することが可能であるという点である。これは、「行動仮説」が経路依存の方向性を決定することを示している。ただし、新古典派経済学の「行動仮説」の場合、すべての要因が「個人の目的保有行為」の中の合理的最大化行動のみに限定され、イデオロギーや「文化」や「その他の要因」を無視する。我々は、North[1981; 1990]の「行動仮説」を採用するので、「文化」や「その他の要因」についても「個人の目的保有行動」を仲介しながら記述して、経路依存の範囲を既存の会計学よりも大きく捉える。

最後に、図表 1-4 は、経路依存の問題点についても明示してくれる。それは、現在の目的保有行動 P_1 を説明する際に、その行動を説明する要因を無限に遡及してしまう可能性がある点である。これは、無限後退問題(infinite regression)⁵³と呼ばれる問題であり、経路依存を利用する場合に必ず付随する問題である。しかしながら、このような問題があるとしても、会計基準を分析する際の方法論として採用することは有用であると考え。我々は、当該問題を第三節において深く検討したいと考える。

第三節 経路依存の概念的基礎と経済学・会計学の経路依存研究

前節では、本論文が North[1990]の「行動仮説」を採用し、イデオロギーを会計学に取り入れることを表明した。本節では、経路依存の概念的基礎および経済学上あるいは会計学上の経路依存について、既存研究を用いて記述していく。

第一項 経路依存の概念的基礎

経路依存とは、前節の図表 1-4 で示したように、現在が過去の要因によって大きく影響されている(または制約条件となっている)状態を指すものである。それ

⁵³ 瀧澤・谷口訳 [2001] 19 頁。

は、新古典派経済学の「行動仮説」であろうと新制度派経済学の「行動仮説」であろうとみられる現象である。ただし、新制度派経済学の「行動仮説」は、新古典派経済学の「行動仮説」を拡張しているためにより広範な経路依存を認めうるであろう。本項では、経路依存がなぜ人間行動にみられうるかという概念的基礎について検討する。なお、経路依存の概念的基礎を解くにあたっては、Rizzello[1997]にしたがう。

まず、Rizzello[1997]は、制度を一種のルーティンとして考え、制度変化を以前のルーティンが新しいルーティンに置き換わる過程として定義して考察する⁵⁴。ここで重要な点は、新しいルーティンが人の知識獲得過程から形成されている点である⁵⁵。すなわち、新しいルーティンの形成とは、「問題のある状況を解決するために、個人がどのように使用するルーティンを合成するかを理解することである⁵⁶。」

上記の Rizzello[1997]は、次のように整理できるであろう。まず、人は、客観的な情報で構成される外部情報を個別の内生的な過程を通じて認識する。そして、人は、何らかの問題のある状況が生じた場合に、各個人のそれまでの経験から得られた主観的な認識を基に状況対応策を形成する。最終的に、各個人の主観的な認識が各個人間で共通し（間主観性）、結果その状況対応策が多くの個人間でしなうたがって社会で支配的になると、「制度」となる⁵⁷。したがって、個人の知識獲得過程が最終的に経路依存を引き起こしているといえ、経路依存の概念的基礎は、個人が既存知識を用いて外部情報を認識し、新しい制度を形成する点にあるといえよう。

この点を図表 1-4 との関連で示すのであれば、 P_1 という現在の目的保有行動は、個人が P_2 と I_1 と O_1 を知識とした上に生み出されたということになる。同様に、 P_2 は、 P_3 と I_2 と O_2 を知識とした上に生み出され、 P_3 は、 P_5 と P_6 と O_3 を知識とした上に生み出されることになる。その結果、 P_5 や P_6 や O_3 等は、 P_1 という目的保有行動を形成する上で個人の知識として制約条件(制度)となっているのである。したがって、経路依存は、歴史的連鎖の中において観測されうるのである。

⁵⁴ Rizzello [1997] p.104.

⁵⁵ Rizzello [1997] p.111.

⁵⁶ Rizzello [1997] p.111.

以上のような分析からわかるように、経路依存の概念的基礎が個人の主観的認識とその知識獲得過程の連鎖にあることがわかる。したがって、経路依存を分析するにあたっては、当然ながら個人の主観的な認識を描写しなければならない。歴史分析の場合には、当該時代の個人の主観的な認識あるいはそれに影響を与えた歴史事象や偶然性を綿密に描写し、それが以後の個人の主観的認識に影響を与えていったのかについて考察しなければならない。その結果、過去の主観的な認識がどのような影響を現在にもたらしているのか、あるいは現在にとって重要な過去の主観的な認識とは何かといった知見を得ることができる。そして、その分析結果は、「必ずしも最適な解で特徴づけられない、小さな歴史的事象が特定の経路の発展に影響する可能性⁵⁸」を示すこともある⁵⁹。

次項は、経路依存が経済学上でどのように考えられてきたのであろうかについて考察する。

第二項 経済学上の経路依存

経路依存という概念が特に経済学上で考えられるようになったのは、競合技術の採用に関する研究からである。競合技術の研究は、伝統的な新古典派経済学が収穫逓減(decrease return)を仮定し予測可能な経済の単一的均衡へと導くのに対して、収穫逓増(increase return)を仮定して予測不可能な複数均衡が生じることを指摘する⁶⁰。競合技術の研究は、競合技術、たとえばタイプライターのキーボードの配置やVHSとBetaや小型の石炭運搬車と大型石炭運搬車⁶¹や鉄道の狭軌や広軌といったさまざまな例において収穫逓増の性質があることを実証していった⁶²。

具体的な例として、Arthur [1994]は、ビデオカセットテープの例をあげている⁶³。ビデオカセットテープ市場には、ほぼ同じ価格で販売されるVHSとBetaという二つの競合するフォーマットが存在する。各フォーマットは、市場シェアが増加

⁵⁷ Rizzello [1997] pp.104-111.

⁵⁸ Magnusson and Ottosson [1997] p.2.

⁵⁹ このために、経路依存は新古典派のパラダイムへの批判とも考えられるときがある(Magnusson and Ottosson [1997] p.2)。

⁶⁰ Arthur [1994] p.1(有賀訳 [2003] 1頁)。

⁶¹ Scott [2001].

⁶² North [1990] p.93(竹下訳[1993] 123頁)

⁶³ Arthur [1994] p.2(有賀訳 [2003] 4頁)。

するにつれて収穫逡増を認知することができる。たとえば、VHS レコーダ数が多くなれば、ビデオの販路で VHS フォーマットの空テープをより多くストックすることが推奨され、それによって VHS レコーダを所有する価値を高めることになり、より多くの人々に VHS を買わせる方向に向かわせるというものである。もしこの二つのフォーマットが同時出発するのであれば、市場は、外生的な環境や運の影響を受けて結果を不安定なものにしてしまうのである。

Arthur [1994]に代表されるような競合技術の研究では、収穫逡増の配分問題を考察することによって、複数均衡・非効率性の可能性・閉塞・経路依存性(非エルゴード性)といった性質を発見するに至った。ここで、それぞれの性質について解説を加えると次のようになる⁶⁴。

- (1)複数均衡・・・多くの解が可能であり、結果は不定である。
- (2)非効率性の可能性・・・他のものよりも本質的に良い技術が支持獲得の不運のために負ける。
- (3)閉塞・・・いったん到達されると、解は脱出困難である。
- (4)経路依存・・・小さな出来事や偶然の事象の結果が解を決定し、それが支配的になると、人のある特定の経路に向かわせる。

上記のビデオカセットテープの例でいえば、複数均衡は、VHS あるいは Beta のどちらが勝利するかわからないという点を意味し、非効率性の可能性は、Beta が VHS よりも性能的に優れていたとしても VHS が勝利してしまう点を意味する。そして、閉塞は、いったん VHS が市場シェアを圧倒的に占めてしまえば、Beta へと変更することが困難であることを意味し、経路依存は、初期状態や外生的な環境や運といった要素が VHS あるいは Beta のどちらを勝利させるかを決めてしまうことを意味する。

では、収穫逡増は、伝統的な新古典派経済学に反して起こりうるのであろうか。この点に関して、Arthur [1994]は、自己強化機構(self-reinforce mechanism)という

⁶⁴ Arthur [1994] p.112(有賀訳 [2003] 159 頁); North [1990] p.94(竹下訳 [1994] 124 頁).

機構を考え出し、その源泉を次のように規定したのである⁶⁵。

- (1)大規模な機構もしくは固定費用・・・産出の増加につれて単位費用の低落という利点を生み出す。
- (2)学習効果・・・製品の普及が高まるにつれて製品改良や費用削減をするように作用する。
- (3)調整効果・・・同じ行為を取っている他の経済エージェントと「同行する」利点を付与する。
- (4)自己強化期待・・・市場での普及が高まるといっそう普及するという信念を高める。

このようにして、競合技術の研究は、伝統的な新古典派経済学に反して収穫逓増を仮定することで、経路依存などといった性質に注目するようになった。

しかしながら、経路依存という性質がそれまでの経済学においてまったく考えられてこなかったわけではない。Hodgson(西部監訳[2003])は、競合技術の研究の他に、経済学上の経路依存の例をいくつか示している⁶⁶。オーストリア学派の C. Menger のモデルに関する R. Jones の分析は、通貨単位の進化が経路依存的なケースになることを示している。すなわち、通貨単位の選択過程は、偶発事や初期認知に左右されることになり、「他の商品ではなくある特定の商品の発生を導いた初期の『偶発事』により、貨幣が鋳貨になるか、牛になるか、あるいは子安貝になるかが決定される⁶⁷。」

また、Hodgson(西部監訳[2003])は、工場制度に関わる歴史研究者の主張を元に次のような主張もしている。すなわち、工場制度と近代資本主義的企業の発展は、もっとも効率的な組織形態を採用した結果ではなく、ナポレオン戦争期のイギリスや南北戦争時の合衆国における当時の軍事的構造から影響を受けたのだと述べている⁶⁸。これは、「戦争という環境が産業組織の軍事的形態を誘発したのであり、

⁶⁵ Arthur [1994] p.112(有賀訳 [2003] 159 頁); North [1990] p.94(竹下訳 [1994] 123-124 頁)。

⁶⁶ Hodgson(西部監訳 [2003])は、ここで挙げる例の他にもいくつかの例を挙げている。詳細については、西部監訳 [2003] 218 頁を参照せよ。

⁶⁷ 西部監訳 [2003] 172 頁。

⁶⁸ 西部監訳 [2003] 317 頁。

軍隊の階層的編成に類似するものが、それと同じような作業員の組織にもみられるのである⁶⁹。」

さらに、岡崎・奥野 [1993]は、「仕組みや制度の違いは、歴史的偶然や過去の政策的介入によるものであり、過去の歴史的経路が現在を規定している⁷⁰」と述べ、具体的には日本の経済システムについて考察している⁷¹。彼らによれば、現代日本の経済システムは、「日中戦争と太平洋戦争という戦時期に、戦争経済への国家資源の総動員のための『計画経済化』とそれを実行するために作られた⁷²」と主張する。この種の議論は、一般的には「1940年体制」と知られる議論であり、現在と戦時中の連続性を論じている⁷³。

以上のような経路依存に関わる議論は、伝統的な新古典派経済学の主張とは異なり、予測不可能な多数均衡の発生を意味している。そして、そのような予測不可能な多数均衡モデルにおいて決定される均衡は、均衡外でたどってきた経路、初期条件や外的なショックの影響を受けることになるのである⁷⁴。その結果、経済学上の経路依存研究は、最終的に同一の均衡点に収束するので歴史を無視できるといふ見方ではなく、「歴史が重要である」ことを指摘することになったのである。

最後に、North[1990]や Grief[1998]の経路依存に関わる議論を紹介して本項を締めくくりにしたい。まず、North [1990]は、「制度変化の理論」を体系化した後に、「さまざまな経済社会間の経済発展や成長に違いがみられるのか⁷⁵」という問題を解く鍵として経路依存を活用する。「制度変化の理論」とは、制度変化を「相対価格の変化」と「アイデアやイデオロギーの変化」という観点から考察し、さらに制度変化の経路(全体的な制度変化の流れ)を「収穫逓増」と「不完全な市場」という観点から考察するものである。すなわち、制度変化の分析が局所的な分析であるのに対して、制度変化の経路の分析は、各経済の比較を含めた長期的な分析となる。経路依存は、後者の分析の際に制度発展パターンから経済社会間の経

⁶⁹ 西部監訳 [2003] 317 頁。

⁷⁰ 岡崎・奥野 [1993] 279 頁。

⁷¹ 岡崎・奥野 [1993]は、自らの分析を比較制度分析と称している。

⁷² 岡崎・奥野 [1993] 274 頁。

⁷³ 野口 [2002]。

⁷⁴ 西部監訳 [2003] 317 頁。

済発展や成長に違いを説明するものとして利用される。こうした分析方法については次節で詳述するため、ここでは省略する。

具体的な例として、North[1990]は、アメリカ合衆国で北西条例(North West Ordinance)⁷⁶を挙げている。北西条例は、1787年の大陸会議で可決した条例であり、相続のルール、土地所有権を規定し、地域政府(territorial government)の基本構造を創設し、各地域が自治州になるメカニズムなどを規定した法令である。北西条例の立案者は、英国的な植民地思想を受けつつ、当時の論争点⁷⁷を解決しながら北西条例を形成することになった。その後、北西条例は、各地域の所有権、相続法、政治的決定ルールの構造へと派生し、その構造が組織や企業家を生み出すことになる⁷⁸。したがって、北西条例は、適応的に効率的な(経済成長を生み出す)経済発展を準備するとともに、土地所有権と明確な相続システムによって効率的な政府のシステムも準備し、各地域を連邦政府に統合する政治的取引費用を低くすることになった⁷⁹。

これに対して、ラテン・アメリカの国々は、19世紀に合衆国憲法を導入したが、合衆国と同様に適応的に効率的な結果を得たかというところではない。合衆国の場合には、英国および植民地経済の経済的・政治的諸政策の継続的遺産を具現化し、一貫したイデオロギーによってモデル化された⁸⁰。しかし、ラテン・アメリカの場合には、スペインやポルトガルの課した、長期の集権的な官僚的コントロールとそれに伴う争点に対してイデオロギー的知覚という遺産の上に、相容れないルール集合が課された⁸¹。その結果、ラテン・アメリカ連邦計画や分権化の努力は、独立直後数年だけしか機能しないことになったのである⁸²。したがって、同じルールを採用したとしても、経済社会間の経済発展や成長に違いが生じるこ

⁷⁵ 赤澤・関谷・太田・高橋 [1998] 149 頁。

⁷⁶ North [1990] p.97(竹下訳 [1994] 128 頁)。

⁷⁷ たとえば新しい州の規模やその連合加入の条件や北西領土における奴隷制の禁止などである。州の加入権限は、既存の相対的な力と交渉力に影響するために論争を引き起こした。また、奴隷制の禁止は、合衆国憲法で奴隷を5分の3と換算することと引き換えに北西条例では禁止された。南部奴隷州は、その換算によって議会で代表者を増やした(North [1990] p.98(竹下訳 [1994] 128-129 頁))。

⁷⁸ North [1990] p.98(竹下訳 [1994] 129 頁)。

⁷⁹ North [1990] p.99(竹下訳 [1994] 130 頁)。

⁸⁰ North [1990] p.103(竹下訳 [1994] 135 頁)。

⁸¹ North [1990] p.103(竹下訳 [1994] 135 頁)。

とになる。このように、North[1990]は、経路依存な制度発展パターンが経済社会間の経済発展や成長に違いを説明すると主張したのである。

次に、Grief[1998]は、North[1990]のような新制度派経済学が「社会制度の起源を説明するさいに、特定の行動主体が特定のコンテキストのなかに置かれていることを前提としなければならなくなっている⁸³。」という問題を克服するアプローチとして歴史制度分析を提唱した。歴史制度分析は、制度を「ゲームにおけるプレイヤーの均衡戦略」、すなわち「非技術的に決定される、自己拘束的な行動に対する制約」と位置づける⁸⁴。歴史制度分析の方法論は、次のようなアプローチを用いる⁸⁵。

- (1)まず歴史情報と比較情報を材料として、どの技術的要素ないし制度的要素を『外生的』なものとして扱うか、またどの制度的要素を『内生的』なもの、すなわち説明されるべきものとして扱うか、を区別する。
- (2)そして、外生的要素がゲームの外生的ルールを規定する文脈特殊的なゲーム理論的モデルを構築した上で、可能な複数均衡解を導出する。
- (3)さらに、これらの解のうち、被説明項としての制度的要素の性質を理解する上で有効なものを見極める。
- (4)最後に、特定の均衡の選択をもたらした原因とみなされる『歴史的』要素は何かを吟味する、というものである。

Grief[1998]は、具体的な例として11世紀終わりのマグレブ商人とジェノア商人の商人・代理人関係を用いて経路依存を指摘している。Grief[1998]によれば、マグレブ商人とジェノア商人の文化的信念(マグレブ商人：イスラム教、ジェノア商人：キリスト教)が異なった制度解を導出したことを指摘する。すなわち、マグレブ商人は、集団主義的な価値観を持つため、一度騙した代理人を雇用せずに低賃金を支払う集団主義的均衡を採用した。一方、ジェノア商人は、個人主義的な価

⁸² North [1990] p.103(竹下訳 [1994] 135 頁).

⁸³ 八木・橋本・家本・中矢訳 [1997] iv 頁。

⁸⁴ Grief [1997] p.84.

⁸⁵ 瀧澤・谷口訳 [2001] 22 項。

値観を持つため、無差別に代理人を雇用し高賃金を支払う個人主義的均衡を採用した。Grief[1998]は、文化的信念が異なった制度解を生み出した点を示唆している⁸⁶。

以上のように、経路依存は、経済学上の多くの分野で利用されている。そうした研究の共通点は、新古典派経済学の仮定に反して分析を行っているということである。特に、North[1990]や Grief[1998]は、イデオロギーによる行動を加えた「行動仮説」を用いている。その結果、個人の主観的な認識あるいはそれに影響を与えた歴史事象や偶然性が均衡解あるいは制度解に対して大きな影響を及ぼしているのである。したがって、経済学上の経路依存研究は、一貫して「歴史が重要である」ことを主張することになる。

第三項 会計学上の経路依存

前項では、経済学上の経路依存研究について明らかにしてきた。本項では、会計学上の経路依存研究について考察する。しかし、会計学上で経路依存を明示的に考察した文献はあまりない。そのため、会計学上の経路依存は、既存研究を経路依存の観点から捉えなおす必要を生じさせる。膨大な既存研究を捉えなおすことは、本項の趣旨から逸脱するために、いくつかの歴史研究とゲーム理論を活用した研究を利用して会計学上の経路依存を導く。歴史研究は、歴史の連続性を検討する場合に経路依存を捉えることになり、ゲーム理論は、モデルの外生変数、つまり初期条件や偶然といった要素が影響を及ぼしている場合に経路依存を捉えることになる。

まず、経路依存を直接的に用いる歴史研究を取り上げよう。Miranti Jr. and O'Gray [1998]は、アメリカの企業モニタリングの展開が四つの段階(第一段階: 経済的利害集団によるモニタリング⁸⁷、第二段階: 連邦政府によるモニタリング⁸⁸、

⁸⁶ さらに、交換機会が広がった際には、マグレブ商人は、他のマグレブ商人を雇用することで対応し、ジェノア商人は、非ジェノアとの間に新しい雇用関係を創出することになった。簡単な内容の説明については、瀧澤・谷口 [2001] 77-82 頁を参照せよ。

⁸⁷ 現代のドイツのハオスバンクや日本の系列構造のように経済的利害集団が企業全体を支配するモデル(Miranti Jr. and O'Gray [1998] p.1)。

⁸⁸ 鉄道業や公益事業のような自然独占産業において、政府が消費者を保護するために企業業務の高い透明性を保障するモデル(Miranti Jr. and O'Gray [1998] p.1)。

第三段階：専門家によるモニタリング⁸⁹、第四段階：政府と専門家による共同モニタリング)から構成されていることを示した。そして、政府と専門家による共同モニタリングが前三段階の発展可能な選択モデルに対して勝利した歴史的環境を見定めたのである。特に、政府と専門家による共同モニタリングが現在まで存続している理由について次のように述べる。すなわち、

「政府と専門家による共同モニタリングに伴う第四段階の活力は、実質的に 1930 年代のはじめから強化されてきた。専門家組織と政府機関を必要とするアメリカの標準化過程の有効性について批判があったけれども、会計指針の範囲と質は、結果的に時間とともに改善されていった。専門家の指針は、経路依存性のある学習過程を通じて、財務諸表監査に受け入れられた技術と同様に、取引の測定と開示の指針を発展させてきた。そのようなアプローチは、実務で最も有効であると判明した経験から取り込まれるので、過去の経験に対する評価が新しい制度配置の発達を促進する⁹⁰。」

したがって、Miranti Jr. and O'Gray [1998]は、政府と専門家による共同モニタリングが経路依存性のある学習過程を通じて強化され、現在まで継続していると述べている。

また、山地[1994]は、経路依存を使用していないが、歴史研究の中で経路依存に該当する現象について指摘している。山地[1994]は、Jefferson の民主主義的政治思想「情報を一般に交付し、世論の審判の台前にすべての権力の乱用について審問を行わせしめること⁹¹」という民主主義の大前提に関わらしめて、会計情報公開を宥和的支持獲得行為であると位置づける。特に、山地[1994]は、マサチューセッツ州の鉄道規制委員会規制が Jefferson の民主主義的政治思想のもとに形成されたと主張する。それゆえ、鉄道業の情報公開問題が巨大組織の出現をもって全アメリカ的に展開することを鑑みれば、Jefferson の民主主義的政治思想は、会計情報公開論の根底をなすものである。それゆえ、Jefferson の民主主義的政治思

⁸⁹ 専門家集団が政府から介入を受けずに独立したモニタリングを行うモデル (Miranti Jr. and O'Gray [1998] p.1)。

⁹⁰ Miranti Jr. and O'Gray [1998] p.33.

⁹¹ 山地 [1994] 92 頁。

想は、現代の会計情報公開の経路を決定した大きな要因といえる。

最後に、ゲーム理論を利用した研究では、篠田[2002]が制度変化の要因としてカタストロフを取り入れ、1930年代以降の原価評価導入と1980年代以降の金融資産時価評価導入を検討している。1930年代については、「株式会社制度と株式市場の進展、および、それに伴う一般投資家大衆の増加にもかかわらず、企業財務に関わる情報公開が十分に行われなかったために、大恐慌を契機にカタストロフ・トリガーが生じた⁹²。また、1980年代については、「金融機関のリスク管理の責任が増大しているにも拘わらず、銀行財務のリスク・不良債権に関わる情報開示が十分に」行われなかったために、S&L崩壊を契機にカタストロフ・トリガーが生じた⁹³。

篠田[2002]は、この二つのカタストロフ・トリガーが原価評価導入と金融資産時価評価導入という制度変化を説明し、会計制度の経路がカタストロフ・トリガーに依存していることを検討したのである。

以上のように、既存の会計学は、経路依存という現象を捉えられている。しかしながら、会計学上の経路依存研究は、「行動仮説」を正確に定義して引き出されたものではなく、具体的な対象を分析することで経路依存を捉えてきた。そこで、我々は、Northの「行動仮説」に従って意図的に経路依存を捉えようとする。その結果、我々は、現在の現象が一見のところまったく関係のないような過去の現象と深く結びついている様子を描写する。

そのために、我々は、North[1981; 1990]に従って論理的に経路依存を導出する方法を検討する必要がある。そこで、次節では会計学において経路依存を分析するための方法論を考える。また、そうした方法論を利用した研究が既存の会計学とどのように違うのかについても検討する。

第四節 経路依存の会計学への導入

第一項 経路依存研究の枠組み

本節では、経路依存を分析するためのアプローチを検討するが、その前に前節

⁹² 篠田 [2002] 75 頁。

⁹³ 篠田 [2002] 78 頁。

までで得られた経路依存に関する知見を整理しよう。まず、第二節で明らかにしたように、経路依存は、経済システムあるいは人が過去に辿ってきた経路から制約を受けることであり、その制約の範囲は、「行動仮説」をどのように定義するかで決定される。本論文では、North の「行動仮説」を採用し、合理的最大化行動とともにイデオロギーによる行動も含有する。

次に、第三節で明らかにしたように、経路依存の源泉は、人の主観的認識とその知識獲得過程の連鎖にあり、経路依存を分析するにあたっては個人の主観的な認識を描写しなければならない。このように前節まで明らかにした内容によれば、経路依存を分析するためには、「行動仮説」の決定、主観的な認識の記述が必要であった。

本節では、North の「行動仮説」と経路依存の源泉を前提として、経路依存研究を行うにあたっての方法論を提示する。方法論を考える際には、North[1990]の「制度変化の理論」を採用する。この理論を採用するのは、North[1990]の「行動仮説」を具体的に用いて考察した理論であり、経路依存へのアプローチを得るヒントとなる。なお、North[1990]を用いると、制度は、制約条件あるいは「ゲームのルール」として定義されることには注意していただきたい。

そこで、North[1990]の「制度変化の理論」について詳述しよう。以前に述べたように、「制度変化の理論」とは、制度変化を「相対価格の変化」と「アイデアやイデオロギーの変化」という観点から考察し、さらに制度変化の経路(全体的な制度変化の流れ)を「収穫逦増」と「不完全な市場」という観点から考察するものである。それぞれについて個別に解説を加えよう。

まず、制度変化について考えよう。制度変化とは、制度がなぜ変化するのかを分析するものである。North[1990]によれば、制度変化は、「相対価格の変化」や「アイデアとイデオロギーの変化」が人間の相互作用における個々人のインセンティブを変えることから起こると主張する⁹⁴。これらは、North[1990]の「行動仮説」より直接導かれるものであり、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブが制度変化を説明するというものである。

第二に、制度変化の経路について考えよう。制度変化の経路とは、制度が長期

⁹⁴ North [1990] p.84(竹下訳 [1994] 110 頁).

的にどのような変遷を辿るのであろうという分析である。North[1990]は、制度が「収穫逦増」という特性と「不完全な市場」という二つの力で経路を形成し継続すると主張する⁹⁵。第一に、North[1990]は、Arthur [1994]の自己強化機構 (self-reinforce mechanism)を制度にも適用して、制度が「収穫逦増」であることを指摘する。すなわち、

- ①制度の設定には巨額の創設費用ないし固定費がかかる。
- ②制度が設定されることで、人々は制度的枠組みの中で行動し、自分たちの機会集合を最大化する知識を学習していく(学習効果)。
- ③制度が設定されることで他のエイジェントたちとの調整が円滑になる(調整効果)。
- ④制度は普及することでより一層普及するという期待(適合的期待)が生じる。

したがって、一旦制定された制度は、その改廃の費用ゆえに、そしてその不完全性を人々が学習することによって克服し、それを共通知識とすることによって、継続性が強化されるのである。それゆえ、「収穫逦増」による経路形成は、North[1990]の「行動仮説」からいえば、経済的インセンティブによって生じるものである。

第二に、「不完全な市場」について、North[1990]は、「市場が不完全で、情報のフィードバックがせいぜい断片的で、取引費用が大きいものであるならば、そのときには非常に不完全なフィードバックとイデオロギーの双方によって修正された行為者の主観的モデルがその経路を形づくるであろう⁹⁶」と主張している⁹⁷。すなわち、市場に対して情報が不完全にしか提供されない場合には、人々の主観がその当時の支配的なイデオロギーによって影響され、異なった意義付けで継続され続ける可能性がある。それゆえ、「不完全な市場」による経路形成は、イデオロギー的インセンティブによって生じるものである。

⁹⁵ North [1990] p.95(竹下訳 [1994] 124 頁).

⁹⁶ North [1990] p.95(竹下訳 [1994] 125-126 頁).

⁹⁷ 換言すれば「個人間で受け取る情報に差があり、その情報量の差を時間によって解決することもできず、さらに情報量の差異を埋めるために取引コスト(監視・執行などのコスト)が非常にかかってしまう状況にあれば、人々は、主観的に導出された思考で判断を行う」のである。

したがって、North[1990]の「制度変化の理論」では、基本的に経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブによって局所的・長期的な分析が行われている。すなわち、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの二分法が行われているのである。そこで、本論文では、制度に影響を与えた諸要因を経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの相互作用から考察する。この相互作用を考察することで、個人の主観的な認識と知識獲得過程の連鎖を捕らえる。そして、我々は、過去が現在の制約条件(制度)となっていること、つまり経路依存を説明しようとする。

ここで我々が強調したいのは、次の点である。すなわち、経済的インセンティブばかりでなくイデオロギー的インセンティブも導入することで、制度変化あるいは制度変化の経路をよりよく説明できることである。イデオロギー的インセンティブの導入は、制度に影響を与えた諸要因の中に一見のところまったく関係のないような要因を含めることを可能にする。これは、契約理論アプローチが無視してきたような現象が会計基準に影響を及ぼしていることを意味するであろう。

ここで問題となるのが二つのインセンティブの関係である。制度派経済学における経済史の方法論、儀式的行動と技術的行動の「二分法」は、両者のインセンティブを対立関係にあると想定していた⁹⁸。North [1981; 1990]は、両者のインセンティブをかならずしも対立関係としてみることなく、個人行動が経済的インセンティブ以外のイデオロギー的インセンティブによって左右されると述べている。

たとえば、先に述べたように、North は、奴隷制撤廃には、ほとんど費用かけることなく自分のイデオロギーを表明できること(経済的インセンティブ→イデオロギー的インセンティブ)が重要であり、社会の維持には、支配的なイデオロギーが取引コスト等を低下させること(イデオロギー的インセンティブ→経済的インセンティブ)が重要であると述べる。その意味において、North は、二つの関係があらかじめ想定しているものではない。したがって、我々は、North 理論を会計学に用いるに際して二つのインセンティブの関係を仮定しない。その結果、我々

⁹⁸ Ayres [1944]は、二分法を次のように述べている。すなわち、「人類の歴史は、絶えず変化をつくり出そうとする技術のダイナミックな力と変化に抵抗する儀式—身分・社会慣習・伝説の信仰—のスタティックな力との、これら諸要因の果てしない対立の歴史である(Ayres [1944]p.176(一泉訳 [1957]181-182 頁))。]

は、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの相互作用の中で会計基準の経路依存を見出すことになるであろう。

以上のように、本論文は、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブという二分法から個人の主観的な認識あるいはそれに影響を与えた歴史事象や偶然性を分析していく。その結果、現在の行動が過去に制約されていること、つまり経路依存を発見しうるのである。特に、本論文は、イデオロギー的インセンティブを導入して、現在の現象が一見のところまったく関係のないような過去の現象に影響されていることを証明しようと思う。

第二項 経路依存による会計基準分析の意義と限界

前項までは、経路依存の導入についての議論を行うために、経済学の議論あるいは会計学全体の議論が中心となった。本項では、経路依存による会計基準分析の意義について考えることにしたい。

まず、我々が North 理論を会計基準まで掘り下げて援用する理由について説明する。既存の会計学においては、経路依存がコーポレート・ガバナンス・情報公開制度全般・原価主義や時価主義などに用いられてきた。しかしながら、こうした研究は、新古典派経済学の合理的最大化行動を直接的・間接的に否定しながらも、正確に「行動仮説」を組み立てることなく具体的な事象を分析していた。

そこで、我々は、North 理論を用いて「行動仮説」を正確に規定して、経路依存を論理的に導きたいと考える。その結果、我々は、歴史事象が会計に対して意外な影響を与えるという歴史的連続性を論理的に捕らえることができよう。しかしながら、Miranti Jr. and O'Gray [1998]は、North の経路依存をコーポレート・ガバナンスのような制度にすでに用いているので、我々は、North 理論を特定領域の会計基準や計算構造に用いてその適用可能性を検討したいと考える。

次に、我々は、経路依存を会計基準分析に用いる理由について説明する。既存の国際会計研究では、会計の文化的影響が大きく取り上げられ、文化が会計の発展にとって重要であると主張される⁹⁹。ところが、これらの研究は、文化的影響が各国の会計基準の相違にとって大きいことを認めながらも、あくまでも文化の

⁹⁹ 野々村・平松訳 [1999] 12-13 頁

抽象的価値からでしか議論が展開されない。

たとえば、Gray[1988]は、社会(文化)価値から会計価値あるいは会計実務を説明するフレームワークを構築した¹⁰⁰。具体的には、Gray[1988]は、Hofstede(萬成・安藤監訳[1984])の「権力の格差¹⁰¹」、「不確実回避の傾向性¹⁰²」、「個人主義対集団主義¹⁰³」、「男性的価値対女性的価値¹⁰⁴」といった社会価値あるいは「専門家主義対法定主義¹⁰⁵」、「統一性対柔軟性¹⁰⁶」「保守主義対楽観主義¹⁰⁷」「秘密主義対公開主義¹⁰⁸」といった会計価値から国際的な会計システムの相違を検討している¹⁰⁹。しかしながら、そうした検討は、各国の社会価値あるいは会計価値の相違から会計基準の相違を説明しようとするものであり、各国の会計基準の歴史的経路については一切無視されてしまう。それゆえ、既存の国際会計研究では、文化的影響がどのように会計基準の展開に作用しているのかが明らかにされていない。

¹⁰⁰ Gray [1988] pp.5-11.

¹⁰¹ 「権力格差とは、それぞれの国の制度や組織において、権力の弱い成員が、権力が不平等に分布している状態を予期し、受け入れている程度である(岩井・岩井訳 [1995] 27 頁)。」

¹⁰² 「不確実性の回避は、ある文化の成員が不確実な状況や未知の状況に対して脅威を感じる程度と定義することができる。とりわけこの感情は、神経質になってストレスが高まることや、成文化された規則や慣習的な規則を定めて予測可能性を高めたいとする欲求に現れている(岩井・岩井訳 [1995] 119 頁)。」

¹⁰³ 「個人主義を特徴とする社会では、個人と個人の結びつきはゆるやかである。人はそれぞれ、自分自身と肉親の面倒をみればよい。集団主義を特徴とする社会では、人は生まれた時から、メンバー同志の結びつきの強い内集団に統合される。内集団に忠誠を誓うかぎり、人はその集団から生涯にわたって保護される(岩井・岩井訳 [1995] 51 頁)。」

¹⁰⁴ 「男性らしさを特徴とする社会では、社会生活の上で男女の性別役割がはっきりと分かれている(男性は自己主張が強たくたくましく物質的な成功をめざすものだと考えられており、女性は男性より謙虚でやさしく生活の質に関心を払うものだと考えられている)。女性らしさを特徴とする社会では、社会生活の上で男女の性別役割が重なり合っている(男性も女性も謙虚でやさしく生活の質に関心を払うものだと考えられている)(岩井・岩井訳 [1995] 86 頁)。」

¹⁰⁵ 「強制規定および法定統制を遵守することに対して、専門的判断を行使し専門家の自己規制の維持する選好(Gray [1988] p.8)」

¹⁰⁶ 「各企業が認識する環境にしたがう柔軟性に対して、企業間の会計実務を統一し会計実務を継続的にもちいる選好(Gray [1988] p.8)」

¹⁰⁷ 「楽観的・自由主義的・リスク選好的アプローチに対して、将来の不確実性に対処するために慎重な測定方法を採用する選好(Gray [1988] p.8)」

¹⁰⁸ 「透明性が高く広く公に報告する責任のあるアプローチに対して、経営・財務に深く携わる人たちのみに経営情報の開示を限定し極秘裏に扱う選好(Gray [1988] p.8)」

¹⁰⁹ こうした研究には、Perera [1989]や Fechner and Kilgore [1994]や MaCarthy [1996]や Hussein [1996]などがある。

本論文は、North 理論を用いて特定領域の会計基準を分析することで、会計基準の微妙な相違も経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの二分法によって説明する。その結果、経路依存による会計基準分析は、会計基準に対する文化的影響も記述することになる。たとえば、本論文は、開発費の会計処理が英米において異なる理由を各国の事情から分析し、その差がソフトウェア会計に歴史的連鎖を引き起こしていくことも記述するであろう。特に、我々は、イデオロギー的インセンティブを導入することで、既存の会計学よりもよりよく会計基準を説明できることを立証するであろう。

ここでもっとも主張したいことは、North 理論を用いて経路依存を主張することで、具体的な行動や事象が各国の会計基準を説明し、各国の会計基準の差を説明しようということにある。その結果、各国の文化等々が個人の主観を通じてどのように作用しているかを証明することになる。したがって、これは、既存の国際会計研究の立場とは逆方向である。その最大の利点は、抽象的な文化的価値といった側面からではなく、具体的な行動や事象から会計基準の文化的要因等が引き出されるということにある。その意味において、文化的影響が既存の国際会計研究よりも各国の実情から直接引き出されることになる。

こうした経路依存による会計基準分析は、現在の現象が一見のところまったく関係のないような過去の現象と深く結びついている様子を描写できる利点を保有する。この利点は、各国の会計基準における意外な経路が各国の会計基準の差を説明してしまうことを示唆する。しかも、この利点は、North の行動仮説に基づいて展開されたものであり、論理的に抽出されるのである。

ただし、経路依存研究の限界として、前述したように無限後退問題がかならず存在する。この問題は、会計基準を中心にして事象を限定していくことである程度解決できると考える。なぜなら、会計現象から離れれば離れるほど、会計基準に対するインパクトは低くなると考えられるからである。そこで、我々は、会計基準の根底あるものについては検討を重ねながらも、会計基準の影響については弱くなると考えていくことにしたい。

最後に、North 理論を用いるに際して捨象した部分について述べる。North[1990]は、経済制度の枠組みをフォーマル・ルールおよびインフォーマル・ルール、そ

して執行という側面の組み合わせから分析するものである¹¹⁰。本論文では、この分類法は用いていない。もちろん、このような分類は、基準設定団体自体などを分析する際には有用であると考えるが、本論文の分析対象は特定領域の会計基準であり、我々は、その有用性に疑問を感じている。

なぜなら、その分類が既存の会計学に存在する会計実務と会計制度という分類にさほど変わらない点にある。したがって、我々は、特定領域の会計基準でもフォーマル・ルール等の分類を会計基準に適用できると考えるが、それが既存の会計独自の会計実務・会計制度といった分類からみて煩雑になると考える。また、本論文は、特定領域の会計基準自体を論じるので、執行の問題を所与のものとして考えている。もし会計基準設定団体を考えるならば、執行の問題は大きくなり、インフォーマル・ルールやフォーマル・ルール・執行を活用する必要性が生じるだろう。

第五節 おわりに

我々は、既存の会計学の「行動仮説」と North の「行動仮説」を比較検討して、North の「行動仮説」がイデオロギーによる行動を含めることを明らかにした。そして、イデオロギーによる行動を含める North の「行動仮説」は、既存の会計学よりも経路依存という現象を多く捉えることを述べた。したがって、我々は、North の「行動仮説」を採用して、合理的最大化行動とともにイデオロギーによる行動についても検討したいと考える。

次に、我々は、経路依存の概念的基礎と経済学・会計学における経路依存研究について明らかにした。経路依存の源泉は、人の主観的認識とその知識獲得過程の連鎖にあり、経路依存を分析するにあたっては個人の主観的な認識を描写しなければならない。経済学における経路依存研究は、個人の主観的な認識あるいは、それに影響を与えた歴史事象や偶然性が均衡解あるいは制度解に対して大きな影響を及ぼしていることを言及していた。また、会計学における経路依存研究は、新古典派経済学の合理的最大化行動を直接的・間接的に否定しながらも、正確に「行動仮説」を組み立てることなく具体的な事象を分析していた。

¹¹⁰ North[1990] p.4(竹下訳 [1994] 5 頁).

しかしながら、我々は、既存の会計学と異なって特定領域の会計基準のような制度に適用するとともに、我々は、North 理論を用いて「行動仮説」を正確に規定して、経路依存を論理的に導きたいと考える。そのことによって、我々は、文化的影響がどのように特定領域の会計基準の経路に対して作用し、そして文化的影響が会計基準全体に及んでいるかが明らかにすることができる。

最後に、我々は、North の「制度変化の理論」を検討して、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの二分法を用いる必要があることを認識した。この二分法は、各国の会計基準の差を明らかにし、その原因が分析することができるであろう。そこで、我々は、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの相互作用の中で、会計基準がどのような経路を形成してきたのかについて明らかにする。

しかしながら、我々は、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの二分法を用いて、どのように会計基準の経路依存を明らかにすればよいのであろうか。特に、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの相互作用をどのように記述すればよいのであろうか。また、経路依存による会計基準分析は、既存の会計学による会計基準分析と具体的にどのように異なるのであろうか。次章で、我々は、これらの問題について処理するために、研究開発費会計およびソフトウェア会計を例にあげて経路依存を用いる方法についてもう一度考えたい。

第二章 研究開発費会計・ソフトウェア会計

第一節 はじめに

本論文は、経路依存研究を試みる題材として研究開発費会計・ソフトウェア会計を用いることにする。我々が研究開発費会計あるいはソフトウェア会計を取り上げようとする理由は、歴史的要因が研究開発費会計を左右してきたと考えられるからである。

たとえば、アメリカの財務会計基準書第2号(SFAS No.2)は、別名「ロッキード救済声明¹¹¹」というあだ名があるとともに、ソフトウェア会計を規制するものでもあった。同様に、イギリスの会計実務基準書第13号(SSAP13)は、Rolls-Royce社倒産を契機に設定されて以来、再三にわたり改廃を繰り返している。さらに、日本の研究開発費会計は、第二次世界大戦中に創設した会計基準の流れを受け継いだ傾向がある。したがって、研究開発費会計の会計基準は、経済的インセンティブだけでは説明できないようなイデオロギー的インセンティブが存在しているように思われる。

そこで、我々は、上記のある三カ国の研究開発費会計およびソフトウェア会計を取り上げ、これを第一章で述べた経路依存概念から考察したいと考える。しかしながら、研究開発費会計およびソフトウェア会計の経路依存研究に際しては、二つの問題が存在する。ひとつは、研究開発費会計およびソフトウェア会計の既存研究を活用せずに、なぜ経路依存を活用しなければならないのか。もうひとつは、経路依存を研究開発費会計およびソフトウェア会計に援用するときには、具体的にどのような方法論を用いるべきか。

前者については、第一章に沿って資本市場アプローチと契約理論アプローチの問題点をあげ、経路依存研究が当該問題を克服できることを示す。後者については、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの二分法を研究開発費会計およびソフトウェア会計に適用する方法を示す。本章の目的は、上記の二つの問題を解決し、第一章と具体的な研究開発費会計およびソフトウェア会計の分析をつなぐことにある。

そこで、我々は、次のように本章を構成する。第二節では、研究開発費会計・

¹¹¹ Briloff [1976] p.139(熊野他訳 [1980] 79頁).

ソフトウェア会計の会計基準についての概略的説明、既存研究の見方および既存研究の問題点を説明する。具体例については、すべて研究開発費会計の例を用いてソフトウェア会計に援用する。第三節では、研究開発費会計の経済的インセンティブについて述べ、第四節では、イデオロギー的インセンティブについて述べる。そして、第五節では、経路依存研究の方法論的結論を示す。我々は、この方法論的結論に基づいて各国の会計基準についての考察に入ることになる。

第二節 研究開発費会計・ソフトウェア会計と既存研究

第一項 研究開発費会計・ソフトウェア会計の会計基準

本節では、研究開発費会計・ソフトウェア会計の会計基準についての概略的説明を行う。各会計基準の詳細は各章に任せることになるが、以下の議論を進める上で必要な会計基準の概略については述べることにしたい。会計基準の解説にあたっては、現行の会計基準を中心にして会計基準の歴史的経路を示していくことにしたい。

まず、研究開発費会計の会計基準は、どのように形成されてきたのであろうか。研究開発費会計の現行基準は、アメリカ・イギリス・日本の会計基準についていえば、その構成要素として主として定義・会計処理・開示の規制を備えている。そこで、三カ国の現行基準について、定義・会計処理・開示についてまとめれば次のようになる。

図表2-1 研究開発費会計の現行基準

	アメリカ	イギリス	日本
設定年度	1974年設定	1977年設定・1989年改訂	1998年設定
会計基準	SFAS No.2	SSAP13[改訂版]	研究開発費等に係わる会計基準
定義	例示を含む定義	例示を含む定義	例示を含まない定義
会計処理	即時全額費用化	研究費: 即時全額費用化 開発費: 一部資本化	即時全額費用化
開示	支出額の開示	支出額の開示	支出額の開示

本論文は、上記の三要素から研究開発費会計の会計基準を歴史的に考察することになる。考察対象となる会計基準は、上記の現行基準以外では、イギリスのSSAP13の公開草案や1977年のSSAP13[原版]や日本の経済統制法に従う『準則』・『企業会計原則』といったものがあげられることになる。

第一に、アメリカの会計基準は、1974年のSFAS No.2まで統一的な会計基準が存在しない。それゆえ、研究開発費の定義・会計処理・開示は、SFAS No.2まで各企業の裁量にほぼ委ねられていた。ただし、1974年以前では、1917年の“Uniform Accounts”のように開示規制がいくつか存在しているだけであった¹¹²。SFAS No.2は、研究開発費の定義(研究開発活動の例を含む)・即時全額費用化処理・研究開発支出の開示を規定することになった。その後、SFAS No.2以降も会計基準の主だった修正は行われていない。

第二に、イギリスの会計基準もアメリカ同様に1977年のSSAP13[原版]まで具体的な会計基準が存在しない。したがって、研究開発費の定義・会計処理・開示は、SSAP13[原版]まで各企業の裁量に委ねられていた。SSAP13[原版]は、研究開発費の定義(研究開発活動の例を含まない)・研究費の即時全額費用化および開発費の一部選択的資本化を規定することになった。その後、SSAP13[原版]は、1989年にSSAP13[改訂版]へと変更され、新たに研究開発費の定義(研究開発活動の例を含む)と研究開発支出の開示を規定することになった。

第三に、日本の会計基準は、アメリカやイギリスと異なり第二次世界大戦中より研究開発費に関する規定が存在する。すなわち、経済統制法(陸海軍の『準則』・企画院の『準則』・『会社固定資産償却規則』等)が研究開発費を無形資産として計上・開示することを認めたのである。その後、『企業会計原則』は、試験研究費および開発費の定義(研究開発活動の例を含まない)を行い、アメリカと同様に研究開発費を繰延勘定あるいは繰延資産として開示することを認めてきた。ところが、1998年の『研究開発費等に係わる会計基準』は、改めて研究開発費の定義(研究開発活動の例を含まない)・研究開発費の即時全額費用化・研究開発支出の開示を規定することになった。

次に、ソフトウェア会計の会計基準は、どのように形成されてきたのであろうか。研究開発費会計同様に、ソフトウェア会計の会計基準についても現行基準を示せば次のとおりになる。

¹¹²“Uniform Accounts”は、研究開発費が繰延勘定(Deferred Charges)で開示されなければならないと規定している(FRB [1917] pp.277-278)。その他の規制については、第三章で詳述する。

図表2-2 販売用ソフトウェアの現行基準

	アメリカ	イギリス	日本
設定年度	1985年設定	なし	1998年設定
会計基準	SFAS No.86	なし	研究開発費等に係わる会計基準
定義	製造原価	研究開発費に準じる	製造原価
会計処理	以下のコストを資本化	研究開発費に準じる	以下のコストを資本化
	詳細プログラム設計の完了後 ワーキング・モデルの完了後		製品マスター以降 受注生産およびバージョンアップ費用
開示	研究開発部分は研究開発支出に含める	研究開発費に準じる	研究開発部分は研究開発支出に含める

ソフトウェア会計の会計基準は、ソフトウェア会計が研究開発費会計から分離していくプロセスであり、研究開発費会計から分離されないと独立して存在することができない。当初、ソフトウェア会計と研究開発費会計の分離が展開されたのはアメリカのみである。イギリスの場合は、ソフトウェアの会計基準が存在せずに研究開発費会計で代用している。また、日本のソフトウェア会計基準は、1998年にアメリカに倣って設定されたものである。本論文は、研究開発費会計からソフトウェア会計について分析したいと考えるので、アメリカのソフトウェア会計基準のみを考察対象とする。

では、既存の会計学は、上記の会計基準あるいは会計基準の経路についてどのように考えてきたのであろうか。第一章にならば、資本市場アプローチあるいは契約理論アプローチからみた研究開発費会計・ソフトウェア会計について明らかにすることにしたい。また、Gray[1988]の研究に沿って文化の観点からも上記の研究開発費会計・ソフトウェア会計の経路を考えようと思う。ただし、具体的な考察は、考察の簡便上、研究開発費会計を例にあげることにしたい。

第二項 既存の会計学の見方と問題点

前項では、三カ国の研究開発費会計・ソフトウェア会計の簡単な経路について述べてきた。本項では、研究開発費会計およびソフトウェア会計がどのように既存研究から説明されてきたのであろうかという点について述べることにしたい。そこで、我々は、第一章の議論に沿って資本市場アプローチおよび契約理論アプローチから研究開発費会計およびソフトウェア会計について検討することにしたい。ただし、検討に際しては研究開発費会計を例として取り上げ、ソフトウェア

会計についてはこれに代替することにした。

まず、資本市場アプローチからみた場合、研究開発費会計はどのように考えられるのであろうか。前章で述べたように、資本市場アプローチは、「投資家の意思決定に有用な情報を提供する」ために会計情報を生成する。それゆえ、研究開発費会計も投資家の意思決定に有用な情報を提供するように設定・規定されなければならないであろう。

すなわち、研究開発費会計の会計基準は、研究開発費の内容を確認できるような定義を投資家に提供し、研究開発費が将来便益を生み出すのであれば資産とし、生み出さなければ費用としなければならないであろう。また、研究開発支出が投資家にとって有用であれば開示しなければならないであろう。このように、資本市場アプローチからみた研究開発費会計は、一貫して投資家の意思決定にとって有用であるかどうかで決定されることになる。

では、資本市場アプローチは、研究開発費会計やソフトウェア会計の会計基準を説明することができるのであろうか。たとえば、アメリカの SFAS No.2 の会計処理を考えてみよう。SFAS No.2 は、研究開発費を即時全額費用化すべきことを規定した。この背景にはいくつかの理由が存在するが¹¹³、中でも当時の実証研究が支出と便益の因果関係を実証できなかったことに起因する¹¹⁴。したがって、将来便益に関連しない研究開発費は、即時全額費用化されることになったのである。

しかしながら、1970年代以降の資本市場アプローチに基づく実証研究は、支出と便益の関係を実証し、研究開発費が資本化するべきであると主張し続けた¹¹⁵。それにもかかわらず、研究開発費は、なぜ即時全額費用化されたままなのであろうか。

FASB の SFAS No.2 や財務会計概念諸概念に関するステートメント第 6 号(SFAC No.6)は、研究開発費の即時全額費用化の理由として不確実性の影響に対する実務

¹¹³ SFAS No.2 は、即時全額費用化の理由として、将来便益の不確実性、支出と便益の因果関係の欠如、経済的資源の会計認識、費用の認識と対応、効果情報の有用性をあげる(FASB [1974c] Paragraphs 39-50)。

¹¹⁴ Newman [1968]; Johnson [1967]; Milburn [1971].

¹¹⁵ Ben-Zion [1978]; Griliches[1981]; Hirschey and Weygandt [1985]; Bublitz and Ettredge [1989]; Shevlin [1991]; Sougiannis [1994]; Lev and Sougiannis [1996]; Green Stark and Thomas [1996].

的考慮をあげる¹¹⁶。すなわち、研究開発費の将来便益が実際に存在するか、それはどの程度なのかという実務上の問題であると述べる¹¹⁷。この点を第一章で考察した「行動仮説」の観点から考えれば、SFAC No.6は、研究開発費部分について資本市場アプローチの「行動仮説」ではなく契約理論アプローチの「行動仮説」を採用していることがわかる。

すなわち、SFAS No.2やSFAC No.6は、将来便益の事前評価が実務上困難であることを挙げているが、それは、人の計算能力に限界があることを意味している。そのような前提は、資本市場アプローチの「行動仮説」には存在しない。少なくとも資本市場アプローチの「行動仮説」では、人(専門家)は収斂方向を認識しておらなければならないから、研究開発費が費用あるいは資産であるかを認識できるはずである。

このように、SFAS No.2やSFAC No.6は、契約理論アプローチの「行動仮説」から説明されているのである。したがって、研究開発費会計の会計基準は、資本市場アプローチを採用しても説明することが難しいであろう。さらに言えば、日本の戦時中の会計基準は、統制経済下で市場を前提としない会計基準であるから資本市場アプローチで会計基準を説明することに適さないであろう。それゆえ、我々は、資本市場アプローチを用いて研究開発費会計の会計基準を説明できないと考える。

次に、契約理論アプローチからみた場合、研究開発費会計は、どのように考えられるのであろうか。第一章で述べたように、契約理論アプローチでは、企業を契約の集合体として考え、エイジェント・プリンシパル間の情報の非対称性を緩和するために会計報告を行おうとする。

それゆえ、契約理論アプローチによれば、研究開発費会計の会計基準は、情報の非対称性を緩和するために設定・規定されなければならない。たとえば、経営者は、自身が恣意的な会計的裁量行動(利益操作)を行っていないことを示すために研究開発費の費用化あるいは研究開発支出の開示を行う。逆に、経営者は、企業の正確な研究開発状況を報告するために、研究開発費の資本化あるいは研究開発支出の開示を行う。したがって、契約理論アプローチでは、単に契約の種類だ

¹¹⁶ FASB [1985d] Paragrph176.

けではなく、情報の非対称性の種類によっても求められる会計基準が異なることになる。

では、契約理論アプローチは、研究開発費会計やソフトウェア会計の会計基準を説明することができるであろうか。ここでも、先に例としてあげた SFAS No.2 の即時全額費用化を例にして考えてみよう。SFAS No.2 は、即時全額費用化を採用することで、資本化を利用した利益操作の余地を一切排除することになった。したがって、情報利用者は、経営者が恣意的な会計的裁量行動を行っているかどうかを調べるモニタリング・コストを削減することができ、経営者は、自身が恣意的な会計的裁量行動を行っていないことを示すボンディング・コストを削減することになった。

ここで問題となるのは、なぜ会計的裁量行動に関する情報の非対称性が重視されたのかということである。経営者と情報利用者の情報の非対称性は、会計的裁量行動に関わる部分だけではなく、たとえば研究開発情報に関する部分にも及ぶはずである¹¹⁸。また、即時全額費用化の決定は、政府契約などのような他の契約にも影響を及ぼすであろう¹¹⁹。したがって、契約理論アプローチは、単一関係における複数の情報の非対称性あるいは多数関係における情報の非対称性の問題をすべて比較考慮しなければならない。この際に、契約理論アプローチでは、知識や計算能力の限界を仮定しながらもすべてを経済的インセンティブから判断して、エイジェンシー・コストを最小化する制度を設計しなければならない。

たとえば、SFAS No.2 の場合、契約理論アプローチは、研究開発情報に関する情報の非対称性を緩和するよりも会計的裁量行動に関する情報の非対称性を緩和したほうがよりモニタリング・コストやボンディング・コストを削減できると考えられたと答えるであろう。

¹¹⁷ FASB [1985d] Paragraph 176.

¹¹⁸ これは、Sunder [1997]の形式の同質性と実態の同質性の議論に通じる(Sunder [1997] p.145(山地・鈴木・松本・梶原訳 [1998] 202 頁))。Sunder [1997]は、SFAS No.2 が経営者の自由裁量を取り上げることで形式の同質性を達成させたが、実態の同質性を達成したわけではないと主張する。たとえば、研究開発に 1,000 万ドルを支出した企業のうち、一方が売れる商品を開発したとしても同じ財務諸表が作成されるのである。

¹¹⁹ イギリスでは、Hope and Gray [1982]にみられるように、研究開発費の資本化が政府契約の契約価格を上昇させることが指摘されている。また、戦時中の日本でも同じようなインセンティブが存在する。詳細については、以下の章にゆだねる。

しかしながら、実際には、これには加えてイデオロギー的インセンティブがあると考えられる。たとえば、研究開発費の資本化乱用問題は、会計的裁量行動に関する情報の非対称性を研究開発情報に関する情報の非対称性よりも顕著にさせた可能性がある。実際、アメリカでは、資本化を行う企業はごく少数であり、その中でも大企業は少なかった。しかしながら、よく目立つ少数の資本化大企業が研究開発で失敗し、会計的裁量行動に関する情報の非対称性を大きく拡大してしまえば、即時全額費用化を促進する起爆剤となりうる。なぜなら、人々は、研究開発費の資本化乱用を目のあたりにして資本化＝利益操作という認識を形成した可能性がある。その結果、SFAS No.2が経営者の会計的裁量行動を排除するために設定されたと考えられるであろう。

したがって、契約理論アプローチを用いても会計基準分析は、不完全であるといえよう。すなわち、会計基準を変化させるようなイデオロギー的インセンティブの抽出が不可欠である。人々は、多くのエイジェンシー関係における情報の非対称性を経済的インセンティブで判断するのは困難であるがゆえに、イデオロギーを用いて重大なものをピックアップし、その中で合理的最大化行動を行う(イデオロギー的インセンティブ→経済的インセンティブ)。あるいは逆に、人々は、かつて多くの情報の非対称性すべてを経済的インセンティブで判断した結果を前例(文化)として継承し、以前と状況と変わっていたとしてもその行動を採用する可能性がある(経済的インセンティブ→イデオロギー的インセンティブ)。

こうした議論は、第一章で議論した North[1981;1990]の行動仮説、つまり人がイデオロギーを用いて意思決定を単純化しているとの議論から導きだされるものである。そこで、本論文は、イデオロギー的インセンティブを導入して会計基準を具体的に分析したいと考える。

以上のように、会計基準分析には、経済的インセンティブばかりでなく、イデオロギー的インセンティブも考察する必要がある。では、既存研究では、イデオロギー等の影響がまったく考えられてこなかったのか。従来、会計基準へのイデオロギーなどの影響を考察する既存研究には、Gray [1988]等の研究をあげることができる。Gray [1988]の研究は、社会(文化)価値と会計価値と会計実務の関係を説明するフレームワークを構築した。その理論的フレームワークは以後の研究で

修正されているが¹²⁰、基本的に Hofstede(萬成・安藤監訳[1984])の枠組み(「権力の格差」、「不確実回避の傾向性」、「個人主義対集団主義」、「男性的価値対女性的価値」)を逸脱するものではない。

そこで、Gray [1988]の研究を取り上げよう。Gray[1988]の研究は、社会価値(権力の格差、不確実回避の傾向性、個人主義対集団主義、男性的価値対女性的価値)が会計価値(専門化主義あるいは統一性や保守主義あるいは秘密主義)を規定し、会計価値が会計実務(権威あるいは執行と測定あるいは開示)を規定していると述べた¹²¹。具体的には、Gray[1988]は、測定と開示について次の社会価値の傾向から会計価値の傾向に関する仮説を立てる。

「ある国が不確実回避の傾向性のランクが高く、個人主義と男性的価値のランクが低ければ、保守主義の傾向が高い¹²²」

「ある国が不確実回避の傾向性と権力の格差のランクが高く、個人主義と男性的価値のランクが低ければ、秘密主義の傾向が高い¹²³」

Gray[1988]は、この仮説に基づいて Hofstede(萬成・安藤監訳[1984])の統計指標¹²⁴から各国の測定と開示の傾向について述べる。たとえば、アングロ諸国は、楽観主義で透明性の高い国として位置づけられ、日本は、保守主義と秘密主義の高い国として位置づけられた¹²⁵。

Gray[1988]の研究からみた場合、研究開発費会計の会計処理は、アメリカやイギリスにおいて資本化が容認され、日本では資本化が否定されても良いようにも思える。ところが、実際には、アメリカやイギリスが先に研究開発費の会計基準を設定して資本化を規制し、日本が最近になって資本化を規制した。また、

¹²⁰ Gray [1988]以後の研究においては、社会価値の影響が会計価値あるいは会計実務に対して与える関係が変更されている。Perera [1989]は、四つすべての社会価値が会計価値あるいは会計実務に影響すると考えた。Fechner and Kilgore [1994]は、経済的要因あるいは文化的要因が会計価値と会計実務の関係に影響を与えているかどうかを検討すべきであると述べる。

¹²¹ Gray [1988] p.7; Fechner and Kilgore [1994] p.269.

¹²² Gray [1988] p.10.

¹²³ Gray [1988] p.11.

¹²⁴ 萬成・安藤監訳 [1984] 284-285 頁。

¹²⁵ Gray [1988] p.13.

Gray[1988]の枠組みは、アメリカとイギリスに開発費の会計処理の食い違いがあったとしてもそれを説明することができない。このように、Gray[1988]では、研究開発費会計の動きを文化的影響から説明できない。

では、Gray[1988]は、なぜ研究開発費会計を説明できないのか。これは、会計現象に対する文化的影響が特定領域の会計基準レベルで検討されていないからである。文化的影響は、さまざまな経路を通じて会計現象に影響を与えるであろうが、そのひとつひとつの経路が正確に明らかにされていないからである¹²⁶。我々は、North理論に依拠して歴史事象や人間行動から直接的に文化的影響を抽出する。

すなわち、我々は、人々が知識と計算能力に限界があるゆえに意思決定を行うにあたってイデオロギー的インセンティブに基づいて行動し、そのもとで人々は合理的最大化行動等々の行動を取ると考える。その結果、North[1981;1990]の行動仮説が会計基準を説明するとともに、イデオロギー的インセンティブが会計基準に対する文化的影響を直接的に引き出すであろう。

では、具体的に研究開発費会計・ソフトウェア会計を分析するに際して、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブをどのように用いればよいのであろうか。次節以降では、この点について検討する。

第三節 研究開発費会計と経済的インセンティブ

我々は、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブから会計基準について分析を加える。本節では、このうちの経済的インセンティブについて研究開発費会計を例にして述べる。

研究開発費会計の経済的インセンティブについては、契約理論アプローチの枠組みに従った研究によって明らかにされている。たとえば、岡部[1994b]は、「エージェンシー理論では、伝統的な経済理論が『経済人(economics man)』を仮定したように、利己中心モデル(self-interest model)を想定して、プリンシパルもエージェントも、いずれも合理的主体として自己にとって最善の行動だけを選択する、

¹²⁶ 「文化が他のすべての社会経済システムの基底にあってそれらに重層的な影響を与えており、文化の会計への影響を独自に抽出し分析可能な形で定式化することが困難だからである(徳賀[2000] 113頁)。」

と考える」と述べる。契約理論アプローチは、各経済主体について合理的最大化行動を想定した上で、そのエイジェンシー問題について考える。

したがって、本論文の経済的インセンティブは、契約理論アプローチが研究開発費会計について明らかにしてきた内容とほぼ一致するであろう。ただし、我々は、会計基準が経済的インセンティブのみで説明されるとは考えていないということには注意されたい。本論文では、あくまでも経済的インセンティブは、会計基準を説明するための一要素である。

それでは、契約理論アプローチは、どのように研究開発費会計の経済的インセンティブを明らかにしてきたのであろう。契約理論アプローチは、それぞれの契約においてプリンシパルとエイジェントを設定することになるので、これをエイジェント別に考察することにしよう。

第一項 経営者と投資家の関係

企業とは、利害関係者の間では多くの契約関係が結ばれることになるが、財務会計の分析においては、投資家、経営者、監査人が重大な役割を引き受けることになる¹²⁷。このうち、本項では、経営者と投資家の関係について考えることにする。契約理論アプローチに基づいた研究では、経営者と投資家に情報の非対称性があることを想定していくつかの仮説を立てる。研究開発費会計の各仮説の傾向として、会計処理に関わる裁量の問題(会計的裁量行動)と事実に関わる裁量の問題(実体的裁量行動)に分けて考えることができるであろう¹²⁸。

まず、研究開発費会計の会計的裁量行動について検討することにしよう。代表的な考え方としては、利益平準化仮説¹²⁹・財務制限条項仮説¹³⁰・負債比率仮説¹³¹・

¹²⁷ Sunder [1997] p.16(山地・鈴木・松本・梶原訳[1998] 19頁)。

¹²⁸ 岡部 [1994b] 52-56頁。

¹²⁹ Ronen and Sadan [1981] p.6によれば、利益平準化とは、「企業が正常であると考えられる利益水準に利益の変動を抑えること」と定義される。この仮説のもとでは、経営者は、投資家や債権者のような外部の財務諸表利用者あるいは経営者それ自身の効用最大化のために利益を平準化しようとすると考えられる(Ronen and Sadan [1981] pp.7-15)。

¹³⁰ 須田 [2000] 222頁によれば、財務制限条項仮説とは、「会計数値に依拠した財務制限条項に抵触するおそれのある企業の経営者ほど、利益増加型の会計手続きを選択する」という仮説である。

¹³¹ 須田 [2000] 222頁によれば、負債比率仮説とは、「負債比率の大きい企業の経営

などが上げられる¹³²。こうした仮説は、経営者が研究開発費会計の会計処理を選択する際に資本関係・債務契約・報酬契約などの契約関係を考慮しながら自らの効用を最大化しようとするを指摘する。Dascher and Malcolm[1970]あるいはBiedleman [1973]は、研究開発費会計が利益平準化に用いられていることを示した。また、Daley and Viegeland[1983]は、配当制限条項の抵触する可能性や負債比率の大きさが研究開発費の会計処理に影響していることを実証している。また、Shehata[1991]は、資本化企業の特徴を次のように指摘している。すなわち、負債比率が高く、研究開発支出と利益のヴォラティリティが高く、研究開発活動に対して利益のかなりの部分を費やす企業である¹³³。

したがって、経営者は、様々な契約に従って一般に認められた会計原則(GAAP)の範囲内で会計的裁量行動を用いることが明らかであろう。GAAPで認められた会計的裁量行動が経営者と投資家の情報の非対称性を拡大させる原因になっているとき、会計基準が問題にされることになる。このときには、経営者と投資家は、会計的裁量行動に関わるエイジェンシー・コストを削減するように会計基準設定を要求するであろう。

次に、研究開発費会計の実体的裁量行動について検討することにしよう。代表的な考え方としては、経営者が研究開発費の資本化を禁止・限定されている状況下で研究開発支出を削減してしまうという仮説がある¹³⁴。すなわち、研究開発費が資本化できないという状況の下では、経営者は、資本関係・債務契約・報酬契約に抵触しないように研究開発支出を削減してしまうのである。これは、短期主義(Short-Termism)¹³⁵と呼ばれる問題であり、単に経営者と株主などといった問題ではなくマクロ経済に対して影響を与えてしまう可能性もある。

者ほど、利益増加型の会計手続きを選択する」という仮説である。

¹³² このほかに、Horwitz and Kolodny [1980; 1981]が指摘するように小企業には経営者と投資家の情報の非対称性が大きくなる「洗練されていない投資家」が投資していることが多い。このため、大企業よりも小企業が資本化を採用しているとも考えられる(Horwitz and Kolodny [1980] pp.47-51; Horwitz and Kolodny [1981] p.252-253)。

¹³³ Shehata [1991] pp.775-777.

¹³⁴ Dukes, Dyckman and Elliott [1980]; Horwitz and Kolodny [1980, 1981]; Elliott, Richardson, Dyckman and Dukes [1984]; Baber, Fairfield and Haggard [1991]; Shehata [1991];岡部[1994a]; 岡部[1994b] p.53.

¹³⁵ 短期主義(Short-Termism)とは、「投資に適用される割引率を上昇させ、投資の時間軸を短縮させる要因」によって、研究開発のような無形資産への投資が抑制されてしまうことをいう(Demirag, Tylecote and Morris [1994] p.1196)。

したがって、経営者は、様々な契約あるいは会計基準の制約に従って実体的裁量行動を用いることが明らかであろう。実体的裁量行動も経営者と投資家の情報の非対称性を拡大させる原因になっているとき、会計基準が問題にされることになる。このときには、経営者と投資家は、実体的行動に関わるエイジェンシー・コストを削減するように会計基準設定を要求するであろう。

以上のように、研究開発費会計における会計的裁量行動と実体的裁量行動が企業をめぐるエイジェンシー関係に密接に関連している。契約理論アプローチでは、研究開発費会計の会計基準は、上記のようなエイジェンシー関係において会計的裁量行動あるいは実体的裁量行動を規制することで、エイジェンシー・コストを最小化するように作られるであろう。たとえば、研究開発費の資本化が投資家に企業利益を誤導させ、経営者と投資家のエイジェンシー・コストを拡大させている状況を考えよう。このとき、会計基準は、研究開発費の資本化を規制してモニタリング・コストあるいはボンディング・コストを引き下げることができる¹³⁶。

ここで重要なことは、会計基準がエイジェンシー・コストの最小化のために策定されると、既存のエイジェンシー関係に新たな制約とともに新たなインセンティブを与えることである。たとえば、Horwitz and Kolodny [1980]が指摘したように、SFAS No.2が研究開発費の即時全額費用化を強制すれば、会計的裁量行動は抑えられることになるが、実体的裁量行動が頻繁に行われるかもしれない。その結果、経営者は、研究開発費を削減して短期主義的な投資しかおこなわないかもしれない。逆に、投資家は、研究開発費の会計的裁量行動に惑わされずに企業を評価できるようになるかもしれない。

したがって、研究開発費会計の会計基準は、会計的裁量行動あるいは実体的裁量行動を制約するとともに、それが経営者と投資家のインセンティブ関係を規定することになるであろう。研究開発費会計の会計基準は、研究開発費の定義・会計処理・開示から構成されているから、これらの構成要素を規制することで経営者と投資家にある種のインセンティブが与えられる。

¹³⁶ 会計基準が SFAS No.2 のように即時全額費用化を採用すれば、研究開発費の会計的裁量行動が起こらなくなる。その結果、経営者は、会計的裁量行動をしていないことを投資家に証明でき、投資家は、経営者が会計的裁量行動をしていないとわかる。

第一に、研究開発費の定義は、企業が支出した額のうち研究開発費に該当するものを指定するものである。研究開発費の定義は、単独では経営者と投資家にインセンティブを与えにくいものであると考えられるが、会計処理と開示を組み合わせることでインセンティブを与える可能性がある。たとえば、研究開発費の即時全額費用化が規定されている状況下では、研究開発費の定義がソフトウェアを研究開発費であると判定すれば、ソフトウェアを費用として処理しなければならない。また、研究開発支出が開示されている状況下では、投資家は、その支出に含まれている内容について確認することができるであろう。

第二に、研究開発費の会計処理は、経営者の会計的裁量行動あるいは実体的裁量行動を制約するとともに、経営者あるいは投資家のどちらが研究開発費と将来便益の関係を測定するのかを決定することになる。

研究開発費の資本化が容認されている状況下では、経営者が研究開発費と将来便益を対応させて開示させることになる(経営者の対応計算)。この場合、経営者は、研究開発費の資本化を利用して投資家に正確な研究開発情報を伝達したり、会計的裁量行動を駆使して投資家を誤導したりする可能性がある¹³⁷。逆に、研究開発費の資本化が否認されている状況下では、投資家が経営者にかわって研究開発費と将来便益を対応させることになる(投資家の対応計算)。この場合、投資家は、企業の研究開発情報を正確に把握できない可能性があり、これを危惧して経営者が実体的裁量行動に陥る可能性がある。

第三に、研究開発情報の開示は、経営者が極秘情報である研究開発情報をどの程度投資家に開示するかということである。既存の会計基準では、研究開発支出が焦点とされているので、本論文も研究開発支出に限定する。

研究開発支出が開示されていない状況下では、経営者は、研究開発情報の漏洩を防ぐことができるが、投資家に研究開発情報を提供することができない。その結果、投資家は、企業の研究開発を正確に把握できず、研究開発費と将来便益を対応させることができないかもしれない。逆に、研究開発支出が開示されている状況下では、経営者は、研究開発情報を提供して研究開発の有用性を訴え、投資家はそれに応じて研究開発費と将来便益を対応させることができるかもしれない。

¹³⁷ このとき、経営者が研究開発費の資本化を利用してシグナリングしている可能性

ただし、研究開発情報が漏洩して競争企業に機密情報を与えてしまうかもしれない。

このように、研究開発費会計の会計基準は、経営者と投資家に対して経済的インセンティブを与えることになる。これらのインセンティブについてまとめれば、次のようになる。

図表2-3 研究開発費会計の経済的インセンティブ

会計基準の要素		メリット	デメリット	インセンティブの方向
定義		会計処理や開示に依存する		
会計処理	資本化	実体的裁量行動の抑止	会計的裁量行動の発生	経営者の対応計算
	費用化	会計的裁量行動の抑止	実体的裁量行動の発生	投資家の対応計算
開示	研究開発支出の開示	研究開発情報の提供	企業機密情報の漏洩	投資家の対応計算
	研究開発支出の非開示	企業機密情報の保護	研究開発情報の非提供	経営者の対応計算

第二項 経営者と政府の関係

前項では、経営者と投資家の関係について明らかにしてきたが、本項では、経営者と政府の関係について考えることにしよう。契約理論アプローチに基づいた実証研究では、経営者と政府に情報の非対称性があることを想定していくつかの仮説を立てる。それらは、前項同様に、会計的裁量行動と実体的裁量行動に分けて考えることができるであろう。

まず、研究開発費会計の会計的裁量行動について検討することにしよう。代表的な考え方としては、規模仮説¹³⁸あるいは経営者が政府契約価格の上昇を意図して研究開発費を資本化するという仮説がある。前者は、政治費用、特に徴税を意識したものであり、後者は、軍需契約を意識したものである。Daley and Viegeland[1983]や Shehata[1991]は、規模が大きい企業ほど研究開発費を資本化する傾向があることを示している。また、Hope and Gray[1982]は、イギリスの航空機宇宙産業が研究開発費を資本化すれば軍需契約において契約価格を高くできることを示している。

したがって、経営者は、徴税あるいは軍需契約にしたがって会計的裁量行動を用いることが明らかであろう。経営者の会計的裁量行動が経営者と政府の情報の

と投資家を騙そうとしている可能性(モラル・ハザード)があることを示す。

¹³⁸ 須田 訳 [1991] 248 頁(Watt and Zimmerman [1986])によれば、規模仮説とは、「規模の大きい会社の経営者ほど、当期から将来の期間に報告利益を繰り延べる会計手続きを選択する傾向がある」という仮説である。

非対称性を拡大させる原因になっているときには、会計基準が問題にされることになる。このときには、経営者と政府は、会計的裁量行動に関わるエイジェンシー・コストを削減するように会計基準設定を要求するであろう。

次に、研究開発費会計の実体的裁量行動について検討することにしよう。この部分は、会計学が扱う領域というよりは政府統計あるいは財政学が扱う領域であるかもしれない。政府は、主に企業が研究開発を支出するようにインセンティブを張り巡らし、国家の技術水準を向上させようとする。たとえば、研究開発控除のような徴税上の優遇処置あるいはコスト・プラス契約にみられるような政府によるリスク負担などがあげることができよう。しかしながら、経営者は、研究開発費に一般管理費を混入して租税上の優遇処置を受ける、あるいはコスト・プラス契約を逆手にとって恣意的に契約価格を吊り上げるかもしれない(コスト・オーバーラン)。

したがって、経営者は、徴税あるいは軍需契約に従って実体的裁量行動を用いることが明らかであろう。経営者の実体的裁量行動が経営者と政府の情報の非対称性を拡大させる原因になっていると考えられたときには、会計基準が問題にされることになる。このときには、経営者と政府は、実体的裁量行動に関わるエイジェンシー・コストを削減するように会計基準設定を要求するであろう。

以上のように、研究開発費会計における会計的裁量行動と実体的裁量行動が企業をめぐるエイジェンシー関係に密接に関連している。契約理論アプローチでは、会計基準は、エイジェンシー関係における会計的裁量行動あるいは実体的裁量行動を規制することで、エイジェンシー・コストを最小化するように作られるであろう。たとえば、経営者が研究開発費の資本化を利用して契約価格を吊り上げ、経営者と政府のエイジェンシー・コストを拡大させている状況を考えよう。このとき、会計基準は、研究開発費の会計的裁量行動を規制してモニタリング・コストあるいはボンディング・コストを引き下げることができる¹³⁹。

ここで重要なことは、エイジェンシー・コストの最小化のために策定された会計基準が既存のエイジェンシー関係に新たな制約とともに新たなインセンティブ

¹³⁹ 会計基準が SFAS No.2 のように即時全額費用化を採用すれば、研究開発費の会計的裁量行動が起こらなくなる。その結果、経営者は、会計的裁量行動をしていないことを政府に証明でき、政府は、経営者が会計的裁量行動をしていないとわかる。

を与えることになることである。たとえば、政府が研究開発費の資本化額の算入を禁止すれば、経営者は、研究開発費を資本化してより多くの研究開発を実施するインセンティブを失い、研究開発費を削減するかもしれない。この結果、経営者は、投資家の意図に沿って効率的に研究開発活動を行うかもしれない。逆に、経営者は、思い切った研究開発活動を実施しないために技術開発が遅れるかもしれない。

したがって、研究開発費会計の会計基準は、会計的裁量行動あるいは実体的裁量行動を制約するとともに、それが経営者と政府のインセンティブ関係を規定することになるであろう。経営者と投資家の関係同様に、研究開発費会計の会計基準は、定義・会計処理・開示という構成要素を規制することで経営者と政府にある種のインセンティブを与えることになる。

第一に、研究開発費の定義は、政府で認められる徴税上の優遇処置や研究開発の資本化額算入などが認められるかどうかを決定する。研究開発費の定義が広義であればあるほど、経営者は、政府からの優遇処置を受ける度合いが大きくなる(政府によるリスク負担)。逆に、研究開発費の定義が狭義であればあるほど、経営者は政府からの優遇処置を受ける度合いが小さくなる(経営者によるリスク負担)。

たとえば、研究開発費の定義がソフトウェアにも適用されれば、研究開発の優遇処置は、ソフトウェアにも適用されることになる。その結果、経営者は、研究開発控除を利用してソフトウェア開発を積極的に推し進め、国家の技術水準が向上するかもしれない。また、研究開発費の定義が広義であれば、経営者が研究開発費に関連しないような一般管理費を研究開発費として混入するかもしれないので、政府は徴税額や契約価格において損害を被っているかもしれない。

第二に、研究開発費の会計処理は、経営者の会計的裁量行動あるいは実体的裁量行動を制約するとともに、経営者あるいは政府のどちらが研究開発のリスクを負担するかを決定する。

契約価格への資本化額算入が容認されている状況下では、政府が民間研究開発のリスクを政府契約によって一部負担することになる(政府による研究開発リスク負担)。この場合、経営者は、研究開発費の資本化を利用して国家の技術水準を向上させるような巨大研究開発プロジェクトを実施する反面、投資家の望まない

非効率な研究開発活動を行ってしまうかもしれない。

逆に、契約価格への資本化額算入が否認されている状況下では、政府が民間研究開発のリスクを一切引き受けないので、経営者が研究開発のリスクをすべて引き受ける(経営者による研究開発リスク負担)。この場合、経営者は、投資家の望むような効率的な研究開発活動を行う可能性がある反面、国家の技術水準を向上させるような巨大研究開発プロジェクトを実施しない可能性がある。

第三に、研究開発支出の開示は、政府以外の利害関係者がどの程度研究開発の意思決定に関与するかを決定するであろう。研究開発支出が開示されていれば、政府以外の利害関係者が企業の研究開発活動についての情報を知り、その情報を経営者とのエイジェンシー関係に反映させる可能性が大きくなる。その結果、企業の研究開発が民間主導でおこなわれる。逆に、研究開発支出が開示されていなければ、政府以外の利害関係者が研究開発情報を経営者とのエイジェンシー関係に反映させる可能性が小さくなる。その結果、政府は、企業の研究開発に対する責任を取らざるえなくなり、企業の研究開発が政府主導によって行われることになる。

このように、研究開発費会計の会計基準は、経営者と政府に対して経済的インセンティブを与えることになる。これらのインセンティブについてまとめれば、次のようになる。

図表2-4 研究開発費会計の経済的インセンティブ

会計基準の要素		メリット	デメリット	インセンティブの方向
定義	広義	民間研究開発の促進	契約価格等の非効率化	政府によるリスク負担
	狭義	契約価格等の効率化	民間研究開発の停滞	経営者によるリスク負担
会計処理	資本化額算入	実体的裁量行動の抑止	会計的裁量行動の発生	政府によるリスク負担
	資本化額不算入	会計的裁量行動の抑止	実体的裁量行動の発生	経営者によるリスク負担
開示	研究開発支出の開示	民間研究開発の促進	企業機密情報の漏洩	民間主導の研究開発
	研究開発支出の非開示	企業機密情報の保護	民間研究開発の停滞	政府主導の研究開発

以上のように、経営者と投資家、経営者と政府の経済的インセンティブについて考察してきたが、会計基準は、会計的裁量行動と実体的裁量行動を制約するとともに、各エイジェントにインセンティブを与える。すなわち、会計基準は、各利害関係者に制約条件あるいはゲームのルールを与えるのである。

しかしながら、上記の考察は、経済的インセンティブからみた会計基準による

潜在的な帰結を叙述的に書き示したものにすぎない。実際には、これを決定する要因が存在する。もちろん、経済的インセンティブも決定要因となりうるが、我々は、イデオロギー的インセンティブも重要であると考える。

たとえば、経営者と政府の関係では、研究開発費会計の会計基準が政府による研究開発のリスク負担を決定する要因となった。したがって、会計基準は、研究開発政策の一手段となりうる。もし政府が戦時中にみられるように技術開発を積極的に推し進めているならば、研究開発費会計の会計基準は、政府が研究開発のリスクを引き受けるようになるであろう。このとき、政府は、政府契約や徴税などで富の合理的最大化を無視してでも企業の研究開発を促進させようとする。それゆえ、研究開発政策は、イデオロギー的インセンティブなしで考えることができない。なぜなら、イデオロギーは、社会を安定化させるためにゲームのルールを正当化する、上部構造にもなる時もあるからである¹⁴⁰。したがって、イデオロギーという文脈を理解していなければ、会計基準を分析することが不可能なのである。

第四節 研究開発費会計とイデオロギー的インセンティブ

前節では、研究開発費会計の会計基準が経済的インセンティブより規定できることを述べた。契約理論アプローチでは、各エイジェント間のエイジェンシー・コストを最小化できる制度が会計基準として採用されるであろう。しかしながら、我々は、第一章において経済的インセンティブのみだけでは会計基準を説明できないと述べた。そして、イデオロギー的インセンティブこそが会計基準分析において重要であると述べた。

第一章で考察したように、人は、イデオロギーに基づいて環境と折り合いをつけて世界観を手に入れて意思決定をおこなう。それゆえに、イデオロギーは、知識あるいは計算能力が限定されている中では重要な役割を占める。また、イデオロギーは、規範的判断においても重要な役割を果たす。さらに、イデオロギーは、人々の経験と不整合のないように発展する。これら三つは、North[1981]が議論していた点である。

¹⁴⁰ North [1981] p.182(中島訳[1989] 241 頁).

イデオロギー的インセンティブは、研究開発費会計の会計基準においても顕著な影響を与えている。たとえば、第四章で登場する Rolls-Royce 社は、研究開発の失敗によって倒産・国有化に追い込まれるが、当時研究開発費の資本化を採用していた。それゆえ、Rolls-Royce 社倒産の直接原因は、研究開発費の会計処理にはないと考えられたにもかかわらず、研究開発費の資本化に一因があると考えられた。その結果、研究開発費の会計基準が Rolls-Royce 社の倒産を契機に制定される。

こうした議論は、North[1981]の議論と整合的である。すなわち、人々は、Rolls-Royce 社の倒産原因を特定化できないゆえに、研究開発費の会計処理を問題にあげる。そして、人々は、規範的判断の見地から研究開発費の会計処理を規制すべきであると処断する。ゆえに、Rolls-Royce 社倒産という歴史的事実(経験)が研究開発費の会計基準へと発展し、イギリスの研究開発費会計の経路を形成する。

上記は、イギリスの例を挙げたものにすぎないが、各国の当時のイデオロギー的インセンティブが会計基準の経路に影響を与えるであろう。アメリカでは、軍産複合体とそれに反するイデオロギー、日本では第二次世界大戦中の総力戦体制が存在する。そうしたイデオロギー的インセンティブは、社会を安定化させるに際してゲームのルールの上部構造として存在する場合もある。ゆえに、イデオロギー的インセンティブと経済的インセンティブの相互作用を検討するために、学際的な研究が必要となる。

たとえば、アメリカの軍産複合体は、第三章で正確に定義するが、政府の高官と軍需企業の経営者が互いに拡大しようとするイデオロギーである。軍産複合体は、政府の高官と経営者の富の合理的最大化行動から捕らえることもできるが、それを内生的に考察することは会計学ではなく経済学の範疇に該当することになる。したがって、軍産複合体は、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの相互作用の中で生み出されているので学際的な研究が必要となる。しかし、我々は、軍産複合体を研究することを主題として考えていないので、あくまでも研究開発費会計の立場から外生的に考察することにしたい。

以上のように、我々は、研究開発費会計の会計基準分析に際して、イデオロギー的インセンティブの相互作用を考察する。しかしながら、各国のイデオロギー的インセンティブは、時代や国によって千差万別であり、これを経済的インセン

ティブのように論理的に展開することは難しい。なぜなら、イデオロギー的インセンティブは、各国の歴史事象や経験によって大きく左右されるからである。

たとえば、Rolls-Royce社の倒産にみられるような研究開発費の資本化に対する規範的な嫌悪感や軍産複合体や政府のイデオロギー認識などが研究開発費会計に大きな影響を与えているであろう。我々は、当時の支配的なイデオロギーが各国の会計基準の差を考える上で重大であると考えている。

では、我々は、多くのイデオロギーの中でも支配的なイデオロギーと研究開発費会計との関わりをなぜ重視しなければならないのか。この理由は、North[1981]が次のようにイデオロギーによる説明の成功条件を示したことにある。すなわち、

「イデオロギーは、世界についての相互に関連した包括的な見方からなっているので、それは、既存の財産権および交換条件の構造がどのようにより大きなシステムの一部をなしているかを説明しなければならない。過去をこの一連の合理化と整合的な言い方で説明することも不可欠である。もし歴史家がいうように、歴史が世代間ごとに書き換えられるのだとすれば、それは普通、後からの証拠によってそれまでの仮説についてはっきりと反証可能な検証が進んだからではなく、現行のイデオロギーと整合的であるかのような別の説明するために、既存の史料にそれまでとは異なったウエイト付けがなされるからである。歴史家は決して新証拠を発見しないというわけではない。明らかに彼らは発見する。そして、そうした証拠がそれまでの仮説の検証手段を提供する程度に応じて、歴史についての知識の状況は進歩する。しかし膨大な量の情報がたっぷりある現代でさえ、長期変化を説明するのに伴う複雑で大規模な仮説についてはっきりとした検証を展開する学者の能力は非常に限られている。したがって競合的な諸説明は、強いイデオロギー的歪みをもつ傾向がある。マルクス主義者は、経済史を階級闘争の物語として書く。自由市場イデオロギーの持ち主は、それを効率的な市場の発展として書く。産業革命期の生活水準について、あるいはアメリカの奴隷の状態についてなされるような歴史に関する議論をめぐる激しい論争は、純粋に学問的な議論としてだけでは解釈しえない。それらは、歴史がイデオロギー対立の戦場となるようなより大きな諸見解のかなめとして初めて意味を持つのである。私は、一以下で明らかにするように一すべての歴史ないし社会科学の理論構築がイデオロギーにほかならないと主張しているわけではない。競合的な諸説明についての最終的な検証が出来ない程度に応じて、過去についての学説—そして現在を説明する理論—が

たくさん存在することになると主張しているのである¹⁴¹。」

我々は、この成功条件が会計基準にも該当すると考えている。まず、イデオロギーは、会計基準がどのようにより大きなシステムの一部をなしているかを説明するであろう。次に、会計理論は、学者のイデオロギー的歪みに応じて多く存在することになるので、学者が採用するイデオロギーに応じて会計基準を説明する理論は多く存在することになる。

そこで、我々は、研究開発費会計の会計基準が当時の支配的なイデオロギーに沿って理解したいと考える。別のイデオロギー的インセンティブからも研究開発費会計の会計基準を説明できるであろうが、我々は、以下の各章の考察を通じて、研究開発費会計の会計基準が当時の支配的なイデオロギーと関連付けられることで説明されると考えるに至った。特に、我々は、政府が研究開発費会計の会計基準を政府や軍の政策の一部と考えていたために、軍や政府の干渉を受けたのでは考える。また、ソフトウェア会計は、研究開発費会計の影響を受けて展開する。それゆえ、研究開発費会計に影響を与えた支配的なイデオロギーは、ソフトウェア会計に対しても影響を及ぼすことにもなる。

第五節 おわりに

本章では、研究開発費会計の会計基準と既存研究について簡単に要約し、経路依存を導出するために、研究開発費会計の経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブについて考察した。その結果、我々は、次のような方法論的結論を得ることになった。

すなわち、経路依存は、イデオロギー的インセンティブと経済的インセンティブの相互作用の中で、イデオロギー的インセンティブが各国の研究開発費会計の経路に影響を与えることと理解する。具体的には、我々は、軍や政府の研究開発政策等の支配的なイデオロギーが研究開発費会計の会計基準に大きな影響を与えていたのではないかと考える。そして、支配的なイデオロギーの差が会計基準の差を説明することを示して、これを研究開発費会計の経路依存と提起する。

¹⁴¹ North[1981] p.52(中島訳[1989] 72-73 頁)

このような結論に至ったのは、次の2点にある。第一に、契約理論アプローチが明らかにしていない点を明確にできるからである。すなわち、契約理論アプローチは、エンジェンシー・コストの最小化という経済的インセンティブのみを対象とするために、イデオロギー的インセンティブを無視してしまった。その結果、会計基準のように、イデオロギー的インセンティブが大きく作用するような領域の説明に苦慮してきた。

第二に、North 理論を援用した方法論は、論理的に経路依存を導き出すことを可能にする。既存の会計学における経路依存研究は、新古典派経済学の合理的最大化行動を直接的・間接的に否定しながらも、正確に「行動仮説」を組み立てることなく具体的な事象を分析していた。その結果、経路依存を論理的に導き出す方法が欠如していた。

以下、本論文は、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの相互作用を記述して経路依存を導き出す。そのために、我々は、イデオロギー的インセンティブが会計基準や会計実務の経済的インセンティブにどのような影響を与えたかについて考察するであろう。各章では、アメリカ・イギリス・日本の研究開発費会計およびアメリカのソフトウェア会計を取り上げ、支配的なイデオロギーが研究開発費会計にもたらした影響から各国の会計基準の差を説明し、経路依存を実証していくことにしたい。

第二部 経路依存による会計基準分析

第三章 アメリカの研究開発費会計

第一節 はじめに

アメリカは、初めて研究開発費の定義、会計処理および開示を備えた会計基準を策定した国である。このような形式の会計基準は、諸外国の会計基準やソフトウェア会計の会計基準に対しても影響を与えることになる。我々は、日英の研究開発費会計の基盤となるゆえに、アメリカの研究開発費会計の会計基準を最初に考察する。

アメリカの研究開発費会計は、財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)が1974年に財務会計基準書第2号(Statement of Financial Accounting Standards No.2:SFAS No.2)を公表するまで統一的に規制されていなかった。ただし、開示規制としては、1917年の“Uniform Accounts”による繰延勘定、1970年のAPBオピニオンによる会計方針の開示¹⁴²、1972年の会計連続通牒第125号(Accounting Series Release No.125: ASR No.125)による繰延研究開発費と研究開発支出の開示が存在している¹⁴³。

本章は、アメリカの研究開発費会計を統一的に規制したSFAS No.2を中心に検討を加えることにしたい。SFAS No.2は、「ロッキード救済声明」と揶揄されるように、Lockheed社や軍需企業の会計処理と深い関係をもち、軍需企業を取り巻くイデオロギーを強く受けて設定されるに至ったと考えられる。また、一部の企業は、研究開発費の資本化を利用して会計的裁量行動をおこなっていた。ゆえに、SFAS No.2は、こうした状況の中で研究開発費の即時全額費用化という厳しい規制に乗り出すことになった。

そこで、我々は、以上のような特徴のあるアメリカの研究開発費会計を考察し、アメリカの研究開発費会計の経路依存について考えたいと思う。第二節は、SFAS No.2の詳細な説明と資本市場理論にもとづいた会計学(資本市場アプローチ)¹⁴⁴に

¹⁴² APB [1972] paragraph 12

¹⁴³ ASR No.125は、Rule 5-02-20.(Deferred Research and Development Expenses, Preoperating Expense and Similar Deferrals), Rule 5-04, Schedules VIIを改正するものであった。この結果、Schedules VII(Rule 12-08. Intangible Assets, Deferred Research and Development Expenses, Preoperating Expenses and Similar Deferrals)およびSchedules X VI(Rule 12-16. Supplement Income Statement Information)で繰延研究開発費および研究開発支出が開示されることになる(U. S. SEC [1972], Quinn[1972] p.66)。

¹⁴⁴ 第一章で述べたように、資本市場アプローチは、投資家の意思決定に有用な情報

よる実証研究について考察を加える。第三節は、SFAS No.2を取り巻く状況について会計実務および軍産複合体の分析を加えて明らかにする。第四節は、第三節の状況に基づいてアメリカの研究開発費会計の経路依存を明らかにする。

第二節 アメリカの研究開発費会計の会計基準

第一項 アメリカの研究開発費会計の会計基準

アメリカの研究開発費会計は、FASBが1974年10月に発表したSFAS No.2によって規定されることになった。SFAS No.2は、序説¹⁴⁵ (Paragraphs 1-6)、研究開発の構成活動(Paragraphs 7-10)、研究開発活動にみなされる原価要素(Paragraph 11)、研究開発費の会計処理(Paragraph 12)、開示(Paragraphs 13-14)、発効日及び経過処置(Paragraphs 15-16)、付録 A(Paragraphs 17-22)および付録 B(Paragraphs 23-64)から構成される。

具体的な内容は、次のとおりである。研究開発の構成活動では、研究開発費の定義¹⁴⁶および研究開発活動に含まれるその典型例を提示する。次に、研究開発活動にみなされる原価要素では、a.材料、設備及び施設費、b.人件費、c.企業外部者から購入した無形資産、d.契約によるサービス、e.間接費に関する研究開発費の分類を示している。そして、研究開発費の会計処理において、「本基準書が対象とする研究開発費は、全額発生時点に費用として計上しなければならない¹⁴⁷」と示す。さらに、開示では、「損益計算書が対象とする各期間に費用に計上した研究開

を提供し、効率的な資源配分を実現させようとするものである。

¹⁴⁵序説では、SFAS No.2の目的などが示されるが、以下二つの点に注目すべきである。契約に基づいて、企業外部者のために行う研究開発活動に要する費用の会計及び第一次産業に属する企業特有の活動(探査・採掘等)は、SFAS No.2の範囲から除外されている。特に、前者は、公開草案では、その範囲に含まれていた。そのために、「企業外部者によって直接的に弁済されない研究開発」と「企業外部者によって直接的に弁済される研究開発」という二つの範囲で研究開発費の会計処理が規定されている。

¹⁴⁶ 研究(Research)—新しい製品やサービス、又は新しい生産方法や技術を開発したり、又は既存製品や生産方法に重要な改良を加えるのに役立つところの、新知識の発見を目的とする計画的な調査又は批判的研究である。開発(Development)—研究の成果又はその知識を、新しい製品や生産方法に関する計画、設計の形又は既存の製品や生産方法を著しく改良するための計画又は設計の形に具現化することである。ここには、市場調査や市場での実験活動は含まれない(FASB [1974c] Paragraph 8)。

¹⁴⁷ FASB [1974c] Paragraph 12.

発費の総額を財務諸表に開示しなければならない¹⁴⁸」ことを明記する。最後に、発効日及び経過処置では、SFAS No.2 が 1975 年 1 月 1 日以降の会計年度から発効し、繰延研究開発費は、過年度損益修正(prior period adjustment)¹⁴⁹によって過去にさかのぼってライト・オフすることを規定する¹⁵⁰。

本章で特に議論するのは、研究開発費の即時全額費用化である。我々は、SFAS No.2 による即時全額費用化に関連して、次の 3 つの内容にふれることになる。

「(1)(定義されるような)研究開発費は全額発生時点で費用化されること。(2)各期に費用化された研究開発費額が開示されること。(3)既存の繰延費用は、過年度損益修正によってライト・オフされること¹⁵¹」である。

では、SFAS No.2 は、研究開発費の即時全額費用化をどのように導いたのであろうか。他の選択肢¹⁵²としては、全額資本化(Capitalization of All Costs)¹⁵³、選択的資本化(Selective Capitalization)¹⁵⁴、特別勘定(Accumulation of Costs in Special Category)¹⁵⁵が挙げられていた。付録 B には、その中から即時全額費用化を採用した理由と他の選択肢を否定した理由が詳しく述べられている。

まず、即時全額費用化を採用した理由であるが、次の 5 つが記述されている。すなわち、将来便益の不確実性、支出と便益の因果関係の欠如、経済的資源の会計認識、費用の認識と対応、効果情報の有用性である¹⁵⁶。第一点は、研究開発の成功率が低いというものである。第二点は、支出と便益との因果関係を観測することが難しいという点である。第三点は、資産としての会計的認識(測定可能性の基準)を満たさない点である。第四点は、第二点に関連して原因と結果の関連付けができないことから原価配分ができない点である。第五点は、研究開発費と将来

¹⁴⁸ FASB [1974c] Paragraph 13.

¹⁴⁹ APB [1966] Paragraphs 18・26.

¹⁵⁰ FASB [1974c] Paragraph 15.

¹⁵¹ Vigeland [1981] p.309.

¹⁵² FASB [1974c] Paragraph 37.

¹⁵³ 「すべての原価を発生時に費用計上する(FASB [1974c] Paragraph 37)。」

¹⁵⁴ 「特定条件が満たされる場合は原価を発生時に資本化し、その他の場合の原価はすべて費用化する(FASB [1974c] Paragraph 37)。」

¹⁵⁵ 「将来の効力があるか否かが決定されるまで、すべての原価をある特定の科目に計上しておく(FASB [1974c] Paragraph 37)。」特別勘定は、(株主持分の相当額を分離して)貸借対照表の資産区分の以下あるいは、株主持分の控除勘定として報告される。

¹⁵⁶ FASB [1974c] Paragraphs 39-50.

便益の関係が確認されていないために、企業の潜在的利益獲得能力を評価する上で有用でない点である。

次に、即時全額費用化以外の選択肢が否定された理由である。まず、全額資本化は、企業全体として研究開発費を評価するのではなく、各取引、各計画やそれに関連する取引や計画で評価されるべきことを理由にして否定されている¹⁵⁷。次に、選択的資本化は、様々な条件¹⁵⁸を挙げた上で、客観的に比較できる基準が設定できないことを理由にして否定されている¹⁵⁹。最後に、特別勘定は、財務アナリスト他が次のように主張したことを理由に否定されている。すなわち、特別勘定に累積した原価が企業の利益獲得能力を評価する上で有用ではなく、基本財務諸表の性質を歪め、計算比率やほかの財務情報を複雑にするためであった¹⁶⁰。

このように、SFAS No.2は、さまざまな理由を挙げて研究開発費の即時全額費用化を採用するに至った。しかしながら、SFAS No.2は、上記の諸理由だけで設定され存続しているのであろうか。この点を確認するために、上記の諸理由の中から支出と便益の関係について検討することにしよう。支出と便益の関係を検討する理由は、次のとおりである。第一に、即時全額費用化の理由は、研究開発の不確実性を除き、支出と便益の関係から導き出されているといえる。第二に、即時全額費用化以外を否定した理由は、根本的に資本化を否定するものではない。さらに、資本市場アプローチからみた場合、支出と便益の因果関係の欠如が即時全額費用化を採用する論拠となる。

そこで、次項では、SFAS No.2の論拠を検討するために、支出と便益の関係を考察する実証研究を取り上げる。

第二項 実証研究による財務会計基準書第2号の問題

前項においては、SFAS No.2が即時全額費用化を採用したのは、支出と将来便益との関係を確認できなかったことに起因すると述べた。そこで、この点に注目

¹⁵⁷ FASB [1974c] Paragraph 52.

¹⁵⁸ FASB [1974c] Paragraph 53. a.製品と工程の定義。b.技術的実現可能性。c.市場性/有用性。d.経済的実現可能性。e.経営者の行動。f.純利益比較の歪曲。この条件が国際会計基準の選択的資本化の条件と酷似していることには注目すべきである。

¹⁵⁹ FASB [1974c] Paragraph 54.

¹⁶⁰ FASB [1974c] Paragraph 59.

する実証研究を取り上げる。まず、SFAS No.2 では、研究開発支出と将来便益との関係を次のように述べている¹⁶¹。

支出と便益の因果関係の欠如

研究開発費と特定の将来収益との直接の関係は、事後的な(hindsight)便益としても一般に実証されていない。たとえば、研究開発活動を強く必要とする産業内の企業を焦点とする三つの実証研究は、一般的に次期以降の売上高や利益や産業内のシェアによって測定される、将来便益の増加と研究開発支出の間に重大な相関関係を発見していない。

引用された実証研究は、それぞれ Newman[1968]、Johnson[1967]、Milburn [1971] である。こうした実証研究に対する FASB の見解は、Public Record で次のようにまとめられている¹⁶²。

Newman [1968]

1968 年の研究は、アメリカ産業と各 5 産業の売上の長期成長と研究開発費の間の潜在的な相関を全面的に調査した。この研究は、1954-1965 年間についての売上と過去 9 年間に発生した研究開発費を比較する多重回帰分析を行っていた。その結果は、安定した結論を下すには、十分に客観的ではないと考えられるけれども、将来期間の売上が研究開発費の結果として増加すると示唆する。資本財(capital goods)産業における売上増加は、数期間のうちの初期に発生した研究開発費とのみ相関した。

Johnson [1967]

1953-1964 年の主要製薬企業 10 社について 1967 年の研究は、(a)総資産に占める研究開発の比率と(b)純資産に占める純利益の比率の相関を検定した。平均回帰係数は、2 年から 10 年間で費用化・遞減償却・直線償却・遞増償却の傾向で獲得された。費用化は最も高い係数を与えるが、十年の耐用期間の遞増償却は最低の係数を与える。しかしながら、係数がとても小さいのでおそらく統計的に有意にならない。こうした結果は、「(任意のルールとして)研究開発費の償却が費用化よりも有用ではない可能性を示し、実証結果と一

¹⁶¹ FASB [1974c] Paragraph 41.

致する判断が研究開発費を費用化するべきである」ことを示すと筆者は述べる。

Milburn [1971]

上記の 10 社の主要製薬企業に関する 1971 年の未出版研究は、Johnson[1967]の中で用いられた仮説が不必要に間接的であると断言し、次のような仮説がより直接的な関係を実証できると断言した。全製薬産業の研究開発支出に占める製薬業者の研究開発支出の比率変化が産業売上における企業の将来シェアの変化と一致するであろう。この仮説の検定は、現在年度における研究開発費の企業シェアの変化が現在年度における売上の企業シェアの変化に相関したとき、わずかに高い係数が生ずることを明らかにした。単年度ラグではそれよりずっと低い係数が生じたが、ラグ期間を 1 から 7 に増加すると、相関係数は一般的に増加した。

Newman[1968]は、研究開発費と将来便益の関係が不明瞭であるが、相関関係があることを示している。これに対して、Johnson[1967]と Milburn[1971]は、現在の研究開発費と現在の便益の相関関係が高いことを示す。特に、Johnson[1967]は、費用化がもっとも有用であると主張する。このような実証結果は、SFAS No.2 を資本化よりも費用化の方向へと導くことになる。

しかしながら、上記の実証研究に反証をあげる論文が SFAS No.2 以降に発表され続けている。Duke[1974]¹⁶³、Ben-Zion[1978]¹⁶⁴、Griliches[1981]¹⁶⁵、Hirschey and

¹⁶² FASB [1974a] pp.19-20.

¹⁶³ Duke [1974]は、1960年から1968年までの52社について報告利益/普通株式の市場価値と研究強度(研究開発費/利益)の関係を調査して、研究開発費が有意に企業の証券価格に相関したことを見いだしている。Duke [1974]は、この結果より投資家が研究開発費の費用化を資本化へと調整していることを示した。

¹⁶⁴ Ben-Zion [1978]は、1969年の200社のクロスセクション・データを用いて、研究開発費が(修正帳簿価額の代理変数として)企業の市場価値と相関しているかどうかを検証した。その結果、研究開発費(研究開発費比率、研究開発費/普通株式の帳簿価額の比率)が企業の市場価値と相関していると示した。また、研究開発支出の現在支出が1年あたり10%で成長するとして推定した上で、研究開発費の償却率を0.20と推定した。

¹⁶⁵ Griliches [1981]は、1968年から1974年の157社のデータを用いてトービンのQ(企業の現在の市場価値(持分+負債)/通常資産(工場、設備、棚卸資産、金融資産)の時価)と過去の研究開発支出の分布ラグやPatentの数の関係を実証しようとした。その結果、研究開発がQに統計的に有意な正の効果があり、Patentの数が企業の評価に適用されることを発見した。

Weygandt[1985]¹⁶⁶、Bublitz and Ettredge[1989]¹⁶⁷、Shevlin[1991]¹⁶⁸、Sougiannis [1994]¹⁶⁹、Lev and Sougiannis[1996]¹⁷⁰などである。一連の研究は、期間、変数および方法は異なるが、一様に研究開発費と証券価格に相関関係があることを主張する。特に、Lev and Sougiannis[1996]は、研究開発費の資本化には投資家にとつ

¹⁶⁶ Hirschey and Weygandt [1985]は、1977年の390社のクロスセクション・データを用いてトービンのQ(市場価値(普通株の市場価値と債務の帳簿価額)/有形資産の取替コスト)と研究開発強度(R&D intensity: 研究開発費/売上高の比率)が相関しているかどうか検証した。推定結果は、トービンのQと広告支出や研究開発支出の両方が統計的に有意に正に相関していると示した。また、研究開発費の償却率が一般に10%から20%であると推定した。

¹⁶⁷ Bublitz and Ettredge [1989]は、1974年から1983年までの190社から328社の多数年標本で累積異常投資収益率(Cumulative Abnormal Return: CAR)と広告支出や研究開発支出の予測誤差(一株あたり研究開発費-前期の一株あたり研究開発費/前期の一株あたりの株価)との関係を、理論的に導かれる係数ゼロ(theoretically derived coefficient of zero)とCARに対する一般費の予測誤差の係数をベンチマークにして比較しようとした。その結果、研究開発費の予測誤差に関する係数は、正であり、非負になるという帰無仮説を棄却することができなかった。そのことによって、彼らは研究開発費が長期わたって正味現在価値ゼロの投資を構築する可能性を示した。

¹⁶⁸ Shevlin [1991]は、1980年から1985年のクロスセクション・データを用いて、73社の有限責任パートナーシップを設立した53社の研究開発企業について、その持分の市場価値を評価する際に、研究開発企業の保有する有限責任パートナーシップをコール・オプションと解しているかどうかを検証しようとした。その際に、彼は研究開発企業について報告されない重大な資産として研究開発支出を変数として導入した。そのために、合資会社を保有しない研究開発企業のコントロール・サンプルで、研究開発の資本化要因を算定し、その資本化要因に基づいて有限責任パートナーシップを保有する研究開発企業の回帰分析を行った。全体の結果としては、投資家は、研究開発企業の市場価値を評価する際に適切な情報として有限責任パートナーシップをコール・オプションとみなし、オプションの価値を評価するために注記開示を利用しており、SFAS No.2にもかかわらず研究開発費を資本化していることを示した。

¹⁶⁹ Sougiannis [1994]は、1975年から1985年のクロスセクション・データを用いて、会計利益と持分の市場価値に対する研究開発効果を二つのモデル、利益モデルと評価モデルで推定しようとした。利益モデルから結果は、研究開発費の発生時点での費用化を調整した報告利益(広告費と研究開発支出の費用化前の税引後利益)が研究開発から認識された収益を反映していることを示した。評価モデルからの結果は、投資家が研究開発投資を高く評価することを示した。また、市場価値に対する研究開発効果を、研究開発変数によって伝達される直接効果と利益を通じて市場価値に影響を与える間接効果に分け、後者が前者よりもずっと大きいことを示した。

¹⁷⁰ Lev and Sougiannis [1996]は、1975年から1991年までのクロスセクション・データを用いて、(減価償却費、広告費、研究開発費控除前の)営業利益と(分散の不均一性を和らげるために総売上高で除した)研究開発支出との関係を推定し、統計的に信頼があり経済的に適合性のある研究開発費の資本化過程(具体的には、研究開発資産とその償却率)を推定した。それらが反映されるように調整された報告利益(特別項目控除前の一株あたりの利益)や帳簿価額の修正(研究開発資本の導入)は、株式価格又は株式リターンと強く相関することを発見した。

て価値関連性(value-relevance)があると主張する。したがって、現在の実証研究は、研究開発費と将来便益に因果関係が存在し、研究開発費の資本化が将来の証券リターンを予測する投資家を支援すると指摘するのである。

では、SFAS No.2 による即時全額費用化は、実証研究による反証にもかかわらず、なぜ覆されないのでしょうか。この原因は、SFAS No.2 や SFAC No.6 が示すように研究開発の不確実性に集約することになるが、なぜ研究開発の不確実性が注目され続けなければならないのでしょうか。この問題を解決するためには、研究開発の不確実性が当時の状況において注目されていた理由を考察しなければならない。そこで、SFAS No.2 設定当時のアメリカの研究開発費会計をめぐる状況を考察する。我々は、当該歴史的状況を分析した結果、イデオロギー的インセンティブが SFAS No.2 の設定に大きな影響を与え、その後のアメリカの研究開発費会計の経路を規定したことを述べることになるであろう。

第三節 アメリカの研究開発費会計をめぐる状況

本節は、アメリカの研究開発費会計をめぐる状況を明らかにして、SFAS No.2 が即時全額費用化を採用するに至る状況を見極める。考察に際しては、大企業、小企業および軍需企業という企業別に考察する。大企業と小企業については、投資家との関係について述べ、軍需企業については、政府との関係について述べることになる。また、我々は、政府や軍の研究開発政策と研究開発費会計を関係について述べるため、当時の軍需契約の問題について述べることにしたい。

第一項 大企業の会計実務

SFAS No.2 以前においては、アメリカの会計実務は、資本化と費用化の選択適用が可能であった。この実務は、SFAS No.2 設定に大きな影響を及ぼした可能性が高い。では、当時の大企業の会計実務はどのようなものであったのか。また、大企業とそれに対応する投資家について考察していく。

まず、企業にとっての研究開発費会計の意味を考える。他の条件を一定とすれば、研究開発費の資本化は、資産を大きく表示させ、当期の利益を増大させる。その一方で、研究開発費の資本化は、研究開発費の償却によって将来の利益が圧迫される可能性を生じさせる。逆に、研究開発費の費用化は、資産を過小表示さ

せ、当期の利益を減少させる。その一方で、研究開発費の費用化は、現在期に費用化するために将来の利益を圧迫する恐れはない。

さらに、アメリカでは 1954 年の内国歳入法 (Internal Revenue Code, Sec. 174(a))¹⁷¹により、企業は、研究開発費を費用化あるいは資本化・償却のどちらかを採用することができる、「税務目的のために採用された方法が株主に報告するために用いられた方法と一致する必要はない¹⁷²」ので、財務報告目的と税務目的で別の会計基準を用いることができる。

では、企業はどちらの会計処理を選択していたのであろうか。大企業と小企業で異なる傾向が観測されている。すなわち、大企業については、1930 年代頃から費用化を広く用いていたことが指摘されており¹⁷³、小企業については、資本化を広く用いていたことが明らかにされている¹⁷⁴。

また、Daley and Viegeland[1983]は、資本化企業(135 社)と費用化企業(178 社)をサンプルにして、配当制限条項の抵触する可能性や負債比率の大きさが研究開発費の会計処理に影響していることを実証している。さらに、Shehata[1991]の研究は、資本化企業(OTC 企業 67 社+上場企業 54 社)と費用化企業のコントロール・サンプル(250 社)に対して、会計選択についてプロビット分析を行っている。その結果、資本化企業は、小規模・高い負債比率を有し、研究開発支出と利益のヴォラティリティが高く、研究開発活動に対して利益のかなりの部分を費やす企業であった¹⁷⁵。

では、多くの大企業がなぜ費用化を選択するのであろうか。Orton and Brandish[1969]の調査では、企業は、(1)保守主義な財務慣行、(2)所得税法の任意規定、(3)研究開発支出の安定性、(4)原価処理の利便、(5)提供される情報の有用性から費用化すると述べている¹⁷⁶。この見解を Shehata[1991]と比較すると、大企

¹⁷¹ 実際には、1954 年の内国歳入法 (Internal Revenue Code, Sec. 174(a)) が税務目的に試験研究費の費用化を認めたこと(それまでの司法判決は繰延を支持)が研究開発費の資本化・償却の会計実務に決定的な打撃を与えた (Gellein and Newman [1973] p.20, 植野編 [1982] 72 頁)。

¹⁷² Johnson [1967] p.165.

¹⁷³ Drebin [1966] p.414; Johnson [1967] p.165; Gellein and Newman [1973] pp.15-78; FASB [1974d] pp.41A-44; Miller, Redding and Bahnson [1999] p.122.

¹⁷⁴ San-Miguel [1975]; Shehata [1991].

¹⁷⁵ Shehata [1991] pp.775-777.

¹⁷⁶ Orton and Brandish [1969] pp.34, 42.

業ほど税コスト等の政治コストの節約から費用化を選択するという事実や、研究開発支出のヴォラティリティが高いほど資本化を選択しがちであるという事実と一致する。また、(2)所得税法の任意規定に関連して、Drebin[1966]は、「企業の税負債を最小化するという税目的のために現在支出を費用として処理することが通常有利である¹⁷⁷」と指摘している。さらに、(3)研究開発支出の安定性に関連して、Dukes[1974]は、費用化企業 49 社の研究開発支出が研究職員への投資のために安定していることを指摘している¹⁷⁸。

実際、大企業による費用化実務は、SFAS No.2 の設定過程にも確認されている¹⁷⁹。たとえば、General Electric 社は、討議資料(Discussion Memorandum)に対する Position Paper で次のように述べている。

「我々は、研究開発費がコストの発生する会計期間の経営成績(operating results)に計上されるべきであると強く勧告する。この処理を勧告する理由は、次の三つである。(1)研究開発活動の高い割合が財やサービスの生産収益を生じさせないと一般的に認識されているということ。(2)我々の経験では、市場性のある財・サービスが実際に生じる活動でさえ、研究開発を償却する期間に(生産収益が)必ずしも認識できないこと。(3)大多数の企業が、実務において一致して適用してきたという事実は、このアプローチの妥当性の証明であること¹⁸⁰。」

これに対して、投資家は、企業の研究開発費会計をどのように考えていたのであろうか。企業と同様に、SFAS No.2 以前の状態から考察することにする。Orton and Brandish[1969]では、財務アナリストへのインタビューを行っている。このなかで、財務アナリストは、研究開発費の会計処理について次のように述べている。

¹⁷⁷ Drebin [1966] p.414.

¹⁷⁸ Dukes [1974] pp.55-57.

¹⁷⁹ ただし、DM への Position Paper では、選択的資本化を支持する企業が多い。費用化を支持する企業が 12 社に対して、選択的資本化を支持する企業が 21 社である。これは、資本化企業だけでなく、費用化企業や公益企業からも選択的資本化を支持する傾向があったことに起因する。しかしながら、公開草案の全費用化要求に対する反対は、小企業および公益企業を除けばほとんど存在しない。

¹⁸⁰ FASB [1974a] p.396. 括弧内は筆者が加筆した。

「財務アナリストは、収益と費用の適切な対応についての会計人の関心に興味をなさそうである。その代わりに、財務アナリストは、会計年度に支出された研究開発費の全額をみることを明らかに選好する。なぜか。このアプローチは、経営者によって行使される裁量について問題を生じさせない。財務アナリストは、経営者が適切に資本化しているのか、年度間の利益を平準化しようとするのではないのかと、資本化に疑念をもつ傾向がある¹⁸¹。」

このように、財務アナリストは、経営者が会計的裁量行動に陥っているのではないかという点に高い疑念を感じていたことがわかる。同時に、財務アナリストは、研究開発費の開示に対しても不満を持っていたことがわかる。この点については、Orton and Brandish[1969]¹⁸²や *Forbes* 誌の“Missing Dimension”という記事¹⁸³においても明らかにされていた。これは、研究開発費に対する開示規制が Form 10-K の中にもなかったからである。事実、Orton and Brandish[1969]の 150 社の損益計算書に関する調査では、研究開発費を財務諸表内で取り扱っていない企業が 121 社にのぼった¹⁸⁴。

研究開発費の開示に関しては、1970 年以降、Form 10-K 内で次第に改善されていくことになる¹⁸⁵。そして、こうした研究開発費会計の改善は、SFAS No.2 の設定へと続くことになる。財務アナリストは、SFAS No.2 の設定過程の中でもインタビューや公聴会での意見表明を通じて、研究開発費の資本化に対する疑念を明確にしている。

その中では、財務アナリストや銀行等は、比較可能性のある研究開発費の分類を主張すると同時に、研究開発費の資本化を利用した会計的裁量行動に対する疑

¹⁸¹ Orton and Brandish [1969] p.34.

¹⁸² Orton and Brandish [1969] p.34.

¹⁸³ *Forbes Magazine*, May 15 1970 pp.200-203.

¹⁸⁴ Orton and Brandish [1969] p.34.

¹⁸⁵ まず、「証券取引委員会(Securities and Exchange Commission: SEC)は、1970 年以降、Form 10-K、Item 1 Business の『企業の記述(“description of the business”)』セクションで研究開発費の開示」を要求している(Vigeland [1981] p.314)。さらに、1972 年には、会計連続通牒第 125 号(Accounting Series Release No.125)「Regulation S-X に対する改正の採用通達(“Notice of Adoption of Amendment to Regulation S-X”)」を通じて、研究開発費についての開示要件が拡大することを通達している(SEC [1972]; Quinn [1972] p.66)。

念を明らかにしている。以下の表現である。

「1973年において投資社会(investment community)は、どんな繰延開発費も偏見の目でみており、そのようなコストからの便益が確実にゼロであるという高いリスクをほとんど無意識に想定している¹⁸⁶。」

「投資家は、研究開発を資本化する企業よりも研究開発を費用とする企業を一般的に信頼する¹⁸⁷。」

「銀行家は、伝統的に貸借対照表の繰延コストを疑い、分析目的でそのようなコストを留保利益に対してライト・オフする¹⁸⁸。」

さらに、財務アナリストは、公聴会においても研究開発費の即時全額費用化に賛成しているという意見を表明している¹⁸⁹。特に、財務アナリスト連合会(The Financial Analyst Federation: FAF)は、次のように研究開発費の会計処理を述べている。

「私は、FAFの立場が、同様のコストの会計処理と同じく、研究開発の費用化に賛成することを強調したいと思う。FAFは、研究開発支出を資本化し、『ビック・バス(big bath)』と呼ばれてきたもので償却する企業にアナリストとして対処する問題を処理してきた。一見すると、資本化とその償却は、投資家の便益に対して十分に機能してきた状況があるに違いない。私に関心のある例は、すべてよく知られた企業である。そうした企業は、RCAから Memorex、Planning Research までに及ぶ。...中略... Leasco 社によって出版される

¹⁸⁶ FASB [1974d] p.34.

¹⁸⁷ FASB [1974d] p.37.

¹⁸⁸ FASB [1974d] p.40.

¹⁸⁹ 投資家が研究開発費の費用化に賛成することを示す資料として、公聴会における Arthur Andersen の発言がある。このなかで、82%のアナリストが研究開発費の資本化・償却よりも十分な開示で発生時に費用に計上することを望むと指摘している。これは、1972年の Opinion Research Corporation によって引き受けられた総計 1,151 人への財務アナリスト認識調査の要約であった。このインタビューの質問の一つが「十分な開示のある、発生時に費用に計上された研究開発費と任意期間にわたって資本化・償却された研究開発費のどちらを好みますか」であった(FASB [1974b] p.87)。

Disclosure と呼ばれるサービスは、SEC への報告を調査し、資本化から費用化へと移行した一連の企業を挙げた。その結果は、たいてい投資家にとって損失となる株式価格の即時の値下がりがあった。すなわち、初期投資家(initial investors)は、この即時費用化で初期期間(early period)時の投資評価損失まで損害を被る。この主張の他には説得力がない。資本化に対する別側面からの主張は、小規模・開発準備段階企業に対する資金調達の欠乏がおこるであろうというものである。ここでもまた、アンダーライターあるいはベンチャーキャピタルの投資家は、確実に資本化のベールを見抜き、資金を投入する状況を理解するに十分な見識がある。結局、私は、...中略... 我々がより大きな不確実性を処理し、同じく支出を便益に関連づけることがとても難しいと考えられるので、今朝の議論にあるコストの費用化を選択すべきである¹⁹⁰。」

したがって、財務アナリストは、研究開発費の資本化とその将来の不確実性の増大に注目していた。また、アナリストと同様の見解は、*The Wall Street Journal* 紙にも見受けられる¹⁹¹。研究開発の不確実性は、SFAS No.2 が主張するような研究開発費の失敗率の高さから認識される¹⁹²が、資本化企業が償却時に「ビッグ・バス」を起こすことで認識されたとも考えられる。その結果、投資家は、経営者の会計的裁量行動に対する疑念を認識していたと考えられる。

このように大企業と財務アナリストなどの洗練された投資家について考察してきたが、両者ともに研究開発費の即時全額費用化を望んでいたことが明白である。大企業は、すでに徴税等の影響から費用化を選択していた。投資家は、経営者の会計的裁量行動に疑念を抱いており、研究開発費の定義と開示要件の設定を望んでいた。こうした大企業と投資家の実務傾向は、両者のインセンティブを投資家の対応計算を指向するように仕向けている。この傾向からいえば、SFAS No.2 は、開示を妨げる資本化¹⁹³を否定し、統一的な定義によって各年度の研究開発支

¹⁹⁰ FASB [1974b] pp.106-107.

¹⁹¹ 「実務では、企業が最終的に成功しなかった計画の累積原価を損失として計上して『歯を食いしばって耐える』際に、繰延研究開発費が予測不可能な巨額のライト・オフで株主に衝撃を与えることがある(*The Wall Street Journal*, Monday, June 10, 1974, p.18)。」

¹⁹² FASB [1974c] Paragraphs 39-40.

¹⁹³ FASB の行ったインタビュー調査のなかで、Norr 氏は、研究開発費の資本化は、測定処理の効果のみならず、開示による影響からも排除が望まれるべきと述べている(FASB [1974d] p.38)。

出を公表させることで、投資家の対応計算への傾向を加速させるものといえる。

第二項 小企業の会計実務

前項で示したように、SFAS No.2は、企業の費用化選好および投資家の会計的裁量行動への危惧から設定されるに至った。しかしながら、研究開発費の即時全額費用化は、会計的裁量行動の問題を回避できるが、実体的裁量行動の問題を引き起こしてしまう可能性がある。では、企業の実体的裁量行動は、当時において問題にはならなかったのであろうか。

実体的裁量行動の問題は、特に SFAS No.2 以前から資本化を採用していた小企業に存在する可能性がある。小企業(特にハイテク企業)は、高度に外部資本(特に持分)に依存しており、しかもそうした資金調達源が「洗練されていない投資家」であるということにある¹⁹⁴。また、社債契約や債務制限条項などが一般に受け入れられた会計原則に従って判断される。そのために、小企業は、研究開発費が利益を圧迫しないようにするために研究開発費を削減してしまうかもしれない。

実際、小企業による実体的裁量行動の問題は、SFAS No.2が資本化企業の研究開発費を削減させたと主張する実証研究によって確認されている¹⁹⁵。特に、Horwitz and Kolodny[1980, 1981]は、SFAS No.2が小企業、特に小規模ハイテク企業の研究開発費を減少させたと主張している。すなわち、研究開発費が即時全額費用化されることで、投資家による企業の再評価あるいは経営者による投資家行動の洞察を引き起こし、経営者が研究開発費を減少せざる得なくなったという主張である¹⁹⁶。この原因は、投資家が研究開発費と将来便益の対応計算を行わないか、あるいは企業が投資家の対応計算を適切ではないと判断した上で、研究開発の意思決定を行うことにある。

これらの見解は、ベンチャー産業のスポークスマンや小企業の経営者の公聴会

¹⁹⁴ Horwitz and Kolodny [1980] pp.47-51; Horwitz and Kolodny [1981] p.252-253.

¹⁹⁵ Dukes, Dyckman and Elliott [1980]; Horwitz and Kolodny [1980, 1981]; Elliott, Richardson, Dyckman and Dukes [1984]; Baber, Fairfield and Haggard [1991]; Shehata [1991].

¹⁹⁶ この点の他に、外部資本提供者と経営者の契約関係、社債契約条項(bond indenture agreement)と経営者の報酬契約(compensation contracts)が一般に受け入れられた会計原則に従って判断される。そのために、SFAS No.2による変更がこれらの契約に対して影響を与えるために、研究開発費の減少が生じるとも主張されている。

における証言¹⁹⁷からも裏付けされる。特に Position Paper では、小企業を中心とした即時全額費用化に対する反対意見が次のように述べられている¹⁹⁸。

「1. ...開発費が初期ベンチャーの利益に対して即時費用化されたとき、ベンチャーの成功あるいは失敗を測定することは不可能である。...中略... 3. 成長産業の報告利益に対する拡張費(expansion cost)のインパクトを考慮しなければならない。...中略... もし総ての拡張費と開発費が費用化されるならば、急速に成長をとげる企業は、利益が当初に圧迫され、その後、将来利益が拡張活動の成果によって過大評価されるであろう。おそらく、これは、投資家が株価収益率の高い成長企業に隠された価値を認識するという理由であるが、これが良き会計(good accounting)であろうか?(Marriott Corp.)¹⁹⁹。」

「会計基準は、適切な場合、経営者と監査人に次のような柔軟性を十分に与えるべきである。すなわち、経営者と監査人が収益と費用を適切に対応させるために十分に明確な開発プロジェクト支出を資本化・償却するという柔軟性である。公開草案は、当初、監査人の職務を大きく単純化し、保守主義な報告(conservative statement)へと誘導するかもしれないが、後に望ましくない頻繁な利益の過大評価が多く生じ、設立企業がおそらく一株あたり利益を維持するために新しい開発プロジェクトを諦める原因となる(National Venture Capital Association)²⁰⁰。」

上記の小企業の主張は、投資家の対応計算が適切ではないために、小企業の研究開発が影響をうけることを訴え、経営者が研究開発費と将来便益の対応計算を行わなければならないことを主張している。ただし、小企業が資本化を選択した場合に恣意的な会計的裁量行動を行わないということを保証しているわけではないことに注意を払う必要がある。

こうした実体的裁量行動の問題があるにもかかわらず、SFAS No.2 は、なぜ研究開発費の費用化を採用したのであろうか。これは、会計的裁量行動によって生じるエンジェンシー・コストが実体的裁量行動に生じるものよりも大きかったと

¹⁹⁷ Horwitz and Kolodny [1980] p.43; Horwitz and Kolodny [1981] pp.252-253.

¹⁹⁸ 即時全額費用化に反対する企業・企業団体は、29社存在する。

¹⁹⁹ FASB [1974a] pp.21-22.

判断したからであろう。では、その判断理由とはどのようなものであろうか。以下の小企業の発言が大きなヒントを与えてくれる。

「公開草案は、研究開発費の資本化を乱用する少数の企業をコントロールするために大多数の小企業を不利な立場へと追い込むであろう(Thetford Corp.)²⁰¹。」

「大多数の大企業は、現在研究開発費を費用化しており、FASB が残りの 5%の大企業に遵守させる決定の結果として小規模研究開発企業を不利な立場へ追い込むように思える(American Association of Small Research Companies)²⁰²。」

この発言は、少数の資本化大企業の存在が SFAS No.2 を導いたことを示している。以上の点を検討するために、少数の資本化大企業に考察を加えていくことにする。

第三項 軍需企業の会計実務

前項までは、大企業の会計実務および小企業の会計実務について考察してきたが、ここでは例外的な資本化大企業を考察する。ここに、企業の会計的裁量行動が重大であった理由と SFAS No.2 のもつ政治的側面が存在する。まず、代表的な資本化企業群を明らかにしよう。図表 3-1 は、1973 年度 *Fortune500* 上位 250 社のうち 238 社の会計方針を調べた結果である²⁰³。

²⁰⁰ FASB [1974d] pp.584-585.

²⁰¹ FASB [1974d] p.170. 括弧内は、筆者が加筆した。

²⁰² FASB [1974d] p.160. 括弧内は、筆者が加筆した。

²⁰³ 各社の年次報告書は、神戸大学経済経営研究所経営文献分析センター所収のものを利用した。

図表3-1 研究開発費の資本化企業(*Fortune* 500上位250社のうち238社について)

SICコード	企業名	二桁産業分類	繰延対象
3720	Rockwell International Corp.	Transportation Equipment	商業用航空機の開発費
3720	McDonnell Douglas Corp.	Transportation Equipment	商業用航空機の開発費(DC-10)
3720	Lockheed Aircraft Corp.	Transportation Equipment	商業用航空機の開発費(Tri-Star)
3710	Signal Co., Inc	Transportation Equipment	航空機タービン・エンジンの開発
3720	General Dynamics Corp.	Transportation Equipment	製品開発費(商業情報および電気通信製品)
3720	Avco Corp.	Transportation Equipment	航空機エンジンの開発費
3570	Sperry Rand Corp.	Machinery, except Electrical	顧客との契約によるコンピューター・システム
3520	Walter Kidde & Co., Inc	Machinery, except Electrical	研究開発費
3570	Control Data Corp.	Machinery, except Electrical	製品・ソフトウェア開発費
3010	Goodyear Tire & Rubber Co.	Rubber and Misc Plastic Products	研究開発費
3010	B.F. Goodrich Co.	Rubber and Misc Plastic Products	棚卸資産に混入されていた研究開発費
3660	Western Electric Co.	Electric and Electronics	開発費及びエンジニアリング費用
3630	White Consolidated Industries Inc.	Electric and Electronics	重大な新製品開発支出
3350	Anaconda Co.	Primary Metal Industries	研究開発費
3310	Chromalloy American Corp.	Primary Metal Industries	研究開発費
3830	Xerox Corp.	Instruments and Related Products	Rank-Xerox社の繰延開発費
3810	Honeywell, Inc	Instruments and Related Products	ハードウェア・エンジニアリングと製品開発費
2840	Avon Product, Inc	Chemical and Allied Products	研究開発費
3240	Lone Star Industries Inc.	Stone, Clay, and Glass Products	開発支出
5090	Occidental Petroleum Corp.	Wholesale Trade-Durable Goods	研究開発費
2410	Weyerhaeuser Co.	Lumber and Wood Products	新製品・新技術に生じたコスト

* この表は、主に74・75年にSFAS No.2に従って会計処理を修正する企業から作成した。

図表 3-1 からわかるように、資本化大企業には、耐久資本財産業が多く、その中でも航空宇宙産業が多い。特に、Lockheed 社と McDonnell Douglas 社は、きわめて巨額の研究開発費を資本化していた企業である²⁰⁴。McDonnell Douglas 社は、*The Wall Street Journal* 紙の公開草案発表時の記事において、貸借対照表の資産として 5 億ドル近くの繰延開発費が存在する企業として例示されている²⁰⁵。

また、過去の航空機会社による研究開発費の資本化では、General Dynamics 社が 1960 年代初頭に同じく航空機開発で多額の研究開発費を繰り延べており、当時において過去最高額の巨額損失計上を行っている²⁰⁶。こうした巨額の資本化と巨

²⁰⁴ 1973 年度において、Lockheed 社は、総資産(1,854,525,000 ドル)の約 22%にあたる 418,000,000 ドル、McDonnell Douglas 社は、総資産(2,503,339,898 ドル)の約 19%にあたる 476,256,409 ドルの航空機開発費を繰り延べていた。繰延研究開発費を確認することができた他の企業(7社)は、総資産の 1%以下である。また、Loudder and Behn [1995]によれば、SFAS No.2 の採用効果(控除研究開発資産/期首資本)が 10%以上になるのは、Lockheed 社(15%)、McDonnell Douglas 社(10%)、Horizons Research(35%)、Applied Data Research 社(22%)のみである。

²⁰⁵ *The Wall Street Journal*, Monday, June 10, 1974, p18.

²⁰⁶ Miller, Redding and Bahnson [1999] p.122(高橋訳 [1989] 118 頁)。

額損失計上は、投資家からみれば、企業の会計的裁量行動に対する疑念を拡大させることも意味する。

では、Lockheed社は、なぜ巨額の資本化を行なっていたのであろうか。Lockheed社は、1968年の春に開始したL-1011 トライスター旅客機に傾注していた²⁰⁷。この計画は、政府がLockheed社のC-5A スキャンダル²⁰⁸やベトナム戦争の平和路線やドル危機等を受けて軍事費を削減したことに起因している。実際、Lockheed社は、1969年と1970年にかけて輸送機C-5A ギャラクシーの削減計画(2億4700万ドルの損失)と軍用ヘリコプターAH-56 シャイアンの開発中止(1億2400万ドルの損失)などによって総額4億8400万ドルの損失を計上することになる。したがって、Lockheed社は、軍需需要の減少に伴って商業航空生産にシフトせざるえなくなり、民間航空機生産を傾注するために開発費を資本化せざるえなくなったのである。

実際、Dudley E. Browne氏²⁰⁹は、公開草案の「企業外部者によって直接支払いを受けない研究開発」が費用化されることに対して、Position Paperで次のような意見を述べている。

「私の第一の関心は、Paragraph 13、『企業外部者によって直接支払いを受けない研究開発費は、全額発生時に費用化しなければならない』ことにある。そのような会計基準の設定は、航空宇宙産業の商業航空機生産に適合しないと考える。さらに、私は、当該規定が採用されると、アメリカの商業輸送生産が経済的に実行できなくなり、外国の政府融資ベンチャーに取り残されることを議論する。これが望ましいかどうかは、政治的問題である。私は、会計が中立であるべきと考えおり、会計が政治的問題を解決すべきではないと考え

²⁰⁷ 1968年の年次報告書によると、受注残高(Backlog)は、前年の22億6710万ドルから47億6400万ドルに倍増し、そのうちアメリカ政府・外国政府が53%で民間が47%である。民間の大部分がトライスター航空機によるものである。

²⁰⁸ 「C-5A スキャンダル」とは、1968年11月に議会でWilliam ProxmireがC-5Aの価格が不当に高くなり上げられるという「コスト・オーバーラン(cost overrun)」の問題が告発したことに始まる。その結果、軍需産業と軍部との癒着が暴露され、大きな政治問題に発展した(小原編[1971] 20-21頁、柳田邦男「黒き怪鳥・ロッキードの失速」文芸春秋 昭和52年4月特別号)。そのため、政府は1969年11月にC-5Aの注文を当初の115機から81機へと削減すると発表した。Lockheed社はこの契約から2億4700万ドルの損失が生じた。

²⁰⁹ Dudley E. Browne氏は、Lockheed社のコンサルタントであり、Task Forceの一員

ている。これらは、強弁な言葉であるが、アメリカの超音速旅客機計画の経済側面に直面してきた人々がこのような経済的認識を受けることは、このリスクを最も明確にさせる²¹⁰。」

この発言は、Lockheed 社や McDonnell Douglas 社の資本化が航空機生産目的から行われていたことを示す。Browne 氏の具体的な主張は、次の通りである²¹¹。航空宇宙産業は、研究開発費の資本化を失うと、巨額の損失を計上せざるえなくなり、追加資本がその損失を穴埋めするために必要となる。この追加資本は、既存の顧客から引渡前融資(predelivery financing)で行われるために、利益が発生しない。そのために、航空宇宙産業は、最も不利な資本市場で最も高いコストで資本を集めなければならない。その結果として、公開草案は、アメリカの航空機生産に決定的なダメージを与えると主張したのである。

以上のように、研究開発費の資本化は、航空機生産を保証するために行われていたわけである。したがって、SFAS No.2 は、航空機生産のための資本化の必要性を無視して、即時全額費用化を強制したようにみえる。しかしながら、Briloff[1976]は、SFAS No.2 を「ロッキード救済声明(Lockheed Salvation)」であると主張している。この顛末を明らかにするために、SFAS No.2 発表前後の Lockheed 社の連結情報に注目したい。その内容をまとめると、次のとおりである。

であった。

²¹⁰ FASB [1974d] p.310.

²¹¹ FASB [1974d] pp.315-316.

図表3-2 研究開発費修正前のLockheed社の連結財務情報(単位100万ドル、単位以下四捨五入)

	売上高	純利益	研究開発費	株主持分	棚卸資産	配当総額	長期債務
1966	\$ 2,085	\$ 58.9	\$ 36	\$ 318	\$ 286	\$ 24.5	\$ 17
1967	\$ 2,336	\$ 54.4	\$ 64	\$ 350	\$ 275	\$ 24.6	\$ 140
1968	\$ 2,217	\$ 44.5	\$ 85	\$ 371	\$ 286	\$ 24.7	\$ 138
1969	\$ 2,075	\$ -32.6	\$ 47	\$ 321	\$ 500	\$ 19.1	\$ 336
1970	\$ 2,536	\$ -86.3	\$ 42	\$ 235	\$ 694	\$ -	\$ 584
1971	\$ 2,852	\$ 15.4	\$ 33	\$ 250	\$ 851	\$ -	\$ 708
1972	\$ 2,473	\$ 16.2	\$ 33	\$ 266	\$ 1,066	\$ -	\$ 761
1973	\$ 2,757	\$ 16.8	\$ 39	\$ 283	\$ 1,292	\$ -	\$ 853

図表3-3 研究開発費修正後のLockheed社の連結財務情報(単位100万ドル、単位以下四捨五入)

	売上高	純利益	研究開発費	独立RD	株主持分	棚卸資産	長期債務
1970	\$ 2,536	\$ -188	\$ 184	\$ 42	\$ 32	\$ 373	\$ 584
1971	\$ 2,852	\$ -39	\$ 126	\$ 33	\$ -8	\$ 437	\$ 708
1972	\$ 2,473	\$ -7	\$ 86	\$ 33	\$ -15	\$ 609	\$ 761
1973	\$ 2,757	\$ 18	\$ 63	\$ 39	\$ 3	\$ 835	\$ 853
1974	\$ 3,279	\$ 23	\$ 50	\$ 42	\$ 27	\$ 893	\$ 832
1975	\$ 3,387	\$ 45	\$ 51	\$ 46	\$ 75	\$ 891	\$ 813
1976	\$ 3,203	\$ 39	\$ 60	\$ 54	\$ 167	\$ 832	\$ 661

*この資料は、年次報告書の連結ハイライトから作成した。

図表 3-2 と図表 3-3 からわかるとおり、1970 年から 1973 年までの純利益・研究開発費・株主持分・棚卸資産の数値は、研究開発費修正前後でまったく異なっている。特に、Lockheed 社は、修正後の 1971 年と 1972 年では債務超過状態に陥っているが、研究開発費を資本化することで会計的な生存状態²¹²を維持していることがわかる。その反面、修正前の財務諸表では、1973 年までに研究開発費を含む棚卸資産²¹³は莫大な額に上っている。このような背景には、Lockheed 社の国有化問題が存在しており、Lockheed 社は、Rolls-Royce 社と異なり国有化されなかったために、研究開発費の資本化を行い、会計的生存状態を維持する必要があったと考えられる。

このような状況に対して、1974 年の SFAS No.2 が費用化と同時に過年度損益修

²¹² Lockheed 社は、C-5A ギャラクシーの削減計画などの軍需契約による損失と 1971 年 2 月初めに Tri-Star の RB.211 推進エンジンを開発していた Rolls-Royce 社の倒産の結果、実質的な破産状態にあった。このために、1971 年 8 月に議会を通過した「ロッキード緊急救済法」によって、Lockheed 社に対して 2 億 5000 万ドルという民間融資に政府保証が行われている。しかしながら、会計上は、研究開発費の資本化によって債務超過状態を回避している。

²¹³ Lockheed 社は、棚卸資産に研究開発費を計上し、売上とともに費用化していくという方法を採用していた。

正を強制した結果、Lockheed社は4億5700万ドルの開発費を1974年以後の収益に配賦させる必要がなくなったのである²¹⁴。Briloff[1976]は、Lockheed社の会計的解決という側面について「ロッキード救済声明(Lockheed Salvation)」とあだ名を付けられても無理からぬものと論じたのである²¹⁵。

さらに、SFAS No.2は、研究開発費の範囲の決定においても政治的な背景を持つ。特に、政府と企業の研究開発契約²¹⁶とSFAS No.2の公開草案の対立である。SFAS No.2の公開草案は、政府契約を含む「企業外部者によって支払いを受ける研究開発」を規定し²¹⁷、Paragraph 10, 12(e)および30²¹⁸は、研究開発活動に明確に関連しない(not clearly related)一般管理費を配分できないと規定していた。

しかしながら、政府と企業の研究開発契約(コスト・プラス契約)では、一般管理費を契約価格決定の許容原価として配分することを認めている。そのために、企業15社²¹⁹は、研究開発費に一般管理費を配分することを求め²²⁰、政府および監督機関²²¹は、研究開発契約への配賦方法を明確にすべきと示唆している。また、

²¹⁴ Briloff [1976] p.142(熊野他訳 [1980] 81頁)。

²¹⁵ Briloff [1976] p.139(熊野他訳 [1980] 79頁)。

²¹⁶ 本来、この問題は、原価計算基準審議会(CASB)の管轄であり、CASBは、原価の許容性を規定していない。FASBの公開草案は、財務報告を配賦可能性から決定することで、許容原価の存在に実質的な影響を与えるものであった。

²¹⁷ 公開草案では、「企業外部者によって直接的に支払いを受ける研究開発」と「企業外部者によって直接支払いを受けない研究開発」に分離し、定義及び会計処理を規定している。前者については、棚卸資産および受取勘定に記帳されるのに対して、後者については、発生時点で費用化されることになっていた。

²¹⁸ Paragraph 10は、「企業外部者によって直接的に支払いを受ける研究開発」と「企業外部者によって直接支払いを受けない研究開発」を定義し、Paragraph 12(e)は、明確に関連しない(not clearly related)一般管理費は、研究開発費に配分できないことを示している。Paragraph 30は、研究開発活動に明確に関連しない一般管理費を発生時点で費用化することを求めている。

²¹⁹ Rockwell International社、Rosemount社、Lockheed社、National Electrical Manufacturers Associations、AT&T社、Avco社、Texas Instruments社、RCA社、Council of Defense and Industry Association、Honeywell社、TRW社、General Dynamics社、Martin Marietta社、Rohr Industries社、Westinghouse Electric社。

²²⁰ RCA社のPosition Paperによれば、政府側には、公開草案の規定が年間14億ドル(推定平均一般管理費率14%を推定研究開発契約100億ドルに乗じた結果)の節約を可能にするので、一般管理費の除外を歓迎する人々もいることを指摘している(FASB [1974d] p.324)。実際、Honorable William Proxmire上院議員は、「研究開発活動の原価要素に首尾一貫したこの要件(Paragraph 12)は、明らかに一般管理費の除外を拡大させる」と述べ、公開草案が最終草案まで維持されるべきと主張している(FASB [1974d] p.146)。

²²¹ Defense Contract Audit Agency, Civil Aeronautics Board, United States General Accounting Office, U.S. Department of Defense, Federal Government Accountants

公開草案が基準書として採用された場合、政府が研究開発契約における一般管理費の支払いを一部停止するか、あるいは政府が SFAS No.2 を一般管理費会計に適用しないことを容認するかのどちらかであることが指摘された²²²。

SFAS No.2 は、この経済的帰結のために Paragraph 2 で「企業外部者によって支払いを受ける研究開発」を基準書の範囲から除外している。そして、SFAS No.2 の Paragraph 2 は、「契約に基づいて支払いを受けることが明らかな間接費」も除外することを明言し、この対立を回避しているのである。

このように、SFAS No.2 は、当時の会計実務を考慮というよりも、政治的側面を有していることに注目しなければならない。SFAS No.2 以前においては、資本化実務が航空機生産のために存在し、Lockheed 社や McDonnell Douglas 社が巨額の資本化を行っていた。SFAS No.2 は、このような資本化の乱用を除去するために即時全額費用化を採用するが、Lockheed 社の会計的解決に過年度損益修正が必要とされたという側面も見逃すことができない。さらに、一般管理費の配賦問題は、SFAS No.2 が政府契約の価格決定の影響から研究開発費の規定範囲を変更せざるを得なくなったことを示す。このように、SFAS No.2 は、政治的側面を持っているのである。

第四項 軍需企業の会計実務の背景

研究開発費の資本化問題は、Lockheed 社の会計処理と深く関係をもつ側面があった。すなわち、研究開発費の資本化が Lockheed 社の会計的生存を確保させ、続いて SFAS No.2 が将来の収益に開発費を配賦させる必要を取り除いた。そこで、軍需企業の性質自体を論じることで、軍需企業と資本化との関係を明らかにしたいと思う。そこで、当時の軍需企業の特徴というべき、軍産複合体から検討を加えることにしたい。

アメリカでは、1950 年代以降の国防費の巨額恒常化²²³に伴って軍産複合体

Association Financial Management Standards Board.

²²² FASB [1974d] p.473.

²²³ アメリカの国防費は、1950 年の朝鮮戦争を契機として膨張し始める。1950 年には 130 億ドルであったが、1953 年には 500 億ドルに達した。50 年代前半の国民総生産 (GNP) に占める国防費の比率は、10% 以上にのぼる。この比率は以後 10% を割り込むことになるが、1970 年初頭まで 7% 以上の国防費が支出され、毎年増額され続ける (U.S. Bureau of the Census [1966 p.252, 1980 p.366])。ただし、1965 年は減少してい

(military-industrial complex)と呼ばれる政治・経済体制が形成される。高水準な国防費は 1970 年頃²²⁴まで続くことになる。軍産複合体は、巨額の国防費を通じて軍部と民間企業の取引関係に特殊な状況を作り出すことになった。その特殊な関係とは、次のように記述できる。

「軍産複合体というのは軍需物資をつくる組織と軍の上級将官と連邦政府の立法部門および行政部門の構成員たちのあいだの、ゆるやかで非公式な結合関係を意味する。そして、これらのグループのすべては軍需品の売り買いという市場関係によって結合され、米国軍部と米国政治のなかでの役割を維持し、拡大することが重要だとする共通のイデオロギーをもっている²²⁵。」

つまり、軍産複合体とは、軍需品市場における売買関係を通じて、政府と企業を拡大させるインセンティブがある。このことを理解するためには、政府と企業の売買関係を示す軍需契約を知る必要がある。

軍需契約は、「固定価格方式」の契約と「費用償却方式」の契約に区別することができるであろう。前者は、「公開競争入札によって落札した契約人が、原則として、その落札価格によって物品の納入を行う方式²²⁶」であり、後者は「契約人にたいして、契約の履行に要した費用を、ある一定の範囲内で弁済することを約束する²²⁷」方式である。後者の場合、公開入札は行われずに政府機関と契約希望者の中で協議が繰り返される。

「費用償却方式」の契約は 1950 年以降増加することになるが²²⁸、「費用償却方式」の契約は、契約者にとってどのような性質を持っているのであろうか。

る。

²²⁴ 1970 年以後、国民総生産(GNP)に占める国防支出は減少し始める。その値は次の通りである。70 年 8.2%、71 年 7.4%、72 年 6.9%、73 年 6.0%、74 年 5.7%、75 年 5.9%(U.S. Census Bureau[1980]p.314)。

²²⁵ 高木 訳 [1972] 23 頁。

²²⁶ 小原 編 [1971] 81 頁。

²²⁷ 小原 編 [1971] 82 頁。

²²⁸ 国防総省の統計によると、軍需物資調達における費用償却方式の契約との比率は、1951 年の 12.7%から 1952 年の 17.9%、1953 年の 20.2%、1954 年の 29.6%、1955 年の 24.1%、1956 年の 30.3%、1957 年の 33.4%、1958 年の 39.6%、1959 年の 40.9%へと急増してきた(上總 [1988] 46 頁)。

Williamson[1967]²²⁹は、「費用償却方式」の一種であるコスト・プラス・固定手数料(Cost-Plus-Fixed-Fee: CFFF と略す)契約を例にして次のように指摘する。「契約者の将来能力を改善しようとする支出を拡大するインセンティブと、営業費用の削減を達成しようとするために日々の負担となるプレッシャーを緩和するインセンティブがある²³⁰。」

前者は、既存能力を中心として契約協議が行われるために、費用償却方式の契約を利用して将来必要な投資支出を拡大させるということである。後者は、利益が固定化されるために、原価を抑えようとする努力を怠りがちになるということである。この結果として「費用償却方式」について次のように指摘できる。「契約にともなう費用は、それが妥当なものであると判断される限り、全額弁済されるため、契約者は契約の履行に際して費用をコントロールする意欲に乏しい²³¹」と指摘できるであろう。

このような方式の契約が軍需企業と政府の間に結ばれ続ければ、企業はどのような状況に陥るであろうか。具体的には、コスト・オーバーランが発生し、軍需企業の技術的効率性が失われ、業績が悪化するであろう²³²。しかしながら、これは単に契約だけの問題ではない。上記二つのインセンティブのある契約が一部の大企業だけに結ばれ続ける²³³ので、「費用償却方式」の契約が軍事組織と政府組織の関係をも変質させる可能性がある。通常、「固定価格方式」の契約は、政府機

²²⁹ Williamson [1967] pp.228-240 は、まず CFFF 契約について分析し、次にコスト・プラス・インセンティブ料金(Cost-Plus-Incentives-Fee; CPIF と略す)契約を分析する。CPIF 契約は、目標費用、目標手数料、手数料の最高限度額、および手数料調整のフォーミュラをあらかじめ決定する。「手数料調整のフォーミュラは、総所用経費が目標費用より低ければ、手数料を目標手数料以上に増額し、逆に、所用経費が目標費用を越えれば、手数料を目標手数料以下に減額する仕組みになっている(小原編 [1971] 81 頁)。」こうしたインセンティブがあったとしても、協議契約特有の性質がすぐに是正されるわけではないことを示す。

²³⁰ Williamson [1967] p.225.

²³¹ 小原編 [1971] 83 頁; 上總 [1988] 46 頁。

²³² Williamson [1967] pp.218-221 は、航空宇宙産業における主要企業についての売上変動性と雇用変動性が他の産業と比較して高いことから証明している。

²³³ たとえば、1970 年度では、営利企業に軍需調達された 311 億 9200 万ドルのうち小企業(従業員 500 人以上)に受注されたのは、約 17%の 52 億 5400 万ドルである。残りの 259 億 3800 ドルは小企業以外の企業であり、この 259 億 3800 ドルのうち約 89%の 230 億 8500 万ドルが協議契約のタイプのものであった(U.S. Bureau of the Census [1974] p.320 より計算)。また、国防関連企業の上位 25 社が国防主契約の 45%を占めている(小原編 [1971] 93 頁)。

関と民間企業の間には公開競争入札のような価格機構によって合理的な関係を結ぶ可能性が高い。その関係は、お互いに独立した関係を続けさせるであろう²³⁴。それに対して、「『費用償却方式』の契約は、『協議』を通じて契約人が選ばれ、調達されるべき財貨サービスの明細と性能、および費用が決定され、つぎに『管理』によって、契約人の契約履行にたいするコントロールが及ぼされる²³⁵」というプロセスをとる。

「この『協議・管理』モデルにおいては、政府機関と民間企業は疑似ヒエラルヒーによって結ばれることになる²³⁶。」すなわち、独立した売買関係ではなく政府と軍事企業が組織融合を起こし、「契約外要因」が作用することになる。それが「軍産複合体」といわれるような結合関係を意味する²³⁷。それは、軍需企業と軍部、さらに政治組織までも巻き込んだ権力の関係としてみる事ができる²³⁸。

こうした結合関係は、1960年代後半においても有効に働いていた。その事実を示すのが協議契約によって結ばれる国防契約の多さである。「会計検査院(GAO)の報告によると、1968会計年度において、430億ドルにのぼる国防契約のうち、公開競争入札による契約は、わずかに11.5%であったとのことである。じつに、57.9%の契約は、単一の供給者との協議により行われ、30.6%の契約は、複数の供給者の参加による協議により、行われた²³⁹。」この「費用償却方式」のもとでは、上記のように契約価格が性質的・意図的に膨張することが明らかである。特に、研究開発費は、テクノストラクチャー(technostructure)²⁴⁰という構造と関係するた

²³⁴ 小原編 [1971] 86-89頁。

²³⁵ 小原編 [1971] 91頁。

²³⁶ 小原編 [1971] 105頁。

²³⁷ 軍産複合体は、単に兵器調達市場だけの結びつきだけではなく、複合体のもつ権力や交渉力にも注目すべきである。組織融合のために民間企業が政治化し、その政治メカニズムでもって契約が結ばれるという関係が成立するからである。こうした関係の詳細については、小原訳 [1970](Galbraith [1969])や都留監訳 [1980](Galbraith [1978])を参照されたい。

²³⁸ 小原訳 [1970] 36頁によれば、General Dynamics社 113人、Lockheed社 210人、Boeing社 169人、McDonnell Douglas社 141人、North American Rockwell(Rockwell International)社 104人、Ling-Temco-Vought(LTV)社 69人の退役軍人を雇っていた。このうち、General Dynamics社、Lockheed社、McDonnell Douglas社、North American Rockwell社は、殆ど完全な軍需企業である。

²³⁹ 小原訳 [1970] 33-34頁；小原編 [1971] 86頁。

²⁴⁰ テクノストラクチャー(technostructure)とは、J. K. Galbraithの造語であり、経営者・技術者などの種類の専門家集団が大企業を実質的に支配していることを指す。

めに、最も膨張する可能性が高い項目と考えられる。

このような軍需契約は、多くの企業にとって一部の契約でしかないけれども、軍需企業に影響を与える可能性がある。管理会計実務においては、国防予算と企業予算との結合が指摘されている²⁴¹。では、軍産複合体の実態は、財務会計内の研究開発費会計に対してどのような影響を与える可能性を想定できるであろうか。次の三点を考えることができる。

第一に、研究開発に対するリスクが政府契約のもとで補償されることになるため、研究開発に対する管理にインセンティブを与えないことになる。これは、政府が研究開発リスクを補償していることに起因する。さらに、軍需契約外の研究開発(独立研究開発)であっても、研究開発のリスクが政府によって保証される場合がある²⁴²。その結果、軍需企業は、本来の研究開発のリスクを軽視して航空機開発などの巨額な研究開発計画を実施し、巨額の資本化を行っていたと考えられる。

第二に、研究開発費が予想以上に膨張すれば、利益を圧迫させるような巨額の研究開発費が発生する可能性が高い。したがって、経営者は、研究開発費の会計処理に資本化を選択する可能性が高くなる。そのために、軍需企業が研究開発費の資本化を選択する可能性が高くなる。実際、General Dynamics 社や Lockheed 社は、巨大な研究開発計画を実施するとともに巨額の資本化をおこなっていた。さらに、Lockheed 社の場合のように、巨額の資本化は、研究費と比較して将来便益との関係が明確になる開発費で生じていることにも注目すべきである²⁴³。その結

Galbraith によれば、大企業は「計画化体制」にあり、そのもとではテクノストラクチャーが大企業を支配する。このテクノストラクチャーは、政府官僚組織と緊密な官僚的癒着の関係を保ち、巨大企業に有利な政策の実行がなされていることにも関係している(赤澤他 [1998] 8-9 頁)。

²⁴¹ 上總 [1988] 69 頁; 上總 [1989] 585 頁。上總 [1988]および上總 [1989]では、Lockheed 社の長期計画設定を例として企業予算と国防予算との結合を言及している。この企業予算と国防予算の結合は、General Dynamics 社にもみられ、巨大軍需企業に共通してみられる現象として指摘されている。

²⁴² “Missing Dimension”によれば、「政府は、現在、軍需企業に対して 14 億ドルの契約外『独立研究開発(independent R&D)』のおよそ半分を支払っている(*Forbes Magazine*, Vol.105, No.10 (May 15 1970), pp.200-203.)」

²⁴³ Gellein and Newman [1973] pp.69-74 によれば、重大な開発プロジェクト(Substantial Development Projects)はある一定条件を満たすことで資本化されるべきと勧告している。SFAS No.2 が全額費用化の適用にいたるのは、この軍需企業の実務があったからではないだろうか。

果、SFAS No.2による即時全額費用化という結果を招いたとも考えられる。

第三に、軍需企業の財務会計は、通常の企業とは異なる可能性がある。軍需契約では、研究開発費などのすべての原価は、「費用償却方式」によって政府によって保証される。この場合、軍需企業は、軍需契約において回復可能な原価を棚卸資産に計上することがあった²⁴⁴。これと同様に、軍需企業は、民間航空機開発についても回復可能な原価と認識して資本化をしていたのではないだろうか。

このように、軍産複合体が研究開発費を膨張させ、軍需産業に研究開発費を資本化するインセンティブを与える可能性がある。軍需企業は、このような背景のもとで研究開発費の資本化を採用し、General Dynamics 社や Lockheed 社のような巨額の資本化を行った。こうした巨額の資本化は、研究開発費の資本化が将来便益の関連づけのために繰り延べられているのではなく、企業の政策的な意図によって繰り延べられていることを暴露してしまったといえる。

さらに重要な点は、軍産複合体が軍需企業のインセンティブを規定するだけでなく、対抗イデオロギーを生み出すということである。Proximire 上院議員は、一般管理費の研究開発費への配賦を SFAS No.2 を利用して規制しようとしている。また、Lockheed 社は、C-5A スキャンダル等で対抗イデオロギーの高まりによって軍事費を削減させられ、航空機生産に傾注せざるえなくなった。それゆえ、SFAS No.2 は、支配的なイデオロギーと対抗イデオロギーというイデオロギー対立のなかで生み出されたものなのかもしれない。

第四節 アメリカの研究開発費会計の経路依存

以上のように、SFAS No.2 は、単に大企業や小企業の会計実務を反映したものではなく、軍需企業の実務および軍産複合体の影響を受けたものであると考えられる。本節は、アメリカの研究開発費会計をめぐる状況を整理して、アメリカの研究開発費会計の経路依存を導き出す。

まず、イデオロギー的インセンティブについて考えよう。イデオロギー的インセンティブは、投資家の研究開発費に対する嫌悪感のようなものにも見受けられるであろうが、当時の支配的なイデオロギーとして軍産複合体を取り上げる。軍

²⁴⁴ Lockheed 社や Goodyear Tire & Rubber 社や Sperry Rand 社は、研究開発費を棚卸資

産複合体は、政府と企業の契約関係に現れるイデオロギーであり、研究開発費の資本化を誘発することになった。その結果として、Lockheed 社や McDonnell Douglas 社のような航空機会社が巨額の資本化を行うことになった。したがって、SFAS No.2 に係わる資本化問題は、軍産複合体という状況より派生して起こっているのである。

また、SFAS No.2 は、SFAS No.2 が「ロッキード救済声明」と揶揄されることから分かるように、軍需企業に対する多くの配慮を行っている。すなわち、Lockheed 社の会計生存状態の維持や過年度損益修正の採用や一般管理費の配賦問題である。したがって、SFAS No.2 は、軍産複合体というイデオロギーに配慮して策定されているのである。

次に、経済的インセンティブについて考えよう。第一に、軍産複合体より派生した資本化問題のために、会計的裁量行動の問題が会計実務で大きくクローズ・アップされることになった。そこで、SFAS No.2 は、会計的裁量行動に関わるエンジェンシー・コストを最小化するために、即時全額費用化を採用するとともに、研究開発費の定義および研究開発支出の開示を強制することになった。

第二に、SFAS No.2 は、投資家の対応計算を指向するインセンティブを企業や投資家に与える。すなわち、企業は、会計的裁量行動をしていないことを証明した上で定義に従って研究開発支出を開示する。投資家は、企業が会計的裁量行動をしていないことを認識した上で、研究開発支出情報を基づいて研究開発費と将来便益を対応させて企業を評価する。

以上のように、アメリカの研究開発費会計では、イデオロギー的インセンティブと経済的インセンティブが作用していたと考えられる。では、アメリカの研究開発費会計の経路依存とは、どのように理解することができるであろうか。我々は、イデオロギー的インセンティブが各国の研究開発費会計の経路に影響を与える側面を経路依存と理解している。したがって、我々は、軍需企業の資本化および SFAS No.2 の軍需企業への配慮がアメリカの研究開発費会計の経路依存であり、それ以降の歴史的経路を規定するものであると考える。

では、アメリカの研究開発費会計の歴史的経路は、現在に対してどのような意

産に計上している。

味を持っているのであろうか。SFAS No.2は、会計的裁量行動を規制して投資家の対応計算を指向することになる。ただし、SFAS No.2があまりにも会計的裁量行動を重視して設定されたために実体的裁量行動や投資家の対応計算の精度が問題となるかもしれない。実際、投資家が企業の研究開発活動を軽視してしまう問題を確認されている²⁴⁵。

たとえば、Lev, Sarath and Sougiannis[1999]は、即時全額費用化が採用された結果、利益性(ROE, earning momentum)に比較して高い研究開発成長率の企業(新しい産業と若い企業)が保守的に報告され、低い研究開発成長率の企業(成熟企業)が積極的に報告されるというバイアスの存在を指摘した²⁴⁶。この実証結果に基づいて、Lev, Sarath and Sougiannis[1999]は、高い研究開発成長率の企業の資本コストが高くなり、高い研究開発成長率の企業の拡大と成長に有害であると主張している²⁴⁷。

また、Aboody and Lev[1999]は、研究開発活動が経営者と投資家の間に情報の非対称性を生じさせる原因となり、経営者が情報の非対称性を利用してインサイダー・ゲインを獲得する傾向を実証した。Aboody and Lev[1999]は、この一因²⁴⁸として金融資産や有形資産の価値変動に関する情報が会計ルールで定期的に報告されるのに対して、研究開発の生産性や価値の変動についての情報が外部者に提供されていないことを指摘している²⁴⁹。

しかしながら、SFAS No.2は、以上のような欠陥を具備しながらもその歴史的経路のために改正されていない。我々は、この点を強調したいと思う。すなわち、アメリカの研究開発費会計の歴史的経路が現在の研究開発費会計を制約しているのである。また、アメリカの研究開発費会計の会計基準がソフトウェア会計の会計基準や日英の研究開発費会計にも影響を与えるので、こうした会計基準もアメリカの研究開発費会計の歴史的経路に制約されてしまう。したがって、軍産複合体などのイデオロギー的インセンティブは、多くの基盤として現在を今なお制約

²⁴⁵ Lev [2001] pp.93-95 では、この種の情報の非対称性として、知識のある投資家に対する異常リターン、無形資産による情報の非対称の拡大、証券のビッド・アスク・スプレッドの増大、資本コストの増加を挙げている。

²⁴⁶ Lev, Sarath and Sougiannis [1999] p.26.

²⁴⁷ Lev, Sarath and Sougiannis [1999] p.37.

²⁴⁸ Aboody and Lev [1999]は、この原因として研究開発の独自性(uniqueness)と組織化された市場(the absence of organized markets)の欠如、会計ルールをあげている(Aboody and Lev [1999] pp.6-7)。

しているのである。

²⁴⁹ Aboody and Lev [1999] p.7.

第四章 イギリスの研究開発費会計

第一節 はじめに

イギリスは、アメリカに続いて研究開発費の定義、会計処理および開示を備えた会計基準を策定した国である。イギリスは、1971年のRolls-Royce社の倒産という社会的な大惨事を契機に研究開発費会計の会計基準を策定することになる。それゆえ、我々は、アメリカと同じ形式の会計基準を早くから設定しながらもアメリカとは異なる歴史的経路をもって設定されたと考えている。実際、イギリスは、研究開発費会計の形式的特徴をみても、アメリカと異なって開発費の選択的資本化を認めている。

イギリスの研究開発費会計の会計基準は、会計基準委員会(Accounting Standard Committee: ASC)が1977年に制定し1989年に改訂した会計実務基準書第13号(Statement of Standard Accounting Practice 13: SSAP13)、『研究開発会計(“Accounting for Research and Development”)』によって定められている。これ以前には、研究開発費会計を統一的に取り締まる会計基準は存在しない。ただし、研究開発費の会計方針については、1971年のSSAP2『会計方針の開示(Disclosure of Accounting policies)』にしたがって開示される²⁵⁰。

本章は、イギリスの研究開発費会計を統一的に規制したSSAP13を中心に検討を加えることにしたい。SSAP13は、Hope and Gray[1982]が航空宇宙産業の設定過程に対する関与を証明するなど、アメリカ同様に航空宇宙産業と関わり合っている。また、Robston[1993]が指摘するように、SSAP13は、イギリス政府の研究開発政策と関わる側面がある。したがって、イギリスの研究開発費会計は、アメリカ同様に軍需企業や政府を取り巻くイデオロギーを強く受けて設定されるに至ったと考えられる。

そこで、我々は、以上のような特徴のあるイギリスの研究開発費会計を考察し、イギリスの研究開発費会計の経路依存について考えたいと思う。第二節は、SSAP13の詳細な説明をおこなう。第三節は、イギリス研究開発費会計をめぐる状況について、Rolls-Royce社の倒産、会計実務およびイギリス政府の政策について分析する。第四節は、第三節の状況に基づいてイギリスの研究開発費会計の経

²⁵⁰ ASC [1971] Paragraph 13.

路依存を明らかにする。

第二節 イギリスの研究開発費会計の会計基準

イギリスの研究開発費会計の会計基準は、1977年に設定され1989年に改訂されたSSAP13によって定められている。そこで、我々は、SSAP13を1977年のSSAP13[原版]²⁵¹と1989年のSSAP13[改訂版]²⁵²に分けて個別に解説していくことにしよう。まず、1977年のSSAP13[原版]は、解説(paragraph 1-17)、用語の定義(paragraph 18)、会計基準(paragraph 19-30)から構成されている。

第一に、解説(paragraph 1-17)では、基礎概念(paragraph 1)、研究開発費の分類(paragraph 2-4)、研究開発費の会計処理(paragraph 5-13)、除外事項(paragraph 14-15)、市場調査(paragraph 16)、開示(paragraph 17)から構成されている。解説(paragraph 1-17)の内容は、主に用語の定義(paragraph 18)と会計基準(paragraph 19-30)において定める結論へと至った理由について説明するものである。

第二に、用語の定義(paragraph 18)は、研究開発費が純粋研究²⁵³・応用研究²⁵⁴・開発²⁵⁵の1つまたは2つ以上に属する費用であると述べる。また、原油・ガスおよび埋蔵資源の調査・開発にかかわる費用や第三者が直接もしくは確定契約によって負担するような開発費は、研究開発費から除外すると述べる。

第三に、会計基準(paragraph 19-30)では、純粋研究および応用研究を即時全額費用化としなければならないと述べた上で、開発費を次のような条件に該当する時に資本化できるとしている²⁵⁶。

²⁵¹ 会計実務基準書第13号(Statement of Standard Accounting Practice 13: SSAP13[原版])『研究開発会計(“Accounting for Research and Development”)』

²⁵² 会計実務基準書第13号改訂版(Statement of Standard Accounting Practice 13 (Revised): SSAP13[改訂版])、『研究開発会計(“Accounting for Research and Development”)』。

²⁵³ 具体的な目的をもったり、実用化を目指すのではなく、新しい科学的または技術的知識そのものを獲得するために行う実験的または理論的研究(ASC [1977] Paragraph 18)。

²⁵⁴ 新しい科学的または技術的知識を獲得する目的で行われる独創的または批判的な調査で、かつ具体的な実用目的または目標をもつ(ASC [1977] Paragraph 18)。

²⁵⁵ 新規のもしくは大幅に改良された材料、装置、製品またはサービスの生産あるいは新しい工程またはシステムの導入を行うため、科学的または技術的知識を利用することをいい、商業生産の開始、実用化の着手または既存のもの的大幅な改良に先立って実施される(ASC [1977] Paragraph 18)。

²⁵⁶ ASC [1977] Paragraph 20-21.

- (a)明確に定められたプロジェクトが存在すること。
- (b)当該開発費を個別に識別できること。
- (c)当該プロジェクトの成否を、つぎの面からかなり正確に評価できること。
 - (i)技術的实施可能性。
 - (ii)予想される市場状態(競争製品を含む)、世論、消費者および環境に関する規制といった要因に照らして検討したうえでの最終的な商業化の可能性。
- (d)当該繰延開発費、完成までに要すると見込まれる追加開発費、関連する製造原価および販売費・一般管理費を含めたコストを、将来得られる販売収益またはその他の収益によって回収しうることが確実に予想できること。
- (e)当該プロジェクトを完成させ、その後の運転資金の増加を賄うことのできる十分な資金を保有していること。あるいは、その調達が可能であると確実に予測できること。

上記の条件に該当する開発費は、資本化することができ、それ以外の実開発費は、即時全額費用化しなければならない。また、会計基準(paragraph 19-30)は、研究開発費の会計方針の開示、繰延開発費の変動額と期首・期末時点の残高の開示および繰延開発費の貸借対照表開示を求めている。

次に、1989年のSSAP13[改訂版]は、解説(paragraph 1-20)、用語の定義(paragraph 21)、会計基準(paragraph 22-33)、グレートブリテン島および北アイルランドにおける法的要件に関する注記(paragraph 34-42)、アイルランド共和国における法的要件に関する注記(paragraph 43-53)、国際会計基準第9号「研究開発費活動の会計」への準拠(paragraph 54)から構成されている。SSAP13[原版]からの大きな修正点は、研究開発活動の事例と除外事例の追加、研究開発支出の強制開示、会社法あるいは国際会計基準との準拠に関わる部分が増えられている点である。それぞれについて若干の説明を加えれば次のとおりである。

第一に、研究開発活動の事例と除外事例の追加は、SFAS No.2と同様に研究開発費の定義を補強するものである²⁵⁷。第二に、研究開発支出の強制開示は、SSAP13[原版]が研究開発費の定義問題から任意開示としていたところを強制開

²⁵⁷ ASC [1989] Paragraphs 5-6.

示へと変更したものである²⁵⁸。第三に、会社法あるいは国際会計基準との調整は、SSAP13[改訂版]がイギリスおよびアイルランドの会社法の条項を記載するとともに、SSAP13[改訂版]に準拠すれば国際会計基準第9号にもほぼ準拠していることを示すものである。

なお、イギリス会社法は、1981年より研究開発費会計の規定を盛り込んでいる。1981年会社法は、SSAP13[原版]と同じく純粋研究と応用研究の資産計上を禁止する(1981年会社法附則第1第3条(2)(c))とともに、「特殊な状況」のもとでの開発費の資本化のみを認めている(1981年会社法附則第1第20条)。また、開発費の資本化額は、取締役が正当な理由を提示できなければ、分配可能利益の算定において実現損失(realized loss)として処理される(1981年会社法第84条(2))。

以上のように、イギリスの研究開発費会計の会計基準は、SSAP13あるいは会社法によって規定されているのであるが、公開草案の段階を含めると5つの基準書に膨れ上がる。すなわち、1975年のED14²⁵⁹、1976年のED17²⁶⁰、1987年のED41²⁶¹である。ED41は、SSAP13[改訂版]と大差ないが、ED14とED17は、SSAP13[原版]と会計処理および開示要件が相違する。すなわち、ED14は、研究費ばかりではなく開発費をも即時全額費用化するように規定し、また研究開発支出も強制開示するように要求している。ED17は、一定条件を満たす開発費の資本化を強制している。

したがって、イギリスの研究開発費会計は、アメリカよりも多くの会計基準を改廃している。我々は、こうした会計基準の変遷の中から研究開発費の会計処理と開示について注目したいと考える。これは、後の議論からわかるように、イギリスの研究開発費会計の論点が会計処理と開示に集中しているからである。そこで、会計処理と開示の変遷を簡単に要約すれば、次のようになる。

第一に、開発費の会計処理が即時全額費用化の強制(ED14)→選択的資本化の強制(ED17)→選択的資本化の容認(SSAP13[原版・改訂版])へと変化している。第二

²⁵⁸ ASC [1989] Paragraphs 19・31.

²⁵⁹ 公開草案第14号『研究開発会計(Exposure Draft 14, “Accounting for Research and Development” : ED14)』、

²⁶⁰ 公開草案第17号『研究開発会計—改訂版(Exposure Draft 17, “Accounting for Research and Development—Revised” : ED17)』

²⁶¹ 公開草案第41号『研究開発会計(Exposure Draft 41, “Accounting for Research and

に、研究開発支出²⁶²の開示要件が強制開示(ED14)→任意開示(ED17・SSAP13[原版])→強制開示(ED41・SSAP13[改訂版])と変更されている²⁶³。図表 4-1 は、以上の展開を詳細に示したものである。

図表4-1 イギリス研究開発費会計の会計基準の展開

日付	設定機関	公開文書	研究費	開発費	開示
1975年1月	ASC	ED 14	即時全額費用化	即時全額費用化	費用計上額
1976年4月	ASC	ED 17	即時全額費用化	規準に適合するならば、繰り延べなければならない	繰延開発費の期首残額、期中変動額、期末残額
1977年12月	ASC	SSAP 13	即時全額費用化	規準に適合するならば、繰り延べてもよい	繰延開発費の期首残高、期中変動額、期末残高
1987年7月	ASC	ED41	即時全額費用化	規準に適合するならば、繰り延べてもよい	研究開発支出、繰延開発費の期首残高、期中変動額、期末残高
1989年1月	ASC	SSAP 13 改訂版	即時全額費用化	規準に適合するならば、繰り延べてもよい	研究開発支出、繰延開発費の期首残高、期中変動額、期末残高

(出所) Hope and Gray[1985] p.23 の表を加筆。

本章も前章と同様にイギリスの研究開発費会計の歴史的経路について検討を加える。そのために、我々は、イギリスの研究開発費会計をめぐる状況を見極めなければならない。我々は、当該歴史的状況を分析した結果、イデオロギー的インセンティブが SSAP13 の設定に大きな影響を与え、その後のイギリスの研究開発費会計の経路を規定したことを述べることになるであろう。

第三節 イギリスの研究開発費会計をめぐる状況

本節では、研究開発費会計の基準設定に関する社会的・経済的背景および各関係主体の動向を明らかにする。まず、我々は、イギリスの研究開発費会計の会計

Development” : ED41)』

²⁶² 本論文では、一会計期間に研究開発に支出した金額を研究開発支出と定義する。研究開発支出は、資本的研究開発支出と収益的研究開発支出に分別される。前者は、研究開発繰延資産・研究開発固定資産となり、後者が損益計算書に計上される研究開発費となる(西澤 [1997] p.13)。

²⁶³ SSAP13[改訂版]による研究開発支出の開示規定は、公開企業でかつ次の3つの基準のうち2つに適合した場合に有効になる。貸借対照表総額が3,900万ポンド以上、売上高が8,000万ポンド以上、平均従業員数が2,500人以上である(Stoneman and

基準設定の契機となった Rolls-Royce 社の倒産を考察する。その後、SSAP13[原版]および SSAP13[改訂版]に関わる、一般的な会計実務、例外的な会計実務、研究開発支出の開示に関わる動向を順に考察する。

第一項 Rolls-Royce 社の倒産

(1)Rolls-Royce 社の倒産と新聞記事の見解

SSAP13[原版]の設定には、Rolls-Royce 社が 1971 年に倒産・国有化された点と大きな関わり合いがある。これは、多くの会計文献²⁶⁴が Rolls-Royce 社の倒産と研究開発費の会計処理の問題を取り上げていることから明確である。では、Rolls-Royce 社の倒産は、どのような研究開発費会計の問題を提起し、SSAP13[原版]の設定を誘導したのであろうか。そこで、Rolls-Royce 社の倒産・国有化に至った経緯を分析し、Rolls-Royce 社の倒産がイギリスの研究開発費会計にどのような影響を与えたかを明らかにする。

Rolls-Royce 社は、「イギリスで誇り高く最も成功した企業の一つ²⁶⁵」であり、イギリスを代表する機械製造業企業であると同時に先端技術企業であった。また、当時の Rolls-Royce 社は、自動車製造業者としての側面よりも、航空エンジン製造業者としての比重が大きかった。当時においても、約 80%の売上高²⁶⁶が航空機エンジン部門によって支えられていた。

Rolls-Royce 社の倒産は、航空機エンジン部門の失敗が原因であり、研究開発費の資本化が大きく関与していると考えられた。まず、Rolls-Royce 社が倒産するまでの航空エンジン部門の経緯を明らかにする。そこで、当時の雑誌・新聞等から次のような図表を作成した。

Toivanen [2001] p.124)。

²⁶⁴ Nobes [1976] p.58; Nobes [1977] p.54; Nobes and Paker [1979] p.204; Farmer [1983] pp.130-131; Ashton [1983] p.11; 植野編 [1982] 85 頁; 菊谷 [1988] 58 頁; 大河内 [2001]。

²⁶⁵ Farmer [1983] p.11. Rolls-Royce 社は、1966 年から 1970 年までの 5 年間連続して女王賞(The Queen's Award to Industry)を受賞している。「女王賞は、その年に最高の技術的成果と輸出実績をあげた法人に与えられる(『エコノミスト』1971 年 5 月 23 日 86 頁)。」

²⁶⁶ 1969 年の総売上 299,363,000 ポンドのうち、239,920,000 ポンドが航空エンジンの売上である。

図表4-2 Rolls-Royce社倒産までの系譜

日時	事件
1961年	研究開発費の会計方針を変更。受注・製造中のSpey Engineの繰延開始。
1966年	Bristol Siddley Engines社を買収。
1966年6月	Rolls-Royce社がLockheed社にRB.211-06を提案。
1967年	会計方針の変更。受注されていないRB.207とRB.211の繰延開始。
1968年3月29日	Lockheed社がRB.211-22の購入を決定。週次株価6s6dの上昇。
1969年4月10日	イギリス政府がヨーロッパ・エアバス計画から脱退。RB.207の開発中止。
1969年10月22日	中間決算発表。利益が80万ポンド下落。週次株価7s3dの下落。
1970年10月	イングランド銀行総裁Leslie卿が3000万ポンドの融資をCityに打診。危機の表面化。
1970年11月11日	中間決算の発表。70年の推定欠損額が4800万ポンド(415億円)に上る。週次株価3s6d下落。
1970年11月23日	政府による4200万ポンド(363億円)の財政援助が判明。
1970年12月2日	Corfield航空供給相がBritish Aircraft社のBAC3-11の開発中止を示唆。RB.211の市場縮小。
1971年2月4日	株式取引停止。事実上の倒産。国有化へ。
1971年2月13日	「1971年Rolls-Royce法案」下院で可決。
1971年2月23日	Rolls-Royce(1971)の発足。
1971年4月23日	通商産業省(DTI)が検査人(inspectors)を任命。
1971年10月4日	Rolls-Royce社を強制清算。

(出所) 主に英国の *The Economist* 誌から作成。

図表 4-2 から注目すべき点として、Rolls-Royce 社は、1968 年に Lockheed 社のエアバス用エンジン RB.211-22(RB.211 と略す)²⁶⁷を受注して約 3 年後に倒産する。したがって、Rolls-Royce 社の倒産は、RB.211 エンジンの開発・製造に起因していることを伺うことができる。しかしながら、RB.211 エンジンは、開発費の膨張を誘い、Rolls-Royce 社を倒産に追い込んでしまうことになる。

The Economist 誌によれば、RB.211 エンジンの開発費は、1970 年 11 月現在で当初の 6500 万ポンドから 1 億 3500 万ポンドに跳ね上がり²⁶⁸、Corfield 航空供給相は、倒産時点で開発費を 1 億 5000 万ポンドから 1 億 7000 万ポンドと推定している²⁶⁹。この開発費の膨張が倒産の直接原因であり、開発費のコスト管理や技術重

²⁶⁷ RB.211 エンジンは、「三軸方式、ハイフィル(Hyfil)などの新素材の活用、環状燃焼室という三つの革新的な技術を採用して、在来の二軸型ターボファン・ジェットに比べ、無理のない高バイパス比を得て、高い推力、信頼性、経済性を実現するとともに、騒音低減を目指していた(大河内 [2001] 9 頁)」。

²⁶⁸ *The Economist*, November 14, 1970, p.67; *The Wall Street Journal*, February 8, p.16 (U.K. DTI [1973] p.352 によれば、開発費は、1970 年 9 月において 8,930 万ポンドから 1 億 7,030 万ポンドとなった)。

²⁶⁹ *The Economist*, February 6, 1971, p.61. *The Financial Times* (February 5, 1971 p.1)によれば、1 億 7000 万ポンドと推定している。

視主義への偏重が問題とされた。特に、多くの雑誌・新聞等は、RB.211 のファン・ブレードを炭素樹脂のハイフィルで製造しようとして失敗し、従来のチタニウムで製造しなければならなかったことを指摘している²⁷⁰。

以上の点を踏まえた上で、Rolls-Royce 社の倒産原因は、雑誌・新聞の評価によれば、次の 4 点に整理することができる²⁷¹。

1. Lockheed 社との契約内容

Rolls-Royce 社は、1968 年 3 月 29 日に Lockheed 社と L-1011 用の RB.211 エンジンを開発する排他的契約を締結した²⁷²。この契約は、Lockheed 社からの 150 機分 450 基と航空会社からの予備エンジンとして 96 基で構成されており、Rolls-Royce 社は、総計 546 基の RB.211-22(総額 2 億ポンド: 1 ポンド 864 円)の大量受注を受けることになった²⁷³。「Lockheed 社との契約では、付属品込み固定価格で、引渡しは 1971 年からはじまるとされ、同年中に引き渡される 100 基については、使用会社の求める手直し費用を含めて、一基 35 万 4000 ポンドの完全な固定価格契約であり、それ以降の納入分については賃金と原材料費の上昇に応じた値上げが認められていた²⁷⁴。」

日本経済新聞や *The Economist* 誌²⁷⁵や *Business Week* 誌²⁷⁶は、RB.211 のコストが 46 万ポンドまでに跳ね上がったことを指摘している。この結果、Rolls-Royce 社が当初の契約価格 35 万ポンドでエンジンを引き渡すと、総額 6000 万ポンドの損失となると指摘している²⁷⁷。さらに、日本経済新聞や週刊ダイヤモンドによれば、納期に遅れた場合、6 ヶ月でも 5000 万ポンドの違約金を支払うという条項が入っ

²⁷⁰ たとえば、日本経済新聞(1971 年 3 月 21 日朝刊 9 面)、*The Wall Street Journal* (February 5, p.3)、*The Financial Times*(February 5, p.16)などがある。また、RB.211 の詳細な技術的側面については、U. K. DTI [1973]や大河内 [2001]を参照せよ。

²⁷¹ 以下の内容は、当時の日本経済新聞(1971 年 3 月 21 日朝刊 9 面)の内容を基礎に作成した。

²⁷² Botticelli [1995] p.124. 括弧内は、筆者が加筆した。

²⁷³ 大河内 [2001] 17 頁。

²⁷⁴ 大河内 [2001] 17 頁。

²⁷⁵ *The Economist*, February 6, 1971, p.61.

²⁷⁶ *Business Week*, February 13, 1971, p.64.

²⁷⁷ $(340,000-460,000) \times 546(540) = -6,006,0000(-5,940,000)$ ポンドという計算になる。括弧内は、540 基で計算した場合である。

ており²⁷⁸、現実にエンジンの開発速度が予定よりも半年以上遅れる見込みとなっていたと報じている²⁷⁹。

2. 無理な販売活動と安値受注

大河内[2001]によれば、Rolls-Royce 社は、イギリスの航空機市場を当てにすることができないと考え、「アメリカの機体製造機会社と航空会社からの発注を得てアメリカ市場に食い込むことが、自社の能力を発揮でき、将来にわたって経営の成長を確保できる」と考えていた²⁸⁰。その上で、大河内[2001]は、「同社(Rolls-Royce 社)が RB.211 という一機種にのみめり込んだのは、かねがねアメリカ航空機市場を重視していたことに加えて、Lockheed 社からの受注を足掛りに、将来性が見込まれるアメリカの広胴型機市場に確固たる地歩を築くことを狙って、事後的に見れば無理を重ねた結果であった²⁸¹。」と指摘している。

この事実を確認するために、当時の Rolls-Royce 社の販売活動を明らかにする。Rolls-Royce 社は、Lockheed 社のエアバス用エンジンを巡って、Pratt & Whitney 社と General Electric 社と受注競争を繰り広げている。*The Financial Times* 紙²⁸²によれば、Rolls-Royce 社は、1966年9月から1968年3月までの間に、アメリカに少なくとも20人のマーケティング・スタッフと技術スタッフを常駐させた。その18ヶ月の間に、230人の大西洋横断旅費だけで80,000ポンド、英米間の電話代6,000ポンド、説明に使った1,400枚以上のカラー・スライドなど400,000ポンドにのぼる。*The Wall Street Journal* 紙²⁸³は、この販売活動を浪費であった(The effort was lavish by any standards)と評している。

こうした販売活動の結果、Lockheed 社との契約は、「強力かつ効率的で騒音が無く軽いエンジンを開発するものであり、もっとも重要な点はアメリカのライバル会社によって提供されたエンジンよりも安かった²⁸⁴」点にある。*The Financial*

²⁷⁸ 週刊ダイヤモンド 1971年3月13日 115頁。

²⁷⁹ U. K. DTI [1973]によれば、実際の違約金条項は、最高7ヶ月で契約価格の15%の違約金を支払うというものであった(U. K. DTI [1973] p.156)

²⁸⁰ 大河内 [2001] 180頁。

²⁸¹ 大河内 [2001] 85頁。

²⁸² *The Financial Times*, February 5, 1971, p.16.

²⁸³ *The Wall Street Journal*, February 8, 1971, p.1.

²⁸⁴ *The Wall Street Journal*(February 8, 1971, p.1)およびエコノミスト(1971年2月23日

Times 紙²⁸⁵によれば、Rolls-Royce 社のエンジンは、GE の 630,000 ドルに対して 570,000 ドルで入札された²⁸⁶。このように、Rolls-Royce 社は、アメリカ市場から受注を得るために新技術を一気に投入するとともに、安値受注に走ったのである。

3. 資本化の乱用

Rolls-Royce 社は、60 年代初めに Spey エンジンの開発に取り組み始める。*Business Week* 誌は、この際に行われた会計方針の変更と倒産の関係について次のように報じている。

Business Week (February No.2136, 13 1971, p.67)

「RB.211 の大惨事は、Rolls-Royce 最大の基本問題に起源がある。アメリカのジェット・エンジン市場に参入することができなかったことである。…中略… Rolls-Royce 社の Denning Peason 社長は、そのジंकスを破るために賭に出た。1961 年に、Peason 社長は、将来のジェット開発費を発生時に費用化(paid)するのではなく、エンジンが引き渡された時に費用化(paid back)する会計方法に変更した。財務的な憂慮から一時的に自由になると、Spey エンジンと名付けた新しいエンジンの開発を積極的に進めた(ordered)。会計方法の変更は、Rolls 社に破格(unbroken)の利益を生じさせたが、次のエンジン RB.211 に対する開発費が手に負えなくなった(get out hand)時に大惨事の火種となった。」

Business Week 誌と同様の見解は、日本経済新聞や *Observer* 紙でも主張されている。日本経済新聞は、1961 年に研究開発費を費用化すれば、開発費 2,000 万ポンドがそのまま赤字に出ることを指摘し、*Observer* 紙もこの点が Rolls-Royce 崩壊の第一歩であったと報じている。これらの見解の共通点は、研究開発費の資本化が Rolls-Royce 社の倒産の原因であるという点にある。

また、*The Financials Times* 紙は、Rolls-Royce 社の倒産に関連して、研究開発費

86 頁)によれば、Rolls-Royce 社は、General Electric 社と争い、GE 社よりも 10%安で入札したと報じられている。

²⁸⁵ *The Financial Times*, February 5, 1971, p.16.

²⁸⁶ RB.211-06(推力 34,250 1b: 純財産のコミットメント 30%)から RB.211-22(推力 40,600 1b: 純財産のコミットメント 60%)に設計変更した上で、受注価格を 1 セット(3 基)162,000 ドルも削減した(U. K. DTI [1973] pp.336, 339)。

の資本化問題を次のように報じている。

The Financials Times (February 8 1971 p.8)

「RB-211 の場合には、初めから相対的に高額なプロジェクトであると予測されていた。Rolls-Royce 社の実務は、将来売上に開発費を対応させるために、開発費を資本化することであった。そのような手順は、開発費が利益に比較してごく大きい場合にはおそらく避けることはできないが、不都合な点があった。開発費だけでなく将来売上収益を確実に推定することが困難であるという点であった。もし推定に大きな誤算があるとわかれば、突然巨額の企業資産が費用化される必要性に迫られる。」

このように、*The Financials Times* 紙の見解は、開発費および将来収益の不確実性を論じるとともに、巨額損失の突発性を指摘している。

4. 政府の保護と失敗

The Economist 誌²⁸⁷によれば、1969年10月当時、Rolls-Royce社は主に三つのエンジン開発に着手していたが、そのほとんどが政府の援助のもとで行われていた。Concode用のBristol Olympus 593エンジンやヨーロッパの多目的戦闘機用のRB.199エンジンは、政府や関連政府によって融資されている。そして、RB.211エンジンは、Rolls-Royce社の独自資金で開発されることになっていたが、当該資金も英国関連政府から多額の補助を受け取っていた。

当時の労働党政府(Harold Wilson 政権 投票日 1964/10/15-1970/6/18)は、当初の6500万ポンドのうち4,700万ポンド(実際は4,713万ポンド)をRolls-Royce社に供与し²⁸⁸、また1970年はじめに産業再編公社(Industrial Reorganization Corporation)が2,000万ポンドの融資を約束している(このうち1,000万ポンドは、以後の政府支援で取り消される)²⁸⁹。さらに、政府と銀行は、1970年11月に表面化した開発費の膨張のために、6,000万ポンド(政府4200万ポンドと銀行1,800万ポンド)の

²⁸⁷ *The Economist*, October 25, 1969, p.89.

²⁸⁸ 当初の推定開発費に固定して70%を支援することが英国政府によって決定されていた(U. K. DTI [1973] p.331)。

²⁸⁹ *The Economist*, November 14, 1970, p.67; 『週刊東洋経済』昭和45年12月5日 63頁。

資金援助をすることを約束していた²⁹⁰。

日本経済新聞は、このような多額の資金援助を評して次のような見解を明らかにしている。「ロールス・ロイスの経営内容を調べた英航空供給者の役人が『同社のコスト・システムは重役会に報告するためではなくて、政府に開発援助を求めするためにできている』と報告したといわれている。」このように、Rolls-Royce 社は、政府の補助金を頼りにしてエンジン開発をおこなっていたのではないかといわれている。

しかしながら、イギリス政府の失敗も存在している。大河内[2001]は、イギリス政府が「本来国の政策として政府の責任で開発すべき技術を、資金負担のみで民間企業に開発委託し、政府の都合で随時開発を中止して企業を苦境に追い込むことを繰り返してきた²⁹¹。」と指摘する。これは、イギリス政府が軍需研究開発の削減に伴うアメリカ製機の輸入・Concode の失敗・イギリス製広胴型機(BAC3-11)の否定、ヨーロッパ・エアバス計画から脱退などの政策上の失敗により、Rolls-Royce 社の市場を狭めるといふ罪を犯してきたためである²⁹²。こうした状況下では、Rolls-Royce 社は、アメリカ市場を重視した輸出政策を採用せざるえなかったというものである。

このように、当時の雑誌・新聞では、様々な評価が Rolls-Royce 社の倒産におこなわれているが、研究開発費の資本化も一因として注目されていたことがわかる。もちろん、*Business Week* 誌と *The Financial Time* 紙のように、Rolls-Royce 社の倒産と研究開発費の資本化に関する論評が異なる点も存在する。しかし、一般的な認識として、研究開発費の資本化と Rolls-Royce 社の倒産が結びつけられている。この事実関係は、通商産業省(Department of Trade and Industry: DTI)による調査で明らかにされている。そこで、DTI の調査について取り上げることにする。

²⁹⁰ *The Economist*, November 14, 1970, p.67; 『週刊東洋経済』昭和 45 年 12 月 5 日 63 頁。この緊急融資計画は、1970 年 11 月 9 日にまとめ、政府が初期開発費補助として 4,200 万ポンド、イングランド銀行が 800 万ポンド、Loyds 銀行と Midland 銀行がそれぞれ 1,000 万ポンドを融資するが、Loyds 銀行と Midland 銀行は、当座貸越を 500 万ポンド減額するというものであった(大河内[2001] 22 頁)。

²⁹¹ 大河内 [2001] 103 頁。

(2)通商産業省(DTI)の調査

DTIの調査は、「会社法に記載されている開示要件を補完するものである²⁹³。」イギリスの1948年会社法の第165条(a)では、「企業の特別決議や裁判所の命令によって要求されるならば、DTIは、検査人(inspectors)を任命する強制義務が課される²⁹⁴。」Rolls-Royce社の場合、1971年4月19日の臨時総会(extraordinary general meeting)を通過した特別決議のもとで、検査人による会社状況の調査(investigation of company's affairs)が行われることになる²⁹⁵。U. K. DTI[1973]によれば、特別決議は、次のように提案された。

「Rolls-Royce社が現在の状況へと陥った背景を公正かつ独立した報告書で説明可能であると思われるので、臨時総会は、1948年会社法第165条(a)に従って次の点を宣言する。通商産業大臣によって任命された一人以上の検査人が会社状況の調査を行うべき点と、通商産業大臣が直ちに第165条(a)にしたがって検査人を任命する点を宣言する。」

DTIは、この特別決議を受けて1971年4月23日にR. A. MacCrimdale氏²⁹⁶とP. Godfrey氏²⁹⁷を検査人に任命した²⁹⁸。検査人は、調査終了後、DTIに対して最終報告書を提出しなければならず、この報告書は、DTIの命ずるところに従い、書面または印刷しなければならないことになっている(1948年法第168条)。

DTIの調査報告書は、企業の日常状況と企業役員および代理人の意思決定・行動などの詳細な内部経営情報を含んでいる²⁹⁹。これは、1948年法の第167条により、会社の役員あるいは代理人がすべての帳簿および書類を検査人に提出する義務があるからである。また、調査報告書の内容は、検査人による会計人と監査専

²⁹² 大河内 [2001] 第4章。

²⁹³ 染谷監訳・市村訳 [1991] 154頁。

²⁹⁴ *The Accountant*, April 29, 1971, p.545. 条文は、法務大臣官房司法法制調査部[1968] 130頁を参照。

²⁹⁵ *The Accountant*, April 29, 1971, p.545. 投票結果は、U. K. DTI [1973]によれば、賛成 13,850,000、反対 102,837 で決議された。

²⁹⁶ 勅撰弁護士(queen's counsel)

²⁹⁷ Murray & Co, Messrs Whinny のイングランド・ウェールズおよびアイルランド勸許会計士(Fellow of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Fellow the Institute of Chartered Accountants in Ireland: F.C.A.)

²⁹⁸ U. K. DTI [1973] p.1.

²⁹⁹ Russell [1985] p.86.

門家への批判が含まれている。このため、検査人の批判が専門家によって深刻に受け止められ、実務の変更や矯正行動が取られる可能性がある³⁰⁰。したがって、検査人が Rolls-Royce 社について行った調査は、会計専門職の研究開発費会計への姿勢に影響をもたしたと考えられる。

検査人は、Rolls-Royce 社の倒産に関連して経営活動から環境要因に至るまでの調査・報告を行っている³⁰¹。この結果、検査人は、Rolls-Royce 社の倒産が RB.211 計画によって引き起こされた企業資金の流出にあったという結論を下している³⁰²。検査人は、その他の要因、たとえば Bristol Siddeley 社の買収による流動性問題³⁰³も取り上げているが、「RB.211 事業から離れば、Rolls-Royce 社が 1971 年 2 月に倒産するような要因は存在しない。」と述べている³⁰⁴。そして、技術タスクの大きさが深刻に過小評価されていた点を強調している。

この結論は、検査人が RB.211 の技術問題および財務・経営問題を取り上げた上で、RB.211 計画の経営意思決定を批判していることからわかる。すなわち、検査人は、「1968 年 3 月の契約で織り込まれた Lockheed 社とのコミットメントの承諾がごく大きな投機であり、このために合理的な(responsible)経営意思決定とみなすことができない。」と述べている³⁰⁵。この点は、雑誌・新聞で明らかにされているように、Lockheed 社との契約を重視するあまり、ハイフィルなどの大きな技術的問題の存在する新技術を採用したことからも明らかであろう。

以上のように、U.K. DTI[1973]は、様々な Rolls-Royce 社の会社状況を報告している。しかし、我々の目的は、Rolls-Royce 社の倒産から研究開発費会計の影響を考察することにある。そのために、検査人が Rolls-Royce 社の倒産に関連して言及した財務諸表の調査を明らかにしよう。次の 4 点が報告書内の財務成績(financial

³⁰⁰ Russell [1985] p.86; 染谷監訳・市村訳[1991] 156 頁。

³⁰¹ 報告書の内容は、航空産業の性質と政府関係、経営構造、財務成績、財務コントロールと予測、エンジン開発とコスト推定、大型エンジンの進歩とアメリカ市場への参入、RB.211 の契約関係、1970 年 11 月 11 日の中間財務諸表に至る事象、管財人の任命に至る事象にわたる。

³⁰² U. K. DTI [1973] p. 357; *Accountancy*, September, 1973, p.2.

³⁰³ Bristol Siddeley 社の買収価格は、基本価格で 6,360 万ポンドであり、そのうち 3,700 万ポンドは、普通株式 1,600 万ポンドおよび無担保転換社債 2,100 万ポンドで支払われ、残りの 2,660 万ポンドは、現金で支払われた(大河内 [2001] 15 頁; U. K. DTI [1973] p.24)。

³⁰⁴ U. K. DTI [1973] p.357.

³⁰⁵ U. K. DTI [1973] p.344.

results)のセクションで報告されている³⁰⁶。

- (a) Bristol Siddeley Engine Ltd.の買収
- (b) 1961年の研究開発費に係わる会計方針の変更とRB.211エンジンに係わる研究開発費の会計方針
- (c) 使用資本利益率と売上利益率の減少
- (d) 借入金への依存

(a)では、Bristol Siddeley 社の買収によって、連結損益計算書で巨額の利子費用が計上された点を指摘する³⁰⁷。(b)では、研究開発費の会計方針の変更によって、報告利益が1961-1969年で1,170万ポンドも増額された点を指摘する³⁰⁸。(c)では、使用資本利益率および売上利益率の減少傾向を言及し、この原因として、Bristol Siddeley 社の買収とRB.211の開発費を指摘する³⁰⁹。(d)では、1961年の借入金の倍増と負債比率の倍増傾向を言及し、この原因として、Bristol Siddeley 社の買収とRB.211計画の資金需要に対応できるほど、利益水準が十分でないために株式発行ができなかったことを指摘する³¹⁰。このほか、連結利益に対する航空エンジン部門の寄与³¹¹と1969年の特別準備金(special provision)³¹²に関する言及が行われている。

Rolls-Royce 社の財務諸表は、U. K. DTI[1973]の付録として収録されており、この部分を本論文の付録1として添付した。上記の4つの事実については、この財務諸表からも確認することができる。しかしながら、我々の目的は、あくまでもRolls-Royce 社の倒産と研究開発費会計の関係を考察することにある。

そこで、研究開発費の会計方針がU. K. DTI[1973]を検討することでRolls-Royce

³⁰⁶ U. K. DTI [1973] p.47.

³⁰⁷ U. K. DTI [1973] pp.20-33, 48; *Accountancy*, September, 1973, p.2.

³⁰⁸ U. K. DTI [1973] pp.48-55.

³⁰⁹ U. K. DTI [1973] pp.55-57.

³¹⁰ U. K. DTI [1973] pp.58-59.

³¹¹ RB.211 エンジンを開発していた Derby Engine Division(DED)が Rolls-Royce 社の支配的地位を占めており、業績不振の原因が DED、そして RB.211 エンジンにあった点を指摘する(U. K. DTI [1973] pp.59-60)。

³¹² 特別準備金の費用性を指摘し、1969年の特別準備金を費用化すれば、6,800万ポンドの損失になった点を指摘する(U. K. DTI [1973] pp.61-64)。

社の財務諸表にどのような影響を与えており、どのような問題意識が検査人に存在したのかという点を明らかにする。また、検査人の問題意識は、雑誌・新聞が明らかにした問題意識と一致しているのでしょうか。そこで、我々は、DTI[1973]を中心にして Rolls-Royce 社の財務諸表に注目する。

(3)通商産業省(DTI)の調査と Rolls-Royce 社の研究開発費会計

検査人は、研究開発費の会計方針を費用化から資本化へと変更した、1961年の Rolls-Royce 社の年次報告書から調査をおこなっている³¹³。この点は、初めに雑誌・新聞が明らかにしているように、研究開発費の会計方針の変更が Rolls-Royce 社の倒産の第一歩であったと主張されたこととも関係していると思われる。

U. K. DTI[1973]は、次のような会計方針の変更の背景から言及を開始している。

「1961年、営業成績は、棚卸減耗(stock losses)と製造費の増大と Tyne エンジンの問題によってマイナスの影響を受けた。同時に Conway エンジンと Spey エンジンの開発費が高水準となり、1961年の研究開発支出は、1960年の770万ポンドに対して1,050万ポンドに上った³¹⁴。」

Rolls-Royce 社は、この1,050万ポンドの研究開発支出を費用化した場合、損失に陥る。そこで、以下のような会計方針の変更を行うとともに、その理由を次のように述べている。

「報告書は、減価償却と支払利息の控除後の営業利益を示すが(1960年は以下で言及したように1,160万ポンドに調整した)、研究開発費の控除前は、880万ポンドであった。実際の研究開発支出は、1,050万ポンドという異常な高水準に上った(1960年は770万ポンド)。この数値は、多くの民間航空エンジンの開発に大きく起因し、過去の実務のもとでは、各年度に即時全額費用化されてきた。

将来の利益のために[現在]使うこの種の性質の支出について、そのどこまでを現時点の利益から賄うべきかということは、近年、取締役会の検討課題であった。取締役会は、

³¹³ U. K. DTI [1973] pp.48-55; Russell [1985] p.88; *Accountancy*, September, 1973, p.3.

1961年の営業利益に[研究開発費]1,050万ポンドを負担させると見掛け上170万ポンドの損失をだすことになるが、それでは本年の営業活動の実体を正しく反映しないと判断する。それゆえ、取締役会は、新基準を適用することに決した。

現在受注しているエンジンの売上から期待できる研究開発費の回収額について、評価を実施した。これらの受注に応じるためにさらに必要と思われる開発費の額を控除した後、研究開発費という項目で660万ポンドの資産を設定した。この資産は、1960年において240万ポンド、1961年において420万ポンドと評価される。したがって、1961年度会計における研究開発費の支出は、実際の支出1,050万ポンドから630万ポンドに減額される³¹⁵。」

このように、Rolls-Royce社は、受注中のエンジン開発費を資産として繰り延べて、1961年度には250万ポンドの利益を捻出し、100万ポンドの配当が行う。当該会計方針は、Rolls-Royce社を直接倒産へと追い込んだRB.211エンジンでもおこなわれることになる。1967年の会計方針では、RB.211エンジンの開発費を次のように処理している。

「年度末に製造中あるいは受注済みのエンジンについて、研究開発費の回収を、エンジンおよび部品の既受注分の売上によって充てるという従来原則によって、資産評価を行った。これらの受注を満たすために必要となる開発費の追加支出を控除したのち、13,896,000ポンドが繰越された。

この従来原則は、年末の注文を得られていないRB.207とRB.211の開発・製造の初期時点については、適切なものではない。開発費が巨額であり、しかも受注時期が不確かなので、[本年度に]従来原則を適用するならば、利益額を歪めてしまうと考えられる。

そこで、これらのエンジンについては、初期開発費額実額を予想される将来の売上によって償却する方法をとることとし、開発費532,000ポンドを1967年12月31日における資産として繰越した³¹⁶。」

³¹⁴ U. K. DTI [1973] p.48.

³¹⁵ U. K. DTI [1973] p.50. 括弧内は、筆者が加筆した。訳は、大河内[2001] 25頁による。

³¹⁶ U. K. DTI [1973] pp.51-52. 括弧内は、筆者が加筆した。訳は、大河内[2001] 26-27頁による。

この結果、Rolls-Royce社は、1967年時点で受注されていないRB.211の研究開発費も繰り延べることにしたのである。それでは、Rolls-Royce社は、研究開発費の資本化によって利益や配当をどれだけ捻出したのであろうか。図表4-3は、研究開発費の会計処理の差による利益・配当の差を示したものである。この図表から明白なように、費用化を採用した場合には、1961年は、会計方針で示されたとおり損失となり、1962年と1967年から1969年までの期間は、税引後利益が配当額を十分にカバーできなかつたことを示している³¹⁷。

図表4-3 Rolls-Royceの資本化採用利益と費用化採用利益

	税引後利益		実際の配当	留保利益への(からの)充当		配当性向	
	資本化	費用化		資本化	費用化	資本化	費用化
	£m	£m	£m	£m	£m	%	%
1961	2.5	(1.7)	1.0	1.5	(2.7)	40%	
1962	1.7	0.6	0.7	1.0	(0.1)	41%	117%
1963	4.0	5.4	1.2	2.8	4.2	30%	23%
1964	3.6	4.7	1.5	2.1	3.2	42%	32%
1965	4.5	4.4	1.6	2.9	2.8	36%	36%
1966	5.3	5.3	3.7	1.6	1.6	70%	70%
1967	7.5	5.2	6.1	1.4	(0.9)	81%	117%
1968	8.8	4.6	7.3	1.5	(2.7)	83%	159%
1969*	4.3	2.0	4.0	0.3	(2.0)	93%	200%

*特別準備金1,100,000ポンドの控除前

(出所) DTI[1973] p.52 のテーブルに配当性向を追加。

では、Rolls-Royce社は、なぜ研究開発費の資本化を行って利益と配当を捻出する必要があったのであろうか。U. K. DTI[1973]は、この会計方針の変更目的を企業内部文書から指摘している。この企業文書は、財務担当役員(financial director)、Gill氏が作成した「政府支援の無きRB.163(the Spey)の開発決定に影響するに違いない問題(Considerations which must influence our decision to develop the RB. 163 (the Spey) without government support)」という見出しのものである。Gill氏は、税引後利益を改善する方法として研究開発費の資本化を指摘した後、利益額と配当額について次のように述べる。

³¹⁷ この点は、以下の文献で指摘されている。U. K. DTI [1973] p.52; Russell [1985]

「損益計算書と配当政策への効果は、きわめて重要(vital importance)である。なぜなら、利益と配当の一方の重大な減少は、たとえば新規の資金調達あるいは Rolls-Royce 社の株式発行が重要な役割を演じる別事業の買収などの分野で、我々の事業拡大を即時に制限する。Rolls-Royce は、通常売り手よりも買い手が多い傾向にあり、強い市場地位を維持することは、極めて高い重要性がある(tremendous importance)³¹⁸。」

この企業内部文書は、Rolls-Royce 社が株式市場で強い地位を維持するために研究開発費の会計方針を変更したことを証明する。しかしながら、U. K. DTI[1973]は、以上のような資本化問題を指摘しながらも、完全に資本化を批判することが難しいとも述べている³¹⁹。これは、研究開発費の投資としての側面、資金調達の側面、航空宇宙産業の側面から「紙上の利益(papers profits)」が必要であることも認識しているからである³²⁰。ただし、検査人は、研究開発費の会計方針があくまでも固有の資金調達問題を解決するわけではないことも強調している。

したがって、検査人は、会計人や会計専門職を批判するわけでもなく、また研究開発費の会計方針を批判しているわけではない。研究開発費の資本化は、U. K. DTI[1973]の見解からわかるように、Rolls-Royce 社倒産の主要要因とはなりえない。むしろ、イギリス政府の政策が Rolls-Royce 社を RB.211 エンジンに傾注せざるえないように追い込み、Rolls-Royce 社のコスト・システムを弱体化させたために倒産に追い込まれた側面のほうが大きいかもしれない。しかしながら、Rolls-Royce 社の倒産は、当時の社会的大惨事であり、Rolls-Royce 社の倒産が研究開発費会計の資本化へとイデオロギー的に結びつけられてしまったのである。その結果、SSAP13 の設定が行われたと考えられる。

第二項 一般的な会計実務 一費用化実務と非開示実務一

本項では、主として Rolls-Royce 社倒産以後の研究開発費会計の一般的な会計実務の動向を概観する。そこで、我々は、研究開発費の会計処理と研究開発支出の開示動向を明らかにする。下記の図表は、ICAEW 発行の *Survey of Published*

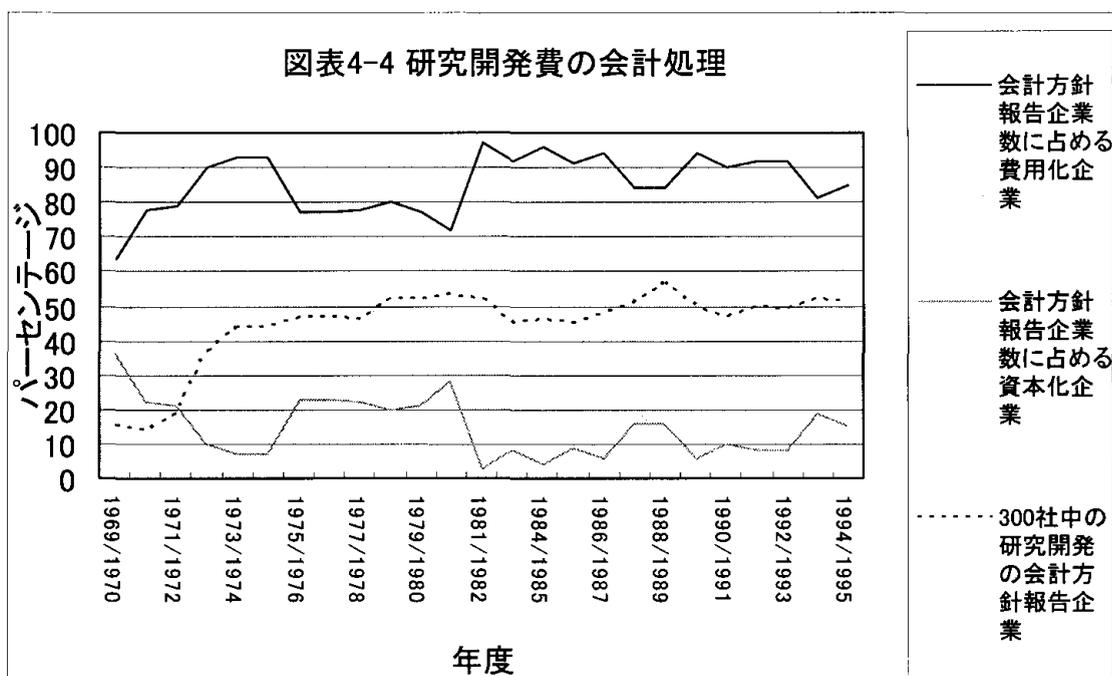
p.88; 染谷監訳・市村訳 [1991] 156 頁; *Accountancy*, September, 1973, p.2.

³¹⁸ U. K. DTI [1973] p.49.

³¹⁹ U. K. DTI [1973] pp.52-53.

Accounts (SOPA)の1969-1981およびFinancial Reporting 1983-1996の300社の調査から作成したものであり、次のような傾向を読みとることができる。

第一に、会計処理は、Rolls-Royce社の倒産やED17による資本化強制のような諸要因に左右されるが³²¹、即時全額費用化が圧倒的に多い。第二に、研究開発支出の開示は、1989年のSSAP13[改訂版]の設定以降までほとんど開示されていない。では、なぜ二つの傾向がみられたのであろうか。以下、研究開発費の費用化が支配的であった理由と研究開発支出が開示されなかった理由にわけて考察する。ただし、投資家の選好については、資料の制約上、アナリストの選好で代替する。



(出所) SOPA: 69-82, Financial Reporting: 83-96(Gray[1985] p.24 を加筆)

表4-5 研究開発支出の開示

73/74	74/75	75/76	76/77	77/78	78/79	79/80	80/81	81/82
7	4	2	15	20	11	14	21	26
82/83	88/89	89/90	90/91	91/92	92/93	93/94	94/95	—
27	30	75	93	109	111	122	121	—

³²⁰ U. K. DTI [1973] pp.53-55.

³²¹ 1970年から1980年までの変動は、SSAP2『会計方針の開示(Disclosure of Accounting policies)』、Rolls-Royce社の倒産、ED17およびSSAP13[原版]の影響を考慮することができる。

まず、研究開発費の費用化理由について考察する。Gray[1985]³²²は、企業の費用化理由として次の二点を指摘している。第一点として、企業が慎重性や将来問題の回避などの研究開発の不確実性と監査の簡便性のために費用化を選択するという点が指摘されている³²³。第二点として、企業が資本化を選択すると投資家(アナリスト)との信頼を損なうために、費用化を選択する点が指摘されている。第二点については、High-Tech 企業が次のように明らかにしている。

「我々は、繰延(資本化)を行いたい、SSAP13 がなによりも費用化を推奨する。それを別としても、繰延は、アナリストとの信頼を失ってしまう(中規模電気・電子企業)³²⁴。」

また、Nixon[1997]も同様の見解を明らかにしている。特に、企業が City(ロンドンの金融界)の不安を考慮して費用化を選択している点が明らかにされている³²⁵。さらに、第二点は、アナリストの選好から確認することができる。Gray[1985]は、40 人中の 66%のアナリストが費用化を選好することを明らかにしている³²⁶。このようなアナリストの費用化選好は、研究開発の不確実性や会計的裁量行動を意識したものであると考えられる。次のようなアナリストの見解は、これを明らかにしている。

「すなわち特定プロジェクトが利益をもたらす(come on stream)時に、もし研究開発の繰延が信用できるならば、有用なシグナルとなる。繰延は、一般的に否定的に受け入れられるであろう³²⁷。」

「資本化は、企業が研究開発費を繰り延べて利益を捻出するために(screw up)採用してい

³²² 63 社(High-Tech 産業 22 社、Medium-Tech 産業 32 社、Low-Tech 産業 9 社)へのアンケートおよびインタビューであり。83%の企業が研究開発費を費用化すると返答した(Gray [1985] p.57)。

³²³ Gray [1985] p.57.

³²⁴ Gray [1985] p.57. 括弧内は筆者。

³²⁵ 化学・食品・製造業 36 人の返答者は、繰延研究開発に対する City の不安が費用化に影響する要因であると返答した(Nixon [1997] p.272)。

³²⁶ Gray [1985] p.76.

るようなので、City では評判が悪い。繰延は、有用なシグナルになるかもしれないが、監査人しだいである³²⁸。」

次に、研究開発支出の非開示理由について考察する。Gray[1985]は、企業が重要性、企業機密、任意開示要件のために研究開発支出を非開示にしていることを指摘する³²⁹。それに加えて、Gray[1985]は、情報利用者(特にアナリスト)が企業に研究開発支出をあまり求めていないという点をあげている³³⁰。この点から推測すると、企業は、研究開発支出を開示しても投資家に対して研究開発の重要性を訴えることができないことから研究開発支出を非開示にしていたように思える。同様に、英国産業連合(Confederation of British Industry: CBI)の発言の中には、次のような口述記録がある。

「[Ray 氏: Edwards High Vacuum 社の経営管理担当役員]私の親会社 British Oxygen は、研究開発支出を公表する。そのため、我々もまた、確実に研究開発支出を公表する。しかしながら、研究開発支出がどれくらい行われてきたのかという報告は、銀行の利子率や株主への配当を埋め合わせることができないので問題がある³³¹。」

このように、企業は、研究開発支出を開示することに意味がないと考えていたことがわかる。したがって、SSAP13[改訂版]までの一般的な会計実務は、研究開発費を費用化し(費用化実務)、研究開発支出を開示しない(非開示実務)というものであった。

第三項 例外的な会計実務 —資本化実務と開示実務—

(1)例外的実務の状況

本項は、研究開発費を資本化し、研究開発支出を開示するという実務がなぜ例外的にも存在していたのかという点について検討する。本項でも会計処理と開示

³²⁷ Gray [1985] p.75.

³²⁸ Gray [1985] p.76-77.

³²⁹ Gray [1985] p.61.

³³⁰ Gray [1985] p.64.

³³¹ House of Lords [1982] 89- II p.299.

に分けて考察し、投資家の見解は、アナリストの見解で代替する。

まず、資本化企業について考察する。第一に、Rolls-Royce 社の倒産のケースで明らかにしたように、企業は、利益・配当捻出のために資本化を採用する。特に、研究開発費がボトム・ライン(最終利益)に対して大きな影響を与える産業では重大である。この点については、Gray[1985]が High-Tech 産業(電気、電子技術、化学、薬品、航空宇宙・国防)の資本化傾向を指摘している³³²。

次に、航空宇宙産業は、政府契約の都合上、開発費の資本化を選好している点をあげることができる。Hope and Gray[1982]は、航空宇宙産業が研究開発費の資本化を利用して政府契約の契約価格を上昇させようとするので、ED14 が改訂されたと主張する。具体的に、航空宇宙産業が ED14 に反対した理由は、次のようなものであった。

「会計上の(製品開発)支出処理には、大きな重要性がある。なぜなら、政府契約で認められる利益率にかなりの影響があるからである。この利益率は、製品原価部分に、使用資本に対する合意済報酬部分を加えて算定される。使用資本の算定は、重大であり、企業の貸借対照表に含まれてさえいれば、使用資本に製品開発支出を含めることが英国政府(Her Majesty's Government: HMG)と英国産業連合(Confederation of British Industry: CBI)によって合意されている。もしすべての企業の事業が英国政府関連であれば、実際、利益の損失は、開発支出の 40%から 50%までに及ぶ(Westland Aircraft 社)³³³。」

次に、研究開発支出の開示企業について考える。Gray[1985]は、企業が重要性および利用者のイメージのために研究開発支出を開示することを明らかにしている³³⁴。具体的には、次のような研究開発支出の開示理由を紹介している。

「High-Tech イメージは、研究開発に関連するので重大である(大規模電気・電子企業)³³⁵。」

「我々は、研究開発数値を誇りにしているので開示する(中規模電気・電子企業)³³⁶。」

³³² Gray [1985] p.69.

³³³ Hope and Gray [1982] pp.543-544.

³³⁴ Gray [1985] p.61.

³³⁵ Gray [1985] p.62.

³³⁶ Gray [1985] p.62.

「我々の産業では、研究開発が長期競争にとって最重要要素の一つである。開示は、不可欠である(薬品企業)³³⁷。」

また、High-Tech 部門のアナリストは、アナリストの中でも研究開発支出を重視する。Gray[1985]は、High-Tech 部門のアナリストが研究開発の開示を投資意思決定に影響する、あるいは開示企業を正に差別化すると述べている³³⁸。このため、研究開発支出の開示が例外的に特定産業で行われていたと考えられる。

以上明らかにしたように、1989 年の SSAP13[改訂版]以前では、資本化企業(資本化実務)と研究開発支出の開示企業(開示実務)が例外的に存在していたこともわかる。こうした要因は、SSAP13[原版・改訂版]の設定に特殊な影響をもたらすことになる。

(2)航空機産業と政府契約

Hope and Gray[1982]は、航空宇宙産業の主張が ED14 を ED17 へと改訂させたと指摘する。そこで、航空宇宙産業が開発費の選択的資本化を要求する理由を確認するために、政府契約と利益計算方式(Profit Formula)を明らかにする。

政府契約は、通常双方独占であり、競争力によって価格を統制できないことから、契約価格に利益マージンを加えた契約者の推定製造原価を算定することで交渉される³³⁹。イギリス政府と産業団体(主として英国産業連合 Confederation of British Industry: CBI)は、1968 年に新しい契約協定を結ぶとともに、独立機関として政府契約再審議会(Review Board for Government Contract: RBGC)を設置した。RBGC は、「契約結果に関して、契約当事者の一方が交渉価格を公正かつ合理的でないと考える場合、(利益計算)方式の運用の再検討および審査員として行動をとる責任がある³⁴⁰。」

まず、1968 年に決定された政府契約における利益計算方式を明らかにしよう。利益計算方式は、使用資本に対する報酬部分と製造原価部分という二つの要素か

³³⁷ Gray [1985] p.62.

³³⁸ Gray [1985] p.74.

³³⁹ RBGC [1974] p.1.

³⁴⁰ RBGC [1974] p.1.

ら構成されている³⁴¹。具体的に利益計算方式を適用するには、製造原価/使用資本(CP/CE 比率)を算定し、この比率を用いて資本基礎部分(使用資本に対する報酬部分)を算定する³⁴²。この部分に原価基礎部分(製造原価部分)を加えることで契約価格の総利益率が算定される³⁴³。具体的には、図表 4-6 のとおりに算定される。

図表4-6 リスク契約

契約の推定製造原価	£	100,000
契約者の年次総製造原価(cost of production: CP)	£	3,000,000
契約者の使用資本(capital employed: CE)	£	2,000,000
契約者のCP/CE比率		1.5 to 1
利益計算方式		12% on capital ¹ +3% on cost ¹ (12+1.5+3) per cent cost (8+3)per cent 11% on cost
契約の利益マージン	£	11,000
総契約価格	£	111,000

1. これらは、リスク事業の平均使用資本利益率から算定されている。

(出所) RBGC[1974] p.5 より。

RBGC は、1970 年 7 月の中間再審議(Interim Review)の報告で、利益算定方式の使用資本に貸借対照表上のプライベート・ベンチャー研究開発支出を算入することを提案する。政府と CBI は、1972 年に Guidance Document でこの提案を受け入れている³⁴⁴。この点について、RBGC[1974]は、次のように述べている。

「中間再審議以前、プライベート・ベンチャー研究開発は、財務報告では即時全額費用化されているにもかかわらず、大臣が支出の回復に合理的な見込みがあると認める時には、契約者の使用資本に含めることができた。中間再審議では、この点を次のように変更した。すなわち、契約規定の要点として、開発支出は、契約者の貸借対照表額まで使

³⁴¹ RBGC [1974] p.4.

³⁴² RBGC [1974] p.5.

³⁴³ RBGC [1974] p.5.

³⁴⁴ Guidance Document Agreed between the Government and the Confederation of British Industry on Admission in the Pricing of Non-Competitive Government Contracts of Private Venture Research and Development Expenditures によって、1972 年 6 月 30 日以降の会計年度で貸借対照表上のプライベート・ベンチャー研究開発支出を使用資本に算入することが正式に政府と CBI によって合意される(RBGC [1974] pp.62-64)。

用資本に含めるというものである。この変更は、政府契約の使用資本の算定に客観性と公正性をより取り入れることになる。それは、問題となる分野を除去することで、価格決定過程を迅速にすることを期待させる³⁴⁵。」

以上のように、中間再審議以前では、プライベート・ベンチャー研究開発支出の使用資本算入が大臣の許可という一時的なアレンジメントで決定されていた。RBGCは、この点を是正するために貸借対照表上のプライベート・ベンチャー研究開発支出を通じて使用資本算入を決定したのである³⁴⁶。すなわち、プライベート・ベンチャー研究開発支出の使用資本算入は、財務報告の計算方式に沿って決定されることになるのである。

この規定を利益計算方式に反映すれば、航空宇宙産業が ED14 に反対した理由を明確にすることができる。Hope and Gray[1982]は、図表 4-2 の RBGC のデータを用いて、資本化と費用化による契約価格の差を次のように明らかにしている。

図表4-7 資本化と費用化による契約価格の差

	RBGCデータ		状況 1		状況 2	
			£ 200,000の資本化 (RBGCの勧告)		£ 200,000の費用化 (ED14の勧告)	
契約の推定製造原価	£	100,000	£	100,000	£	100,000
契約者の年次総製造原価	£	3,000,000	£	3,000,000	£	3,200,000
契約者の使用資本	£	2,000,000	£	2,200,000	£	2,000,000
契約者のCP/CE比率		1.5 to 1		1.36 to 1		1.6 to 1
利益計算方式		12% on capital +3% on cost (12÷1.5+3) per cent cost		(12÷1.36+3) per cent cost		(12÷1.6+3) per cent cost
		11% on cost		11.8% on cost		10.5% on cost
契約利益マージン	£	11,000	£	11,800	£	10,500
総契約価格	£	111,000	£	111,800	£	110,500

(出所) Hope and Gray[1982]p.549 より。

³⁴⁵ RBGC [1974] p.36.

³⁴⁶ この契約規定に対して、J.R.B.A.C.(Joint Review Board Advisory Committee: CBI と 5 つの同業者組合の代表)は、公平な処理を誘発し、財務的慎重性に反すると反対している。しかし、政府と RBGC は、この規定に賛成している(RBGC [1974] p.36)。

図表 4-7 から明白なように、研究開発費の資本化は、費用化よりも契約価格を高くすることができる。1970 年の RBGC 提案は、1972 年の Guidance Document で英国政府と CBI によって承認されている。したがって、航空宇宙産業は、1975 年の ED14 に反対する経済的インセンティブを保有していたといえよう。この結果、航空宇宙産業が ED14 に反対し、ED17 を設定させたといっても過言ではないであろう。

また、航空宇宙産業は、その他の産業と比較して研究開発に多くの資金を投入するとともに、研究開発費の資金源を政府に依存している³⁴⁷。このため、航空宇宙産業は、政府契約の利益計算方式からの影響を受けやすく、ED14 に反対する誘因が強くなる。さらに、Hope and Gray[1982]は、SSAP13[原版]公表時の ASC の議長が RBGC の議長でもあったことを指摘している³⁴⁸。こうした分析を通じて、Hope and Gray[1982]は、航空宇宙産業の反対が ED14 から ED17 へと誘導したと指摘したのである。

以上のように、ED14 から ED17 の変更は、直接的には航空宇宙産業の経済的インセンティブによるものであるが、その背後にはイギリス政府の研究開発政策が潜んでいる。すなわち、イギリス政府が軍需企業の研究開発支出を増大させるように仕組んでいることである。そのために、軍需企業は、研究開発費の資本化を用いるように誘引づけられていたといえるであろう。

第四項 研究開発支出の開示をめぐる攻防

(1) 政府 VS 英国産業連合(CBI)

イギリスの研究開発費会計を取り巻く環境では、企業と投資家以外で影響力のあった主体として、イギリス政府を考慮する必要がある。イギリス政府は、1977 年の SSAP13[原版]設定時から積極的に基準設定に際して意見を表明している。Hope and Gray[1982]によれば、政府機関が 1975 年の ED14 に賛成し³⁴⁹、1976 年の

³⁴⁷ Hope and Gray [1982] p.550; Gray [1985] p.7. 航空宇宙産業の研究開発支出/売上高は、1976 年で 18.67%であり、政府資金が 1975 年で 82%を占める。この数値は、他産業と比較して極度に高い。

³⁴⁸ Hope and Gray [1982] p.551.

³⁴⁹ ED14 に返答した政府機関は、産業省(Department of Industry)の会計サービス部門

ED17 には反対していたことが明らかとなっている³⁵⁰。この原因は、政府機関が研究開発支出の開示を選好していたことに起因している。また、政府の開示選好は、Green Paper (U. K. Parliament [1977])³⁵¹でも明らかにされている。

では、政府機関は、なぜ研究開発支出の開示に賛成していたのであろうか。政府は、U. K. House of Lords[1983] H.L. 89 において次のような「会計実務の変更 (Changes in Accounting Practice)」の勧告を行っていることがわかる。

「[科学技術特別]委員会は、企業が高水準の研究開発支出を行う際の[市場の]反応を早期に是正することが重要であると考え。これは、投資・融資条件である City の格付けを向上させる。…中略… 研究開発支出は、通常発生年度の利益に費用化されるが、開示は行われぬ。これは、City が短期の利益性を最大化する企業群と、将来に備えるために利益を再投資する企業群を区別できないようにする。

高水準の研究開発支出それ自身は、将来の利益と成功を保証しない。しかしながら、企業の年次報告書で開示される固定資産の資本支出水準のように、企業の将来投資に対して重要指標となるものがある。研究開発投資を行う企業は、研究開発支出が利益に影響するために City から冷遇されるよりも、むしろ研究開発支出を評価されるべきである。委員会は、この政策の実施方法を検討した。…中略… 望ましい方針は、研究開発支出の開示を拡大することにある。委員会は、開示に対する CBI の反対が間違っており、実際の帰結が先見性のある企業を強化し、研究開発の資金を容易に入手できるようにすると考える。

委員会は、年次報告書の利用者が研究開発支出の水準と性質を一般的に理解するために、次のような勧告を行った。すなわち、産業省が企業の年次報告書で詳細な研究開発支出の開示要件を設定するという見解で会計専門職との議論に参加すべきであると勧告した³⁵²。」

このように、上院の科学技術特別委員会の政策は、City の研究開発支出に対す

(the Accountancy Services Division)と経済統計部門(the Economics and Statistics Division)であった(Hope and Gray [1982] p.543)。

³⁵⁰ Hope and Gray [1982] p.545.

³⁵¹ U. K. Parliament [1977] p.13.

³⁵² U. K. House of Lords [1983] 89- I Paragraphs 15.12.- 15.14. 括弧内は筆者が加筆した。

る消極的認識(短期主義(Short-Termism³⁵³))を改めさせることを目的にしていた。委員会の意図は、企業の研究開発支出の開示を拡大させ、Cityが研究開発支出を資本支出としてみなすことを推進することであった。Robston[1993]は、イギリス政府が以上のような政策を打ち出す背景について詳細な研究を行っている。それによれば、イギリス政府は、イギリスの研究開発が弱体化していることを認識しており、特に産業の研究開発が他国と比較して弱体化していることを認識していた³⁵⁴。そこで、政府は、「研究開発の促進メカニズム」として研究開発支出の開示に注目したのである³⁵⁵。この点については、改めて詳述する。

また、上記の委員会報告は、研究開発支出をめぐる基本的な対立関係を表す上でも重要である。すなわち、当時、英国産業連合(CBI)が研究開発支出の強制開示に反対していたということである³⁵⁶。CBIは、1978年にParliament[1977]に返答した際、「数値の重要性と支出情報の利用に関する機密性のために(serious reservations about the significance of the figures and the use to which they could be put)³⁵⁷」、研究開発支出の強制開示に反対している。さらに、CBIは、「株主への報告の望ましさと企業の機密保持の必要性³⁵⁸」を均衡させるべきであると述べ、1977年当時では後者のほうが前者のほうよりも大きかったと主張している³⁵⁹。

以上のように、イギリス政府は、研究開発会計を取り巻く主体として研究開発支出の開示を選好していたが、CBIは、機密保持の必要性等の理由から抵抗していたことが明らかになった。このため、研究開発支出の開示を巡っては、政府とCBIとの対立があったと考えられる。

(2)研究開発政策と政府の選好

上述したように、イギリス政府は、研究開発支出の開示を求めていた。では、なぜ政府は、ASCに対して研究開発支出の開示要件を設定するように求めたので

³⁵³ 短期主義(Short-Termism)とは、「投資に適用される割引率を上昇させ、投資の間軸を短縮させる要因」によって、研究開発のような無形資産への投資が抑制されてしまうことをいう(Demirag, Tylecote and Morris [1994] p.1196)。

³⁵⁴ Robston [1993] pp.13-15.

³⁵⁵ Robston [1993] p.13.

³⁵⁶ U. K. House of Lords [1983] 89- I Paragraph 10-6.

³⁵⁷ U. K. House of Lords [1983] 89- II p.307.

³⁵⁸ U. K. House of Lords [1983] 89- II p.307.

あろうか。また、政府は、なぜ会社法によって研究開発支出の開示を義務づけようとはしなかったのであろうか。この点について、我々は、Robston[1993]の分析に基づき明らかにしたいと思う。

まず、Robston[1993]は、イギリス政府が経済開発協力機構(Organization for Economic Cooperation and Development: OECD)の研究開発統計を通じて研究開発活動の問題を認識した点について詳細に分析している。Robston[1993]は、イギリス政府が研究開発を「科学技術の基準³⁶⁰」であると同時に、「競争状況、国内生産力の問題、長期市場目標³⁶¹」の指標であると認識していた点を指摘する³⁶²。

そこで、イギリス政府が OECD の研究開発統計から認識した点を確認しよう。付録 2 および 3 は、各国の研究開発の支出額および資金別の国内総生産(GNP)と国内総生産(GDP)に占める研究開発支出の割合を指摘したものである。付録 4 は、各国の民間研究開発の状況を比較するとともに、各国のアメリカでの特許獲得数を比較したものである。なお、付録 3 と 4 は、上院で実際に引用されたものである。この二つの図からわかることは、次の三点である。

第一点は、1960 年代には、イギリスが主要 5 カ国の中で第 2 位の研究開発支出国であったが、1970 年代には日本や西ドイツの台頭によってその地位を奪われている点である。第二点は、イギリスの研究開発支出がアメリカを除く OECD 加盟国と比較して、国防研究開発支出に大きく依存している点である。第三点は、イギリスの産業部門の研究開発が主要国と比較して弱い点である。特に、アメリカ国内での特許権の獲得数が大きく減少している。

政府(Thatcher 政権)は、このようなイギリスの研究開発状況に対して研究開発支出の「民営化政策」を実施しようとする。すなわち、研究開発の支出源を「政府」から「産業」へと移行させる政策である。Robston[1993]は、この研究開発政策を次のような議会・政府関係文書(上院科学技術特別委員会 1986-87 第 1 セッション

³⁵⁹ U. K. House of Lords [1983] 89- II p.298.

³⁶⁰ Robston [1993] p.9.

³⁶¹ Robston [1993] p.11.

³⁶² この事実を明らかにするために、Robston [1993]は、いくつかの政府文書を引用している。たとえば、内閣府(Cabinet Office)は、次のように述べる。「科学技術の進歩と科学技術の進歩の利用は、国内の成功に不可欠である(Robston [1993] p.11(quoted in Cabinet Office, [1987], Response of Government to House of Lords Select Committee on Science and Technology Report on Civil Research and

「民間研究開発(Civil Research and Development)」の引用とともに明らかにしている。

『『現在、ごくかなりの証拠で、名目あたり同様に GDP 基礎でさえ、我々が研究開発と技術、とりわけ開発において競争相手からひどく立ち遅れているという証拠が増加している³⁶³。』

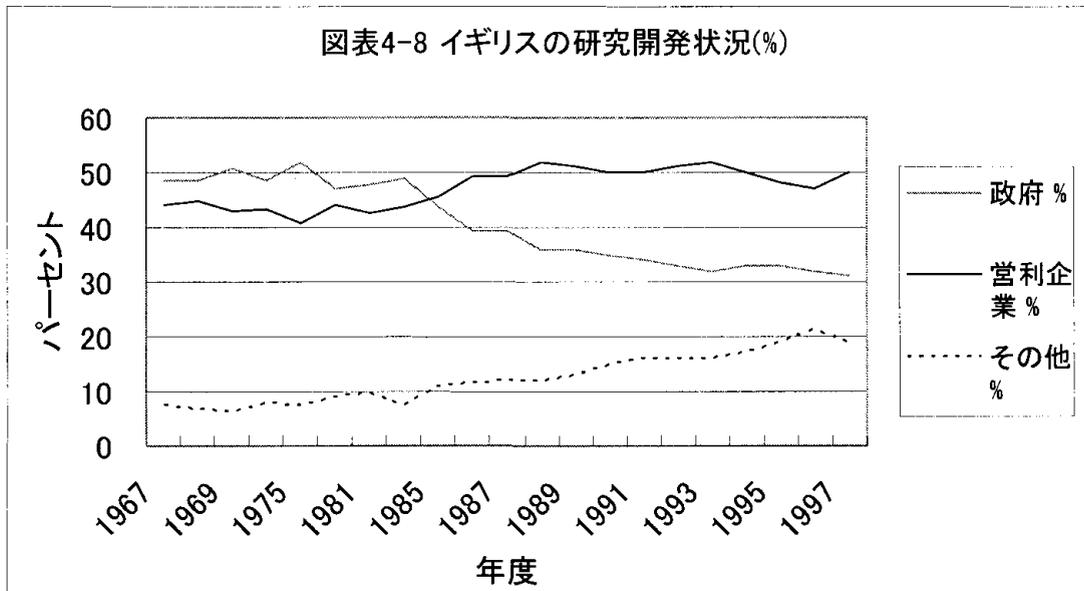
もし政府が政府支出の削減をして産業の研究開発の支援するのであれば、これには具体的な目的と機能がある。1980年代の政府は、企業家に適切な機会(right condition)を与え、かつての国有化されていた産業とそのサービスを民間部門へと移行させることで、市場の自由化の役割を強調していた。経済機能の『民営化』は、新製品・新技術・新過程の産業供給にも同じく適用されてきた。『民間』へ研究開発を抛出する責任の移転は、最も成功かつ革新的な経済(日本とドイツ)の研究開発支出の大部分がイギリス経済よりも産業の抛出額によって占められているという認識に基づいていた。政府による研究開発政策の主なねらいは、産業が研究開発活動に対する抛出水準を自分自身で十分に示すという状況にある³⁶⁴。」

これは、イギリス政府が次のような認識を保有していたことを明らかにする。すなわち、日本やドイツのような経済が産業中心の研究開発を行って成功を納めている。そこで、イギリス政府は、研究開発を「政府」から「民間」へと移行させ、市場が研究開発をコントロールするような経済へと転換することを目指すということである。図表 4-8 は、イギリスの研究開発状況を資金源から示したものである。

Development, HMSO)。」

³⁶³ Robston [1993] p.11(quoted in U.K. House of Lords Select Committee on Science and Technology, [1986], *Report on Civil Research and Development*, [89- II]).

³⁶⁴ Robston [1993] pp.11-12.



(出所) U. K. Office for National Statistics, Central Statistical Office,
Annual Abstract of Statistics, 1980-2000 より作成。

図表 4-8 から明らかなように、政府と産業の研究開発は、Thatcher 政権下の「民営化政策」によって 70 年代後半から 80 年代後半までに逆転している。政府は、「民営化政策」に基づき産業の研究開発を促進するために、企業と City や投資家の研究開発支出に対する認識を改善する必要があると考えていた。これは、政府主導の研究開発が政府予算によって研究開発水準を決定するのに対して、産業主導の研究開発が企業や市場によって研究開発水準を決定するからである。

政府は、上記の研究開発政策を実施するにあたって短期主義(Short-Termism)の問題に直面する。短期主義とは、「投資に適用される割引率を上昇させ、投資の時間軸を短縮させる要因」によって、研究開発のような無形資産への投資が抑制されてしまうことをいう³⁶⁵。もちろん、短期主義は、マクロ経済現象にまでおよぶ問題である³⁶⁶が、政府は、研究開発支出が年次報告書で開示されていないことを

³⁶⁵ Demirag, Tylecote and Morris [1994] p.1196.

³⁶⁶ 短期主義の原因として、次のような原因が考えられていた。まず、マクロ的な要因として、実質利子率(実質利子率=名目利子率-期待インフレ率)と割引率が高水準であったことにある(Demirag, Tylecote and Morris [1994] pp.1200-1202)。また、税務上の免除や補助金の欠如、イギリス国内市場の停滞、熟練従業員の供給不足などのイノベーション・コストが考えられる(Demirag, Tylecote and Morris [1994])

一因として認識していた。

Robston[1993]によれば、政府は、研究開発支出の開示を促進することで、産業が研究開発に多くの資金を投下するとともに、Cityの短期主義を是正しようとしていた³⁶⁷。これは、前述した U. K. House of Lords[1983]による「会計実務の変更 (Changes in Accounting Practice)」の勧告とほぼ同じ主張である。

このように、政府は、研究開発支出の開示が企業と City や投資家の研究開発支出に対する認識を改善させると考えていた。これは、一般的な会計実務であった費用化・非開示実務で生じた実体的裁量行動を是正しようとするものであった。政府は、この政策を実現するために DTI などを通じて、ASC に圧力をかけることになる。

では、政府は、なぜ研究開発支出の開示要件を会社法で設定せずに、ASC に要請し始めたのであろうか。特に、イギリス政府は、1981 年会社法および 1985 年会社法の設定時に研究開発支出の開示を要求することもできたはずである。

Robston[1993]は、研究開発支出の開示要件に対する政府の間接的な活動(ASC への圧力)について、政府が「非介入主義」という制約から立法化という手段を採用できず、企業経営から距離をおいていた点を指摘している³⁶⁸。Robston[1993]は、次のような議会文書を引用し、この点を明確にしている。

「通商産業大臣 Channon 氏: 私が考える年次報告書内の研究開発の任意開示は、とても良い考えである。私が述べたように、開示が制定法によって強制されるよりも任意であることを選好する。[強制開示が]将来の会社法法案になることは間違いないであろう。もし[将来の会社法法案に]実現できたとしても、何者かが制定法の改正を審議延期にすると確信している。もし[制定法の改正が]実施できるのであれば、私は悔やまないが、合意によって行われれば良いと思う³⁶⁹。」

pp.1203-1204)。さらに、投資アナリストとファンド・マネージャーの現在利益への先入観、敵対的企業買収の脅威、機関投資家の株式保有の高回転率、年金基金の業績測定の短期性、高い配当水準などをあげることができる(Stapledon [1996] p.213)。

³⁶⁷ Robston [1993] pp.13-15.

³⁶⁸ Robston [1993] p.14.

³⁶⁹ Robston [1993] p.16(quoted in U.K. House of Lords, [1986], "Civil Research and Development," *Sessional Paper, 1986-1987, Select Committee on Science and Technology*, [89- II] Paragraph 1581).

これは、政府が非介入主義のために研究開発支出の開示を法的に強制できないことを示すばかりでなく、前述した CBI の反発を暗示的に示唆している可能性がある。その結果、政府は、会計専門職あるいは ASC に研究開発支出の開示要件を設定するように求めていたと考えられる。

以上のように、研究開発支出の開示に当たっては、イギリス政府のイデオロギー的認識があった。すなわち、イギリス政府は、国内研究開発の弱体化問題を研究開発支出の開示に関連づけたことにある。このために、ASC は、SSAP13[改訂版]を設定せざるをえなくなったと考えられる。

第四節 イギリスの研究開発費会計の経路依存

以上のように、SSAP13 は、単に会計実務を反映したものではなく、Rolls-Royce 社の倒産やイギリス政府の軍需・研究開発政策などの当時の支配的なイデオロギーの影響を受けたものであると考えられる。本節は、こうしたイギリスの研究開発費会計の状況を整理して、イギリスの研究開発費会計の経路依存を導き出す。

まず、イデオロギー的インセンティブについて考えよう。イギリスの研究開発費会計においては、複数のイデオロギー的インセンティブがみられる。

第一に、Rolls-Royce 社の倒産に関わるイデオロギーである。このイデオロギーは、研究開発費の資本化を Rolls-Royce 社の倒産に結び付け、研究開発費会計の会計基準を設定させる必要性を生じさせた。U. K. DTI[1973]は、Rolls-Royce 社の倒産と研究開発費の資本化の因果関係を否定したにもかかわらず、Rolls-Royce 社の倒産がイギリスにとっての重大事件であったために結びつられてしまった。また、Rolls-Royce 社の倒産原因には、政府の失敗(過剰な保護や軍需政策や航空政策の失敗による Rolls-Royce 社の市場縮小)が存在しているが、研究開発費の資本化が当該原因のスケープ・ゴートになっている可能性もある。

第二に、ED14 設定時における航空宇宙産業の反対に見られるように、アメリカ同様にイギリスにも軍産複合体の影響があったということである。航空宇宙産業による ED14 への反対は、政府から与えられた政府契約の利益計算方式によるため、直接的には経済的インセンティブと認識できる。しかしながら、イギリス政府は、航空宇宙産業の民間研究開発を一部負担して研究開発を推し進めようと

する意図があったと考えられる。したがって、イギリス政府は、契約価格において損害を被ってでも研究開発を促進したいというイデオロギーがあったと想定できる。

第三に、研究開発支出の開示に関わるイデオロギーである。イギリス政府は、イギリス研究開発の弱体化問題を研究開発支出の開示に関連づけた。そして、イギリス政府は、研究開発支出の開示を研究開発の促進メカニズムとして利用したのである。また、研究開発支出の開示に当たっては、イギリス政府が直接規制するのではなく、ASCが間接的に規制することを選択した。こうした背景には、イギリス政府と英国産業連合が研究開発支出の開示を巡って対立していたことも伺える。その結果、イギリス政府は、「非介入主義」というイデオロギーにしたがって規制するしかなかったといえる。

次に、経済的インセンティブについて考えよう。第一に、会計的裁量行動の問題が Rolls-Royce 社の倒産に伴って注目されることになった。そのため、SSAP13[原版]が企業と投資家間のエンジェンシー・コストを低下させるために設定される必要性が生じた。SSAP13[原版]は、研究開発費の資本化を規制して会計的裁量行動を抑えようとしたのである。

第二に、航空宇宙産業が政府契約価格の上昇のために研究開発費の資本化を用いるために、SSAP13[原版]が開発費の資本化を一部認めた。これは、イデオロギー的インセンティブから派生している点もあるが、航空宇宙産業からみれば経済的インセンティブといえるであろう。

第三に、SSAP13[改訂版]以前では、会計実務は、経済的インセンティブから費用化・非開示実務をおこなっていた。費用化実務は、会計的裁量行動が企業と投資家のエンジェンシー・コストを増大させるのを防ぐために行われていた。また、非開示実務は、経営者が企業機密のコストを重視し、投資家が研究開発情報を軽視して短期主義的行動に陥っていたために行われていた。

第四に、SSAP13[改訂版]は、アメリカと同様に投資家の対応計算を指向するインセンティブを企業や投資家に与える³⁷⁰。すなわち、経営者は、会計的裁量行動

³⁷⁰ すなわち、経営者は、会計的裁量行動をしていないことを証明した上で定義に従って研究開発支出を開示する。投資家は、企業が会計的裁量行動をしていないことを認識した上で、研究開発支出情報を基づいて研究開発費と将来便益を対応させて企

をしていないことを証明した上で定義に従って研究開発支出を開示する。投資家は、経営者が会計的裁量行動していないことを認識した上で、研究開発支出情報を基づいて研究開発費と将来便益を対応させて企業を評価する。

以上のように、イギリスの研究開発費会計では、イデオロギー的インセンティブと経済的インセンティブが作用していたと考えられる。では、イギリスの研究開発費会計の経路依存とは、どのように理解することができるであろうか³⁷¹。我々は、イギリス政府の直接的・間接的な軍需・研究開発政策がイギリスの研究開発費会計の経路依存であると考え。具体的には、軍需契約による民間研究開発のリスク負担、研究開発促進メカニズムとしての研究開発支出の開示などの政府によるイデオロギー認識である。したがって、イギリス政府の軍需および研究開発政策がイギリスの研究開発費会計の歴史的経路を制約しているといえる。

イギリスの研究開発費会計の経路依存をアメリカと比較すると、政府がアメリカよりも直接的に政策決定に関わっていることに気づく。また、支配的なイデオロギーという観点からみれば、イギリスは、支配的なイデオロギーがアメリカよりも直接的に会計基準設定に現れている。さらに、支配的なイデオロギーが強く現れるので、対抗イデオロギーの存在がアメリカよりも希薄にみえる。このように、アメリカとイギリスでは、企業と政府の関係が異なっており、それが会計基準の歴史的経路に決定的な違いを生じさせている。

ただし、SSAP13[改訂版]が指向する企業と投資家の関係は、アメリカもイギリスも同じく投資家の対応計算を指向するようになっている。実際、実証研究の結果は、投資家の対応計算を指向することを示している。たとえば、Goodacre[1991]は、アナリストなど69人へのアンケートで、資本化企業と費用化企業のモデル³⁷²で株価の推定を依頼し、研究開発費の会計処理の差が投資分析に影響していない、

業を評価する(第三章結論部を参照せよ)。

³⁷¹ 我々は、イデオロギー的インセンティブが各国の研究開発費会計の経路に影響を与える側面を経路依存と理解してきた。

³⁷² 産業標準の小規模の電気・電子企業を仮定した上で、産業平均水準の研究開発支出を支出する費用化企業と資本化企業(全額資本化・4年間償却)を設定した。返答者は、アンケートと三つのモデル企業の財務諸表を受け取り、1989年12月31日の株価と1989年と1990年の12月31日期末の一株あたり利益を推定するように求められる(Goodacre [1991] pp.78-79)。

すなわち投資家が対応計算を十分に行って価格付けしていることを指摘した³⁷³。

また、Green Stark and Thomas[1996]は、1990-1992年のクロス・セクション評価モデルを用いて、イギリス市場が会計上の費用化に固執せずに、研究開発支出を資本支出として評価していることを指摘した³⁷⁴。さらに、Nixon[1997]の財務担当役員に対する調査によれば、ヘルス・ケア産業と電気・電子産業や食品産業を中心に、42%(106人中)が研究開発支出の開示が会計処理よりも重要と返答している。この結果によって、Nixon[1997]は、企業が研究開発支出の開示を重要であると考えていると指摘している。

以上のように、イギリスの研究開発費会計は、イギリス政府の干渉を多く受けながらもアメリカと同様のインセンティブ指向へと変更されていったのである。

³⁷³ Goodacre [1991] p.79.

第五章 日本の研究開発費会計

第一節 はじめに

日本は、研究開発費の定義、会計処理および開示の整った会計基準を最近になって策定した国である。ただし、日本の研究開発費会計は、研究開発費の資本化、貸借対照表の表示区分および償却年数を戦時中から成文化していた。したがって、日本は、アメリカやイギリスよりも明確な規定を早期から保有していたことになる。当該規定は、戦前から一部策定されてはいたが、第二次世界大戦中の経済統制法において初めて執行力を伴うようになった。それゆえ、日本の研究開発費会計は、戦時中のイデオロギーに強く影響されて設定されたと考えられる。

ここで、簡単に日本の会計基準の経路を示せば次のとおりである。まず、陸海軍や企画院の『準則』は、研究開発費等³⁷⁵(試作費・試験研究費・開発費)の無形資産計上を認めるとともに、『会社固定資産償却規則』がその償却年数を5年と規定することになった。その後も『企業会計原則』や『商法』は、研究開発費等を繰延勘定あるいは繰延資産として計上することを認めてきた。しかしながら、1998年の『研究開発費等に係わる会計基準』は、アメリカやイギリスと同様に、研究開発費の定義、会計処理および開示を整えるとともに、研究開発費の即時全額費用化を規定することになった。

そこで、我々は、以上のような特徴のある日本の研究開発費会計を考察し、日本の研究開発費会計の経路依存について考えたいと思う。第二節は、日本の研究開発費会計の詳細な説明をおこなう。第三節は、日本の研究開発費会計を取り巻く状況について、戦前、戦時体制、連合軍占領下、戦後、現在と時代順に考察を加えていく。第四節は、第三節の状況に基づいて日本の研究開発費会計の経路依存を明らかにする。補節は、戦時中の経済統制法の考え方が現在にでも今なお存在している点について考察する。

³⁷⁴ Green, Stark and Thomas [1996] pp.211-212.

³⁷⁵ 本章では、試作費・研究調査費・試験研究費・開発費を研究開発費等として一括して表記する。ただし、開発費は、経営組織の費用等も含んでいることには注意していただきたい。

第二節 日本の研究開発費会計の会計基準

第一項 商工省の『準則』

商工省臨時産業合理局財務管理委員会は、1927年の金融恐慌とそれに続く世界恐慌に伴う産業合理化の一環として、企業経理の合理化を目指すことになった。この成果が商工省の『準則』であり、当該『準則』は、初めて開発費を取り上げることになる。すなわち、1934年の『財務諸表準則³⁷⁶』は、仮勘定・未決算勘定・繰延勘定を含む「雑勘定³⁷⁷」の中で、「開発費」を次のように取り扱っている。

「新事業の計画又は新技術の採用の準備として支出せる経費は、之を『開発費』なる科目を以て繰延べ、資産に計上すること得(『財務諸表準則』第五十七)。」

したがって、『財務諸表準則』においては、開発費を繰延勘定として取り扱っていたのである。開発費の性質については、『財務諸表準則』ではなんら規定していないが、1930年の原案『標準貸借対照表(未定稿)』では、「なる可く短期間に償却し、空虚なる資産を貽さざるの注意を肝要とす(標準貸借対照表第二十)」との但書がある。そのために、開発費は、当初「空虚なる資産」としての性格を与えられていた。

『財務諸表準則』は研究費を記述していないが、1932年公表の『資産評価準則(未定稿)』は「無形固定資産」として「研究費」を取り上げている。

「但し、発明を目的とする研究費が相当多額に上り、且つ発明の見込確実なる時は其の費用を繰延べ、成功の際に特許権又は実用新案権の取得原価に振替うるを得べし(『資産評価準則』第二十)。」

しかしながら、この規定は、1936年公表の『財産評価準則』では削除されている。したがって、商工省の『準則』は、研究費を無形固定資産として取り扱いな

³⁷⁶ 『財務諸表準則』は、1930年公表の『標準貸借対照表』及び1931年公表の『標準財産目録』『標準損益計算書』が確定稿に至ったものである。

³⁷⁷ 「雑勘定は、前記各種の科目に属せざる資産にして、仮勘定、未決算勘定、繰延勘定等を含む(『財務諸表準則』第四十九)。」

がら削除し、開発費を繰延勘定として表示させることを規定したのである。ただし、商工省の『準則』はなんら強制力をもつものではなかったことには注意が必要であるといえよう。

なお、この当時における繰延勘定は、現代的意味のように『商法』上の繰延資産を指すのではなく、当時『商法』が認めていない「開発費」や「広告宣伝費」や「社債発行差金及発行費」を含むものであり、性質的にみても前払費用と大枠で括られていたことには注意すべきであろう。

第二項 陸海軍の『準則』

日本は、1937年の『国家総動員法』により政府権力による集中管理体制下の戦時経済へと移行することになる。戦時経済下では、「軍需品価格を適正ならしめるためには、経営の合理化・能率化を増進して、生産原価の低下を計るとともに適正利潤を付することが必要と痛感し、これが手段として原価計算制度を確立し、公正な会計処理の調査³⁷⁸」が望まれることになった。すなわち、戦時中の原価計算制度は、「生産力の拡充」と「価格統制(低物価政策)」の役割を担うべく設定されるのである³⁷⁹。

当該目的をもつ原価計算制度は、経済統制法(『国家総動員法』および『会社経理統制令』等)に基づいて次のように実施されていた。陸海軍は、1939年に『国家総動員法』に基づき制定された『軍需品工場事業場検査令』にしたがって、工場検査の権利義務を負うことになっていた。そこで、陸海軍は、工場検査の際に事業主が実施すべき原価計算および提出すべき財務諸表を『準則』で規定する。したがって、企業は、経済統制法に基づいて原価計算および財務報告を行わなければならないことになった。ただし、陸海軍の『準則』は、陸海軍が軍需品を調達するに際して用いられる準則であり、『商法』により決算に際して作成すべき計算書類と同一である必要がなかった。

陸海軍の『準則』は、初めて「試験研究費」及び「試作費」を規定した準則である。この中で、研究開発費等の規定は、1939年の『陸軍軍需品工場事業場原価計算要綱』、1940年の『陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則』、『海軍軍需品工場

³⁷⁸ 柴田・中村 [1981] 408頁。

事業場財務諸表作成要領』に存在する。

まず、陸軍は、「陸軍軍需品工場事業場原価計算要綱」において「減価償却を為すべき資産」として「試験研究費」及び「試作費」を挙げた上で、これら経費について次のように述べている。

「試験研究費のうち經常の性質を有するものは之を当該期間の経費とす。新技術採用の為の準備として支出したる特定の試験研究費は新技術の実施に至る迄は之を繰延べ新技術の実施と共に其の有効期間を見積りて減価償却を為すべきものとす。試作費に付いても亦同じ(『陸軍軍需品工場事業場原価計算要綱』第十六条第十項)。」

次に、『陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則』及び『海軍軍需品工場事業場財務諸表作成要領』も「試験研究費」及び「試作費」を取り上げている。双方の準則とともに、試験研究費及び試作費は、「経営資産³⁸⁰—無形固定資産—事実関係たる無形固定資産」、「経営外資産³⁸¹—拡張資産」という二つの区分によって示されることになる。二つの区分への峻別方法は、以下の通りである。

「新技術採用の為の準備として支出したる特定の試験研究費及試作費は新技術の実施に至る迄は之を経営外資産として繰延べ新技術の実施と共に経営資産に振替ふ。試験研究費は之に依りて特許権を獲得したる場合には特許権なる科目と為す。経営資産たる試験研究費及試作費は研究成果の有効期間を予定して適当に減価償却を行ふものとす(『陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則』第十八)。」

「新技術採用の為の準備として支出したる特定の試験研究費及試作費は新技術の実施に至る迄は之を経営外資産として繰延べ新技術の実施と共に経営資産に振替ふ。試験研究費は之に依りて特許権を獲得したる場合には特許権なる科目と為す。経営資産たる試験研究費及試作費は研究成果の有効期間を予定して適当に減価償却を行ふものとす(『海軍軍

³⁷⁹ 建部 [2003] 269 頁。

³⁸⁰ 経営資産とは、「事業本来の目的たる製品の製造及販売に実際に運用されある資産(『陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則』第二十四)」

³⁸¹ 経営外資産とは、「事業本来の目的たる製品の製造及販売に実際に運用されあらざる資産(『陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則』第十八)」

需品工場事業場財務諸表作成要領』第十八)。」

したがって、陸海軍の『準則』は、試験研究費・試作費を準備段階では「経営外資産」として繰り延べ、実施段階では「経営資産—無形固定資産」として繰り延べて減価償却を行うことを規定したのである。なお、経営資産および経営外資産は、軍が民間企業から物資を調達する際の販売利益率の算定の基礎となるものである。

このように、試験研究費・試作費は、陸海軍の『準則』において償却資産としての性格を認められると共に、「無形資産—事実関係たる無形固定資産」という分類が行われていたのである。

第三項 企画院の『準則』

企画院の財務諸表準則統一協議会は、高度国防経済下で統一原価計算制度の樹立を目指して設定された。当該委員会は、商工省及び陸海軍の『準則』を統合させるために、『原価計算規則』および『製造工業財務諸表準則』の設定を目指して1940年に各種草案を発表することになる。これらのうち、研究開発費等に関する規定は、『製造工業原価計算要綱草案』及び『製造工業貸借対照表準則草案』に存在する。このうち、前者については、1942年に『原価計算規則』の『製造工業原価計算要綱』へと至り、『価格統制令』・『会社経理統制令』・『軍需品工場検査令』の定める原価計算を規定することになる。

まず、『製造工業原価計算要綱草案』及び『製造工業原価計算要綱』について明らかにする。これらの準則等は、「試験研究費」及び「試作費」を次のように規定している。

「試験研究及試作に関する費用にして經常の性質を有するものは之を当該期間の経費とす。新技術採用の為に支出したる試験研究又は試作に関する費用は之を繰延べ資産に計上することを得(『製造工業貸原価計算要綱草案』第十九)。」

「試験研究及試作に関する費用にして經常の性質を有するものは之を当該期間の経費とす。新技術採用の為に支出したる試験研究又は試作に関する費用は之を繰延べ固定資産

に計上することを得(『原価計算規則』第十七)。」

このように、『製造工業貸借対照表準則草案』は、試験研究費・試作費を資産として計上するにとどまるが、『製造工業原価計算要綱』では、「試験研究費・試作費—固定資産」という分類を指定しているのである。また、1948年の総理府の『原価計算規則』は、試験研究費・試作費ばかりでなく開発費も固定資産に計上することが認められることになる。

次に、『製造工業貸借対照表準則草案』は、試験研究費・開発費を「無形固定資産」として取り上げている(『製造工業貸借対照表準則草案』第十四)。注目すべきは、『製造工業貸借対照表準則草案』が「経過資産」と呼ばれる項目も存在しているにもかかわらず、「無形固定資産」として扱った。したがって、企画院の『財務諸準則』は、総じて「試験研究費・試作費・開発費—(無形)固定資産」という分類を行ったのである。

なお、『国家総動員法』及び『会社経理統制令』に基づく1942年の『会社固定資産償却規則』は、資本金100万円以上の会社について『商法』の特例を認め、試験研究費及び開発費の無形固定資産計上を認め(『会社固定資産償却規則』第3条第1項第7号)³⁸²、その償却年数を5年と定めた。これにより、商法会計と統一原価計算制度のどちらにおいても、試験研究費及び開発費の無形固定資産計上が認められることになる。

第四項 連合軍司令部の『指示書』と『企業会計原則』

日本は、太平洋戦争の終結からサンフランシスコ講和条約発効(1945年8月15日～1952年4月28日)に至るまで、連合軍司令部(GHQ、正式には General Headquarters, Supreme Commander For Allied Powers: GHQ/SCAP)の統治下となる。GHQは、この期間に数多くの指示書を出して、日本政府に命令を発した。会計基準も例外にもれず、GHQは、1947年に『工業会計及び商事会社ノ財務諸表作成ニ関スル指示書(指示書)』を作成している。この『指示書』は、「研究調査費(Experiment and Research Expense)」および「開発費(Development Expense)」をと

³⁸² 矢澤 [1959] 1575頁。

りあげ、「繰延費用(Deferred Charges)」として表示するように指示している。具体的な表示方法は以下の通りである。

iv. Deferred Charge and Prepaid Expense

繰延費用並びに前払諸費用

.....

4. Unamortized Experimental and Research Expense

未償却研究調査費

5. Unamortized Development Expense

未償却開発費

6. Prepaied Rent

前払賃借料

7. Prepaid Insurance Premiums

前払保険料

8. Prepaid Interest

前払利息

また、『公認会計士法』及び『証券取引法』の制定により企業会計の基準を設定する必要性が高まり、それは、経済安定本部企業会計制度対策調査会が1949年に中間報告として明らかにした『企業会計原則』へと結実することになる。1949年の『企業会計原則』は、試験研究費及び開発費を「繰延勘定」で取り扱われるべき項目として次のように述べている。

「繰延勘定は、前払費用と繰延資産とに分ち、前払費用は未経過分を資産の部に記載して繰延べ、次期以降の費用として引当て、開発費、試験研究費、創業費、株式発行費等の繰延資産は、一定の償却方法によって償却し、有形固定資産に準じて貸借対照表に記載する(貸借対照表原則四(一)C)。」

したがって、1949年の『企業会計原則』は、「繰延勘定—繰延資産—試験研究費・開発費」という分類を採用していることである。ここで重要なことは、1949

年の『企業会計原則』では、繰延勘定は、「有形固定資産」に準じる項目として取り上げられていることである。このため、試験研究費・開発費などの「繰延資産」は、「繰延勘定」として別記表示される項目ではあるが、それは当初「有形固定資産」に準ずる項目とされていたのである。ただし、1949年の『財務諸表準則』および1951年の『財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(財務諸表規則)』は、繰延勘定を分離して表記することになっていることには注意が必要である。

しかしながら、1954年の『企業会計原則』修正は、二つの点でこれらの「繰延資産」の性質を大きく変更することになる。第一点は、「有形固定資産に準ずる」という規定が削除されたことである。第二点は、「将来の期間に影響する営業経費」として、繰延資産に掲げられる営業経費の性質を次のように規定したことである。

「『将来の期間に影響する営業経費』とは、既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受け取ったにもかかわらず、その効果が将来に発現するものと期待される営業経費をいう(『企業会計原則注解』注12)」

上記の「営業経費」の部分を「特定の費用」に差し替えたものが以後の「繰延資産」の定義へと至ることになる。

第五項 1962年『商法』改正と1974年の『企業会計原則』修正

『企業会計原則』は、試験研究費・開発費を「繰延資産」として資産計上することを認めたが、『商法』は、依然として当該科目の資産計上を認めていなかった。このため、この食い違いを是正する必要が生じた。そこで、『企業会計原則』は、「商法、税法、物価統制令等の企業会計に関する諸法令が制定改廃される場合に尊重されなければならないもの(『企業会計原則について』二3)」という制定趣旨に鑑み、『商法』に対して当該科目の資産計上を求めることになる。具体的には、企業会計審議会は、1951年の『商法と企業会計原則との調整に関する意見書』及び1962年の『企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第五』を公表し、『商法』改正を求めることになる。特に、後者では、「試験研究費」及び「開発費」の定義を次のように定めている。

「ここに開発費とは、現に営業活動を行っている企業が、新技術の採用、新資源の開発、新市場の開拓等の目的をもって支出した金額、ならびに、現に採用している経営組織の改善を行うために支出した金額等をいう(『企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第五』三ホ)。」

「ここに試験研究費とは、現に営業活動を行っている企業が、新製品の試験的製作、あるいは新技術の研究等のため特別に支出した金額をいう(『企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第五』三ヘ)。」

『商法』改正が実現することになったのは1962年『商法』改正であり、『商法』第286条ノ三は、「新技術又は新技術の研究」及び「新技術又は新経営組織の採用」に支出した金額を資産の部に計上することを認めることになる。しかしながら、『商法』第290条第1項第4号は、試験研究費・開発費の合計額が資本準備金及び利益準備金の合計額を超えるとき、その超過額を純資産額から控除するという配当制限を設けている。このように、『商法』は、資金的裏付けがないものとして試験研究費及び開発費の担保能力を否定するような条文を加えることになったのである。

また、法務省は、1963年には、『株式会社の貸借対照表、損益計算書及び付属明細書に関する規則(計算書類規則)』を制定し、『商法』の定める計算書類の記載方法を規定することになる。『計算書類規則』は、試験研究費・開発費を繰延資産として記載するように要求する。この結果として、『商法』は、「繰延資産—試験研究費・開発費」という分類を行うことになる。

ここで注目すべき問題点として、当時(1963年～1974年)は、『財務諸表規則』と『計算書類規則』で長期前払費用の記載方法が異なるということである。すなわち、『財務諸表規則』が繰延勘定に長期前払費用を計上したのに対して、『計算書類規則』が固定資産に長期前払費用を計上したことである。このため、次のような食い違いが『財務諸表規則』と『計算書類規則』に準じた貸借対照表に生じることになった。

図表5-1 財務諸表規則と計算書類規則の食い違い

計算書類規則		財務諸表規則	
資産の部		資産の部	
I 流動資産		I 流動資産	
II 固定資産		II 固定資産	
1 有形固定資産		1 有形固定資産	
2 無形固定資産		2 無形固定資産	
×××××		3 投資	
長期前払費用			
3 投資			
III 繰延資産		III 繰延勘定	
×××××		長期前払費用	
		×××××	

(出所) 森田[1979] p.41 修正

この食い違いを解消すべく、1974年に『計算書類規則』及び『財務諸表規則』の改正が行われる。その結果、『計算書類規則(財務諸表規則)』では、長期前払費用が無形固定資産(繰延資産)から分離され、投資等(投資その他の資産)に計上すべき科目となる。これとともに、1974年の『企業会計原則』では、「繰延勘定」が「繰延資産」と改められることになる。この結果、「繰延勘定」は、完全に会計基準から姿を消すことになったのである。

第六項 『研究開発費等に係わる会計基準』と2002年『商法』改正

1998年、企業会計審議会は、『研究開発費等に係わる会計基準の設定に関する意見書(意見書)』を公表し、『研究開発費に係る会計基準(会計基準)』を設定した。当該意見書と会計基準は、「企業の研究開発に関する適切な情報提供、企業間の比較可能性及び国際的調和(意見書)」の観点から設定されたものであり³⁸³、諸外国と同様に研究開発費の定義・会計処理・開示を統一的に規定することになる。

まず、研究開発費の定義は、「研究開発費に関する内外企業間の比較可能性を担保するため³⁸⁴」に、次のように規定されることになった。

「研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探求をいう。開発とは、新

³⁸³ 『研究開発費等に係わる会計基準の設定に関する意見書』二。

しい製品・サービス・生産方法について計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究成果その他の知識を具現化することをいう(『研究開発費等に係わる会計基準一』)

次に、研究開発費の会計処理は、企業間の比較可能性、将来収益の不確実性、資産計上の要件の困難性のために³⁸⁵、次のように規定されることになった。

「研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない。なお、ソフトウェア制作費のうち、研究開発費に該当する部分も研究開発費として費用処理する(『研究開発費等に係わる会計基準』三)。」

最後に、研究開発支出の開示は、研究開発の規模について企業間の比較可能性を確保するために³⁸⁶、次のように規定されることになった。

「一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、財務諸表に注記しなければならない(『研究開発費等に係わる会計基準』五)。」

以上のように、日本の会計基準は、アメリカの財務会計基準書第2号(SFAS No.2)によく似た基準へと変更されることになった。その一方で、研究費及び開発費は、商法上の繰延資産として繰り延べる事が可能である。すなわち、2003年4月施行の『商法施行規則³⁸⁷』第37条は、2002年『商法』改正に伴って従来の商法条文通り、繰延資産として研究費及び開発費の資産計上することを認めている。このため、『商法』は、依然として研究費及び開発費の資産計上を認めている。

³⁸⁴ 『研究開発費等に係わる会計基準の設定に関する意見書』三(1)

³⁸⁵ 『研究開発費等に係わる会計基準の設定に関する意見書』三(2)

³⁸⁶ 『研究開発費等に係わる会計基準の設定に関する意見書』四(1)

³⁸⁷ 2003年4月施行の『商法施行規則』は、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)を参照せよ。2002年『商法』改正により、『商法』第281条5項は、貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に記載又は記録すべき事項及び記載又は記録の方法は、法務省令をもって定める旨を定めることになった。この処置に従って、試験研究費・開発費の繰延規定を含む、『商法』第286条の繰延資産規定は、商法条文から消えることになり、同規則が繰延資産の規定を引き継いでいる。

第七項 日本における研究開発費会計の展開

以上、日本の研究開発費会計の基準書を検討してきたが、各種基準書及び諸法令は、研究開発費等の会計処理および表示区分について規定してきた。したがって、日本の研究開発費会計の変遷は、会計処理の側面と表示区分の側面の二側面から考えることができるであろう。

まず、会計処理の側面は、戦時中の軍および企画院による資産計上容認と1999年の意見書による資産計上否認に集約されるであろう。ただし、注意すべきことは、研究開発費会計が『商法』と『証券取引法』の対立に巻き込まれているため、制度会計上の不整合が存在している点である。すなわち、終戦後から1962年までの間、『証券取引法』は、研究開発費を資産として認めたにもかかわらず、『商法』は認めなかった。また、現在ではこれが逆であるということである(『証券取引法』は研究開発費を資産として認めず、『商法施行規則』は認めている)。

次に、表示区分の側面は、分類が基準書によって煩雑になるため、以下の図表に整理した。

図表5-2 研究開発費会計における表示の展開

	無形固定資産 固定資産	繰延勘定 繰延費用	繰延資産	一般管理費 当期製造費用
1932	資産評価準則			
1934		財務諸表準則		
1940	陸軍準則			
1940	海軍準則			
1941	企画院準則草案			
1942	原価計算規則			
1947		指示書		
1948	原価計算規則			
1949		企業会計原則		
1962			商法第286条ノ三	
1974			企業会計原則	
1998				会計基準
2003			商法施行規則	
担保能力	有	有	無	無

注 陸軍準則: 陸軍軍需品工場事業場財務諸表準則
 海軍準則: 海軍軍需品工場事業場財務諸表作成要領
 企画院準則草案: 製造工業貸借対照表準則草案
 指示書: 工業会社及び商事会社ノ財務諸表ニ関スル指示
 会計基準: 研究開発費等に係わる会計基準

表示区分の側面において注意しなければならないのは、研究開発費会計の展開

と繰延資産会計の展開という二つの展開があるという点である。まず、研究開発費会計の展開として、商工省の『財務諸表準則』を無視すれば、「無形固定資産→繰延勘定→繰延資産→計上不能」という流れがある。これは、研究開発費等が徐々に資産たる性格を失っていることを示している。

次に、繰延資産会計の展開として、「繰延資産」という言葉が日本独特の意味を持つようになるということである。すなわち、「繰延資産」という日本語は、繰延費用・繰延勘定・Deferred Charge・Deferred Assetといずれとも異なるということである。これは、「繰延資産」という日本語が「商法上の繰延資産³⁸⁸」を指し、他の言葉と異なり、はっきりと前払費用を含まないことを意味するからである。

このような研究開発費会計の会計処理および表示区分の展開がなぜ起きてしまったのであろうか。我々は、日本の研究開発費会計をめぐる状況を考察し、イデオロギー的インセンティブが大きな影響を与え、日本の研究開発費会計の経路が規定されていることを述べる。

第三節 日本の研究開発費会計をめぐる状況

本節は、日本の研究開発費会計をめぐる状況を明らかにして、戦前から現在までの研究開発費会計の歴史的経路を明らかにする。考察に際しては、戦前、戦時体制、連合軍占領下、戦後、現在と年代順に明らかにする。これは、日本の研究開発費会計の会計基準がアメリカやイギリスと異なり、比較的早期から成文化されていることに起因する。

第一項 商工省の『準則』とアメリカの会計原則

片野[1968]によれば、「試験費」が最初に貸借対照表に計上されたケースは、セメント製造会社の第八回事業年度(1889年(明治22年)の1月～6月)ではないだろうかとしている³⁸⁹。したがって、18世紀末の日本では、試験研究費の資産計上がすでに会計実務で用いられるようになったと推察される。商工省の『準則』は、そのような実務の展開を取り込むとともにアメリカ会計原則の展開を取り入れた

³⁸⁸ 商法上の繰延資産とは、創立費・開業費・試験研究費・開発費・新株発行費・社債発行費・社債発行差金・建設利息の八種類のことを指す。

³⁸⁹ 片野[1968] 129-133頁。

ことになる。

すなわち、黒澤[1987]によれば、「財務管理委員会の標準貸借対照表草案に対して、大きな影響を与えたのは、アメリカ会計士協会の特別委員会が公表した貸借対照表に関するモデルステートメントである³⁹⁰。」と述べている。この点から類推するに、商工省の『準則』の研究費・開発費の規定もアメリカ会計学の影響を受けていると考えられる。そこで、アメリカ会計学を検討し、その影響を探索したいと思う。

まず、アメリカの会計文献において、研究開発費等の性質がどのように取り扱われていたかについて明らかにしよう。会計研究叢書第14号『研究開発費会計』(Gellein and Newman [1973])は、Hatfield [1909]と Paton and Stevenson [1917]を引用して試験費(experimental expense)の性質が次のようなものであったと指摘している。

「現在、多くの産業工場では、新しい発明を採求する試験で発生した費用に関連する問題が生じている。こうした費用は、一般費として認識されるかもしれないが、別の主張にも正当性がある。製品改良は、外部の発明家から特許権を購入することもできる。[しかし]別の選択肢として常勤の発明家を雇うこともでき、その場合、給料及びその他に発生した原価は、特許権について支払った価格と全く同様に発明を保証する原価になるように思える。もしそうであれば、たとえ目標が達成されなくとも、そうした費用は、期待される原価の一部として計算してはいけないのであろうか³⁹¹。」

「もし試験が有益な過程であると合理的に期待することができるのであれば、その原価は、資本支出として計上され、試験過程自身またはその特許が無形資産と考えられうる。しかしながら、そのような状況はまれであり、その場合の適切な処理(analysis)はこれらの支出を費用に計上することに思える。もし試験が好ましい結果であるならば、その処理を修正すればよいであろう³⁹²。」

³⁹⁰ 黒澤編著 [1987] 18頁。当該モデルステートメントは、AIA [1929]に該当する。

³⁹¹ Hatfield [1909] p.77.

³⁹² Gellein and Newman [1973] p.11(quoted in W. A. Paton and R. A. Stevenson, [1917], *Principles of Accounting*, The Ann Arbor press, p.284.) Paton and Stevenson [1918] pp.230-231 では、当該箇所には deferred asset として繰り延べられるべきと書かれて

これら文献は、試験費が通常費用として処理されるべきとしながらも、無形資産としての性格をもつことを示唆している。実際、アメリカの研究開発費会計は、SFAS No.2に至るまで無形資産会計の中で言及されている³⁹³。このために、研究費が『資産評価準則』において無形固定資産として位置づけられたと考えられる。

次に、研究開発費等は、どのようにアメリカの会計基準によって規定されていたのであろうか。1917年、連邦準備理事会(Federation Reserve Board)は、連邦取引委員会(Federation Trade Commission)とアメリカ会計士協会(American Institute of Accountants: 現在の American Institute of Certified Public Accountants)との協議の後、“Uniform Accounts”で試験費を次のように繰延費用(Deferd Charges)で表示すべき旨を明らかにしている。

「貸借対照表の当該見出しには、前払保険料、社債発行差金、前払手数料、試験費などの項目を一括して表示する。監査人は、繰延費用の記帳精度を証明した後に、将来の営業活動に対して繰り延べる旨を認めなければならない。…中略… 監査人は、繰延費用が企業の報告書に関して貴重な情報を備えているかを監査するであろう。たとえば、(1)繰延試験費は、一般的に企業の将来生産方針についての情報を備えているかどうかを証明しなければならない³⁹⁴。」

当該規定は、1929年にも承認されることになり³⁹⁵、開発費についても同様に繰延費用で処理されるようになった³⁹⁶。したがって、アメリカの研究開発費会計では、試験費・開発費は、繰延費用として開示されることになる。この点を考えれば、『財務諸表準則』は、開発費を繰延勘定の一種として雑勘定で表示させることになったのであろう。

このように、アメリカでは、試験費・開発費は、初期には無形固定資産として扱われる一方で、繰延費用として開示されていた。この影響を受けて、商工省の

いる。

³⁹³ CAP [1953] Chapter 5; Sprouse and Moonitz [1962] p.36; APB [1970] Paragraph 6.

³⁹⁴ FRB [1917] pp.277-278.

³⁹⁵ AIA [1929] pp.338-339.

³⁹⁶ Gellein and Newman [1973] pp.13-14.

『準則』は、『資産評価準則(未確稿)』で研究費を無形固定資産として取り扱う一方で、『財務諸表準則』で開発費を繰延勘定の一種として雑勘定で表示させると考えられる。

第二項 戦時体制と研究開発費会計

(1)航空機産業と研究開発費会計

商工省の『準則』は、「研究費」を『資産評価準則(未定稿)』で初めて「固定資産」として扱ったが、それは確定稿へと至らなかった。また、商工省の『準則』は、「雑勘定」として「開発費」を規定したが、商工省の『準則』自体が法的拘束力も持たなかった。これに対して、陸海軍の『準則』は、『軍需品工場事業場検査令』に基づく工場検査で用いられる『準則』という経済統制法の立場から「試験研究費」および「試作費」を「固定資産」として規定した。その後、企画院の『財務諸準則』や『原価計算規則』は、「試作費」と「試験研究費」に加えて「開発費」も「固定資産」として規定することになった。では、戦時体制下において、なぜ研究開発費や開発費が無形固定資産として規定されるに至ったのであろうか。

ここで手がかりとして、沼田[1959]と長谷川[1942]は、試験研究費や開発費の無形固定資産計上について次のような見解を述べている。

「試験研究費は、戦時中の軍の主張によって出来た科目である。すなわち、軍が特に航空機等について研究を促進し奨励するために、その償却費の原価性を認めた³⁹⁷。」

「企画院準則は、甚だしくドイツの新株式法に示す統一貸借対照表方式に接近することを知る。例えば長期出資を固定資産に包括して、これを資本参加と長期投資に区分したるが如き、また経営組織の費用如きを無形資産と認めたるが如きはその一例であり、また貸借対照表科目の基本方針の如きもそうである³⁹⁸。」

ここからわかるように、試験研究費は、軍が「航空機開発の奨励」のためにその原価性を認めたことによって創設され³⁹⁹、開発費は、1937年のドイツ株式法の影

³⁹⁷ 沼田 [1959] 49 頁。

³⁹⁸ 長谷川 [1942] 574 頁。

³⁹⁹ 実際、軍は、戦局と各国の航空機開発が激化する中で、「飛行機は其の用途に必ず

響を受けて無形固定資産計上が認められたという科目ということがわかる。ここでは、二つの文献を手かかりとして用いて、試験研究費・開発費の無形固定資産計上が行われる理由について考察することにしたい。そこで、試験研究費と航空機開発の関係、開発費と1937年のドイツ株式法との関係をそれぞれ考察していくことにしたい。

まず、試験研究費・試作費について考察する。上述したように、陸海軍や企画院の『準則』は、試験研究費・試作費について経常的なものを当該期間の経費として処理し、新技術採用の為のものを無形固定資産として処理することを求めている。したがって、準則の上では、経費処理と無形固定資産処理の二つの会計処理が見受けられる。では、当時の航空機産業は、どのような会計処理を採用し、報告していたのであろうか。神戸大学経済経営研究所附属政策研究リエゾンセンター所収の『営業報告書集成』に依拠して調べれば、図表5-3のような結果となった。ただし、中島飛行機のデータについては、営業報告書がないため、牛山雅夫著『富士産業株式会社の沿革』より作成している⁴⁰⁰。

る特性の發揮を主とし常に世界最優秀機に対し性能の優越を期してその研究を促進すること」という航空機開発方針を1938年(昭和13年)に打ち出している(『陸軍航空本部兵器研究方針』二4(防衛庁防衛研修所戦史室 [1975] 179頁より引用))。

⁴⁰⁰ 牛山雅夫 [1948]『富士産業株式会社の沿革』67・109頁より、1945年3月の財産目録に試験研究費が計上されていたことを確認した。当該資料の閲覧にあたってお世話になった富士重工業株式会社社史編纂室の佐々木主事・菊池主査・菅野主査の各氏に厚くお礼申し上げます。

図表5-3 主要航空機各社の研究開発費会計

航空機各社	積立金/資産	科目	科目計上を確認した決算年度	最終年度計上額	最終年度総資本額	計上額/総資本
三菱重工業(三菱内熱機)	積立金	技術研究基金	1924年2月*1から1944/7/1-19/44/12/31	8,492,282	4,183,627,952	0.2%
立川飛行機	積立金	研究積立金	1937/5/1-1937/10/30から1943/10/1-1944/3/31	750,000	247,807,305	0.3%
愛知航空機	積立金	研究準備金	1943/2/28-1943/9/30から1943/10/1-1944/3/31	300,000	429,071,109	0.1%
九州飛行機(渡辺鉄工所)	積立金	研究資金	1935/6/1-1935/11/30から1943/10/1-1944/3/31	946,970	173,898,826	0.5%
川西飛行機	積立金	技術研究基金	1936/10/1-1937/3/31から1945/4/1-1945/9/30	830,000	1,015,874,680	0.1%
太刀洗飛行機	積立金	技術研究資金	1942/4/1-1942/9/30から1943/10/1-1944/3/31	90,000	40,016,202	0.2%
昭和飛行機	積立金	研究基金	1941/10/1-1942/3/31から1944/10/1-1945/3/31	1,250,000	188,365,302	0.7%
松下航空工業(松下電器)	積立金	技術研究資金	1940/6/1-1940/11/30から1943/11/1-1944/5/31	280,000	57,855,107	0.5%
中島飛行機	資産	試験研究費	第一軍需工廠への移行時(1945/3/31)	555,000	3,633,343,000	0.0%
日本(国際)航空工業	資産	試験研究費	1940/10/1-1941/3/31から1943/4/1-1944/3/31	221,671	295,203,947	0.1%
日立航空機	資産	開発費	1943/11/1-1944/4/30	3,311,967	218,483,872	1.5%
富士飛行機	資産	研究費・試験研究費・開発費	1940/11/1-1941/4/30から1944/10/1-1945/3/31	1,143,083	113,293,881	1.0%
日産自動車(日産重工業)	資産	開発費	1944/4/1-1944/9/30から1944/10/1-1945/3/31	6,232,122	311,983,681	2.0%
豊田自動車	資産	試験研究費	1944/4/1-1944/9/30	300,000	259,254,217	0.1%
日本飛行機	—	—	(1943/5/1-1943/10/31)		57,772,448	
東京飛行機	—	—	(1943/9/1-1944/2/29)		16,897,794	
三井鉱山	—	—	(1943/10/1-1944/3/31)		647,528,572	
石川島航空工業	—	—	(1943/4/1-1943/9/30)		60,177,054	
川崎航空機工業	N.A.	N.A.	N.A.			
満洲飛行機	N.A.	N.A.	N.A.			

N.A.=資料を手でできなかった企業、—は該当項目のない企業。*1 三菱誌33巻 6711頁

cf. 川崎造船所は、第43期決算(大正6年6月～11月)に技術研究及実験資金を創設したが、第63期決算(昭和3年6月～11月)で全額取り崩している。

図表 5-3 からわかるとおり、主要な航空機各社は無形固定資産計上と積立金計上のどちらかを採用している。積立金計上は、早い時期⁴⁰¹より採用されているのに対して、無形固定資産計上は、陸海軍や企画院の『準則』等が制定されて以後に採用されている。したがって、陸海軍や企画院の『準則』による無形固定資産計上規定が実務に対して影響を与えていたことを証明する。

ここで問題となるのは、なぜ無形固定資産計上が営業報告書でも採用されてしまうのかということである。この理由には、次の二つ側面を考えることができる。すなわち、調達価格の上昇と航空機の性能要求という二つの側面である。第一点については、軍が民間企業から軍需品を調達する際に原価に附加する販売利益率の算定において研究開発費等の資産計上が有利に働くことに起因する。1941年の『陸軍適正利潤率算定要領』では、販売利益率は、次のように算定されることになる。

$$\frac{\text{経営資本利益率(又は総資本利益率)}}{\text{経営資本回転率(又は総資本回転率)}} = \text{販売利益率}$$

この式からわかるように、経営資本の水増しは、販売利益率を高くすることができる。試験研究費は、経営資産として計上することができるので、販売利益率を上昇させることができるのである。したがって、陸海軍は、試験研究費の無形固定資産計上を認めることで、試験研究費の浪費を認めて航空機開発を推奨しようとしたのである。

第二点については、陸軍航空本部東京監督官、西山霜次郎が次のように航空機産業の無形固定資産計上について述べたことにある。

⁴⁰¹ 航空機産業において積立金の計上実務を特に早い時期に採用した企業は、三菱内熱機と川崎造船所がある。『三菱社誌』によれば、三菱内熱機(三菱航空機)は、大正13年2月7日に「各場所勘定科目」に追加する。川崎造船所(川崎重工業)は、第43期決算(大正6年6月～11月)に技術研究及実験資金を創設したが、第63期決算(昭和3年6月～11月)で全額取り崩している。

「(二)の『特別の試験研究費』、之は、普通試作であると云うような場合には官としても模型の金から準備の経費まで入れて、予算は相当予備を取って契約しているのではあります。航空関係を見ますと機体発動機以外に各種の統制部品に於いても、初めにやられる時は相当技術方面から言ってもやかましく、従って随分不合格を出す。そうするとそう云う経費を何うするか。普通の場合はこれは間接費に入れてよいのであります。ところがそのために特別に大きな経費がかかったとか云う場合にはこれは一應無形的の資産に入れて、後に減価償却によって計算することにしてあります⁴⁰²。」

この発言を証明するように、軍による試作作業に関する企業指導は、きわめて強力なものであった。たとえば、中島飛行機では、試作作業は、完全に陸海軍当局によって統制実施されていた⁴⁰³。また、三菱重工業は、東京本社から技術上の指示を行っていたが、実際には陸海軍が直接研究開発部に対して指示を行うことがあった⁴⁰⁴。特に、三菱重工業の場合には、「要求の変更と陸海軍研究所員による理論上の欲求は設計の修正を要求し、開発は常に陸海軍と三菱の間の困難の源泉であった⁴⁰⁵。」

それゆえ、試験研究費の無形固定資産計上は、軍の航空機の性能要求⁴⁰⁶に適合させるためにかかった費用という側面をもち、これが特別に大きくかかった場合に無形固定資産に計上し、分割して償却していたものということがわかる。したがって、試験研究費の無形固定資産計上は、政府・軍の公認のもとで巨額経費を分散負担させて利益額・製造原価への影響を小さくしようとする意図がわかる。これも航空機開発を推奨させるために、政府や軍が航空機会社に配慮しようとしている証拠といえよう。

このように、航空機産業は、陸海軍や企画院の『準則』に従って、その他の産業と同様に試験研究費を無形固定資産に計上していた。ところが、この方法以外にも試験研究費を資産へ計上する方法がある。すなわち、『航空機製造工業原価計

⁴⁰² 陸軍省編 [1941] 308 頁。

⁴⁰³ 航空自衛隊幹部学校訳 [1959a] 91・133 頁。

⁴⁰⁴ 航空自衛隊幹部学校訳 [1959b] 18 頁。

⁴⁰⁵ 航空自衛隊幹部学校訳 [1959b] 18 頁。

⁴⁰⁶ 航空機の性能要求としては、速度の進歩・航路距離の増加・高飛行其の他などをあげることができる(陸軍省 [1941] 281 頁)。

算準則(航空機準則)⁴⁰⁷』の原価計算だけで認められた、「試験研究割掛費」と呼ばれる方法である。当該項目は、固定資産と経費の中間的な性質⁴⁰⁸を有しているといわれる。そこで、『航空機準則』の原価計算方法について検討し、「試験研究割掛費」について明らかにする。

『航空機準則』では、試作機体及び試作発動機の生産⁴⁰⁹(増加試作も含む)を行う場合および試験研究を行う場合、製造指図書を発行して個別原価計算を行う(第31条)。また、試作機体及び試作発動機の生産についての製造指図書は、試作の工程区分ごとに副指図書が発行されることになる(第29条)。副指図書の発行されるべき工程は、以下のとおりである。

図表5-4 『航空機準則』の副指図書

手直 其 の 他	試 飛 行	試 験	改 造	本 體 製 作	製 作	其 の 他	治 具 工 具	準 備	実 物 模 型	基 礎 研 究	研 究	試 作 機 體
手直 其 の 他	試 運 転	試 験	改 造	本 體 製 作	製 作	其 の 他	治 具 工 具	準 備	社 内 実 験 機	基 礎 研 究	研 究	試 作 発 動 機

(出所) 『航空機製造工業原価計算準則』第29条より

このような区分がある理由について、浅田[1943]は、「航空機産業に於いては、本體の製作とは別に、本體製作の為に必要なる研究、準備の工程を有し、然も、之等工程の費用が、本體の製作の費用と同等乃至それ以上に相當する特異な事情によりして此等の費用を各々別々に把握する必要がある為、斯かる規定を必要としたものであり、航空機産業の特色を現はしてゐるものと謂える⁴¹⁰。」と述べて

⁴⁰⁷ 航空機産業は、『製造工業原価計算要綱』の第2条の規定に基づいて業種別の原価計算準則、つまり『航空機製造工業原価計算準則』に準拠しなければならない。この『航空機製造工業原価計算準則』は、1942年2月24日に公布されており、航空機體生産と発動機生産に適用される。

⁴⁰⁸ 浅田 [1943] 29頁。

⁴⁰⁹ 試作機体及び試作発動機の生産についても製造指図書を発行するという規定は、『航空機製造工業原価計算準則』の特色である。

⁴¹⁰ 浅田 [1943] 27頁。

いる。

上記のように製造指図書で分類・把握された試験研究費は、どのように個別原価計算によって製造原価にまで配賦されるのであろうか。特定機種専用の試験研究費であって特定製造指図書に分けることのできるものは、個別原価計算の製造原価区分において特別費—特別割掛費—試験研究割掛費と分類される(第 45 条)。特別割掛費額は、試験研究費の予想費用総額を特定機種総予想生産量に除して単位当たりの配賦額(特定機種の生産量/試験研究費総額=特定機種の試験研究費配賦額)を算出して機體・発動機の特定指図書に賦課されることになる(第 46 条)⁴¹¹。この結果、「試験研究割掛費」は、初回生産以外の生産数量にも配賦されるのである。

「試験研究割掛費」は、無形固定資産以外での資産計上に大きく関係することになる。なぜなら、試験研究費・試作費等が製品に配賦され販売されるまでの間は、試験研究費が仕掛品や製造原価として棚卸資産となっているからである⁴¹²。棚卸資産は、当然ながら経営資産へと算入されることになるから経営資本の水増しを可能にする。その結果、航空機産業は、無形固定資産計上と試験研究割掛費計上の二つの処理によって経営資産の水増しを行うことができたと考えられる。なお、経営資本の水増し機能は、開発費の無形固定資産計上についてもいえるであろう。

次に、開発費とドイツ株式法の関係について考察する。1937年のドイツ株式法は、固定資産中の特別項目として表示し毎年度償却することを条件に、経営設備費(創業費・開発費・事業開発費)の固定資産計上を認めた(第 133 条第 5 項)。長谷川[1942]の主張に従えば、企画院の『準則』もドイツ株式法に従って開発費の無形固定資産計上を認めたのではないのかと考えられる。

では、企画院の『準則』は、なぜドイツ株式法の影響を受ける必要があったのであろうか。それは、日本の総力戦体制自体がナチス・ドイツの戦時体制やソ連の社会主義的計画経済を範にしたものであることに起因していると考えられる

⁴¹¹ 浅田 [1943] 29 頁。

⁴¹² このような会計処理は、1973年にLockheed社が航空機開発にともなって巨額の開発費を計上する実務と同じであることには注意すべきであろう。

⁴¹³。すなわち、1937年のドイツ株式法は、自由主義経済の一機構であった株式会社を国民社会主義による統制主義経済観念に基づいて変更するために、(1)株式会社の無名性に基づく弊害の除去、(2)無責任且つ無能力な株主の集合たる株主総会の権限を縮小し、これに代えて責任能力ある取締役の権限を拡大する指導者原理の採用、(3)国家による監督の強化等を企てたものであった⁴¹⁴。企画院の総力戦体制は、こうしたドイツの戦時体制を模範として導入された点があるために、同時に開発費の無形固定資産計上も容認してしまったのではないかと考えられる。ただし、ドイツ株式法の経営設備費の無形固定資産計上は、従来の通説を明文化したものであったことには注意が必要である⁴¹⁵。

このようにして、開発費の無形固定資産計上がドイツ株式法から日本に導入されることになったが、この会計処理は日本の中小企業政策に関連することになる。それは、政府が統制経済の強化にともなって中小企業の下請関係を「利潤動機」に基づくものから「親子の結合関係」によるものへと転換させる政策(協力工場政策)である⁴¹⁶。すなわち、親工場は、専属的・固定的な関係をもとに下請工場の面倒をみて、下請工場は親工場に協力するという体制を築き、戦時経済の計画的な生産力拡充を図ろうとする体制の一環である⁴¹⁷。特に、航空機産業は、「高度の総合工業であり、且つ短期間に急激な増産を要請されたので、各航空機工業会社は、その工場を拡張すると同時に、社外工場利用の範囲を急激に拡大」する必要があった⁴¹⁸。

そのような下請関係において、親工場は、下請工場に対して加工賃の値下げを要求するのではなく、培養及び技術指導を行う必要があった。陸軍兵器本部主計中佐、伊藤渉は、この手段として下請関係の構成を次のようにしなければならぬと述べている⁴¹⁹。

⁴¹³ 岡崎・奥野 [1993] 3頁。

⁴¹⁴ 大隈・八木・大森 [1951] 42-44頁。

⁴¹⁵ 大隈・八木・大森 [1951] 336頁。

⁴¹⁶ 原 [1995] 220頁。

⁴¹⁷ 原 [1995] 221頁。

⁴¹⁸ 東洋経済新報社 [1950] 620-623頁。ここでは、具体的な協力工場への依存率等が示されている。

⁴¹⁹ 陸軍省編 [1941] 19-20頁

- (1)下請の仕事を経続的に与えること
- (2)下請利用率をある程度に確保すること
- (3)加工賃率の規正
- (4)原価計算の指導
- (5)技術の指導
- (6)金融上の援助

そこで、企画院は、親企業が協力工場を培養・指導するためにかかった費用を無形固定資産として計上しようとしたと考えられる。実際、開発費を計上した航空機会社のうち、富士飛行機(1944年上半期(昭和19年4月～3月))は、その内容について財産目録にて「協力工場培養費」として記している。このように、開発費は、戦時経済における総力戦体制の中で計画的な生産拡充のための費用として実際に機能していたと考えられるのである。

以上のように、戦時中の研究開発費会計は、航空機産業と政府の政策と密接に関係している。そこで、当時の環境を考察して航空機産業の発展と政府との関係について明らかにする。

(2)戦時体制と航空機産業

前述したように、軍や企画院は、戦時体制下において航空機開発を推奨するために試験研究費の原価性を認め、さらに試験研究を推奨するようなインセンティブを張り巡らせた会計基準を策定した。また、企画院は、1937年のドイツ株式法を手本として、主要航空機会社に連結される協力工場を育成するための費用の無形固定資産計上も認め、協力工場の育成を推奨させるインセンティブを張り巡らせた会計基準を策定した。ここでは、このような会計基準を策定するに至らせた背景とは、どのようなものであろうかという点を考察する。そのためには、戦時体制と航空機産業の関係について検討し、これを手がかりとして企画院や軍の研究開発費に対する会計基準政策について考えたいと思う。

まず、日本の15年戦争における戦時体制の形成から考え、その中での航空機産業の発展・重大化について明らかにしていく。小山[1972]によれば、15年戦争の軍事工業ないし軍事生産の発展過程は、1931年から1936年までの第一段階(準戦

体制段階)⁴²⁰、1937年から1941年までの第二段階(戦時体制段階)⁴²¹、1941年から1945年までの第三段階(決戦体制段階)⁴²²の三つの段階にわけることができるとしている⁴²³。

このような三段階の15年戦争において、航空機産業は、どのような発展をみせたのであろうか。15年戦争期における航空機生産量については、以下のとおりとなる。

⁴²⁰ 第一段階は、「政府の軍事注文をうけた特定の軍需会社が急激に膨張し、それを先頭にして一般の重化学工業が急速に発展して...中略...軍事工業および重化学工業に圧倒的比重をしめる独占財閥のあいだに、編成がえが進行し」た段階である(小山 [1972] 167頁)。

⁴²¹ 第二段階は、「一般の重化学工業が、全体として軍事工業としての意味をもつようになり、しかもこのなかで、独占財閥の支配ならびに私的独占資本と国家資本との融合はますます強化されて、いわゆる戦時国家独占資本主義の体制が展開し強化された」段階である。(小山 [1972] 167頁)。

⁴²² 第三段階は、「天皇制軍部の戦時独占支配のもとに、いっさいのものが戦争事業に動員され奉仕させられ...中略...直接の兵器・軍需品の生産からこれをささえる基礎物資の生産まで、国民経済を完全におおいつくす一連の軍事生産の総体系・総構造が完成した」段階である。(小山 [1972] 167頁)。

⁴²³ 小山 [1972] 166-167頁。

図表5-5 15年戦争期の航空機生産数量

A. 会社別機体生産数																					
会社別	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	累計
陸軍機体																					
川崎航空機	188	352	588	326	867	1,093	2,594	3,063	556	11,348
中島飛行機	702	1,423	2,733	3,650	807	11,600
三菱重工業	4	10	25	9	5	6	80	93	76	71	41	74	350	663	627	800	1,170	1,860	1,242	282	7,488
立川飛行機	—	—	8	53	38	38	85	61	44	99	264	299	364	905	1,086	1,193	1,533	953	2,249	318	9,690
日本国際航空	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	109	421	774	18	1,322
合計	3,652	5,328	8,561	10,978	1,981	41,450
海軍機体																					
中島飛行機	1,270	2,900	4,294	1,452	12,500
三菱重工業	65	59	48	83	62	60	99	92	142	119	59	246	558	536	518	903	1,404	2,004	2,413	292	10,034
愛知飛行機	14	34	34	33	43	44	32	59	61	57	95	176	218	327	322	217	305	998	1,496	503	5,068
九州飛行機	—	—	—	—	—	17	33	33	46	58	58	73	270	296	351	144	426	792	1,053	147	3,797
日本飛行機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	320	1,050	1,150	150	3,288
川西航空機	—	—	5	30	36	25	88	60	55	72	40	94	115	173	134	71	99	389	1,106	259	2,851
日立航空機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	139	205	403	825	155	1,727
富士飛行機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48	355	433	33	869
昭和飛行機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	22	87	62	286	159	618
合計	4,164	8,953	13,016	3,150	40,750
総計	9,492	17,514	23,994	5,131	82,200
B. 会社別発動機生産数																					
会社別	1,926	1,927	1,928	1,929	1,930	1,931	1,932	1,933	1,934	1,935	1,936	1,937	1,938	1,939	1,940	1,941	1,942	1,943	1,944	1,945	合計
三菱重工業	70	90	69	74	88	88	251	293	349	201	231	533	1,321	2,319	3,722	5,084	7,851	9,688	17,618	3,493	54,135
中島飛行機	780	1,548	2,514	2,769	3,987	4,889	9,319	13,906	3,982	44,160
川崎航空機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,107	1,422	3,239	3,303	1,274	13,880
日立航空機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,097	2,617	3,588	3,846	821	11,969
愛知航空機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,950
石川島航空	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	29	390	1,155	711	2,286
日本国際航空	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	107	443	—	550
合計	11,276	16,808	26,331	40,271	10,281	130,000

注1 A表の—は生産のないもの、..印は不詳、累計は概算につき、累計の合計と必ずしも一致しない。

注2 B表の1931年以降の毎年の合計には、愛知飛行機を含まず。—は生産のないもの、..印は不詳

(出所) 小山 [1972] 180-181頁。『昭和産業史』第一巻 608-609頁。

この図表または Cohen(大内訳 [1950])も指摘していることからわかるように⁴²⁴、日本の航空機産業は、1930年代に創建され、1941年頃に相当な域に達し、1941年から1945年にかけては、猛烈な勢いで航空機生産が行うことになる。これは、航空機産業が猛烈な政府の育成策のおかげにより1931年(昭和6年)の満州事変から1945年(昭和20年)の太平洋戦争終結までの15年戦争の間に急速に編成されていったことを意味する。

第一段階では、航空機産業は、大正から昭和初期にかけて外国の設計や製作技術を学びとった実力をもとに、軍の保護事業として独自の設計による機体・発動機の製作を開始する。たとえば、海軍は、1931年に自立設計の手始めとして、七試艦上戦闘機・艦上攻撃機・水上偵察機の試作(七試試作機)を命じることになる⁴²⁵。この際、陸海軍の政策の特徴は、先進国の技術に追いつくために価格の高低よりも技術の育成と公平な競争に重点を置き、試作も生産も原則として原価主義で支払われた点であろう⁴²⁶。

第二段階では、航空機産業は、1937年の日中戦争(支那事変)勃発以降、陸海軍から生産力拡充命令を受け、より一層の政府の保護のもとで生産を拡大していく。まず、航空機産業は、1937年度から陸海軍の航空兵力整備計画にもとづく軍用機の大量受注を受けたが、生産能力の限界を暴露するとともに技術的欠陥の多いことが明確となった⁴²⁷。そこで、政府は、1938年に「航空機製造事業法」を制定した。この法律は、事業経営および事業計画を許可制とし、政府による企業への監督・統制を行う一方で、税制上の特典、助成金、資金調達上の優遇処置を与えた⁴²⁸。また、命令によって生じた損失については、補償が与えることも規定したのであ

⁴²⁴ 大内訳 [1950] 2-3 頁。303-304 頁。

⁴²⁵ 東洋経済新報社 [1950] 595, 601 頁。艦上機は三菱および中島、水上偵察機は中島、愛知、川西に競争試作され、川西の水上偵察機のみが採用された。

⁴²⁶ 東洋経済新報社 [1950] 623 頁; 有沢監修 [1966] 319 頁。機体・発動機の試作は、二社以上に競争的に行わせることを原則としていたが、実際には競争試作が行われたのは、重要な小型機だけであった(東洋経済新報社 [1950] 603 頁)。

⁴²⁷ 小山 [1972] 252 頁。陸海軍の民間各社への拡充命令の計画と実績の乖離については、原 [1995] 86-94 頁を参照せよ。

⁴²⁸ 野口 [2002] 42 頁。小山 [1972] 252 頁によれば、航空機製造事業法は、資本金 300 万円、小型機年産 300 台、二トン級中型機年産 50 台以上、発動機 300 台以上をそれぞれ製造できる会社を基準として、その事業を許可制とした。

る⁴²⁹。

第三段階では、航空機産業は、太平洋戦争の進展に伴って「超重点産業」に指定されるに至り、しかもその中でも第一義的な産業として生産が強行されることになる⁴³⁰。これは、1943年秋の戦争指導部の戦略方針において明らかにされたように、「航空機生産が勝敗のカギをにぎるもっとも重要な要素とみて、これを第一義的におしだした⁴³¹」ことに起因している。このような情勢下で、政府は、1942年に「兵器等製造事業特別助成法」を制定する。この法律は、政府が航空機会社に対して兵器等製造設備を無償貸与で貸与したり、製造設備の建設費用を負担したり、あるいは航空機の受注に際して巨額の前払金を支払うことを可能にしたのである⁴³²。航空機会社の政府前払金額は以下のとおりとなっており、政府の支援のもとで航空機生産が行われていたことを証明している。このほか、愛知飛行機の1943年下半期の仮受金(326,130,307円)は、総資産(429,071,108円)の76%を占めている。

図表5-6 主要航空機会社の政府前払金

	1942年上期		1942年上期		1943上期	
	総額(千円)	前払金/総資本	総額(千円)	前払金/総資本	総額(千円)	前払金/総資本
川崎重工業	824,457	54.5%	1,231,915	63.5%	1,279,107	59.1%
中島飛行機	242,426	28.8%	405,840	39.1%	527,317	37.2%
川崎航空機	43,684	35.3%	139,423	60.2%	175,726	51.8%
川西航空機	37,797	20.0%	87,709	34.0%	146,236	39.3%
立川飛行機	38,944	42.6%	55,143	38.0%	36,035	34.0%
日立航空機	16,128	19.0%	39,230	34.2%	37,638	27.8%

備考: 会社勘定では売上未決算、前受金、仮受金等となっているが、その大部分は政府前渡金(仮払金

(出所) 大蔵省昭和財政史編集室[1955]255頁。

上記の発展経緯からわかるように、航空機産業は、政府・軍の強力な保護・統制下において急速に発展してきたのである。特に、政府や軍は、第二段階以降「高度国防」や「絶対防衛圏」の確保を目的として航空機生産を拡大する施策を次々

⁴²⁹ 野口 [2002] 42頁。

⁴³⁰ 小山 [1972] 291頁によれば、航空機を第一義的とする軍事生産を行う施策としては、1943年の軍需省の発足(航空機行政の一元化)、1944年の陸軍航空工業会と海軍航空工業会の廃止・航空工業会の発足をあげることができる。

⁴³¹ 小山 [1972] 308頁。

⁴³² 大蔵省昭和財政史編集室 [1955] 255頁; 小山 [1972] 311頁。

と実施していく。以上のような政府や軍の航空機産業の保護・統制という観点から考えれば、試験研究費の無形固定資産計上は、「航空機開発推奨」という目的から実行されたと考えられるのも当然であろう。また、開発費の無形固定資産計上もまた、「航空機生産拡充」という目的から実施されているという一面を持っているであろう。したがって、試験研究費や開発費の無形固定資産計上は、戦時経済における「総力戦体制」の中で生み出されたものであるといえよう。

(3)1940年体制と日本の研究開発費会計

以上のように、試験研究費・試作費・開発費の無形固定資産計上は、戦時経済下の「総力戦体制」の中で生み出されることになった。すなわち、試験研究費・試作費の無形固定資産計上は、「高度国防」のカギを握る「航空機開発」を目指して無形固定資産として認められた。一方、開発費の無形固定資産計上は、計画的な生産拡充(特に航空機生産拡充)のために軍需会社に配置される下請工場を協力工場へと位置づける際に、協力工場の育成費としての側面をもっていたことがわかる。

したがって、試験研究費・試作費・開発費の無形固定資産計上は、いずれも「戦時経済」下の経済システムと関連していたことになる。このことからみて、試験研究費・試作費・開発費の無形固定資産計上が日本経済史で議論されるようになった「1940年体制」と呼ばれる経済システムの一環ではないだろうかという仮説が想起されるのである。ここでは、「1940年体制」中でどのように無形固定資産計上が認められることに至るのかについて明らかにしたい。

まず、「1940年体制」と研究開発費会計の関係を明らかにする前に、「1940年体制」について明らかにしなければならない。「1940年体制」とは、「現在の日本経済を構成する主要な要素は、戦時期に作られた⁴³³」という仮説である。このように、日本経済史において、現代日本の経済システムが戦時体制という歴史の偶然に依存して誕生したと主張されはじめたのである。

「1940年体制」は、「日本的企業(終身雇用・年功序列・企業別労働組合)」、「間接金融」、「官僚体制」、「財政制度」などの広範囲に及ぶ政治経済制度であり、戦

⁴³³ 野口 [2002] iv。

時期の「総力戦」遂行のために形成された制度である。その基本的理念は、「生産者優先主義」と「競争否定主義」というものである⁴³⁴。「生産者優先主義」とは、「生産力の増強がすべてに優先すべきであり、それが実現されればさまざまな問題が解決される⁴³⁵」という考えである。「競争否定主義」とは、「単一の目的のために国民が協働することを目的とし…中略…チームワークと成果の平等が重視され、競争は否定される傾向⁴³⁶」にあることをいう。したがって、1940年体制は、市場経済を前提とした制度ではなく、総力戦体制を前提として競争を抑えて生産力拡充を目的とした制度であるといえるであろう。

次に、「1940年体制」と研究開発費会計との関係について議論することにしよう。上記で述べたように、試験研究費・試作費・開発費の無形固定資産計上は、すべて陸海軍および企画院などの政府機関が総力戦体制を整えるために経済統制法として制定したものである。

すなわち、試験研究費・試作費の無形固定資産計上は、「航空機開発推奨」という目的を有している。そのため、試験研究費・試作費の無形固定資産計上は、調達価格の上昇を無視して軍の性能要求に適合する優秀な航空機を開発させるという意味で「生産者優先主義」と「競争否定主義」という理念と合致する。

同様に、開発費の無形固定資産計上は、協力工場を育成して「親子の結合関係」を強化するという目的を有している。そのため、開発費の無形固定資産計上は、利潤動機による親子関係をなくし計画的な生産力拡充を目指すという意味で「生産者優先主義」と「競争否定主義」という理念と合致する。

このように、研究開発費等の無形固定資産計上は、「1940年体制」の理念と深く結びついている。しかし、研究開発費等の無形固定資産計上を阻む要素がまったくないとはいえないであろう。その代表例が『商法』の存在である。戦後の『企業会計原則』と『商法』改正にみられるように、試験研究費・試作費・開発費の無形固定資産計上は、担保能力をもたない資産の計上を好まない『商法』との対

⁴³⁴ 野口 [2002] 135・143頁。

⁴³⁵ 野口 [2002] 136頁。

⁴³⁶ 野口 [2002] 142-143頁。ここでいう「競争否定主義」は、競争を完全に否定するものではなく、過当競争を排除して生産者に生存権を認めようとする考え方であるといえよう。したがって、当該理念のもとでは、寡占的な競争は容認されるといえよう。

立を生むことになる。ところが、当時の『商法』は、陸海軍や企画院などの経済統制法のために妥協せざるをえなくなっていたのである。

経済統制法の『商法』に対する優位性は、マクロ的な領域とミクロ的な領域の双方で見られる。マクロ的な領域としては、企画院の『経済新体制確立要綱』原案(1940年)や軍需省の『軍需会社法』(1943年)によって、商法の規定する株主の権利が著しく制限される。『経済新体制確立要綱』原案では、「企業を利潤追求を第一義的とする資本の支配より離脱せしめ…中略…商法を改正して所有と経営を分離し、経営者に公的性格を与え、経営者が株主に制約されることなく増産に専念できる企業システムを導入することが提起された⁴³⁷」のである。この原案は、『商法』改正をせまるまでには至らなかったが、閣議決定された経済新体制確立要綱のなかで、企業を『資本、経営、労務の有機的一体』とする新しい経済理念をオーソライズされた」ことになった。

また、『軍需会社法』⁴³⁸は、軍需会社に指定された企業に排他的権限をもつ「生産者責任者」をおくことを規定した⁴³⁹。「生産責任者」の地位は、政府によって保証されるとともに、株主総会事項について総会の同意を得ることなしに執行し、情報開示を拒否することができることになった⁴⁴⁰。

ミクロ的領域としては、1942年の『会社固定資産償却規則』があげられる。同規則は研究開発費会計等が関わるような領域でも経済統制法の『商法』に対する優位性を示すことになる。『会社固定資産償却規則』は、『会社経理統制令』第二条の「会社が国家目的達成のため国民経済に課せられた責任を分担することを以て経営の本義と」するため経理上遵守すべき一要請として償却を強制したものである⁴⁴¹。先に述べたように、『会社固定資産償却規則』は、試験研究費及び開発費の無形固定資産計上を認め、償却年数を5年と定めているので、『商法』も特例としてこれを認めざるをえなくなったのである。

さらに、このような経済統制法の『商法』に対する優位性については、商法学

⁴³⁷ 岡崎・奥野編 [1993] 112頁。

⁴³⁸ 軍需会社には、1944年の1月に航空機会社をはじめとする150社が第一回軍需会社の指定を受け、同年の4月に424社が追加され、10月に朝鮮・台湾の97社が指定を受け、総計671社が指定されることになった(小山 [1972] 291頁)。

⁴³⁹ 岡崎・奥野編 [1993] 118頁。

⁴⁴⁰ 岡崎・奥野編 [1993] 73・118頁。

者たちでさえ認めざる得なくなっていた。特に、商法学者の中には、ナチスのドイツ株式法や戦時体制の影響を受けて、「経済統制法こそが商法であって、商法典に書いてある商法などというものはナンセンスだという考え方⁴⁴²」さえも現れることになったのである。このような極論の解釈を避けたとしても、経済統制法の『商法』に対する優位性は、明白なものとなっていた。たとえば、鈴木 [1958] は、会計に関わらしめて経済統制法と『商法』の関係から次のように述べている。

「企業経営の安全度たる財産保全についても、他の考慮から極度に犠牲に供せざるをえないことが起こりうるのであって、会計の技術といえども従来と異なる新事態の発生に対し全然没交渉たるをえないのである。即ち、商法は企業をめぐる利害関係人の諸利害を調整する立場において、具体的には企業の強化、債権者の保護を目標として進展を続け、経済統制法もまた企業の強化を目的として同じ方向に法を形成発展せしめたが、今その進展の進路をさえぎったのみか、さらに更に逆行を強いるにいたったものは、まことに新事態により新たに生じた国民経済の非常的要求にほかならぬものであって、方向転換の基礎はそこに認められるべきである。換言すれば、企業の強化、債権者の保護を目指す立場に立つ限り、これまで歩んできたところが戦時平時の別なく妥当する技術となしえようが、右の立場自体が今や絶対的終局的のものとされず、別個の政策的立場との間に妥協を余儀なくされるにいたったのである⁴⁴³。」

上記からわかるように、商法的要請が新事態により「新たに生じた国民経済の非常的要求(総力戦体制)」のために譲歩せざるをえなくなったのである。その結果、試験研究費・試作費・開発費の無形固定資産計上が『商法』の特例として認められることになったのである。以上のように、総力戦遂行ための「1940年体制」が研究開発費の無形固定資産計上を認めさせ、また障害となる『商法』に対して譲歩させることを可能にしたのである。我々は、「1940年体制」の下で設定された研究開発費会計を「経済統制法的な研究開発費会計」と名付け、以後の日本研究開発費会計に対する影響を考えることにしたい。

⁴⁴¹ 鈴木 [1958] 129 頁。

⁴⁴² 鈴木・竹内 [1977] 46 頁(大橋光雄 [1939]『会社法要論』有斐閣の序文より)。

⁴⁴³ 鈴木 [1958] 138-139 頁。傍点は筆者が強調。

第三項 連合軍の占領政策と研究開発費会計

戦時体制は、終戦とともに終了し、会計基準全般も「証券取引法」・「公認会計士法」等々の制定により、アメリカの制度を模範にして作り替えられることになった。このようなアメリカナイズは、次の H. Tracy [1950](平松訳[1952])の一文に集約されているであろう。

「それは、帝国主義の新しい、そして興味をそそられる形態であった。占領の目的は昔のように、敵を抑えつけて武装解除をさせたり、損害賠償をさせたりするのではなくて、被征服者の生活態度を、すっかり征服者の生活態度に見做わせるように、作り直すことであった。それはお手柔らかな方法であると同時に、かつて一度も試みられたことのないほど、ひどく残忍な方法だった。宗教、芸術、出版、教育、法律、家風等、何一つとしての侵入者の親心を免れることは出来なかった⁴⁴⁴。」

この表現からわかるように、日本の会計基準もアメリカの制度がすべてをならべて作り替えられようとしていた。では、経済統制法的な研究開発費会計は、このような連合軍の占領政策の中で、どのようにして生き残ったのであろうか。まず、連合軍の財務諸表に対する取り組みについて考えよう。

GHQ は、日本の統治するにあたって、企業に対して財務諸表を提出させることになる。たとえば、『会社経理応急処置法』上の特別経理会社や『制限会社令』上の制限会社である。ところが、GHQ は、制限会社より提出される財務諸表に対して不満をもっていた⁴⁴⁵。すなわち、

「終戦後我が国は …… 連合国の統治下におかれ …… 主な商工業会社の殆ど全部が所謂制限会社と指定され、これらの制限会社は、過去十年間の分と、その後も定期的にその財務諸表を GHQ の経済科学局統制部に提出しなければならないことになり、又、特定の各種申請にも財務諸表の添付を必要としたものであるが、各社から提出された貸借対照表及び損益計算書の内容は …… 全くの千種万態であるのみならず、なおその英訳も実に

⁴⁴⁴ 平松訳 [1952] 44 頁。

滑稽至極なものが多々あって到底調査の目的を達成することができなかったので、関係当局はさし当たりの応急策として当時調査統計部の財務及びカルテル課長を勤めていた米国イリノイ州出身の CPA であるウィリアム・ヘッスラー氏と筆者(村瀬玄)とに財務諸表調製に関する指示書の作成を委嘱したのである⁴⁴⁶。」

実際、このような不満については、「指示書」の第二目的として次のように記載されている。

「第二目的は、日本の商工業会計処理法を改善標準化する必要の基礎を作るにある。過去に於いて連合軍司令部に提出された報告書をみるに会計処理法中遺憾の點が甚だ多い。日本の会計は会計記録より調製された各期の試算表から作る財務諸表作成に当り元帳勘定科目分類法に必要な改正を施す必要を認めて来るであろう。」

「指示書」は、このような連合軍の占領政策の必要性から策定され、2,000 社以上の会社に配布して指示書に従って財務諸表を準備することを要求する⁴⁴⁷。ただし、「指示書」は、「米国会計システムの基本的規範を保持しながらも、その日本への厳密な適用を避け、日本固有の発展を踏まえたものであり」、「50 年以上も会計教育に携わってきた日本の大学教授との共同作業によって達成されたものであ」った⁴⁴⁸。こうして、連合軍は、日本の財務諸表を理解するために、日本人と共同して指示書を作成する。

それでは、経済統制法的な研究開発費会計は、アメリカの規範の導入を受けてどのように変遷したのであろうか。本節の第一項で述べたように、アメリカ会計基準は、研究開発費の性質を無形固定資産としながらも繰延費用(Deferred Charge)として開示させている。「指示書」でも研究調査費と開発費をアメリカ基準と同様に繰延費用(Deferred Charge)に計上することを規定している。さらに、当時の SHM 会計原則では、試験費・開発費が繰延費用として扱われている⁴⁴⁹。したがって、

⁴⁴⁵ 千葉 [1998] 104 頁。

⁴⁴⁶ 日本公認会計士協会 25 年史編纂委員会 [1977] 219 頁。

⁴⁴⁷ 千葉 [1998] 105 頁。

⁴⁴⁸ 千葉 [1998] 110 頁。

⁴⁴⁹ Sanders, Hatfield and Moore [1938] p.75-76(山本・勝山・小関訳 [1979] 78 頁)。

GHQ は、研究開発費の資産計上を認めて貸借対照表の表示区分をアメリカ式に改訂したのである。

また、1947年の『企業会計原則』も『指示書』と同様に繰延勘定に計上するように要求する。ただし、研究開発費の性質は、この時点において有形固定資産に準じるものとして論じていた。それゆえ、研究開発費等は無形固定資産から失格して繰延勘定として表示されるようになったが、有形固定資産として性格を保有していた。この結果、戦時中の無形固定資産計上は失われることになったが、研究開発費の会計処理は、アメリカの影響をあまり受けてもそれほど影響されなかったのである。

以上のように、経済統制法的な研究開発費会計は、制度上、アメリカの占領政策によっても表示区分をアメリカ式に改定することで生き残った。また、戦後の会計実務は、費用化傾向が強いものの⁴⁵⁰、特別な支出の場合のみに資本化を採用するという実務が存在した⁴⁵¹。これは、研究開発費等の資本化が戦時中の巨額経費を分散負担するために用いられたことと共通している。したがって、経済統制法的な研究開発費会計は、戦後も継続して存続することになったのである。

第四項 商法会計と研究開発費会計

前項で述べたように、経済統制法的な研究開発費会計は、アメリカの占領政策を受けてもその実態を保ってきた。すなわち、『企業会計原則』は、経済統制法の研究開発費会計の諸規定を引き継いできたのである。しかしながら、メインバンク制による企業統治あるいは『商法』の復権は、『企業会計原則』(経済統制法)と『商法』の対立関係を生じさせてしまう。その結果、研究開発費会計の改正が『商法』の観点から行われたとっていいであろう。

そこで、まず『商法』やメインバンク制と繰延資産について考え、その上で1962年の『商法』改正あるいは1974年の『企業会計原則』の修正について考えること

⁴⁵⁰ 研究開発費を繰延する企業は、安達 [1970]・植野編 [1982]・西澤[1997]・小谷 [2001]の研究の中で以下のように示されている。安達 [1970]は、1963年の科学技術庁の調査から595社中26%を、植野編 [1982]は、1979年のアンケート調査で183社中58社を、西澤[1997]は、1994年6月の調査で171中16社を、小谷 [2001] は、1995年6月から1998年2月までの東京証券取引所の第一部・第二部上場企業で104社から111社を見いだしている。

にしよう。

戦前の『商法』(1899年商法)は、株主総会中心主義をしいて、あらゆる事項について決議する権限を有し、業務執行についても決議に基づいて取締役を拘束できた⁴⁵²。しかしながら、1940年体制や経済統制法は、『商法』や株主中心主義を無機能化させるとともに、メインバンク制を生じさせることになった。メインバンク制は、政府の統制のもとでおこなわれた協調融資団を基礎として企業に金融機関が指定されたことにはじまる⁴⁵³。

したがって、1940年体制は、相対的にみれば、株主の立場を弱め、債権者の立場を強くすることになった。その結果、銀行等の債権者が企業を監視する重要性を高めることになった。こうした傾向は、会計にも波及し、商法優先主義という考え方と通じるであろう⁴⁵⁴。その結果、戦後の『商法』は、1940年体制に基づいて株主の立場よりも債権者の立場から商法会計の整備を行うことになる。

では、繰延資産は、『商法』あるいは銀行等の債権者からみればどのように扱われるのであろうか。いうまでもなく、繰延資産は、資金的裏付けのない資産であり、債権者は、担保能力のない繰延資産の計上を警戒する⁴⁵⁵。したがって、『商法』や銀行の立場からいえば、繰延資産に対して配当制限等を加えて繰延資産を規制するのは当然のことである⁴⁵⁶。そのために、『商法』は、1962年の『商法』改正あるいは1974年の『企業会計原則』の修正を通じて、担保能力のない分類として繰延資産を作り出してしまふ。

ここで重要なことは、『商法』改正があくまでも『企業会計原則』の要求によっ

⁴⁵¹ 植野編 [1982] 236 頁。

⁴⁵² 岡崎・奥野 [1993]101 頁; 岡田 [1997] 108 頁。

⁴⁵³ 詳細については、岡崎・奥野 [1993] 71-80 頁を参照せよ。

⁴⁵⁴ 商法優先主義とは、『商法』が整備されたからには『商法』と矛盾する『企業会計原則』の規定は許されないというものである。この結果、『企業会計原則』は、『商法』の計算規定が改正されるとそれとの調整のために修正されることになった(加藤 [2002] 163 頁)。

⁴⁵⁵ 岡田 [1997] 137 頁。

⁴⁵⁶ 鈴木 [1977]は、「開業準備費や試験研究費・開発費を、新たに繰延勘定として認めるかどうかについて、そんなものまで繰延勘定にすることを認めたら、会社財産の確保はできなくなるじゃないか、商法的な角度からやはり歯止めをかけなければならぬ」ということで、290条で配当可能利益の算出に関しては繰延資産の資産性を否定するようなことをして、繰延勘定にしたのかしなかったのかわからぬようにした(鈴木 [1977] 360 頁)。」と述べる。

て行われた外観をもっているということである。しかしながら、『企業会計原則』は、研究開発費会計についていえば、戦時中の研究開発費規定を継承し、表示区分をアメリカ式に改めたものでしかない。それゆえに、『商法』は、あくまでも戦時中の経済統制法の諸規定に従いながら独自の要求を突きつけて改正したとも考えられる。実際、『商法』の償却規定は、最終的に『会社固定資産償却規則』と同じく5年と定めることになった。

また、『商法』と『企業会計原則』の調整は、前払費用と繰延資産の相違についても明確にさせてしまう。アメリカ会計学では、前払費用と繰延資産の相違は明確ではなく、繰延勘定として総括して扱われる。たとえば、SFAC No.6は、前払保険料や前払家賃のような資産と繰延資産との区別が資産の定義(経済的便益)によるものではなく、不確実性の影響に対処するという実務的考慮に基づくものであると述べる⁴⁵⁷。ところが、日本では、前払費用と繰延資産の区別がはっきりと行われる。これは、繰延資産が経済的便益の観点から判断されるのではなく担保能力の観点から判断されていることに起因するであろう。

ここで重要なことは、SHM 会計原則の前払費用と繰延資産の区別が担保能力の判断に際して役立ったことである。すなわち、

「前払費用は、多くの場合、短期的な性質をもち、未だ受け取られていないが、近い将来、受け取られるべきサービスに対するものであり、…中略… 每期継続して発生する費用の一部である⁴⁵⁸。」

「繰延費用は、一般的に長期的な性質をもち、便益が将来において発生するが、すでに受け取られたサービスである⁴⁵⁹。」

SHM 会計原則によれば、アメリカの会計実務でも明確な定義をもって二つを区別することが難しく、二つの金額がしばしば合計額で示されると指摘している⁴⁶⁰。しかしながら、SHM 会計原則による前払費用と繰延資産の定義は、繰延勘定から

⁴⁵⁷ FASB [1985d] Paragraph 176.

⁴⁵⁸ Sanders, Hatfield and Moore [1938] p.75(山本・勝山・小関訳 [1979] 77 頁).

⁴⁵⁹ Sanders, Hatfield and Moore [1938] p.75(山本・勝山・小関訳 [1979] 77 頁).

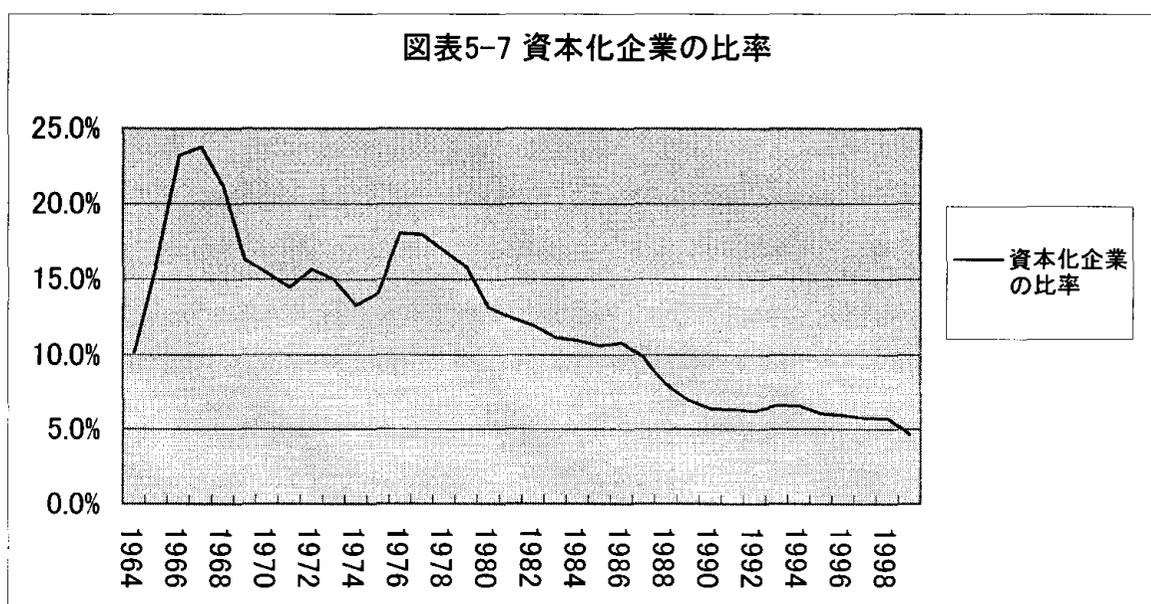
⁴⁶⁰ Sanders, Hatfield and Moore [1938] p.75(山本・勝山・小関訳 [1979] 77 頁).

前払費用を分離して繰延資産を日本独特のものとして機能したのである。

以上のように、戦後の研究開発費会計は、『商法』の要求を受けて配当制限を加えられる。また、『商法』は、会計学の繰延勘定という分類を否定して担保能力の有無から繰延資産という表示区分を作り出す。その結果、経済統制法的な研究開発費会計は、同じく1940年体制が生み出した銀行中心のモニタリングによって規制されることになったのである。

第五項 会計基準の国際化と研究開発費会計

日本の研究開発費会計は、1940年体制下において経済統制法の影響下で設定されたが、『商法』の要請を受けて繰延資産へと改訂されることになった。その後、繰延資産となった研究開発費等は、会計実務内でも敬遠されることになった。すなわち、研究開発費等の資本化が会計実務でも用いられなくなったのである。図表5-7は、1964年から1999年までの東証一部上場企業の試験研究費および開発費の繰延状況について日経NEEDS財務データに基づいて示したものである⁴⁶¹。



⁴⁶¹ 本図表の作成にあたっては、神戸大学大学院博士後期課程の松本氏の助言を頂いた。松本氏には、この場を借りてお礼申し上げる。また、ありうべき誤謬は、筆者に帰するものである。

図表 5-7 からわかるように、資本化企業は、1970 年代後半から減少する一方である。これは、『商法』が担保能力のない繰延資産に研究開発費を位置づけることによって生じたと考えられる。また、倒産企業が繰延資産を利用して利益操作を行っていたことも関連しているであろう⁴⁶²。その結果として、繰延資産は、担保能力のない資産の象徴あるいは会計的裁量行動の象徴と位置づけられることになり、会計実務からも敬遠されることになったのである。

以上のように、経済統制法的な研究開発費会計は、『商法』や『企業会計原則』の改正とともに徐々に崩壊し始める。そして、会計基準の国際化が経済統制法的な研究開発費会計をほぼ完全に崩壊させてしまう。すなわち、日本は、レジェンド問題⁴⁶³などに象徴されるように、日本の会計基準が国際的に通用しないことを痛感することになり、会計基準を国際化せざる得なくなった⁴⁶⁴。それゆえに、1998 年 3 月 13 日に『連結キャッシュ・フロー計算書に関する意見書』や『中間連結財務諸表に関する意見書』などとともに、『研究開発費等に係わる会計基準』が公表されることになったのである。

では、日本は、なぜ会計基準の国際化に際してアメリカ流の即時全額費用化を選択したのであろうか。ここで注目すべきは、会計基準の国際的調和化とそれに付随する会計基準の対立である。実は、研究開発費会計は、国際会計基準とアメリカ基準で会計処理が異なり、相違点の一つであった。そこで、日本は、会計基準の国際的承認を得るために、国際会計基準より厳しく単純なアメリカの研究開発費会計に同化したのである。

したがって、経済統制法的な研究開発費会計は、日本の会計基準が国際的に通用することをアピールするために崩壊したといえる。それゆえに、『研究開発費等に係わる会計基準』は、国際的承認を得るためのスケープ・ゴートとして利用

⁴⁶² 須田・乙政・浅野 [2003] 3-4 頁。1980-2001 年(会社更生法等申請日)の倒産企業がコントロール・サンプルよりも繰延資産を用いた利益増加型会計手続きを採用することを証明している。

⁴⁶³ レジェンド問題とは、1999 年 3 月期決算から「この財務諸表は、日本で一般に認められた会計基準と監査基準に準拠して作成されており、日本の会計基準に通じた利用者向けである」という条件を日本企業の英文財務諸表に付すことをビッグ・ファイブから要求されたことである(磯山 [2002] 69 頁)。

⁴⁶⁴ 日本経済新聞 2001 年 8 月 8 日 3 面によれば、「90 年代半ばから海外勢は、日本の会計基準を疑いの目でみるようになった」と記載されている。この点が日本の会計制度に変化をさせる要因になっている。

されたともいえよう。これを証明するかのように、『商法施行規則』は、いまだに研究開発費の資産計上を認めている。すなわち、『研究開発会計等に係わる会計基準』は、国際的承認を得るためだけに策定された会計基準だと考えられるのである。

第四節 日本の研究開発費会計の経路依存

以上のように、日本の研究開発費会計は、戦時中の総力体制の中で誕生し、その影響が戦後にまで及んだが、『商法』や国際的調和化の中で改定を迫られることになった。したがって、日本の研究開発費会計は、戦時中の影響が払拭されていく過程として描くことができるであろう。本節は、こうした日本の研究開発費会計の状況を整理して、日本の研究開発費会計の経路依存を導き出す。

まず、イデオロギイ的インセンティブについて考えよう。第一に、経済統制法的な研究開発費会計は、企画院や陸海軍の介入によって人為的に作られた諸制度であった。政府は、契約価格の上昇を無視してでも航空機開発を推奨するために、あるいは協力工場を育成して「親子の結合関係」を強化するために、試験研究費や開発費の無形資産計上を規定した。このように、日本の研究開発費会計は、政府が戦争遂行のための諸制度として考えたことによって誕生することになった。

第二に、1998年の『研究開発費等に係わる会計基準』は、国際的承認を得るために利用されることになった。これは、国際的承認の必要性和研究開発費会計がイデオロギイ的に結び付けられしまった結果だといえる。日本は、研究開発費会計をスケープ・ゴートにすることで国際的承認を得ようとした。したがって、研究開発費会計は、国際的承認を得るための手段として結びつられてしまったといえよう。

次に、経済的インセンティブについて考えよう。第一に、戦時下の航空機産業は、研究開発費を無形資産計上することで契約価格を上昇させることができた。また、航空機産業は、無形資産計上によって軍の性能要求に適合させるためにかかった巨額費用を分散させることもできた。したがって、航空機産業は、政府より与えられた経済的インセンティブに基づき行動していたことになる。また、研究開発費の資本化は、戦後になっても巨額費用の分散のために利用されることになったのである。

第二に、1940年体制により誕生したメインバンク制は、貸借対照表上の研究開発費を担保能力のなきものとして扱うことを要求する。すなわち、『商法』は、研究開発費を担保能力のない繰延資産として開示し、配当制限を加えることを要求する。これは、銀行と企業間の債務契約のエンジェンシー・コストを削減しようとするものであることは明確であろう。また、会計実務は、債務契約や税金に関わるエンジェンシー・コストを削減するために研究開発費を即時全額費用化しようとするようになった。

第三に、『研究開発費等に係わる会計基準』は、SFAS No.2 や SSAP13[改訂版]と同様に投資家の対応計算を指向するインセンティブを企業や投資家に与える⁴⁶⁵。すなわち、企業は、会計的裁量行動をしていないことを証明した上で定義に従って研究開発支出を開示する。投資家は、企業が会計的裁量行動をしていないことを認識した上で、研究開発支出情報を基づいて研究開発費と将来便益を対応させて企業を評価する。しかしながら、日本の場合、会計基準が設定されてまもないので、このインセンティブが有効に作用しているかどうか不明である。

以上のように、日本の研究開発費会計では、イデオロギー的インセンティブと経済的インセンティブが作用していたと考えられる。では、日本の研究開発費会計の経路依存とは、どのように理解することができるであろうか⁴⁶⁶。我々は、戦時中の企画院や陸海軍による総力戦体制が日本の研究開発費会計に経路依存をもたらしたと考える。その結果、経済統制法的な研究開発費会計は、最近に至るまで会計基準として残存することになった。

ここで、日本の研究開発費会計の経路依存をアメリカやイギリスと比較すると、政府がアメリカやイギリスよりも直接的に政策決定に関わっていることに気づく。また、支配的なイデオロギーという観点からみれば、日本は、支配的なイデオロギーがアメリカやイギリスよりも直接的に会計基準設定に現れている。これは、日本政府や陸海軍が直接的に会計基準を設定していることに起因していると考え

⁴⁶⁵ すなわち、企業は、会計的裁量行動をしていないことを証明した上で定義に従って研究開発支出を開示する。投資家は、企業が会計的裁量行動をしていないことを認識した上で、研究開発支出情報を基づいて研究開発費と将来便益を対応させて企業を評価する(第三章結論部を参照せよ)。

⁴⁶⁶ 我々は、イデオロギー的インセンティブが各国の研究開発費会計の経路に影響を与える側面を経路依存と理解してきた。

られる。このように、アメリカとイギリスと日本では、企業と政府の関係が異なっており、それが会計基準の歴史的経路に決定的な違いを生じさせている。

ただし、『研究開発費等に係わる会計基準』が指向する企業と投資家の関係は、アメリカやイギリス同様に、投資家の対応計算を指向している。こうした会計基準のインセンティブが日本で有効に作用するかどうかは、当該会計基準が国際的承認という役割を離れたときに実際に作用するかどうかにかかっているであろう。

補節 経済統制法的会計観

本節は、1940年体制下における会計基準の特徴について述べ、現代との共通点を挙げる。我々が補節を加えたのは、研究開発費会計を通じて考察した1940年体制下の会計観が現在の会計観に影響を与えていると考えられるからである。そこで、我々は、1940年体制下の会計観を経済統制法的会計観と名づけ、具体例をいくつか提示する。

まず、現在の会計観に関わる例をあげて、これを戦中の会計観と比較してみよう。1998年の「土地再評価法」や銀行の有価証券に対する「低価法と原価法を選択適用」は、橋本内閣の下で金融システム安定化を目的のために実施されることになった。その詳細については省略するが⁴⁶⁷、こうした施策は、貸し渋りの解消を目的するとともに、銀行が国際業務の国際決済銀行(Bank of International Settlement: BIS)規制である自己資本比率8%を超えるために行われた。また、多くの会計士は、会計士の行動が実体経済に影響を与えてはいけないという基本姿勢を持ち、監査意見でほとんど不適正意見が出すことがなかった⁴⁶⁸。

このような会計観は、戦時中の経済統制法と通じるものがある。戦時中の経済統制法による会計諸規定は、株価安定策や利益の確保を目的としたものであった。たとえば、『会社所有株式評価臨時措置令⁴⁶⁹』や『会社経理特別措置令⁴⁷⁰』など

⁴⁶⁷ 「土地再評価法」の詳細については、たとえば、辻川 [2001a; 2001b]等を参照せよ。

⁴⁶⁸ 磯山[2002] p.46。また、山地・鈴木・梶原・松本[1994]は、監査人が企業集団に取り込まれることや監査人が証券取引法監査と商法監査の一元化によって一号限定を出しにくくなって二号限定に集中することを指摘している。

⁴⁶⁹ 同令は『商法』が取引所の相場ある有価証券の評価につき決算期前一ヶ月間の平均価格を限度とするのに対し、右の価額如何に拘わらず、会社の所有する株式の評価に関しては、前事業年度から引続き所有する株式については前期帳簿価額を、ま

である。

『会社所有株式評価臨時措置令』は、商法規定によれば評価損を計上しなければならない場合に株価安定策として取得原価を採用できることを規定したものである⁴⁷¹。『会社経理特別措置令』は、戦時災害や戦時経済政策によって業績が悪化した場合に、戦時特殊損害保険・租税免除・軍需会社法による損失補償等による損失補償等の実質的な救済によってもなお救済できないとき、企業内部における経理の操作によって可及的に利益を捻出して利益の確保、株価の維持を図り、以て経済界の影響を可及的に防止しようするものである⁴⁷²。

『会社所有株式評価臨時措置令』は、現在の「原価法と低価法の選択適用」と考え方も手段もまったく同じであり、『会社経理特別措置令』は、監査人が実体経済への影響から不適正意見を出さないことと共通している。したがって、経済統制法の会計は、上記の施策とまったく考え方が同じであるとわかる。注目すべき特徴は、会計が経済政策や実体経済に対して奉仕しなければならないことである。したがって、経済統制的会計観とは、「企業会計は、国家の経済政策上の道具であり、国家の施策に反する行動をとってはいけない」という支配的なイデオロギーであるといえよう。

経済統制法的な研究開発費会計は、会計基準の国際的承認のために改正されたが、国際的承認を得なければ実体経済に影響するからという懸念から改正されたとも考えられる。それゆえ、研究開発費等の規定は改正されたが、その根本的な考え方は、経済統制法的会計観そのものなのかもしれない。

このように、日本は、このような戦時中のイデオロギーにいまだに大きく制約

た、当該事業年度において取得し引続き所有する株式については取得原価を以て評価しうることを認めた(鈴木 [1958a] 128 頁)。

⁴⁷⁰ 本令は戦時災害により損失を生じた会社および主務大臣指定の会社に対し、『商法』その他の法令による一般的制限のあるものを緩和撤廃したものであって、上述の会社が主務大臣の許可を受けるときは、営業固定資産につき『商法』第二百八十五条の規定に拘わらず時価を超えざる価額を附すること、換言すれば評価益の計上を許容し、また、他の法令所定の準備金の引き下げ、準備金の積み立てをなさず、また準備金を使用することを許容し、さらに、戦時災害等による損失については一時貸借対照表の資産の部に計上することを認めるとともに、一定期間にその償却をなすべきことを定め、なお、かかる会社には『会社固定資産償却規則』による償却義務を免除したのである(鈴木 [1958a] 128-129 頁)。

⁴⁷¹ 鈴木 [1958a] 129 頁。

⁴⁷² 鈴木 [1958a] 129-130 頁。

されているである。

第六章 アメリカのソフトウェア会計

第一節 はじめに

アメリカは、初めてソフトウェア会計⁴⁷³にかかわる会計基準を確立した国である。アメリカのソフトウェア会計は、当初、研究開発費会計と同様のものと考えられており、財務会計基準書第 2 号(Statement of Financial Accounting Standards No.2: SFAS No.2)によって規定されていた。しかし、アメリカのソフトウェア会計は、徐々に研究開発費会計から独立していくことになる。我々は、ソフトウェア会計が研究開発費会計とともに規定されていたために、ソフトウェア会計が研究開発費会計から影響を受けているのではないとか考えている。本章は、研究開発費会計の制約とその離脱という観点からソフトウェア会計について考える。

ここで、簡単にアメリカの会計基準の経路を示せば次のとおりである。まず、1974 年の SFAS No.2 は、販売用自社開発コンピューター・ソフトウェア原価(ソフトウェア原価)について曖昧な規定を設けたために、ソフトウェア原価が一般的には費用化されるが、例外的には資本化されるという状態になった。そこで、1985 年の財務会計基準書第 86 号(Statement of Financial Accounting Standards No.86: SFAS No.86)は、ソフトウェア原価を研究開発費と製造原価に峻別する規定をおき、前者を費用化し、後者を資本化するように規定した。このように、アメリカのソフトウェア会計は、ソフトウェア原価の定義が争点となっているのである。

そこで、我々は、以上のような特徴のあるアメリカのソフトウェア会計を考察し、アメリカのソフトウェア会計の経路依存について考えたいと思う。第二節は、アメリカのソフトウェア会計の詳細な説明をおこなう。第三節は、アメリカのソフトウェア会計を取り巻く状況について、三つの会計思考(①ソフトウェア原価=研究開発費=資本化、②ソフトウェア原価=研究開発費=費用化、③ソフトウェア原価=製造原価=資本化)の形成および SFAS No.86 設定過程に分けて考察を加えていく。第四節は、第三節の状況に基づいてアメリカのソフトウェア会計の経路依存を明らかにする。

⁴⁷³ ここでいうソフトウェア会計とは、販売用自社開発コンピューター・ソフトウェア原価に関する会計処理を意味している。

第二節 アメリカのソフトウェア会計の会計基準

アメリカのソフトウェア会計を規定する会計基準には、使用目的(社内利用・販売・リース用など)、ソフトウェアの取得経路(自社開発・購入)、会計上の認識対象(費用認識・収益認識)などでいくつか種類の会計基準が存在している⁴⁷⁴。本章は、このうち販売用自社開発コンピューター・ソフトウェア原価(以下、ソフトウェア原価と略す)に関するものである。当該ソフトウェア原価は、以下の公開文書によって規定されている。

図表6-1 アメリカの販売用自社開発ソフトウェア会計に関わる公開文書

年度	設定団体	基準書
1969年	内国歳入庁(IRS) (Internal Revenue Service)	内国歳入庁歳入手続69-21(Rev. Proc. 69-21) (Revenue Procedure 69-21)
1974年	財務会計基準審議会(FASB) (Financial Accounting Standards Board)	財務会計基準書第2号(SFAS No.2) (Statement of Financial Accounting Standards No.2)
1975年	財務会計基準審議会(FASB) (Financial Accounting Standards Board)	FASB解釈書第6号(FIN No.6) (FASB Financial Interpretation No.6)
1979年	財務会計基準審議会(FASB) (Financial Accounting Standards Board)	FASB適用指針第79-2号(FTB No.79-2) (FASB Technical Bulletin 79-2)
1983年	証券取引委員会(SEC) (Securities and Exchange Committee)	財務報告通牒第12号(FRR No.12) (Financial Reporting Release No.12)
1984年	アメリカ公認会計士協会(AICPA) (American Institute of Certified Public Accountants)	問題提起書 (Issue Paper)
	財務会計基準審議会(FASB) (Financial Accounting Standards Board)	公開草案 (Exposure Draft)
1985年	財務会計基準審議会(FASB) (Financial Accounting Standards Board)	財務会計基準書第86号(SFAS No.86) (Statement of Financial Accounting Standards No.86)

これらの会計基準を取り扱うに際して留意しなければならない点は、1984年以前の公開文書がソフトウェア開発過程を明示的に意識して作成されていないことである。ソフトウェア開発過程には様々な形態が存在しているが⁴⁷⁵、ここでは、システム調査・分析→基本設計→詳細設計⁴⁷⁶→コーディング⁴⁷⁷→テスト⁴⁷⁸→保守

⁴⁷⁴ ソフトウェア収益認識については、AICPAより意見書第91-1(Statement of Position No.91-1)及び意見書第97-2(Statement of Position No.97-2)が公表されている。また、社内利用ソフトウェアについては、意見書第98-1(Statement of Position No.98-1)が公表されている。

⁴⁷⁵ 開発過程の段階分けについては、太田昭和監査法人・ビジネス・ブレイン太田昭和編 [1987] 36頁を参照せよ。

⁴⁷⁶ 「コンピューター・ソフトウェア製品の詳細設計であり、製品機能・特色及び技術的要求をもっとも詳細かつ論理的な様式にし、コーディングの準備となるもの(FASB [1985a] Paragraph 52)。」

⁴⁷⁷ 「詳細プログラム設計において規定されている要求を実行するためにコンピューター言語で詳細命令を生成すること(FASB [1985a] Paragraph 52)。」

⁴⁷⁸ 「コーディングされたコンピューター・ソフトウェア製品が、製品設計において述べられている機能・特色及び技術的性能要求に適合するかどうかを判定するため

⁴⁷⁹という段階で示しておく⁴⁸⁰。1984年以降の公開文書では、こうしたソフトウェア開発過程を明示的に意識して作成されることになる。

本章では、この留意点を踏まえた上で研究対象となる上記の公開文書について概説していくことにする。

第一項 内国歳入庁の内国歳入庁歳入手続 69-21

ソフトウェア会計がアメリカにおいて最初の基準として発表されたのは、内国歳入庁(Internal Revenue Service: IRS)が1969年に連邦所得税申告に関わって公表した内国歳入庁歳入手続 69-21(Revenue Procedure 69-21: Rev. Proc. 69-21)であった。この指針では、次のようにソフトウェア開発費を規定していた。

「ソフトウェア開発費は、多くの面で1954年制定の内国歳入法第174条に該当する試験研究費と非常によく似ているので、ソフトウェア開発費について、試験研究費と類似した会計処理を行ってよい⁴⁸¹。」

このように、IRSは、ソフトウェア開発費が試験研究費と類似すると考えたのである。試験研究費に関する規定、内国歳入法(Internal Revenue Code: IRC)第174条に従えば、試験研究費の税務処理には、即時全額費用化あるいは5年以下の資本化・償却の双方が認められている。したがって、ソフトウェア開発費の会計処理も、試験研究費に準じて費用化・資本化が認められた。

第二項 財務会計基準審議会の財務会計基準書第2号

他方、財務会計上においては、財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)は、研究開発費会計における会計処理の問題に対処するた

に必要な段階を実行すること(FASB [1985a] Paragraph 52)。」

⁴⁷⁹ 「製品が顧客へ一般的に出荷可能となった後、誤謬を訂正し、又は製品を現在の情報に基づき更新するために実施される活動(FASB [1985a] Paragraph 52)。」

⁴⁸⁰ 桜井編著 [1993] 87頁。このモデルは、ウォーターフォール・モデルと呼ばれている。

⁴⁸¹ Rev. Proc. 69-21, CUM. BULL. 303 3. 桜井編著 [1993] 34頁。

め⁴⁸²、1974年10月に財務会計基準書第2号(Statement of Financial Accounting Standards No.2: SFAS No.2)「研究開発費会計(Accounting for Research and Development Costs)」を公表した。SFAS No.2は、ソフトウェア原価について次のような指針を述べている。

「コンピューター・ソフトウェアは、多種多様な目的のために開発される。それゆえ、個々のケースについて、ソフトウェアが開発される活動の性質を第8-10節の指針に照らして判断し、当該ソフトウェア原価がそれに該当するか否かを決定すべきである。たとえば、販売のために新奇で高度なコンピューター・ソフトウェアの能力を開発する活動は、本基準書でいうところの研究開発活動に該当する⁴⁸³。」

SFAS No.2は、研究および開発の定義とそれらに該当する活動および該当しない活動を定義する第8-10節⁴⁸⁴にしたがって、新奇の販売用ソフトウェア開発活動が研究開発活動に該当すると規定している。この例示は、ソフトウェア原価が研究開発費に準じて即時全額費用化すべきという解釈を促進するであろう。ただし、SFAS No.2は、ソフトウェア原価の中に研究開発に該当する活動と該当しない活動があるとも指摘している。したがって、SFAS No.2のソフトウェア規定は、明確ではなく様々な解釈を可能にするであろう。このため、FASBは、FASB 解釈書第6号とFASB 適用指針第79-2号を公表するに至る。

第三項 FASB 解釈書第6号とFASB 適用指針第79-2号

FASBは、SFAS No.2の曖昧な定義に対処するため、1975年2月にFASB 解釈書第6号(FASB Financial Interpretation No.6: FIN No.6)「コンピューター・ソフト

⁴⁸² 当時、McDonnell Douglas 社や Lockheed 社などが巨額の研究開発費を資本化しており、研究開発費の資本化乱用が問題となった。この点は、第三章を参照せよ。

⁴⁸³ FASB [1974a] Paragraph 31. 桜井編著 [1993] 145 頁。

⁴⁸⁴ 「研究(Research)—新しい製品やサービス、又は新しい生産方法や技術を開発したり、又は既存製品や生産方法に重要な改良を加えるのに役立つところの、新知識の発見を目的とする計画的な調査又は批判的研究である。開発(Development)—研究の成果又はその知識を、新しい製品や生産方法に関する計画、設計の形又は既存の製品や生産方法を著しく改良するための計画又は設計の形に具現化することである。ここには、市場調査や市場での実験活動は含まれない(FASB [1974c] Paragraph 8; 植野編 [1982] 76 頁)」。

ウェアへの基準書第 2 号の適用(Applicability of FASB Statement No.2 to Computer Software)」を公表し、ソフトウェア原価の解釈を個別に解説している。FIN No.6 は、研究開発費であってもソフトウェアに代替用途があるかぎり、資本化しなければならないことを明確にし⁴⁸⁵、ソフトウェア原価に関する SFAS No.2 の解釈を次のように明らかにしている。

「審議会の基準書第 2 号に関する意図は、販売または管理活動のために企業で利用する、工程(process)の購入・開発・改善を研究開発活動の定義から除外することにある。したがって、その限りにおいて、コンピューター・ソフトウェア原価は、販売または管理活動のために企業で利用する工程の購入・開発・改良に含まれ、コンピューター・ソフトウェア原価は、研究開発費ではない⁴⁸⁶。」

FIN No.6 は、研究開発費に該当しない活動として、次のようなものあげている。

「他方、たとえば、既存製品を改善したり、製品を特定の要請または顧客のニーズに適合させるための常規的かつ継続的な努力において発生したプログラミングとテストの原価は、研究開発ではない⁴⁸⁷。」

したがって、FIN No.6 は、一部のプログラミング(コーディングに相当)とテストの原価は、研究開発費ではないと定義したのである。ただし、1979 年 12 月の FASB 適用指針第 79-2 号(FASB Technical Bulletin 79-2: FTB No.79-2)「コンピューター・ソフトウェア原価(Computer Software Costs)」は、研究開発費に該当しないソフトウェア原価について次のように述べている。

「所与のソフトウェア製品または工程を製造するために発生した総原価は、必ずしも研究開発費ではない。しかしながら、ソフトウェア製造原価が研究開発費ではないという判断は、将来活動に対する棚卸資産(inventoriable)あるいは繰延資産(deferrable)に該当する

⁴⁸⁵ FASB [1975] Paragraph 2.

⁴⁸⁶ FASB [1975] Paragraph 4; 桜井編著 [1993] 146 頁。

⁴⁸⁷ FASB [1975] Paragraph 7.

ことを必ずしも意味しない。こうした判断は、ある状況を取り巻く事実および環境すべてに応じて行われる⁴⁸⁸。」

このように、FTB No.72-2 に至るまでのソフトウェア原価に関する会計基準の見解は、研究開発費会計を準用するとともに、ソフトウェア原価の定義および会計処理に曖昧な部分が多いことがわかる。特に、ソフトウェア原価がどこまで資本化可能であるかどうかという問題については曖昧な見解しか示していない。その結果、AICPA の問題提起書や証券取引委員会のモラトリウムが公表されるという事態に発展し、会計基準の必要性が高まることになる。

第四項 AICPA の問題提起書と証券取引委員会の FRR. No.12

1980 年代になると、アメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountancy: AICPA)と証券取引委員会(Securities and Exchange Committee: SEC)が FASB の曖昧な会計基準の解釈を改善する活動を開始することになる。

まず、AICPA の専門委員会の活動から取り上げる。AICPA のコンピューター・ソフトウェアの開発及び販売の会計に関する専門委員会(Task Force on Accounting for the Development and Sale of Computer Software)は、1982 年にコンピューター・ソフトウェア及びサービス工業協会(Association of Data Processing Service Organization: ADAPSO)⁴⁸⁹がソフトウェア会計に関する公開草案を提案し、その結果として設立された委員会である⁴⁹⁰。

この専門委員会は、会計基準常任委員会(AcSEC)と ADAPSO と全国会計人協会(NAA)の合同委員会であり⁴⁹¹、1984 年 2 月に問題提起書(Issue Paper)「販売・リース用ソフトウェア原価の会計(Accounting for Costs of Software for Sale or Lease)」を FASB に送付することになる。この問題提起書では、「技術的实施可能性⁴⁹²、市

⁴⁸⁸ FASB [1979] Paragraph 3.

⁴⁸⁹ ADAPSO は、1991 年に Information Technology Association of America (ITAA)に改名されている。

⁴⁹⁰ Morris, ed. [2001] pp.2-3.

⁴⁹¹ Morris, ed. [2001] pp.2-3. 内訳は、会計専門職から 3 人、ADAPSO から 3 人、NAA から 1 人の合計七人である。

⁴⁹² 「企業は、製品がその設定仕様に合致するように生産され、その製造原価を信頼性をもって見積もりうるようになるのに必要なすべての活動を完了していること

場可能性⁴⁹³、財務可能性⁴⁹⁴がソフトウェア開発費を資本化するまでに樹立されるべきである⁴⁹⁵」と指摘するとともに、詳細プログラム設計・コーディング・テストを資本化すべきであると提唱した。

次に、SECの活動を取り上げる。SECは、FASBのソフトウェア原価に対する曖昧な見解と拡大する多様な実務に対処するために、1983年4月14日にモラトリアム(SEC Release No.33-6476)を発表する。このモラトリアムは、1983年8月8日に財務報告通牒第12号(Financial Reporting Release No.12: FRR No.12)「外部者向け販売・リース用自社開発コンピューター・ソフトウェア原価の会計(Accounting for Costs of Internally Developing Computer Software for Sale or Lease to others)」として正式に決定されることになる。

FRR No.12は、1983年4月14日からFASBがソフトウェア会計に明確な指針を示すまでの間、新たなソフトウェア原価の資本化採用を禁止するものである。それと同時に、FRR No.12は、1983年4月14日以前に資本化を採用していた企業に対して、ソフトウェア開発費の当期純資本化額を開示しなければならないことを要求する。このようにして、FASBによる会計基準の設定が急務とされることになったのである。

第五項 公開草案と財務会計基準書第86号

FASBは、以上のようなSECやAICPAの専門委員会の反応を受けて1984年8月に公開草案(exposure draft)「販売・リース・その他市販目的のコンピューター・ソフトウェア原価の会計(Accounting for the Costs of Computer Software to Be Sold, Lease, or Otherwise Marketed)」を公表する。公開草案は、ソフトウェア原価のうち研究開発に該当する活動と研究開発に該当しない活動を区別するに際して、次

(FASB [1984] Paragraph 7; 桜井編著 [1993] 148頁。)

⁴⁹³ 「企業は、当該製品市場の範囲および期待される耐用年数を示唆する市場分析を完了することによって、コンピューター・ソフトウェア製品市場があることを確認していること(FASB [1984] Paragraph 7; 桜井編著 [1993] 148頁。)

⁴⁹⁴ 「企業は当該製品から得られる期待収益を評価し、①かつて資本化した原価と報告期間に資本化すべき原価の合計額が、②ソフトウェアを生産、販売および維持するための見積残存原価を見積将来収益から差し引いた額を下回ることを確認すること(FASB [1984] Paragraph 7; 桜井編著 [1993] 148頁。)

⁴⁹⁵ Morris, ed. [2001] pp.2-4.

のような指針を明らかにする。

「計画、設計(製品設計および詳細設計の両方を含む)および販売・リースなど市販目的のコンピューター・ソフトウェア製品の技術的実施可能性を樹立するためのすべての原価は、研究開発費である。これらは、FASB 基準書『研究開発費会計』で要求しているように、発生時に費用化しなければならない⁴⁹⁶。」

他方、研究開発費に該当しない活動は、次のような処理を要求している。

「回収可能性を樹立した後に発生した研究開発費以外の製品マスター製造のための原価は、資本化しなければならない。これらの原価には、コーディングとテストが含まれる。これらの原価の回収可能性が樹立されなければ、発生時に費用化しなければならない⁴⁹⁷。」

以上の文言から明らかなように、公開草案は、詳細プログラムを研究開発費として認識し、コーディングとテストを製造原価と認識する方向をとっている。特に、コーディングとテストの原価は、回収可能性を樹立した後に発生した原価に含まれると規定している点が重要であろう。ここでいう回収可能性とは、四つの要件、つまり技術的実施可能性、市場可能性、財務的可能性、経営者の支持⁴⁹⁸をすべて満たすときに樹立されることになる。この四つの回収可能性が樹立された時、ソフトウェアの製品マスター⁴⁹⁹は、製造原価として処理しなければならないことになる。

ここで注目すべきことは、回収可能性の四つ要件が SFAS No.2 で提案された開

⁴⁹⁶ FASB [1984] Paragraph 5; 桜井編著 [1993] 147 頁。

⁴⁹⁷ FASB [1984] Paragraph 6; 桜井編著 [1993] 147 頁。

⁴⁹⁸ 「企業は製品を生産し販売するのに必要な資源を獲得したか、または獲得できてしかも経営者がそれに支持を与えていること(FASB [1984] Paragraph 7; 桜井編著 [1993] 148 頁)。」

⁴⁹⁹ 製品マスターは、「販売・リースなど市販目的のソフトウェア製品、書籍および教育資材の複製可能な完成されたバージョン」と定義されている(FASB [1985a] Paragraph 52)。

発費の選択的資本化要件と酷似していることである⁵⁰⁰。したがって、FASB 公開草案は、研究開発費会計を準用しつつ、コーディングとテストの資本化を強制したのである。

しかしながら、1985年8月に公表された財務会計基準書第86号(Statement of Financial Accounting Standards No.86: SFAS No.86)「販売・リース・その他市販目的のコンピューター・ソフトウェア原価の会計(Accounting for the Costs of Computer Software to Be sold, Lease, or otherwise Marketed)」では、回収可能性の要件を放棄し、技術的实施可能性の要件を拡充することにより資本化要件が決定されることになった。この技術的实施可能性の要件は、以下の通りである。

「本基準書の目的にとってコンピューター・ソフトウェア製品の技術的实施可能性は、機能、特徴および技術的性能要求を含む製品仕様に適合するように、製品の製作が可能であるということを確認するために必要なすべての計画、設計、コーディングおよびテスト活動を企業が完了した時点において確定される。技術的实施可能性が確定された証拠として、企業は少なくとも以下の(a)または(b)のいずれかの活動を行っていないと認められない。

- a. コンピューター・ソフトウェア製品の製作過程が、詳細プログラム設計を含む場合には、
 - (1)製品設計、及び詳細プログラム設計が完了し、企業が当該製品を製作するために必要な技能、ハードウェア及びソフトウェア技術が利用可能であることを確定していること。
 - (2)詳細プログラム設計の完了及び製品設計との首尾一貫性が、詳細プログラム設計の文書化と、製品仕様への跡づけによって確認されていること。
 - (3) 詳細プログラム設計が、リスクの高い開発上の問題点(例えば、新奇でユニークな立証されていない機能または特色及び技術革新)に関して検閲され、明示されたリスクの高い開発上の問題点に関連するいかなる不確実性も、コーディング及びテ

⁵⁰⁰ SFAS No.2 で提案された選択的資本化は、a.製品と工程の定義、b.技術的実現可能性、c.市場性/有用性、d.経済的実現可能性、e.経営者の行動、f.純利益比較の歪曲である(FASB [1974] Paragraph 53)。このうち、ソフトウェア会計の公開草案には、a.とf.以外が含まれていることになる。

ストを通して解決されていること。

b. コンピューター・ソフトウェア製品の製作過程が、上記(a)に規定されている側面を持つ詳細プログラム設計を含まない場合には、

- (1)ソフトウェア製品の製品設計及びワーキング・モデルが完了していること
- (2)ワーキング・モデルが完了し製品設計との一貫性がテストによって確認されていること⁵⁰¹。」

上記から明らかのように、技術的实施可能性が樹立したことを証明された製品マスターは、製造原価として処理されることになる⁵⁰²。ここで公開草案と比較して注目すべき点が三つある。

第一点は、SFAS No.86 がソフトウェア原価の資本化要件に具体的な規準を採用している点である。第二点は、技術的实施可能性の証明が最も早期で「詳細プログラム設計の完了」と「ワーキング・モデル⁵⁰³の完了」という「二重規準」になっている点である。第三点は、コーディングとテストが技術的实施可能性を樹立するためにも必要な活動になっている点である。

FASB は、公開草案からの変更理由について「当該基準が主観的であり、提案基準の任意適用を実質的に認めることになる」ことが指摘されたと明らかにしている⁵⁰⁴。この結果、SFAS No.86 は、ソフトウェア原価の会計処理を技術的实施可能性で判断することになったのである。

以上のように、技術的实施可能性が確定された後におこなわれたコーディングとテストは、製品マスターの製造原価として資本化を強制されることになったのである⁵⁰⁵。したがって、SFAS No.86 は、一部のコーディングとテストの原価について、公開草案と同じく製造原価としての資本化を強制しているのである。

⁵⁰¹ FASB [1985] Paragraph 4; 桜井編著 [1993] 150 頁。

⁵⁰² FASB [1985] Paragraph 5.

⁵⁰³ 「コンピューター・ソフトウェア製品の作業バージョンであり、最終的に市場に出される製品のソフトウェア言語で完成され、当該製品に対して計画されたすべての主要な機能を実行し、かつ、第一次的な顧客のテストに合うように整備されている(FASB [1985a] Paragraph 52)。」

⁵⁰⁴ FASB [1985] Paragraph 85.

⁵⁰⁵ FASB [1985] Paragraph 6.

第六項 ソフトウェア会計と三つの会計思考

以上の展開が現在までのアメリカの販売用自社開発コンピューター・ソフトウェア(ソフトウェア原価)の会計基準の変遷である。この変遷は、基本的にソフトウェア原価の定義に関わる問題であり、マクロ的な問題とミクロ的な問題に分けることができる。まず、マクロ的な問題として、次のような会計思考の変遷が存在していると推定できるであろう。

- ① ソフトウェア原価=研究開発費=資本化という会計思考の形成(内国歳入庁歳入手続 66-21)。
- ② ソフトウェア原価=研究開発費=費用化という会計思考の形成(SFAS No.2)。
- ③ ソフトウェア原価=製造原価=資本化という会計思考の形成(FIN No.6、FTB No.79-2、AICPA 問題提起書、公開草案、SFAS No.86)。

これらの会計思考の中で注目すべきは、②から③への変遷である。すなわち、ソフトウェア原価は、「研究開発費」あるいは「製造原価」のどちらであるのかという争いがある。この問題は、ソフトウェア原価の会計処理に直結する。すなわち、ソフトウェア原価が研究開発費であれば、SFAS No.2に従ってソフトウェア原価を即時全額費用化しなければならない。逆に、ソフトウェア原価が製造原価であれば、ソフトウェア原価を資本化しなければならない。このように、ソフトウェア原価に関わる定義問題がソフトウェア原価の会計処理を規定することになる。

次に、ミクロ的な問題としては、研究開発費と製造原価の線引きがある。それは、ソフトウェア原価のうち、どの原価が資本化可能であるかという問題である。この点について、AICPA の問題提起書・公開草案・SFAS No.86 では見解が異なる。すなわち、詳細プログラム設計とコーディングとテストに関する見解である。この点を整理すれば次の通りになる。

図表6-2 各公開文書の資本化可能な原価

	詳細プログラム設計	コーディングとテスト
問題提起書	資本化	資本化
公開草案	費用化	資本化
SFAS No.86	費用化	技術的实施可能性の確定以前=費用化
		技術的实施可能性の確定以後=資本化
	ワーキング・モデルの完了以前=費用化	
	ワーキング・モデルの完了以後=資本化	

では、上記のような会計思考の変遷がなぜ起きてしまったのだろうか。会計基準書の内容では、技術的实施可能性あるいは回収可能性などの会計理論に沿って、ソフトウェア原価の会計処理が規定されている。しかし、当該公開文書の会計理論だけでは、ソフトウェア原価の会計思考の変遷を理解することは不可能であろう。

我々は、アメリカのソフトウェア会計の歴史的経路を検討するために、アメリカのソフトウェア会計をめぐる状況を見極めなければならない。我々は、当該歴史的状況を分析した結果、ソフトウェア会計が研究開発費会計の影響を制約条件として展開してきた可能性がある。そこで、ソフトウェア会計は、第三章のアメリカの研究開発費会計の経路依存にも制約されていることについても検討する。

第三節 アメリカのソフトウェア会計をめぐる状況

本節は、ソフトウェア原価の会計基準をめぐる状況を考察する。そこで、我々は、次のとおりに本節を構成する。まず、第一項、第二項および第三項において三つの会計思考の形成について歴史事象に関連づけて考察する。次に、第四項においては、SFAS No.86 の設定過程を分析し、三つの会計思考がどのように SFAS No.86 に影響したかを考察する。

第一項 ソフトウェア原価=研究開発費=資本化という会計思考の形成

本項では、ソフトウェア産業の誕生とそれに関わる内国歳入庁(IRS)の対応について考察し、①ソフトウェア原価=研究開発費=資本化という会計思考の形成の起源について検討する。

まず、ソフトウェア産業の誕生について明らかにしよう。1969年6月以前においては、ソフトウェア市場というものがほとんど存在せず、したがってソフトウ

ウェア産業というものほとんど存在しなかった。当時のアメリカでは、少数のハードウェア・メーカーがハードウェアとソフトウェアで抱き合わせ(bundling)で販売していた⁵⁰⁶。このため、ソフトウェアがハードウェアの一部として考えられるとともに、ソフトウェアの帰属部分に販売価格が存在しなかった⁵⁰⁷。したがって、ソフトウェアは、ハードウェアの付属品として販売されると共に、会計上もハードウェアの付属品として処理されていた。

しかしながら、IBM社は、1969年6月にハードウェア価格からソフトウェア価格を分離させる政策(分離価格政策)を実施する。IBMの分離価格政策は、ソフトウェア市場とソフトウェア産業を拡大させることになった。そこで、ソフトウェア会計の会計基準を誕生させる起源となったIBM社の分離価格政策について明らかにしておこう。

IBM社の分離価格政策は、新聞紙上でIBM社の市場支配に対する反トラスト圧力に起因すると伝えられた⁵⁰⁸。たとえば、*The Wall Street Journal*紙は、IBM社が分離価格政策を採用した背景を次のように報じていた。

「IBMの実務は、コンピューター導入の20年間以上にわたって、別料金なしで情報処理設備と様々なサービスを抱き合わせ(bundling)にするものであった。…中略… この実務は、IBMの12月6日の発表[ソフトウェアの分離価格政策]後、すぐに司法省と競合企業四社がIBMに対して提訴した反トラスト民事訴訟の主要問題の一つであった。一部の競合企業は、こうした「無料」サービスと呼ばれるものが同サービス市場における競合企業の事業を妨げ、コンピューター利用者に必要のないサービスに代金を支払うように義務づけてきた点を強調する⁵⁰⁹。」

当時、連邦政府は、IBM社の抱き合わせ販売(bundling)が市場への参入障壁を構成していると主張しており、これが1969年1月より始まったU.S. v. IBMの争点

⁵⁰⁶ Martin [1974] p.119. 主な企業は、IBM社, Honeywell社, Sperry Rand社, Burroughs社, Control Data社, National Cash Register(NCR)社, Xerox Data System社, Digital Equipment社である。

⁵⁰⁷ McGee, ed. [1985a] p. v.

⁵⁰⁸ Martin [1974] p.126; *The Software Explosion*, *Business Automation* 1968, Vol.15, No.9, p.27. 当時のIBM社は、約70%の市場シェアを占有していた。

⁵⁰⁹ *The Wall Street Journal*, June 24, 1969, p.38.

一つであった⁵¹⁰。このため、IBM社は、連邦政府や同業者の反トラスト圧力に対処するため、ハードウェアからソフトウェア価格の分離することになった⁵¹¹。ただし、IBMの分離価格政策に関しては、反トラスト圧力ではないという見解も主張されている⁵¹²。いずれにあるにせよ、IBMの分離価格政策は、ソフトウェア産業を誕生させることとなり⁵¹³、ソフトウェア産業は、ハードウェア・ユーザー向けにソフトウェアを販売するようになったのである。

IBM社の分離価格政策とソフトウェア市場の拡大に伴って、IRSは、ソフトウェア原価に対する税務手続きに対処する必要性が生じた。そこで、IRSは、Rev. Proc. 69-21を発表し、ソフトウェアの連邦所得税上の税務指針を明らかにする。では、IRSのRev. Proc. 69-21は、どのような背景において形成されたのであろうか。

Martin[1974]は、IRSのRev. Proc. 69-21の形成について次のような見解を示している。彼によれば、Rev. Proc. 69-21は、「IRS当局がソフトウェア原価の不適切な税務処理に注目し、ソフトウェア原価を処理する指針を要請されていた」点に対応するものであった⁵¹⁴。こうした問題が最も大きかったのは、コンピューター・システムが集中していた、ニューヨーク市の展開であった⁵¹⁵。ニューヨークのIRS州事務所(national office)は、1969年1月に「ソフトウェア資本化に関するメモランダム(Memorandum re Capitalization of Software)」を発表し、この中で「一年以上の耐用年数のあるソフトウェアあるいはプログラムは、その有用期間にわたって償却しなければならない無形資産である」と述べている⁵¹⁶。

⁵¹⁰ Fisher, McKie and Mancke [1983] p.204.

⁵¹¹ 「IBM社は、反トラスト訴訟が提訴される前に別売(unbundling)についての研究報告で次のように述べた。『今日発表した拡大的な変更は、同業者と政府からの告訴その他を考慮したものである』とIBM社は、昨日述べた(*The Wall Street Journal*, June 24, 1969, p.38.)。』

⁵¹² Fisher, McGowan and Greenwood [1983]は、IBM社のソフトウェア別売決定(unbundling)が次の二つの理由のために起こったと主張している(Fisher, McGowan and Greenwood [1983] p.176)。第一の理由は、IBM社が別料金なしでサービスを提供することを重圧に感じるようになった点である。第二の理由は、ソフトウェア料金とサービス料金の概念がソフトウェア・ハウスの参入・成功で比較的受け入れられるようになった点である。

⁵¹³ *Computerworld*, June 19, 1989, p.6.

⁵¹⁴ Martin [1974] p.127.

⁵¹⁵ Martin [1974] p.127.

⁵¹⁶ Martin [1974] p.127 (quoted in *Memorandum re Capitalization of Software*, January 15,

しかし、ニューヨーク地域のメモランダムは、ソフトウェアを無形資産として定義をしたものの、その定義が「独特の概念」であったためにソフトウェアを適切な税務分類に適合させることが難しかった⁵¹⁷。そこで、Rev. Proc. 69-21は、ソフトウェア開発費が「試験研究費」に類似している点を指摘し、試験研究費と同様の会計処理を認めることで対応したのである。その結果、ソフトウェア原価は、研究開発費として認識されるようになったのである。

以上のように、IBM社の分離価格政策とソフトウェア市場の拡大の結果として、IRSがソフトウェア開発費を試験研究費(研究開発費)として分類した。この結果が①ソフトウェア原価=研究開発費=資本化という会計思考の形成といえよう。

第二項 ソフトウェア原価=研究開発費=費用化という会計思考の形成

前項で述べたように、ソフトウェア原価は、研究開発費として認識されるようになったのだが、1974年10月に研究開発費に関する財務会計上の決定が行われることになった。これがFASBのSFAS No.2である。SFAS No.2の基準設定では、ソフトウェア原価も研究開発費との類似性から触れられることになった。本項では、SFAS No.2とソフトウェア原価との関係をめぐる背景について分析し、②ソフトウェア原価=研究開発費=費用化という会計思考の形成の起源について検討する。

まず、ソフトウェア原価に関するSFAS No.2規定の検討に入る前に、SFAS No.2の背景について簡潔に説明しよう⁵¹⁸。第三章で述べたように、SFAS No.2は、研究開発費に関わる問題、特に研究開発費の資本化乱用に対処するために、即時全額費用化を規定することになった。もう一度振り返れば、航空機産業が巨額の研究開発費を資本化するとともに、その後に巨額のライト・オフを行うという実務を行っていた。このような実務は、特に投資家の研究開発費の資本化に対する認識を悪化させるに十分なものであった。したがって、SFAS No.2は、研究開発費の資本化乱用を防止するために、大多数の実務であった即時全額費用化を会計基準として採用したのである。

1969).

⁵¹⁷ Martin [1974] pp.128-129.

⁵¹⁸ SFAS No.2の基準設定については、第三章を参照せよ。

このようにして SFAS No.2 が設定されるに至るわけであるが、SFAS No.2 の基準設定では、ソフトウェア原価が研究開発費に含まれるかどうかという点について問題となった⁵¹⁹。たとえば、次のような見解が公開草案の返答でなされていた。

「公開草案は、コンピューター・ソフトウェア原価を含む意図があるかどうか全く明らかではない。…中略… 我々は、研究開発費と考えられるべき原価の指針に沿って(in order for costs)、外部者による販売・利用を意図した製品・サービスの開発・改良を研究開発に関連づけられなければならない点を強調すべきであると提案する(General Telephone and Electronics Corporation)⁵²⁰。」

「公開草案のいたるところで、コンピューター・プログラム原価の処理に明瞭性が欠如している。Paragraph 6 の定義と Paragraph 7 の研究開発に含まれる活動の種類は、コンピューター・ソフトウェアを含むと解釈できるけれども、これは不明確である(Touche Ross and Co.)⁵²¹。」

こうした見解に対応するために新設されたのが、SFAS No.2 の Paragraph 31 である。Paragraph 31 の解釈は、多様な解釈を引き出すものであったが、新奇の販売用ソフトウェア開発活動が研究開発活動に該当すると例示していた。それゆえに、販売用ソフトウェア原価は、研究開発費に準じてすべて即時全額費用化しなければならないと解釈できたのである。

ここで重要なことは、ソフトウェア原価の性質が研究開発費の性質と同様に捉えられてきた以上、ソフトウェア原価の資本化が研究開発費の資本化と同様に捉えられるということである。すなわち、人々は、研究開発費の資本化乱用がソフトウェア原価でも生じると考えたのではなかろうか。その結果、ソフトウェア原価も研究開発費と同様に即時全額費用化すべきという会計思考を生み出されることになったのではないだろうか。

以上のように、SFAS No.2 は、研究開発費と同質と考えられてきたソフトウェ

⁵¹⁹ FASB [1974b] Paragraph 31..

⁵²⁰ FASB [1974b] p.265.

⁵²¹ FASB [1974b] p.553.

ア原価についても規定することになった。この結果、②ソフトウェア原価=研究開発費=費用化という会計思考が形成されたといえよう。この会計思考は、特に投資家側に受け入れられるとともに、SFAS No.86 までの会計実務をほぼ支配することになる。

第三項 ソフトウェア原価=製造原価=資本化という会計思考の形成

SFAS No.2 は、新奇の販売用ソフトウェア開発活動が研究開発活動に該当すると例示していた。その一方で、SFAS No.2 は、研究開発費に該当する活動と研究開発費に該当しない活動がソフトウェア原価にあると述べた。しかしながら、SFAS No.2 は、それらを正確に定義しなかった。その結果、どのソフトウェア原価が研究開発費に該当するのかどうかという問題を生じさせた。FASB は、この曖昧な定義問題に対処するために、FASB 解釈書第 6 号(FIN No.6)および FASB 適用指針第 79-2 号(FTB No.79-2)を公表することになった。本項では、これらの基準書の背後にある③ソフトウェア原価=製造原価=資本化という会計思考の形成について検討する。

③の会計思考は、SFAS No.2 の曖昧な定義に起因して拡大したと考えられるが、特殊な会計実務がその背景に存在していたのではないかと考えられる。我々は、そのような会計実務として IBM 社の資本化実務を取り上げることにする⁵²²。IBM 社は、1983 年の年次報告書において過去 5 年間のプログラム製品投資 20 億ドルのうち 13 億ドルが未償却であることを明らかにしている企業である⁵²³。

ここで、いくつかの資本化企業の中から IBM 社の実務を取り上げる理由は、次のとおりである。まず、IBM 社は、当時通称「Big Blue⁵²⁴」と称される大企業であり、情報機器産業において圧倒的な市場シェアを占有していた点である⁵²⁵。こ

⁵²² その他の代表的な資本化企業としては、International Telephone & Telegraph 社(ITT 社)や Management Science America 社がある。

⁵²³ International Business Machine [1983] *Annual Report*, p.29. FASB [1985c] p.181 によれば、1984 年度は、16 億ドルである。

⁵²⁴ 「Big Blue」とは、①IBM のロゴがブルーであること、②営業マンが紺色の背広姿であること、③ブルー・チップ(優良株)のうちのブルー(超一流株)であることに起因している(青木訳 [1987] 443 頁)。

⁵²⁵ 1983 年の IBM 社の各市場占有率は以下の通りである。メインフレーム 73%(1 位)、パーソナル・コンピュータ 28%(1 位)、ソフトウェア 30%(1 位)、パーソナル・コンピュータ・ソフトウェア 10%(1 位)である(Computerworld, 1984, 12, 31, p.124)。

のため、超優良企業たる IBM 社の資本化実務は、③の会計思考の形成にとって重要であると考えられる。

IBM 社の資本化実務は、1969 年 6 月 23 日の分離価格政策に伴う経営実務の変更にもなって導入されたものである。この経営実務とは、「ライセンスド・プログラム・マネジメント・サイクル(Licensed Program Management Cycle)」と呼ばれるソフトウェア開発体制であり、計画⁵²⁶・アーキテクチャ⁵²⁷・明細書(specifications)⁵²⁸・設計実施⁵²⁹・実施統合⁵³⁰・サポート⁵³¹という六段階に分割されている。

ここで注目すべきは、IBM 社のソフトウェア開発過程が liner process とされている点である。ソフトウェア開発過程を liner process とすることは、各段階のコストを把握できるようにし、研究開発費と製造原価の分岐点を設定することができる。それは、ソフトウェア原価のうちの製造原価部分が明確に認識できることを意味する。具体的には、IBM 社は、このソフトウェア開発体制に従って次のような資本化を採用することになる。

- 「1. プログラム設計のための概念形成および知識変換(translation of knowledge)に発生した原価は、高度なリスクのある支出であり、期間費用として利益に計上されることになる。
2. 設計以後に発生した原価は、コード・テスト・業績測定・修正・再テスト・使用可能なプログラムとしての発売を証明されており、繰り延べられ、プログラムの製品の推定収益期間にわたって計上する。繰延費用に関連するリスクは、プログラム製品が適切に評価されたことを保証するために、進行(on-going)基準で評価される。

⁵²⁶ 「ライセンス・プログラム開発用の技術プランを作成する段階(FASB [1985b] p.223)」。

⁵²⁷ 「プログラムに開発資金を投入するために初期明細書の定義とプログラム・プランの承認を行う段階(FASB [1985b] p.223)」。

⁵²⁸ 「プログラム開発を継続し、アメリカ市場および非アメリカ市場へのマーケティングにコミットするに十分な適切な機能があるかどうかの合意を得る段階(FASB [1985b] p.224)」。

⁵²⁹ 「プログラム・コーディングとプログラムの証明テストを完了させ、発売発表を行う段階(FASB [1985b] p.224)」。

⁵³⁰ 「プログラムと必要テストを完了させ、プログラムを市場へと発売し、続行プログラムと改良プログラムを再検討する段階(FASB [1985b] p.225)」。

⁵³¹ 「発売後 6 ヶ月から 1 年でプログラムの業績とコスト計画に適合するかどうかを再検討する段階(FASB [1985b] p.226)」。

3. サポート・サービス費用は、発生時に費用化される⁵³²。」

IBM 社は、この資本化実務に基づき、設計実施・実施統合段階⁵³³で生じたコーディング・テストに発生した原価を繰り延べる方針を採用する。この結果が③の会計思考を促進させたのではないかと考えられる。特に、IBM 社は、同社の会計実務が SFAS No.2 にも準じており、自社のコーディングとテストの資本化実務を次のように正当化している。

- (a) プログラムが明確に定義され、プログラムに帰属するすべての原価が認識できること。
- (b) プログラムを実施するために必要な技術的正当性が実証されていること。
- (c) 経営者がコーディングとテストの成功を前提にしてプログラムの生産・流通の意図を示していること。
- (d) プログラムの将来市場を明確に示唆できること。
- (e) プログラムを完成させ、世界規模でプログラムを流通・サービス提供できる、十分な資源が存在すること⁵³⁴。」

実は、この IBM 社の資本化実務は、SFAS No.2 で放棄されたはずの選択的資本化の要件に基づくものである。また、この要件の一部あるいは全てが AICPA の問題提起書および公開草案でも採用されることになる。したがって、IBM 社の実務は、会計基準書および公開文書に大きな影響力のある実務であったということができよう。このようにして、IBM 社の実務は、③の会計思考を促進し、FASB の会計基準へと大きな影響を与えたのではないだろうか。その結果、IBM 社の実務は、SFAS No.2、FIN No.6 および FTB No.79-2 が③の会計思考に従って解釈されるという状況を生みだし、さらには SFAS No.86 の結論を導いたのではないか

⁵³² FASB [1985b] pp.226-227.

⁵³³ この段階は、コーディング・テスト活動であり、次のような原価が含まれるとされている(FASB [1985b] p.230)。プログラマー・コーディング、調査、モジュール・テストなどのその他すべてのコーディング活動。設計訂正、発売とコンピューター処理に固有のトラブル、バグ取りサポート、発売計画。機能テスト、比較可能テスト、プログラミング・ツールおよびフィールド・テスト・プログラムを含む統合パフォーマンス・テスト。コーディングとテスト活動をサポートするための、プログラム発売前のすべての文書および編集および出版物の再書き込み活動。

と推定できる。ただし、我々は、IBM社の資本化理由を確認することができなかつたので⁵³⁵、この点については注意していただきたい。

さらに重要なことは、IBM社の実務が次の二つのソフトウェア産業の事情と結びついて、ソフトウェア原価の資本化を促進することである。

第一に、ソフトウェア産業は、労働集約産業であるとともに比較的小規模な企業が多いという事情がある。したがって、「膨大な人件費を抱える一方でこれといっためぼしい有形資産を備えているものはほとんど」なく、財務諸表の劣悪さを映し出すことになる⁵³⁶。そこで、ソフトウェア産業は、研究開発費を資本化することで資産と利益を過大評価し、財務諸表の劣悪さを改善しようとするであろう。

第二に、Horwitz and Kolodny [1980]が指摘しているように、小規模・High-Tech企業群は、「洗練されていない投資家(unsophisticated investors)」からの投資額が大きいという事情がある⁵³⁷。したがって、小企業は、投資家間の情報伝達手段が限定され、投資家との情報の非対称性が大きくなる。そこで、ソフトウェア産業は、情報の非対称性を緩和するためにソフトウェア原価を資本化し、投資家に正確な開発情報を提供しようとしたり、投資家を誘導しようとする。実際に、Aboody and Lev [1998]の研究によれば、小規模・低収益・高負債・高開発費の企業がより多くのソフトウェア開発費を資本化すると指摘している⁵³⁸。

この結果として、③の会計思考は、IBM社の資本化方針→会計基準の曖昧な解釈→ソフトウェア産業内での採用という流れで広まっていった。これが③ソフトウェア原価=製造原価=資本化という会計思考の形成の基盤となったのである。

⁵³⁴ FASB [1985b] p.232.

⁵³⁵ IBM社が資本化を継続採用した理由についてはある程度推測することかできる。これは、IBM社のソフトウェア開発体制がメインフレーム時代の初期に形成されて以来、最近まで変更されなかったためであると考えられる。IBM社前会長 Louis Gerstner Jr.は、「在庫システム、会計システム、受注処理システム、流通システムは、程度の差こそあれ、メインフレーム時代の初期に作られたものから派生したのであり、その後、二十四の事業部門の必要性に合わせてつぎはぎしていた」と述べている(山岡・高遠訳 [2002] 94頁)。おそらくは、ソフトウェア原価の会計処理も、メインフレームのシステム360のビジネス・モデルの一環として、IBM社の官僚主義的な環境の中で継承されていたのではないかと考えられる。

⁵³⁶ Miller, Redding and Bahnson [1999] pp.124-125.

⁵³⁷ Horwitz and Kolodny [1980] pp.47-51.

⁵³⁸ Aboody and Lev [1998] pp.168-169.

第四項 SFAS No.86 設定過程

上記で分析してきたように、三つの会計思考がアメリカのソフトウェア会計に存在してきた。まず、①ソフトウェア原価=研究開発費=資本化という会計思考は、ソフトウェア会計の起源および税法規定に関するものであった。そして、②ソフトウェア原価=研究開発費=費用化という会計思考は、SFAS No.2 の設定により誕生する。最後に、③ソフトウェア原価=製造原価=資本化という会計思考は、IBM社と一部企業の採用によって広がった思考であった。ただし、①の会計思考は1974年のSFAS No.2 のために崩壊している。したがって、SFAS No.2 からSFAS No.86 までは、財務会計上においては②の会計思考と③の会計思考の併存・競合体制である。

この併存・競合体制に終止符を打ったのがSFAS No.86 であり、その設定過程ではソフトウェア原価に関して「研究開発対製造原価」及び「費用化対資本化」の論争が激しく行われることとなった。本節では、SFAS No.86 設定過程を利害関係者別(企業と投資家)に分析し、SFAS No.86 の設定要因を考察する。なお、本論文のSFAS No.86 設定過程とは、SECのFRR No.12 からSFAS No.86 の発表までを意味するものとして使用する。

(1)企業と投資家の見解

SFAS No.86 設定過程を考察する前に、当時の企業の会計実務について確認することにしよう。McGee [1984/1985a]は、アンケート調査をもちいて、次のように当時のソフトウェア会計の実務を明らかにしている⁵³⁹。

⁵³⁹ McGee [1984]の調査は、88社(公開会社51社・閉鎖会社37社)からの有効回答を得ている。

図表6-3 ソフトウェア原価の会計処理

	購入		自社開発	
	内部利用	再販売	内部利用	販売
費用化	30	48	83	75
内)閉鎖会社	16	25	36	29
内)公開会社	14	23	47	46
資本化	58	40	5	13
内)閉鎖会社	21	12	1	8
内)公開会社	37	28	4	5
総計	88	88	88	88

(出所) McGee[1984] p.258 より

図表 6-3 から明らかなように、購入ソフトウェア原価は半数程度資本化されているのに対して、販売用自社開発ソフトウェア原価はほとんど費用化されている。したがって、当時の支配的な実務は、販売用自社開発ソフトウェア原価を費用化することであった⁵⁴⁰。また、McGee [1985a]は、費用化理由が「研究開発であること」及び「実現に関する不確実性があること」であり、資本化理由が「資産性」および「対応原則」にあることを示している⁵⁴¹。

では、企業と投資家は、SFAS No.86 設定過程においてどのような反応を示したのであろうか。まず、証券取引委員会(SEC)がモラトリウムを発表した際の企業と投資家の反応について注目することにしよう⁵⁴²。企業の反応は、資本化禁止への反対コメントから構成されており、最終的にモラトリウムの要件を開示要件のみに絞るべきであると主張するものであった。主な反対理由は、以下のように競争上の影響を指摘するものであった。

「資本化実務を採用できない企業は、次のような理由で成長に必要な資金を獲得するために資本市場で十分に競争できない。すなわち、財務諸表が資本化を継続して認められた産業と比較して悪い(suffer)という事実のためである⁵⁴³。」

⁵⁴⁰ Burns and Peterson [1982] p.53.

⁵⁴¹ McGee [1985a] pp.55-56.

⁵⁴² 財務報告指針概要書(Codification of Financial Reporting Policies) §218.02. によれば、SECは、1983年5月31までのコメント期間に49通のコメントを受け取っている。このコメントは、産業と関連団体(38)、監査法人(8)、その他(3)から構成されている。

⁵⁴³ 財務報告指針概要書(Codification of Financial Reporting Policies) §218.02.a.

これに対して、財務アナリスト連合会(Financial Analysts Federation: FAF)は、SEC に対して次のようなコメントを送付し⁵⁴⁴、ソフトウェアの費用化に賛成するものであった。

- 「1. そのようなコスト(ソフトウェアの原価)は、研究開発にごく近似している。したがって、費用化されなければならない。
2. 激しい技術進歩と産業内の厳しい競争状況のために、ソフトウェア開発費の資本化はきわめて問題のある資産である。
3. 主観性を必要とするために、ソフトウェア会計が乱用される可能性がある⁵⁴⁵。」

以上のように、企業は、SEC の資本化禁止命令に対して資本市場での「競争上の問題」を指摘することによって反対し、財務アナリストは、費用化規定を求めたものであった。この点からみれば、企業は、ソフトウェア原価の資本化に対して賛成しているようにみえるが、全く異なる反応が FASB の公開草案では観測できる。そこで、FASB の公開草案における企業と投資家の反応について明らかにしよう。次の図表は、FASB の職種分類に従った公開草案に対する回答結果である⁵⁴⁶。

⁵⁴⁴ この見解は、FAF の財務会計指針委員会(Financial Accounting Policy Committee)とおよそ 40 人の財務アナリストの見解である。ただし、少数ではあるが、反対意見(資本化支持)も存在した。

⁵⁴⁵ 財務報告指針概要書(Codification of Financial Reporting Policies) §218. 02. a)

⁵⁴⁶ この回答結果は、McGee, Williams and Frazier [1991]の結果と異なっている。主な理由は、本調査が資本化対費用化で分別したのに対して、McGee, Williams and Frazier [1991]の研究では、公開草案に賛成対反対で分別したことに起因する。たとえば、ソフトウェア産業に属する Infodata System 社は、資本化企業であり、自社の資本化規準を解説しているが、「我々は、既存の公開草案が実施されることを勧告しているわけではない」と述べている(FASB [1985b] p.910)。

図表6-4 公開草案に対する回答結果

団体	資本化	費用化	分類不能	総数
ソフトウェア産業	41	65	9	115
その他の産業	14	8	1	23
証券	1	17	0	18
会計士	13	12	9	34
銀行	0	1	0	1
政府	2	0	0	2
その他	5	6	6	17
合計	76	109	25	210

SEC のモラトリアムの際の反応と比較すると、投資家の反応が同じであるのに対して、企業の反応が異なっている。すなわち、主にソフトウェア産業が大企業および小企業をとわずに費用化を支持しているのに対して、その他の産業が資本化を支持している⁵⁴⁷。この結果は、SEC のモラトリアムに対する反応とはまったく異なる結果である。そこで、このような差が生じた理由を考察するために、まず企業の見解を具体的に考察しよう。次の図表は、企業の反対理由を集計した結果である。

図表6-5 企業の反応

支持意見	意見数	反対理由	意見数
費用化	65	リスク及び不確実性(収益および耐用年数等の推定)	46
		開発過程の定義問題(製造原価と研究開発の区別等)	45
		財務諸表の信頼性の低下(主観的判断及び乱用等)	41
		比較可能性・一貫性の低下	34
		利用者の有用性がない	27
		内部会計システムの構築費用	29
		所得税増加(IRSの税法改正を含む)	23
		監査料金増加	21
		SFAS No.2と対立(ハードウェア対ソフトウェア)	15

主要理由は、「リスク及び不確実性」、「開発過程の定義問題」、「財務諸表の信頼性の低下」に絞ることができるが、それらは公開草案の施行によって生じる企業の経済的帰結と密接に関係している。以下、それぞれについて考察していく。

第一に、「リスク及び不確実性」の問題である。技術リスクおよび競争リスクのために、ソフトウェア原価の推定収益や耐用年数等の推定が難しい。特に、回収

⁵⁴⁷ McGee, Williams and Frazier [1991] p.281.

可能性の要件が曖昧であるために、企業や監査人は、具体的な記帳・会計・監査システムを構築する必要性に迫られる。したがって、企業は、公開草案の実施に伴って監査や内部会計システムの構築に費用をかけなければならないことになる。

第二に、「開発過程の定義問題」である。この問題は、二つの側面で企業に負担をかけることになる。まず、多くの企業のソフトウェア開発過程が *interactive process* であり、ソフトウェア原価を研究開発と製造原価に分別することが困難である⁵⁴⁸。したがって、コスト分類のために技術スタッフの教育あるいは会計スタッフの配置などの内部会計システムの構築費用がかかることになる。これは、単に開発スタッフへの一般管理業務の負担を示すだけでなく、一般管理業務の負担による心理的なコストも包有するものである。たとえば、次のような見解が典型的である。

「企業独自の創造過程に対して非生産活動を賦課することから心理的コストが生じる。開発スタッフが管理業務に忙殺されることで、機会とモラルが失われる。我々の望みは、開発スタッフの時間と能力を最大限に利用することである。公開草案で特定化された状況に適合するために必要な時間と詳細なプロジェクト記録は、『最適利用』とは考えられない(Microsoft 社)⁵⁴⁹。」

次に、もっと重要なことは、公開草案が一部のソフトウェア原価の定義を研究開発から製造原価へと変更しているために、税法上の研究開発に対する優遇処置⁵⁵⁰を受けられないものにしてしまう可能性がある。実際、IRS が 1983 年 1 月に税法上の研究開発費の定義からソフトウェア開発費を除外する提案規制 (§ 1.174-2) を発表しており、財務省は多くの企業のロビイング活動を受けた後に改正を断念せざる得なかった⁵⁵¹。したがって、FASB の公開草案は、廃案になったはずの IRS

⁵⁴⁸ FASB [1985a] Paragraph 30.

⁵⁴⁹ FASB [1985b] p.947.

⁵⁵⁰ ソフトウェア産業は、当時 Rev. Proc. 69-21 に従って発生時損金処理を認められるとともに、内国歳入法 44F に従って、基準年度の平均試験研究費額を超過する額について 25%の所得税控除(Research Credit)を受けることができた。特に、McGee [1984]によれば、研究控除は、販売用自社開発ソフトウェアについて 88 社中 64 社 (72.7%)が採用していることが明らかになっている(McGee [1984] p.262)。

⁵⁵¹ FASB [1985] p.554-556. この点は、Morgan Stanley 社(証券)が詳細にコメントして

の税法改正を促進するのではないかと考えられたのである。

第三に、「財務諸表の信頼性の低下」である。公開草案による資本化強制は、ソフトウェア産業が資本化を乱用していると判断される可能性を生み出す。後に詳述することになるが、投資家(特にアナリスト)は、②ソフトウェア原価=研究開発費=費用化という会計思考を堅持しており、研究開発費であるという強い認識を持っている。したがって、投資家は、資本化による会計的裁量行動を警戒してソフトウェア産業に投資しないことにもなりかねない。

次に、公開草案に対する投資家(財務アナリスト)の反応は、前述したとおり、圧倒的に費用化を支持するものであった。この見解は、SECのモラトリアム時と同じ結果である。企業と同様に、各意見の理由について、まとめれば次の通りである。

図表6-6 投資家(財務アナリスト)の反応

表明意見	意見数	支持理由	意見数(複数回答)
資本化	1	ソフトウェアの資産価値が株価に反映されていない	1
費用化	17	利益の質の低下(ライトオフ等)	11
		比較可能性・一貫性の低下	9
		リスク及び不確実性(収益および耐用年数等の推定)	9
		財務諸表の信頼性の低下(主観的判断及び乱用等)	8
		所得税増加(IRSの税法改正を含む)	8
		開発過程の問題(製造原価と研究開発の区別等)	6
		監査不能	6
		SFAS No.2と対立	2

財務アナリストは、投資分析などを行う関係からもわかるように、「利益の質の低下」を最も懸念している。「利益の質の低下」とは、具体的には将来のライト・オフおよび利益のヴォラティリティを言及するものである。特に、研究開発費会計でみられたような巨額のライト・オフは、急激な株価の下落を生じさせるであろう。この結果、財務アナリストの利益予測の精度が下落することにもつながるであろう。実際、資本化は、財務アナリストの利益予測の精度を下げってしまうことも実証されている⁵⁵²。

おり、本論文もこれに従っている。

⁵⁵² Aboddy and Lev [1999] pp.185-188 は、財務アナリストがソフトウェアの資本化に反対する理由が利益予測の質を下げることによって起因していると実証している。本論文もこの意見に賛同するが、本論文は、投資家がソフトウェアを研究開発として即時全額費用化を主張する根拠がこれだけではないと考えている。

ここで重要なことは、「利益の質の低下」が「リスク及び不確実性」、「財務諸表の信頼性の低下(主観的判断および乱用)」に起因している点である。なぜなら、経営者は、リスクや不確実性が大きいために主観的判断をもとにソフトウェア原価を処理する。それゆえに、ソフトウェア原価が恣意的にライト・オフされることになる。また、投資家は、研究開発費の資本化を企業の会計的裁量行動と関連させて次のような意見を示した。

「現在即時費用化されている原価が資本化されることで、産業が本質的に将来のライト・オフを自由にできる可能性がある。投資家は、利益の質を減少すると判断する限り、ライト・オフと利益のヴォラティリティをもっとも嫌う(anathema)。一株あたり利益が高くなるのを相殺するかのように、株価収益率が減少するであろう。投資家は、この規制のために産業のファンダメンタルズの質が悪化するのを確認すれば、株価は下落するであろう(Prudential-Bache Securities 社)⁵⁵³。」

以上のようなライト・オフを指摘する意見は、研究開発費会計でも指摘されていた点であったことは前章でも述べたとおりである。したがって、投資家(財務アナリスト)は、研究開発費会計の資本化がソフトウェア原価の資本化にも存在すると考えていたのである。そのため、投資家は、ソフトウェア原価の資本化に反発したのである。

このような投資家の反発を避けるためには、ソフトウェア原価が研究開発費ではなく製造原価であることをより強調しなければならない。特に、回収可能性の要件は、SFAS No.2 で放棄したはずの選択的資本化と酷似しているため、「研究開発の資本化復活」と類推される可能性が高い。そこで、SFAS No.86 は、技術的実施可能性の要件に改訂されることになったのである。

上記の分析からわかるように、資本化企業が少数しか存在せず、しかも資本化賛成企業が費用化賛成企業よりも少ないことがわかる。それにもかかわらず、なぜ公開草案や SFAS No.86 が資本化を一貫して採用されるのであろうか。この点に関して、次で検討することにした。

⁵⁵³ FASB [1985b] p.384. Prudential-Bache Securities 社のコメントは、ソフトウェア産業

(2)IBM 社の公開草案への影響

これまでいくつかの分析をソフトウェア会計に加えてきたわけであるが、SFAS No.86 がソフトウェア原価の資本化を採用し続けたのであろうか。特に、多数のソフトウェア産業と投資家(財務アナリスト)が反対しており、ましてや当時の支配的な会計実務は費用化である。一方で、FASB の公開文書は、公開草案から SFAS No.86 の修正を加味しても、一部のソフトウェア原価の資本化を認める基本方針を堅持している。では、FASB の公開文書は、なぜソフトウェア原価の一部資本化を強制していたのであろうか。

SFAS No.86 設定過程における資本化方針は、AICPA の問題提起書にまで遡ることができる。しかし、これら過程では、資本化方針が採用される理由として表面的でしかなく、それ以上に遡る必要がある。では、AICPA の問題提起書や公開草案や SFAS No.86 が資本化を採用する背景は、どのようなものであろうか。やはり、これは IBM 社の資本化実務に起因していると考えられる。たとえば、公開草案の Public Record の中では、次のような見解が示されている。

「IBM 社は、資本化を前提にして経営するので[公開草案に]賛成すると、我々は認識している。しかしながら、Oracle 社は、『シリコン・バレー』の大部分の企業と共に、費用化を前提にして経営する(Oracle 社)⁵⁵⁴。」

「我々は、ある種のソフトウェア開発に関連する原価の資本化を正当化する点があることを認める。…中略… IBM 社を含む数社は、現在、ある種のソフトウェア開発活動の原価を資本化している。IBM 社の場合には、累積資本化額が 10 億ドルを超えた(Alex. Brown & Sons 社)⁵⁵⁵。」

いずれの見解も IBM 社の実務を指摘するとともに、IBM 社の資本化実務が資本化の主張を支える要因になっていることを示している。これは、IBM 社の資本化

1、その他 2、その他の産業 1 から引用され、これに同意する旨が記載されていた。

⁵⁵⁴ FASB [1985b] p.538. 括弧内は筆者が加筆した。

⁵⁵⁵ FASB [1985b] p.496.

実務が公開草案に大きな影響を与えたことを示唆する証拠といえる。実際、公開草案は、コーディングとテストに関わる原価を資本化しなければならないと規定しており、IBM 社の実務と一致していたのである。

さらに、IBM 社が FASB の公聴会においても会計基準にもたらした影響を次の二つの事実からも推定できる。第一は、IBM 社は、多くの団体が FASB の公聴会で公開草案に反対する中で賛成しているという事実である⁵⁵⁶。第二は、公聴会における財務担当重役協会(Financial Executive Institute: FEI)の代表者の一人が IBM 社の財務部長補佐の John Stewart 氏であり、FEI の立場も公開草案を支持するという事実である⁵⁵⁷。したがって、IBM 社は、少なくとも FEI の見解に対しても影響力があったといえるであろう。

このように、IBM 社の資本化実務は公開草案の設定に対して大きな影響をもたらしている。注目すべきは、IBM 社の資本化実務が公開草案で採用されるということによって、同時に IBM 社の会計実務とソフトウェア開発体制を他社に押しつける可能性があったという点である。これは、公開草案が IBM 社のソフトウェア開発体制を前提として資本化方針をそのまま取り込んでしまったことで具体化している。このため、多くの企業がソフトウェア開発過程についての見解から公開草案に対して反対する。具体的には、IBM 社が開発過程を linear process として整備しているのに対して⁵⁵⁸、大多数のソフトウェア産業が interactive process であると主張してした点である。そこで、各社の経営実務と会計実務の関係について検討することにしたい。

まず、開発過程に対する見解(linear process vs interactive process)について整理しよう。開発過程に対する見解は、公開草案に対して Position Paper を送付したソフ

⁵⁵⁶ McGee [1985b] p.61; FASB [1985b] pp.207-240; FASB [1985c] pp.173-196. 公聴会では、証言者の三分の一が費用化に賛成し、三分の二が資本化に賛成し、80%以上の証言者が費用化賛成・詳細プログラムの資本化賛成のために公開草案に反対した(McGee [1985b] p.61)。

⁵⁵⁷ FEI の代表者は、Stewart 氏と副会長の Joseph Sciarrino 氏であるが、プレゼンテーションおよび質疑応答のほとんどを Stewart 氏がおこなっている(FASB [1985c] pp.564-585)。

⁵⁵⁸ IBM 社のプログラム部門副社長 Earl Wheeler 氏は、「開発過程は、設計と製造の分離および業績管理がほとんどできない、interactive process であった(FASB [1985c] p.176)」と述べているが、「今日では設計活動と製造活動を区別できるツールとディスプレイがある(FASB [1985c] p.179)」と述べている。

トウェア産業 115 社のうち、63 社から得ることができた。linear process と認識できる企業がわずか 8 社であるのに対して、interactive process と認識できる企業が 55 社に上る。したがって、公開草案が想定するような linear process では、ソフトウェア開発活動が現実としてほとんど行われていない。

この原因は、ソフトウェア開発上の技術上の問題が大きく関連しており、「第四世代コンピューター言語(fourth generation computer language)」の活用によって詳細プログラム設計とコーディング活動が部分的に融合してしまったのである⁵⁵⁹。この結果、コーディング活動は、詳細プログラム設計の完了を待たずして開始されることになり、ソフトウェア開発過程は、実際的には interactive process となっていたと考えられる。ただし、この技術上の問題は、それぞれ資本化企業と費用化企業で異なる解釈がなされている。すなわち、分離できないのであれば、すべて費用化すべきという見解とすべて資本化すべきという見解である。この点を前提にして、各企業の見解を整理すれば次の通りになる⁵⁶⁰。

図表6-7 開発過程の見解と会計処理の見解(括弧内は詳細プログラムの資本化)			
	linear process	interactive process	合計
資本化	8(4)	13(9)	21(13)
費用化	0	41	41
分類不能	0	1	1
合計	8	55	63

図表 6-7 から明らかなように、会計処理/開発過程の見解には、主に三タイプの企業が存在する。すなわち、資本化/linear と資本化/interactive と費用化/interactive の企業であり、これらの立場は、順番に公開草案、AICPA の問題提起書、支配的な実務という主たる支持層へと変換できるであろう。ここで問題となるのは、資

⁵⁵⁹ FASB [1985b] p.523. これは、詳細プログラム設計から自動的にコーディングが可能になったことに起因する。

⁵⁶⁰ 各分類に適合する主要企業は以下の通りである。資本化/linear...Burroughs 社、IBM 社、Management Science America 社。資本化/ interactive...AGS Computer 社(ADAPSO の前議長会社および財務方針委員会の議長会社)、Information General 社、Mid-Continent Computer Service 社。費用化/interactive...Cullinet Software 社、Digital Equipment 社、Hewlett Packard 社(American Electronics Association の公聴会発言会社)、Honeywell 社、Lotus Development 社、Microsoft 社、NCR 社、Texas Instrument 社。

本化/linear の立場が公開草案として採用されてしまったために、費用化/interactive と資本化/interactive の企業が会計実務の変更ばかりだけでなく開発過程をも適合させる必要に迫られる点である。

具体的には、費用化/interactive と資本化/interactive の企業は、内部会計システムの整備、さらにそれに伴う開発スタッフに対する一般管理業務の負担などを処理しなければならないことになる。特に、IBM 社が長年をかけて開発してきたような内部会計システムを展開することには、他社にとって大きな負担であったと思われる。

そこで、SFAS No.86 では、こうした開発体制と会計処理の相違に配慮するための調整を行っている。その一つが技術的实施可能性の要件を最も早期で「詳細プログラム設計の完了」と「ワーキング・モデルの完了」という二重規準にし、様々な開発体制にも対応しようとしている。そして、もう一つは、コーディングとテストが技術的实施可能性を樹立するのに必要な活動にも含めることである。

この二つの要件に従えば、interactive の企業は、ソフトウェア開発過程を明確に分離する必要に迫られない。また、費用化/interactive の企業は、コーディングとテストに生じた費用を費用化することもでき、費用化/interactive の企業は、コーディングとテストに生じた費用を資本化することもできる。この結果、IBM 社の資本化実務をそのまま取り込んだ公開草案は、特に費用化/interactive の企業に適合するように修正され、IBM 社の実務に対して譲歩をせまったのである。

第四節 アメリカのソフトウェア会計の経路依存

以上のように、アメリカのソフトウェア会計は、IBM 社や SFAS No.2 の影響を受けながら、研究開発費会計から独立していくことになる。本節は、こうしたアメリカのソフトウェアの状況を整理して、アメリカのソフトウェア会計の経路依存を導き出す。

まず、イデオロギー的インセンティブについて考えよう。アメリカのソフトウェア会計は、研究開発費会計と異なり、軍需企業や軍産複合体や政府の影響が直接的みられなかった。しかしながら、政府や軍需企業が間接的にはソフトウェア会計に対して影響を与えている。

第一に、連邦政府の反トラスト政策が間接的にソフトウェア会計を生み出した

と考えられる。なぜなら、連邦政府の反トラスト政策が IBM 社の分離価格政策を呼び、分離価格政策が Rev. Proc. 69-21 を呼んだためである。こうした連鎖の結果として、IRS は、ソフトウェア開発費が「試験研究費」と類似している点から研究開発費会計にしたがって処理することを決定する。その結果、ソフトウェア=研究開発費=資本化という会計思考が誕生したのである。

第二に、ソフトウェア会計は、SFAS No.2 の設定要因の影響を受けていると考えられる。これは、ソフトウェア会計が研究開発費会計と同質のものと考えられていたために、SFAS No.2 がソフトウェア原価を規定したことに起因する。その際に、SFAS No.2 の設定要因がソフトウェア会計にも影響を与えてしまうのである。すなわち、第三章で述べたように、SFAS No.2 は、軍需企業の資本化や軍需企業への配慮から設定されたが、そうした要因がソフトウェア会計をも制約してしまうのである⁵⁶¹。その結果、ソフトウェア=研究開発費=費用化という会計思考がアメリカの会計実務を大きく支配することになった。

次に、経済的インセンティブについて考えよう。第一に、IBM 社は、開発過程を整備して資本化実務を形成し、SFAS No.2 の解釈を変更させて製造原価として処理する方法を作り出した。これは、ソフトウェア会計が SFAS No.2 に制約されているために、ソフトウェアの定義を変更させて資本化するしかなかったことに起因するであろう。また、IBM 社は、自らの会計実務を守るために、SFAS No.86 設定過程に積極的に干渉したといえるであろう。ただし、我々は、IBM 社が資本化したいと考える理由を正確に描写することができなかった。

第二に、IBM 社の実務に追随したソフトウェア企業は、財務諸表の改善や投資家との情報の非対称性を緩和するために、ソフトウェア原価を資本化していた。その結果、当該企業群は、SFAS No.2 あるいは SFAS No.86 もとで経営者の対応計算を行っていたのである。

第三に、多くのソフトウェア産業は、SFAS No.2 の制約条件下においてその効用を最大化するように行動していた。すなわち、ソフトウェア産業は、ソフトウ

⁵⁶¹ 逆にいえば、軍需企業が資本化処理で問題を起こさず、SFAS No.2 が設定されていなければ、以後のソフトウェアの歴史的経路は形成されていなかったかもしれない。すなわち、研究開発費が資本化できるのであれば、製造原価と研究開発費を区別して会計処理を規定する必要がなかったからある。その意味において、SFAS No.2 は、「ソフトウェア会計の制約条件」として存在しているのである。

ウェア原価の費用化をすることで、内部会計システムの最小化・監査の簡易化・税コストの削減等の便益を享受してきた。また、投資家は、軍需企業の資本化や巨額のライト・オフから会計的裁量行動を警戒してソフトウェア原価も費用化すべきと認識し続けた。その結果、ソフトウェア産業と投資家は、ソフトウェア原価を即時全額費用化することを選び、投資家の対応計算を指向してきた。

それゆえに、SFAS No.86 は、IBM 社の実務を容認しながらソフトウェア産業と投資家に配慮するために、回収可能性を放棄して技術的实施可能性を採用した。すなわち、SFAS No.86 は、「詳細プログラム設計の完了」と「ワーキング・モデルの完了」という二重規準によって研究開発費と製造原価を峻別したのである。その結果、SFAS No.86 は、ソフトウェア産業に配慮して資本化範囲を削減するとともに、投資家に配慮して製造原価として資本化を強制したのである。

以上のように、アメリカのソフトウェア会計では、イデオロギー的インセンティブと経済的インセンティブが作用していたと考えられる。では、アメリカのソフトウェア会計の経路依存とは、どのように理解することができるであろうか⁵⁶²。我々は、SFAS No.2 による制約とその離脱がアメリカのソフトウェア会計に経路依存をもたらしたと考える。その結果、軍需企業の資本化および軍需企業への配慮が SFAS No.2 を通じてソフトウェア会計にまで影響を与えている。特に、SFAS No.2 の制約は、ソフトウェア原価を製造原価として資本化するという会計思考を生み出した。このように、SFAS No.2 は、ソフトウェア会計の制約条件として作用し、アメリカ独自のソフトウェア会計を作り出したのである。

では、アメリカのソフトウェア会計の歴史的経路は、現在にとってどのような意味を持っているのであろうか。これは、SFAS No.86 が②の会計思考と③の会計思考の衝突・調整として、経営者の対応計算と投資家の対応計算の双方を指向するようになったということである。すなわち、SFAS No.86 は、資本化強制という会計処理しか存在しないが、資本化可能範囲がきわめて広い。したがって、企業は、ソフトウェア原価の定義を研究開発費あるいは製造原価と変更することで会計処理を選択できる。

その結果、企業は、投資家との会計的裁量行動に関する情報の非対称性を削減

⁵⁶² 我々は、イデオロギー的インセンティブが各国の研究開発費会計の経路に影響を

したいと考えれば、ソフトウェア原価を研究開発費として費用化できる。また、企業は、投資家との実体的裁量行動に関する情報の非対称性を削減したいと考えれば、ソフトウェア原価を製造原価として資本化することもできる。このような体制が SFAS No.86 の作り出した体制といえよう。

ただし、会計的裁量行動に関する情報の非対称性については、問題が提起されることもあった。1996 年には、ソフトウェア製品協会 (Software Publisher Association: SPA) は、「投資家・アンダーライター・財務アナリストの大多数がすべてのソフトウェア開発費を費用化したとき、ソフトウェア産業による財務報告が改善される」という見解を示し、SFAS No.86 を廃止すべきという手紙を FASB へと送付している⁵⁶³。これは、ソフトウェア原価の資本化が依然として投資家の間で信用されていないということかもしれない。

与える側面を経路依存と理解してきた。

⁵⁶³ Aboody and Lev [1998] p.162 (quoted in SPA Letter, March 14, 1996, p.5). Aboody and Lev [1998] は、次のように SFAS No.86 の廃止提案について指摘している。すなわち、①ソフトウェア産業が成熟したため、ソフトウェア開発費の資本化が報告利益を高めなくなったこと、②資本化がアナリストによる利益の予測精度に逆効果であることを指摘している。

結章

第一節 研究開発費会計・ソフトウェア会計の経路依存

我々は、イデオロギー的インセンティブが各国の研究開発費会計の経路に影響を与える側面を経路依存と理解して、アメリカ・イギリス・日本の研究開発費会計を分析してきた。また、我々は、研究開発費会計の延長線上から、アメリカのソフトウェア会計についても同様の分析をおこなった。特に、我々は、North 理論に沿って経路依存を論理的に抽出して、歴史事象が会計基準に対して意外な影響を与えるという歴史的連続性を検討してきた。

ここでは、研究開発費会計およびソフトウェア会計の経路依存を総括して、会計基準の歴史的経路を左右した要因について抽出したいと考える。まず、アメリカ・イギリス・日本の研究開発費会計の経路依存について総括することにしよう。

第三章において、我々は、アメリカの研究開発費会計の経路依存が軍需企業の資本化および軍需企業への配慮であると考えた。研究開発費の資本化は、軍需企業が航空機開発のために生じる巨額の研究開発費を分散処理するために用いられていた。SFAS No.2 は、軍需企業にみられる巨額の資本化とその巨額のライト・オフを防止するために設定されたが、同時に Lockheed 社の会計的解決という側面も保有していた。したがって、SFAS No.2 は、軍産複合体のような支配的なイデオロギーと会計的裁量行動に関わる情報の非対称性を調整して誕生したのである。この結果、アメリカの研究開発費会計は、投資家の対応計算を指向するようになったのである。

第四章においては、我々は、イギリスの研究開発費会計の経路依存がイギリス政府による直接的・間接的な軍需および研究開発政策であると考えた。イギリスの研究開発費会計は、Rolls-Royce 社の崩壊によってイデオロギー的にも経済的にも問題視されることになった。しかしながら、開発費の資本化は、航空機産業が軍需契約において必要することで部分的に残存した。研究開発支出の開示は、英国産業連合からの反対を受けたが、イギリス政府が研究開発の促進メカニズムとして利用したいことから設けられることになった。したがって、SSAP13 は、Rolls-Royce 社の崩壊によってイデオロギー的にも経済的にも必要とされたが、直接的・間接的な軍需および研究開発政策の影響を受けて改廃されることになったのである。この結果、イギリス研究開発費会計は、改廃を繰り返しながら、アメ

リカと同様に投資家の対応計算を指向するようになったのである。

第五章において、我々は、日本の研究開発費会計の経路依存が戦時中の企画院や陸海軍による総力戦体制にあると考えた。研究開発費等の資本化は、戦時中の経済統制法のもとで航空機開発の推奨や下請関係の改善のために利用されていた。戦後、『企業会計原則』や『商法』は、経済統制法的な研究開発費会計を独自の要求を突きつけながらも継承した。しかしながら、経済統制法的な研究開発費会計は、会計基準の国際的承認という立場から失われることになった。したがって、経済統制法的な研究開発費会計は、総力戦体制というイデオロギー的にも経済的にも整った1940年体制のもとで続いたのである。この結果、日本の研究開発費会計は、最近の改正まで、投資家の対応計算を指向するようにはなされなかったのである。

以上の三カ国の歴史的経路を総括すると、経済的インセンティブばかりでなくイデオロギー的インセンティブが研究開発費会計の歴史的経路に影響を及ぼしていることがわかる。特に、当時の支配的なイデオロギーがなんらかの歴史事象として現れて、研究開発費会計に影響を与えている。それゆえ、我々は、経済的インセンティブとともにイデオロギー的インセンティブを導入して、その相互作用の中で研究開発費会計がどのように形成されてきたのかについて描写することができたのである。

次に、ソフトウェア会計の経路依存について総括することにしよう。我々は、アメリカのソフトウェア会計の経路依存がSFAS No.2による制約とその離脱であると考えた。つまり、ソフトウェア会計は、SFAS No.2に制約され、ソフトウェア原価を研究開発費として費用化せざるえなかった。これは、軍需企業の資本化および軍需企業への配慮がSFAS No.2を通じてソフトウェア会計にまで影響を与えていることを意味する。

しかしながら、IBM社や一部のソフトウェア産業が資本化を主張したために、SFAS No.86は、ソフトウェア原価を製造原価として資本化することを規定した。このように規定されるに至るのは、SFAS No.86がSFAS No.2の制約を所与として研究開発費会計の影響から離脱せざるえなかったからである。したがって、SFAS No.2は、ソフトウェア会計の制約条件となって、ソフトウェア会計の歴史的経路を規定したのである。

ここで再度認識しなければならない点は、SFAS No.2がアメリカのソフトウェア会計をイギリスとは異なるものにしたということである。もしSFAS No.2が研究開発費の資本化を一部認めていれば、アメリカのソフトウェア会計は、ソフトウェア原価を製造原価として資本化する必要もなく、SFAS No.86も必要なかったかもしれない。実際、イギリスは、ソフトウェア会計を設定せずに研究開発費会計に準じる形式をとる。したがって、イギリスは、一部の資本化を認めたことで研究開発費と製造原価を区別する必要がなかったのかもしれない。

以上のように、アメリカのソフトウェア会計は、研究開発費会計の影響を受けてソフトウェア会計の会計基準を設定せざるえなくなった。すなわち、経済的インセンティブとイデオロギー的インセンティブの相互作用の中で、研究開発費会計とソフトウェア会計が歴史的連鎖を引き起こしている。その結果、軍需企業の資本化および軍需企業への配慮がSFAS No.2を通じてソフトウェア会計にまで影響を与えているのである。

第二節 支配的なイデオロギーの役割

我々は、Northの「行動仮説」を用いて会計基準の経路依存を検討してきた。この際、我々は、イデオロギー的インセンティブが各国の研究開発費会計の経路に影響を与える側面を経路依存と理解してきた。これは、Northが述べるように、イデオロギーがゲームのルールの上部構造として存在しているからであった⁵⁶⁴。それとともに、既存の会計学がイデオロギー的インセンティブを論理的に考察してこなかったことにも起因する。

しかしながら、経路依存は、イデオロギー的インセンティブと経済的インセンティブの相互作用の中で生み出されるものである。また、我々は、支配的なイデオロギーを中心として考察したために、支配的なイデオロギーと対抗イデオロギーによるイデオロギー争いについて描写していない。それゆえ、我々は、イデオロギー的インセンティブと経済的インセンティブの二分法を完全には用いていないといえよう。

こうした方法論的問題を抱えながらも、我々は、North理論を使いながらイデ

⁵⁶⁴ North [1981] p.182(中島訳[1989] 241頁).

オロギー的インセンティブを記述して、各国の会計基準の差について説明してきた。そうした検討を通じて、イデオロギー的インセンティブが会計基準にとって重要であることに気づかされた。イデオロギーは、ゲームのルールを正当化して、ゲームのルールが人々の制約条件あるいはインセンティブを与えていくことになる。したがって、会計基準は、経済的インセンティブのみで正当化されるものではないし、イデオロギー的インセンティブだけで成立するものではない。

それゆえ、会計基準は、イデオロギー的インセンティブと経済的インセンティブをうまく備えていなければ存立することができないであろう。我々は、研究開発費会計あるいはソフトウェア会計を取り上げて、支配的なイデオロギーを大きく取り上げた。支配的なイデオロギーは、イデオロギー的インセンティブの中でも種類のものにすぎないのかもしれないが、経済的インセンティブと対立あるいは調和してきた。たとえば、軍需契約のインセンティブは、政府と軍需企業のイデオロギー的インセンティブと経済的インセンティブを複合したものであるとともに、一般産業の会計実務とは対立するものでもあった。

このように、会計基準は、イデオロギー的インセンティブと経済的インセンティブの相互作用によって存立することができる。したがって、確固たる会計基準を成立させるためには、既存の会計学が無視してきたようなイデオロギーも検討しなければならないであろう。

そこで、我々は、支配的なイデオロギーのみに絞って、三カ国の研究開発費会計への含意について述べたいと考える。我々は、三カ国の共通点を理解するために、軍需契約や研究開発政策等の政府のイデオロギーを取り上げる。ただし、これは、あくまでも三カ国の共通点を考える上での限定的な結論でしかない。本来、支配的なイデオロギーと対抗イデオロギーのイデオロギーの争いにおいて、会計基準に対するイデオロギーの影響を明確にできることができよう。しかしながら、我々は、既存の会計学に対してイデオロギーの役割を強調したいと考えるので、支配的なイデオロギーの役割について考える。

まず、アメリカの研究開発費会計は、航空機・軍需政策と資本化問題を調整して誕生しており、支配的なイデオロギーは、大きく会計実務と妥協せざるえなくなっていた。次に、イギリスの研究開発費会計は、航空機・研究開発政策と資本化・開示問題を調整して誕生しており、支配的なイデオロギーは、直接的に影響

を与えすぎない程度に会計実務を変更させている。最後に、日本の研究開発費会計は、陸海軍や企画院の航空機・軍需政策のために会計実務を変更させており、支配的なイデオロギーは、直接的に会計実務に影響を与えている。

このように、支配的なイデオロギーは、軍需契約や研究開発政策等に反映され、研究開発費会計の歴史的経路を生み出した。ゆえに、支配的なイデオロギーの影響力が研究開発費会計の歴史的経路に差を生じさせたと考えることができる。

具体的に示せば、アメリカは、支配的なイデオロギーが軍需企業への配慮という形で影響を与えたが、会計実務と大きく妥協せざるえなかった。イギリスは、支配的なイデオロギーが軍需契約や研究開発政策という形で影響を与えたが、会計実務の意向を受けつつも押し切ってしまった。ただし、イギリス政府は、会計実務を押し切るに際して会社法等の直接的な規制を用いることができなかった。日本は、支配的なイデオロギーが第二次世界大戦下の総力戦体制という形で影響を与え、会計実務をも取り込んでしまった。しかも、日本政府は、経済統制法という直接規制を用いていた。以上の点をまとめれば、次の図表のとおりになる。

図表7-1 研究開発費会計の経路依存			
	アメリカ	イギリス	日本
経路依存	軍需企業への配慮	政府の軍需・研究開発政策	政府の総力戦体制
経路依存の具体的要素	Lockheed社の会計的解決	軍需契約・研究開発促進等	航空機開発/下請関係の是正
対立要素	企業や投資家の会計実務	R.R.社の倒産・CBIの反対	商法・銀行や国際的承認
経路依存の具現方法	FASBによる完全間接規制	ASCに対する圧力	経済統制法

以上のように、各国の研究開発費会計は、支配的なイデオロギーの影響力に応じて異なった歴史的経路を形成してきた。研究開発費会計の歴史的経路は、アメリカのソフトウェア会計にみられるように、新たな制約条件あるいはインセンティブとなって新たな歴史的経路を形成する。我々は、支配的なイデオロギーが会計基準に経路依存を生じさせることを確認した。したがって、会計基準を理解するためには経済的インセンティブばかりでなくイデオロギー的インセンティブも必要とされているのである。

参考文献

- Aboody, D. and B. Lev, [1998], "The Value Relevance of Intangibles: The Case of Software Capitalization," *Journal of Accounting Research*, Vol.36, Supplement, pp.161-191.
- , [1999], "R&D and Insider Gain," Working Paper.
- Accounting Principles Board (APB), [1966], *APB opinion No.9*, "Reporting the Results of Operations."
- , [1970], *APB Opinion No.17*, "Intangible Assets."
- , [1972], *APB Opinion No.22*, "Disclosure of Accounting Policies."
- Accounting Standard Committee (ASC), [1972], *Statement of Standard Accounting Practice 2*, "Disclosure of Accounting Policy."
- , [1975], *Exposure Draft 14*, "Accounting for Research and Development."
- , [1976], *Exposure Draft 17*, "Accounting for Research and Development—Revised."
- , [1978], *Statement of Standard Accounting Practice 13*, "Accounting for Research and Development."
- , [1987], *Exposure Draft 41*, "Accounting for Research and Development."
- , [1989], *Statement of Standard Accounting Practice 13 (Revised)*, "Accounting for Research and Development."
- American Institute of Accountants (AIA), [1929], "Verification of Financial Statements," *The Journal of Accountancy*, Vol.47, No.5, pp.321-354.
- Arthur, W. B., [1994], *Increase Return and Path Dependence in the Economy*, The University of Michigan Press (有賀裕二, [2003], 『収益逡増と経路依存—複雑系の経済学—』多賀出版).
- Ashton, R. K., [1983], *UK Financial Accounting Standards: Descriptive and Analytical Approach*, Wood—Faulkner Ltd.
- Ayres, C. E., [1944], *The Theory of Economic Progress*, The University of North Carolina Press (一泉知永譯, [1957], 『経済進歩の理論』文雅堂書店).
- Baber, W. R., P. M. Fairfield and J. A. Haggard, [1991], "The Effect of Concern about

- Reported Income on Discretionary Spending Decision: The Case of Research and Development,” *The Accounting Review*, Vol.66, No.4, pp.818-829.
- Ben-Zion, U., [1978], “The Investment Aspect of Nonproduction Expenditures: An Empirical Test,” *Journal of Economics and Business*, Vol.30, No.3, pp.224-229.
- Bierman, H. Jr. and R. E. Dukes, [1975], “Accounting for Research and Development Costs,” *The Journal of Accountancy*, Vol.139, No.4, pp.48-55.
- Botticelli, P., [1997], “Rolls-Royce and the Three Industrial Revolutions,” in T. K. McCraw, ed., [1997], *Creating Modern Capitalism*, Harvard University Press, pp.96-120.
- Briloff, A. J., [1976], *More Debit Than Credits; The Burnt Investor's Guide to Financial Statements*, Harper & Row, Publishers, Inc (熊野実夫・今福愛志・中根敏晴訳, [1980], 『現代企業と不正経理』マグローヒル好学社).
- Bublitz, B. and M. Ettredge, [1989], “The Information in Discretion Outlays: Advertising and Research and Development,” *The Accounting Review*, Vol.64, No.1, pp.108-124.
- Budworth, D. W., [1988], “Research and Development,” in D. J. Tokin and L.C. L. Skerratt, eds., [1988], *Financial Reporting 1987-88 A Survey of UK Reporting Practice*, ICAEW(The Institution of Chartered Accountants in England and Wales), pp.125-138.
- Bullock, J. and F. C. Paula, [1966], *Research and Development—The Key to Future Profitability*, Management Information—2, ICAEW.
- Burns, G. W. and D. S. Peterson, [1982], “Accounting for Computer Software,” *Journal of Accountancy*, Vol.153, No.4, pp.50-58.
- Carmichael, K. S., [1971], “Tax Equalization Accounts,” *The Accountancy*, Vol.82, No.929, pp.34-37.
- Chambers, D., R. Jennings and R. B. Thompson II, [2000], “Evidence on the Usefulness of Capitalizing and Amortizing Research and Development Costs,” Working Paper.
- Cohen, J. R. and G. M. Trompeter, [1998], “An Examination of Factors Affecting Audit Practice Development,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.15, No.4,

pp.481-504.

Committee on Accounting Procedure (CAP), [1953], *Accounting Research Bulletin No.43*, "Restatement and Revision of Accounting Research Bulletin."

David, P. A., [1994], "Why are Institutions the 'Carriers of History'? Path Dependence and the Evolution of Conventions, Organizations and Institutions," *Structural Change and Economic Dynamics*, Vol.5, No.2, pp.205-220.

Demirag, I., A. Tylecote and B. Morris, [1994], "Accounting for Financial and Managerial Causes of Short-Term Pressures in British Corporations," *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.21, No.8, pp.1195-1213.

Den Adel, K. J., [1999], "The Value-Relevance of Alternative Accounting Treatments of Software Development Costs," Working Paper.

Drebin, A. R., [1966], "Accounting for Proprietary Research," *The Accounting Review*, Vol.41, No.1, pp.413-425.

Dukes, R. E., [1974], *Market Evaluation of Accounting Information: A Cross Sectional Test of Investor Response to Expensing Research and Development Expenditures*, Unpublished Ph.D. Dissertation, Stanford University.

Dukes, R. E., T. R. Dyckman and J. A. Elliott, [1980], "Accounting for Research and Development Costs: Impact on Research and Development Expenditures," *Journal of Accounting Research*, Vol.18, Supplement, pp.1-26.

Elliott, J. A., G. Richardson, T. R. Dyckman and R. E. Dukes, [1984], "The Impact of SFAS No.2 on Firm Expenditures on Research and Development: Replications and Extensions," *Journal of Accounting Research*, Vol.22, No.1, pp.85-102.

Fama, E. F., [1970], "Efficient Capital Market: A Review of Theory and Empirical Work," *The Journal of Finance*, Vol.25, No.2, pp.383-417.

Farmer, E. R., [1983], *Understanding and Interpreting Company Reports and Accounts*, Van Nostrand Reinhold (UK) Co. Ltd.

Financial Accounting Standards Board (FASB), [1974a], *Public Record*, Vol.1, Discussion Memorandum on Accounting for Research & Development & Similar Costs-dated December 28, 1973, Part 1 Position papers submitted in respect of Discussion Memorandum.

- , [1974b], *Public Record*, Vol.1, Discussion Memorandum on Accounting for Research & Development & Similar Costs, Part 2 Transcript of public hearing-held March 15, 1974.
- , [1974c], *Statement of Financial Accounting Standards No.2*, “Accounting for Research and Development Costs.”
- , [1974d], *Public Record*, Vol.11 Statement No.2.
- , [1975], *FASB Financial Interpretation No.6*, “Applicability of FASB Statement No.2 to Computer Software.”
- , [1979], *FASB Technical Bulletin 79-2*, “Computer Software Costs.”
- , [1984], *Proposed Statement of Financial Accounting Standards*, “Accounting for the Costs of Computer Software to Be sold, Lease, or otherwise Marketed.”
- , [1985a], *Statement of Financial Accounting Standards No.86*, “Accounting for the Costs of Computer Software to Be sold, Lease, or otherwise Marketed.”
- , [1985b], *Public Record: Statement of Financial Accounting Standards No.86*, Accounting for the Costs of Computer Software to Be sold, Lease, or otherwise Marketed, Part 1, Position Papers Submitted in Respect of Exposure Draft.
- , [1985c], *Public Record: Statement of Financial Accounting Standards No.86*, Accounting for the Costs of Computer Software to Be sold, Lease, or otherwise Marketed, Part 2, Public Hearing held May 2 and 3, 1985.
- , [1985d], *Statement of Financial Accounting Concepts*, “Statement of Financial Accounting Standards.”
- Fechner, E. and A. Kilgore, [1994], “The Influence of Cultural Factors on Accounting Practice,” *The International Journal of Accounting*, Vol.29, No.3, pp.265-277.
- Federal Reserve Board (FRB), [1917], “Uniform Accounts,” *Federal Reserve Bulletin*, Vol.3, No.4, pp.270-284.
- Fisher, F. M., J. M. McKie and R. B. Mancke, [1983], *IBM and the U. S. Data Processing Industry: An Economic History*, Praeger Publishing.
- Fisher, F. M., J. J. McGowan and J. E. Greenwood, [1983], *Folded, Spindled, and Mutilated: Economic Analysis and U.S. v. IBM*, The MIT Press.
- Gellein, O. S. and M. S. Newman, [1973], *Accounting for Research and Development*

- Expenditures*, An Accounting Research Study No.14, American Institute of Certified Public Accountants, Inc.
- Goodacre, A., [1991], "R&D Expenditure and The Analysts' View," *The Accountancy*, Vol.107, No.1172, pp.78-79.
- Gray, R., [1983], "Research and Development," in D. J. Tokin and L.C. L. Skerratt, eds., [1983], *Financial Reporting 1983-84 A Survey of UK Reporting Practice*, ICAEW, pp.125-137.
- , [1985], *Accounting for Research and Development: A Review of Experience with SSAP 13*, ICAEW.
- , [1988], "Towards a Theory of Cultural Influence on the Development of Accounting Systems Internationally," *ABACUS*, Vol.24, No.1, pp.1-15.
- Green, J. P., A. W. Stark and H. M. Thomas, [1996], "UK Evidence on the Market Valuation of Research and Development Expenditures," *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.23, No.2, pp.191-216.
- Grief, A., [1997], "Microtheory and Recent Developments in Study of Economic Institution Through Economic History," in D. Kreps and K. Wallis, eds., [1997], *Advanced in Economics and Econometrics: Theory and Applications*, Cambridge University Press, Vol.2, pp.79-113.
- Griliches, Z., [1981], "Market Value, R&D, and Patents," *Economic Letter* 7 pp.183-87 (Reprint in Griliches Z., eds., [1984], *NBER Conference Report: R&D, Patents and Productivity*, pp.249-252, The University of Chicago Press).
- Hatfield, H. R., [1909], *Modern Accounting*, D. Appleton and Company.
- Hirschey, M. and J. Weygandt, [1985], "Amortization Policy for Advertising and Development Expenditures," *Journal of Accounting Research*, Vol.23, No.1, pp.326-335.
- Hope, T. and R. Gray, [1982], "Power and Policy Making: The Development of an R&D Standard," *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.9, No.4, pp.531-558.
- Horwitz, B. N. and R. Kolodny, [1980], "The Economic Effect of Involuntary Uniformity in the Financial Reporting of R&D Expenditures," *Journal of Accounting Research*, Vol.18, Supplement, pp.38-74.

- , [1981], “The FASB, the SEC and R&D,” *The Bell Journal of Economics*, Vol.12, No.1, pp. 249-262.
- Jensen, M. C. and W. H. Meckling, [1976], “Theory of The Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure,” *Journal of Financial Economics*, Vol.3, pp.305-360.
- Johnson, O., [1967], “A Consequential Approach to Accounting for R&D,” *Journal of Accounting Research*, Vol.5, No.2, pp.164-173.
- Landesman, M. A. and U. Pagano, [1994], “Institution and Economic Change,” *Structural Change and Economic Dynamics*, Vol.5, No.2, pp.199-203.
- Lee, B. C., [1993], *Economic Consequence of the Accounting Rule for Software Costs*, Dissertation, University of Kansas.
- Lev, B., [2001], *Intangibles: Management, Measurement and Reporting*, Brookings Institution Press.
- Lev, B., B. Sarath and T. Sougiannis, [1999], “R&D Reporting Biase and Their Consequence,” Working Paper.
- Lev, B. and T. Sougiannis, [1996], “The Capitalization, Amortization and Value-relevance of R&D,” *Journal of Accounting & Economics*, Vol.21, No.1, pp.107-138.
- Libby R., R. Bloomfield and M. W. Nelson, [2001], “Experimental Research in Financial Accounting,” Working Paper.
- Loudder, M. and B. Behr, [1995], “Alternative Income Determination Rules and Earnings Usefulness: The Case of R&D Costs,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.12, No 1, pp.185-205.
- Magnusson, L. and J. Ottosson, eds., [1997], *Evolutionary Economics and Path Dependence*, Edward Elgar Publishing Company.
- Martin, J. G., [1974], “Revolt against the Property Tax on Software: An Unnecessary Conflict Growing out of Unbundling,” *Suffolk University Law Review*, Vol.9, No. 1, pp.118-144.
- McGee, A. J., P. F. Williams and K. B. Frazier, [1991], “A Case Study of Accounting Firm Lobbying: Advice or Consent,” *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.2,

- No.4, pp.273-294.
- McGee, R. W., [1984], *Software Taxation*, National Association of Accountants.
- , [1985a], *Accounting for Software*, Dow Jones-Irwin.
- , [1985b], “FASB Hearing on Software Accounting,” *Management Accounting*, Vol.67, No.1, pp.61-63.
- Miller, P. B. W., R. J. Redding and P. R. Bahnson, [1999], *The FASB; The People the Process and the Politics (Forth Edition)*, Irwin/McGraw-Hill, Inc(高橋治彦訳 [1989] 『財務会計基準審議会—その政治的メカニズム—』同文館 初版[1986]の訳).
- Miranti, P. J. Jr. and M. E. O’Gray, [1998], “Information, Contingency and the Evolution of US Corporate Monitoring,” Working Paper.
- Morris, J. M. ed., [2001], *Software Industry Accounting (Second Edition)*, John Wiley & Sons, Inc.
- Munson, R. J., [1987], “Research and Development,” in D. J. Tokin and L.C. L. Skerratt, eds., [1987], *Financial Reporting 1986-87 A Survey of UK Reporting Practice*, ICAEW, pp.97-116.
- Nixon, B., [1997], “The Accounting Treatment of Research and Development Expenditures: View of UK Company Accountants,” *The European Accounting Review*, Vol.6, No.2, pp.265-277.
- Nobes, C. W., [1976], “R&D expenditures — ED17 lay down the rules,” *The Accountancy*, Vol.87, No.995, pp.58-60.
- , [1978], “Accounting for Research and Development Expenditure,” *The Accountant’s Magazine*, Vol.82, No.860, pp.54-56.
- Nobes, C. W. and R. H. Parker, [1979], “Chronology: The Development of Company Financial Reporting in Great Britain 1844-1977,” in T. A. Lee and R. H. Parker, eds., [1979], *The Evolution of Corporate Financial Reporting*, Thomas Nelson and Sons Ltd. pp.197-221.
- North, D. C., [1981], *Structure and Change in Economic History*, W. W. Norton & Company, Inc (中島正人訳, [1988], 『文明史の経済学』 春秋社).
- , [1990], *Institutions, Institutional Change and Economics Performance*,

- Cambridge University Press (竹下公視訳 [1994] 『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房).
- Orton, B. B. and R. D. Brandish, [1969], "The Treatment and Disclosure of Research and Development Expenditures," *Management Accounting*, Vol.51, July, pp.31-34, 42.
- Quinn, J. J., [1972], "SEC Highlight: Amendments to Regulation S-X," *Financial Executive*, Vol.40, No.11, pp.64-66.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton, [1940], "*An Introduction to Corporate Accounting Standards*," American Accounting Associations (中島省吾訳, [1958], 『会社会計基準序説』森山書店).
- Paton, W. A. and R. A. Stevenson, [1918], *Principles of Accounting*, The Ann Arbor Press.
- Pursell, C. W., Jr., [1972], *The Military-Industrial Complex*, Harper & Row, Inc.
- Robston, K., [1993], "Accounting Policy Making and 'Interests': Accounting for Research and Development," *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.4, No.1, pp.1-27.
- Rizzello, S., [1997], "The Microfoundation of Path Dependency," in Magnusson, L. and J. Ottosson, eds., [1997], *Evolutionary Economics and Path Dependence*, Edward Elgar Publishing Company, pp. 98-118.
- Ronen, J. and S. Sadan, [1981], *Smoothing Income Numbers: Objectives, Means, and Implication*, Addison-Wesley Publishing Company.
- Russell, P., [1985], "Department of Trade and Industry," in D. Kent, M. Sherer and S. Turley, eds., [1991], *Current Issues in Auditing (Second Edition)*, Paul Chapman Publishing, pp.76-98.
- Sanders, T. H., H. R. Hatfield and U. Moore, [1938], *A Statement of Accounting Principles*, American Institute of Accountancy (AIA)(山本繁・勝山進・小関勇訳, [1979], SHM 会計原則 同文館).
- San-Miguel, J. G. [1977], "The Reliability of R&D Data in COMPUSTAT and 10-K Reports," *The Accounting Review*, Vol.52, No.3, pp.638-641.
- Sawabe, N. and H. Yamaji, [1999], "Institution Accounting Research: An Introduction,"

- in S. Sunder and H. Yamaji, eds., [1999], *The Japanese Style of Business Accounting*, Quorum Books, pp.3-15.
- Scott, P., [2001], "Path Dependence and Britain's 'Coal Wagon Problem'," *Explanations in Economic History*, Vol.38, No.3, pp.366-385.
- , [1983], *Financial Reporting Release No.12*, "Accounting for the Costs of Computer Software to Be sold, Lease, or otherwise Marketed."
- Shehata, M., [1991], "Self-Selection Bias and the Economic Consequences of Accounting Regulation: An Application of Two-Stage Switching Regression to SFAS No.2," *The Accounting Review*, Vol.66, No.4, pp.768-787.
- Shevlin, T., [1991], "The Valuation of R&D Firms with R&D Limited Partnerships," *The Accounting Review*, Vol.66, No.1, pp.1-21.
- Sougiannis, T., [1994], "The Accounting Based Valuation of Corporate R&D," *The Accounting Review*, Vol.69, No.1, pp.44-68.
- Sprouse, R. T. and M. Moonitz, [1962], *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, An Accounting Research Study No.3, American Institute of Certified Public Accountants, Inc.
- Stapledon, G. P., [1996], *Institutional Shareholders and Corporate Governance*, Clarendon Press.
- Stoneman, P. and O. Toivanen, [2001], "The Impact of Revised Recommended Accounting Practices on R&D Reporting by UK Firms," *International Journal of the Economics and Business*, Vol. 8, No.1, pp.123-136.
- Sunder, S., [1997], *Theory of Accounting and Control*, South Western College Publishing (山地秀俊・鈴木一水・松本祥尚・梶原晃訳, [1998], 『会計とコントロールの理論』頸草書房).
- United Kingdom (U.K.) Department of Trade and Industry (DTI), [1973], *Rolls-Royce Limited: Investigation under Section 165 (a) (i) of the Company Act 1948*, Her Majesty's Stationery Office (HMSO).
- U.K. House of Lords, [1983], "Engineering Research and Development," *Sessional Papers, 1982-1983, Select Committee on Science and Technology*, [H.L.89- I , 89- II , 89- III], HMSO.

- U. K. Parliament, [1977], *The Future of Company Report*, Cmnd 6888, HMSO.
- U. K. Review Board for Government Contracts (RBGC), [1974], *Report on the General Review of the Profit Formula for Non-Competitive Government Contracts*, HMSO.
- United States (U.S.) Census Bureau, [1966; 1974; 1980; 1999], *Statistical Abstract of the United States*.
- U. S. Securities and Exchange Commission (SEC), [1972], *Accounting Series Release No.125*, “Notice of Adoption of Amendment to Regulation S-X.”
- Vigeland, R. L., [1981], “The Market Relation to Statement of Financial Accounting Standards No.2,” *The Accounting Review*, Vol.56, No.2, pp.309-325.
- Williamson, O. E., [1967], “The Economics of Defense Contracting: Incentives and Performance,” in McKean, R. N., ed., [1967], *Issues in Defense Economics*, Columbia University Press, pp.217-278.
- Zeff, S. A., [1978], “The Rise of Economic Consequence,” *The Journal of Accountancy*, Vol.146, No.6, pp.56-63.
- 青木榮一訳, [1987], 『ビッグブルー—IBMはいかにして市場を制したのか—』日本経済新聞社 (R. T. DeLamarter [1986] *Big Blue—IBM’s use and abuse of power—*, Dodd, Mead & Co.).
- 赤澤昭三・関谷登・太田正行・高橋真, [1998], 『制度経済学の基礎』八千代出版。
- 麻島昭一, [1985a], 「戦時体制下の中島飛行機」『経営史学』第20巻第2号, 1-37頁。
- , [1985b], 「第二次世界大戦末期の中島飛行機」『専修大学経営研究所報』第65号。
- 浅田平八郎, [1943], 「航空機製造工業原価計算準則解説」『原価計算』第3巻第5号, 25-29頁。
- 安達和夫, [1970], 『研究管理会計—企業におけるR&D管理の一視点—』中央経済社。
- 有沢広巳監修, [1966], 『日本産業百年史』日本経済新聞社。
- 磯山友幸, [2002], 『国際会計基準戦争』日経BP社。
- 伊藤邦雄, [2001], 「無形資産会計の現状と展望」『企業会計』第53巻第1号,

40-46 頁。

伊藤進一郎・小谷融編著, [1999], 『研究開発費・ソフトウェアの会計と税務』 税務研究会出版局。

岩井紀子・岩井八郎訳, [1995], 『多文化社会—違いを学び共存への道を探る—』 有斐閣(G. Hofstede, [1991], *Culture and Organizations: Software of the Mind*, McGraw-Hill international(UK) Limited)。

植野郁太編, [1982], 『研究開発費会計』 関西大学出版部。

内田勝敏編, [1989], 『イギリス経済 サッチャー革命の軌跡』 世界思想社。

大石桂一, [2000], 『アメリカ会計規制論』 白桃書房。

大内兵衛訳, [1950], 『戦時戦後の日本経済』 岩波書店(Cohen, J. B., [1948], *Japanese Economy during and after the War*)。

大蔵省昭和財政史編集室, [1955], 『昭和財政史 第4巻 臨時軍事費』。

大隈健一郎・八木弘・大森忠夫, [1951], 『ドイツ商法 [Ⅲ] 株式法』 有斐閣。

大河内暁男, [2001], 『ロウルズ-ロイス研究—企業破綻の英国的位相—』 東京大学出版会。

太田昭和監査法人・ビジネス・ブレイン太田昭和編, [1987], 『ソフトウェア開発の原価管理』 中央経済社。

太田哲三, [1934], 『財務諸表準則解説』 高陽書房。

大矢知浩司訳, [1982], 「1981年会社法」, 『彦根論叢』 第218号, 45-65頁。

———訳, [1983], 「1981年会社法附則第1」, 『彦根論叢』 第218号, 107-148頁。

岡崎哲二, [1997], 「歴史制度分析が明らかにしたもの」 『経済セミナー』 第509号, 8-11頁。

———, [1999a], 『江戸の市場経済—歴史制度分析からみた株仲間—』 講談社メチエ選書。

———, [1999], 『企業の財務的再編成』 GHQ日本占領史第40巻 日本図書センター。

岡崎哲二・奥野正寛, [1993], 『日本経済システムの源流』 日本経済新聞社。

岡部孝好, [1994a], 「会計情報のブーメラン効果と研究開発支出」 『JICPAジャーナル』 第6巻 第9号, 23-27頁。

———, [1994b], 『会計報告の理論—日本の会計の探求—』 森山書店。

- 小原敬士訳, [1970], 『軍産体制論』小川書店(Galbraith, J. K., [1969], *How to Control the Military*, A Signet Broadside, Doubleday & Co.)。
- 編, [1971], 『アメリカ軍産複合体の研究』財団法人日本国際問題研究所。
- 上總康行, [1989], 『アメリカ管理会計史(下巻) 成立期—展開期』同文館。
- 片野一郎, [1968], 『日本財務諸表制度の展開』同文館。
- 加藤盛弘, [2002], 『現代の会計学(第3版)』森山書店
- 菊谷正人, [1988], 『英国会計基準の研究』同文館。
- 北村敬子, [1998], 「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」の経緯と概要『企業会計』 第50巻 第7号, 71-76頁。
- 企業会計審議会, [1998], 「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」。
- 久保田秀樹, [2001], 『日本型会計成立史』税務経理協会。
- 黒澤清編著, [1987], 『わが国財務諸表制度の歩み』雄松堂出版。
- , [1990], 『日本会計制度発達史』財務詳報社。
- 航空自衛隊幹部学校訳編, [1959a], 「中島飛行機株式会社調査報告第2号」『米国爆撃調査団報告』第18巻。
- , [1959b], 「三菱重工業株式会社報告第1号—機体とエンジン—」『米国爆撃調査団報告』第18巻。
- 神戸商科大学中村会, [1984], 「会計学の方法」ミネルヴァ書房
- 古賀智敏・五十嵐則男, [1999], 『会計基準のグローバル化戦略』森山書店。
- 小谷融, [2000], 「研究開発費・ソフトウェア会計」『企業会計』 第52巻 第1号, 56-62頁。
- 小谷学, [2001], 「会計基準変更の経済的帰結—研究開発費会計のイベント・スタディー」神戸大学大学院経営学研究科博士課程モノグラフシリーズ No.0108。
- 小山弘健, [1972], 『日本の軍事工業の史的分析』御茶の水書房。
- 櫻井通晴, [1993], 『ソフトウェア会計—ソフトウェア会計実務指針「案」の解説と実際例—』中央経済社。
- , [1999], 「ソフトウェア会計の基準化は何をもたらすのか—日本企業に及ぼすインパクト」『経理情報』 7.1 No.889。
- 篠田朝也, [2002], 「会計制度の安定性と変化に関する進化ゲーム理論的検討—カ

- タストロフ的变化のケースを素材として— 『経済論叢』 第 169 卷 第 1 号, 60-86 頁。
- 柴田隆一・中村賢二, [1981], 『陸軍経理部』芙蓉書房。
- 末政芳信, [1993], 『IBM 社のセグメント財務情報—その開示と財務分析—』同文館。
- 鈴木竹雄, [1958a], 「貸借対照表法の最近の動向」 『商法の企業法的考察』, 129-141 頁 (鈴木竹雄, [1945], 「貸借対照表法の最近の動向」 『法律時報』 第 17 卷 第 1 号)。
- , [1958b], 「経済統制法と商法」 『商法の企業法的考察』, 99-128 頁 (鈴木竹雄, [1942], 「経済統制法と商法」 『国家学会雑誌』 第 57 卷 第 1 号)。
- 鈴木竹雄・竹内昭夫, [1977], 『商法とともに歩む』商事法務研究会。
- 須田一幸訳, [1991], 『実証理論としての会計学』白桃書房(Watts and Zimmerman, [1986], *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall, Inc)。
- , [2000], 『財務会計の機能』白桃書房。
- 須田一幸・乙政正太・浅野信博, [2003], 「倒産企業の会計操作—会計手続き選択の分析—」第 62 回日本会計研究大会全国大会。
- 須田徹, [1987], 『アメリカの税法! 連邦税・州税のすべて』中央経済社。
- 染谷恭次郎監訳・市村巧訳, [1991], 『イギリス会計規制論』森山書店(Taylor, P. and S. Turley, [1986], *The Regulation of Accounting*, Basil Blackwell, Basil Blackwell)。
- 高木郁朗訳, [1972], 『ペンタゴン・キャピタリズム—軍産複合から国家経営体へ—』朝日新聞社 (Melman, S, [1970], *Pentagon Capitalism-The Political Economy of War*, Tuttle Inc.)
- 瀧澤弘和・谷口和弘訳, [2001], 『比較制度分析に向けて』NTT 出版 (Aoki, M., [2001], *Towards A Comparative Institutional Analysis*, Massachusetts Institute of Technology)。
- 武市春男, [1961], 『イギリス会社法』国元書房。
- 竹下公視, [1996], 『制度の経済学—制度と経済行動— (上・下)』晃洋書房 (Eggersson, [1990], *Economic Behavior and Institutions*, Cambridge University Prss)。

- 竹島武郎, [1989], 『イギリス政府・議会文書の調べ方』丸善株式会社。
- 建部宏明, [2003], 『日本原価計算理論形成史研究』同文館出版。
- 千葉準一, [1998], 『日本近代会計制度—企業会計体制の変遷—』中央経済社。
- 辻川尚起, [2001a], 「会計規制の政策過程分析」『会計』第159巻第3号137-147頁。
- , [2001b], 「土地再評価法の政策評価—貸し渋りへの影響と実施銀行の特質に関する実証研究—」『六甲台論集—経営学編—』第47巻第4号, 33-50頁。
- 都留重人監訳, [1980], ガルブレイス著作集③『新しい産業国家 (第三版)』TBSブリタニカ(Galbraith, J. K., [1978], *The New Industrial State (Third Edition)*, Houghton Mifflin Co.)。
- 徳賀芳弘, [2000], 『国際会計論』中央経済社。
- , [2001], 「国際的承認という『政策目的』」『企業会計』第53巻第8号, 84-85頁。
- 東洋経済新報社, [1950], 『昭和産業史』第一巻。
- 長尾克子, [1996], 「戦時統制下工作機械工業における統一原価計算制度」『経済理論学会年報』第33集, 211-227頁。
- 新岡智, [1983], 「戦後アメリカ軍需調達制度と政府部門の再編—戦後アメリカ軍産複合体の確立(1)—」, 『京都大学経済論叢』131巻第3号, 68-91頁。
- , [1987], 「軍事研究開発と軍事費の膨張—戦後アメリカ軍産複合体の確立(2)—」『京都大学経済論叢』135巻第1・2号, 62-79頁。
- 西澤脩, [1997], 『研究開発費の会計と管理 (新五訂版)』白桃書房。
- 西村優子, [2001], 『研究開発戦略の会計情報』白桃書房。
- 西部忠監訳, [2003], 『進化と経済学』東洋経済新報社(Hodgson, G. M., [1993], *Economics and Evolution*, Blackwell Publisher)
- 日本会計研究学会, [1940], 「陸軍軍需工場利潤統制に就いて」『会計』第47巻第1号, 23-76頁。
- 日本公認会計士協会25年史編纂委員会, [1977], 『会計・監査資料』。
- 沼田嘉穂, [1940], 「戦時経済と固定資産会計」———, [1940], 『固定資産会計』ダイヤモンド社, 517-533頁。

- , [1944], 『統制法規に基づく減価償却』 経済国書株式会社。
- , [1954], 「繰延勘定」 古川栄一・番場嘉一郎監修 [1954] 『株式会社会計』 大蔵出版。
- , [1959], 「繰延勘定について」 『産業経理』 第 19 卷 第 4 号, 44-49 頁。
- 野口悠紀夫, [2002], 『新版 1940 年体制—さらば戦時経済—』 東洋経済新報社 (野口悠紀夫, [1995], 『1940 年体制—さらば戦時経済—』 東洋経済新報社)。
- 野々村健太郎・平松一夫監訳, [1999], 『国際会計入門』 中央経済社 (G. G. Mueller, H. Gernon, and G. K. Meek, [1999], *Accounting: An International Perspective (Fourth Edition)*, McGraw-Hill Companies, Inc.)。
- 萩原伸次郎, [1996], 『アメリカ経済政策史—戦後「ケインズ連合」の興亡』 有斐閣。
- 長谷川安兵衛, [1942], 「貸借対照表準則の総論的考察」 『会計』 第 50 卷 第 5 号, 135-162 頁。
- 原朗, [1995], 『日本の戦時経済—計画と市場—』 東京大学出版会。
- 法務大臣官房司法法制調査部, [1968], 「イギリス会社法—1948 年法・1967 年法—」 『法務資料』 第 408 号。
- 平松幹夫訳, [1952], 『カケモノ—占領日本の裏表—』 文芸春秋社 (Honor Tracy, [1950], *KAKEMONO*, Methuen & Co. Ltd.)
- 防衛庁防衛研修所戦史室, [1975], 『陸軍の航空機兵器の開発・生産・補給』 朝雲新聞社。
- 萬成博・安藤文四郎, [1984], 『経営文化の国際比較●多国籍企業の中の国民性』 産業能率大学出版部 (G. Hofstede, [1980], *Culture's Consequence*, SAGE Publications)。
- 宮上一男, [1971], 「統一原価計算制度の発展と原価計算基準」 神戸大学会計学研究室編, [1971], 『近代報告会計の基礎と発展』 同文館出版株式会社。
- 森田虎夫, [1979], 『現代会計実務シリーズ 4 繰延資産』 同文館。
- 八木紀一郎・橋本昭一・家本博一・中矢俊博訳, [1997], 『現代制度派経済学宣言』 名古屋大学出版会 (Hodgson, G. M., [1988], *Economics and Institutions: A Manifesto for Modern Institutional Economics*, Polity Press)。
- 山岡洋一・高遠裕子訳, [2002], 『巨像も踊る』 日本経済新聞社 (L. V. Gerstner, Jr.,

- [2002] Who Says Elephants Can't Dance? —*Inside IBM's Historic Turnaround*—, Janklow & Nesbit Associates).
- 矢澤惇, [1959], 「財産評価と繰延勘定」田中耕太郎編, [1959], 『株式会社講座 第五巻』有斐閣, 1513-1620 頁。
- , [1983], 『企業会計法の理論』有斐閣。
- 山口幸五郎, [1984], 『EC 会社法指令』同文館。
- 山地秀俊, [1994], 『情報公開制度としての現代会計』同文館。
- 山地秀俊・音川和久訳, [1999], 『資本市場理論に基づく会計学入門』頸草書房 (Brown, F., [1994], *Capital Markets-Based Research in Accounting; An Introduction*, Coopers & Lybrand)。
- 山地秀俊・鈴木一水・梶原晃・松本祥尚, [1994], 『日本的企業会計の形成過程』中央経済社。
- 藪下史郎・秋山太郎・金子能宏・立木カ・清野一治訳, [1995], 『ステイグリッツ ミクロ経済学』東洋経済新報社
- 陸軍省編, [1941], 『工場経営講座—経理編—』日刊工業新聞社。
- 渡辺和夫, [2002], 「戦前の繰延資産会計」現代会計研究会編, [2002], 『現代会計研究』白桃書房, 279-287 頁。

付録

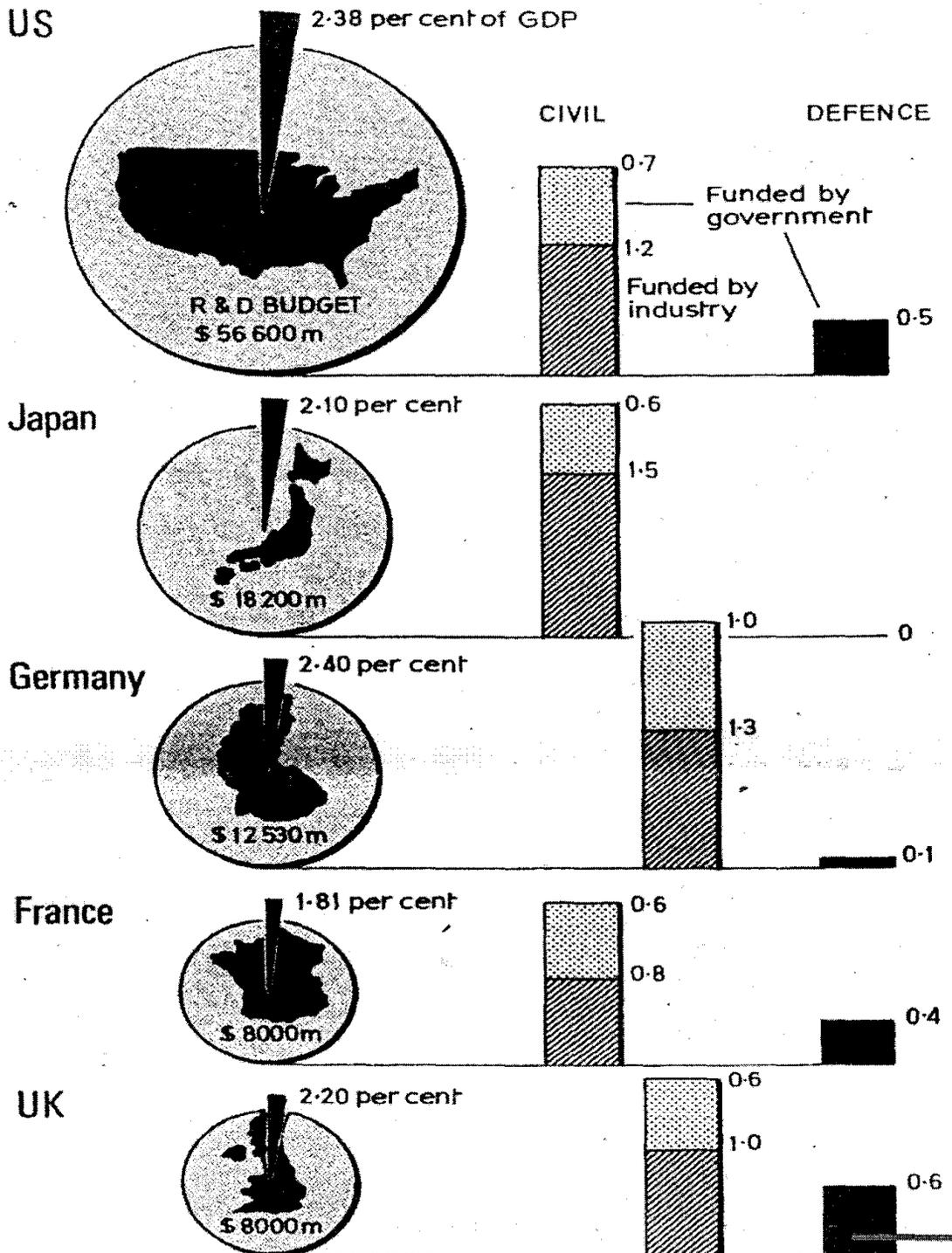
付録1 Rolls-Royce社の1961-1970 連結財務諸表

	連結										単独		
	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970			
	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m	£m			
連結貸借対照表	流動資産	現金・銀行預金	0.5	0.6	0.7	0.4	0.7	1.1	0.9	1.7			
		債務者 (Debtors)	32.9	35.0	36.0	36.8	40.8	84.8	118.0	110.9	88.7		
		棚卸資産	49.1	44.2	36.7	43.6	53.7	108.6	124.6	112.1	105.2		
		流動資産合計	82.5	79.8	73.4	80.8	94.9	193.7	223.6	223.9	195.6		
		固定資産	投資	0.8	1.2	1.5	0.2	0.1	9.9	7.3	6.9	25.0	
			不動産及び工場	21.8	22.9	21.2	20.6	21.8	43.2	55.2	69.8	82.5	83.7
			研究開発	6.6	7.7	6.3	5.2	5.3	6.3	8.3	12.2	3.5	25.7
			暖簾、特許、トレードマークの原価-償却額					24.7	24.7	24.7	24.7	15.9	
			将来の生産損失に対する特別準備金 (provision)									(78.8)	
			固定資産合計	29.2	31.8	29.0	26.0	27.2	84.1	95.5	114.4	117.6	71.5
		総資産合計	111.7	111.6	102.4	106.8	122.1	277.8	319.1	341.5	267.1		
連結貸借対照表	流動負債	銀行借入金 (Bank indebtedness)	11.7	18.3	11.9	9.0	15.3	26.0	41.3	32.4	37.0	44.6	
		引受手形 (Acceptances)	9.3	10.0	5.0	1.7	4.0	15.0	15.0	14.0	17.0	18.0	
		債権者 (Creditors)	21.9	15.9	13.7	20.1	22.2	78.4	64.2	63.6	62.3	76.7	
		税金	3.0	0.9	1.3	1.6	2.5	3.7	7.1	6.8	1.9	0.2	
		配当	0.4	0.7	1.2	1.1	1.3	2.9	4.1	5.1	2.0		
		流動負債合計	46.3	45.8	33.1	33.5	45.3	126.0	131.7	121.9	120.2	139.5	
		固定負債	無償還社債と償還社債	15.7	15.6	15.4	15.1	14.9	38.6	48.6	57.2	56.7	65.1
			繰延負債	6.0	4.2	5.0	7.0	7.4	11.8	14.5	19.2	20.2	8.0
			子会社の少数株主持分	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.5	0.5	0.6	
			固定負債合計	21.8	20.0	20.6	22.4	26.8	50.7	63.6	76.9	77.5	73.1
資本	発行済み株式資本	20.2	20.2	20.2	25.2	25.3	47.7	56.0	66.3	66.3	66.3		
	株式プレミアム勘定	0.8	0.8	0.8			22.6	31.4	43.4	43.5	43.5		
	留保利益	22.6	24.8	27.7	25.7	28.9	30.8	36.4	40.6	34.0	(55.3)		
	資本合計	43.6	45.8	48.7	50.9	54.2	101.1	123.8	150.3	143.8	54.5		
	総資本合計	111.7	111.6	102.4	106.8	176.3	277.8	319.1	349.1	341.5	267.1		
	参考資料: 純流動資産	36.2	34.0	40.3	47.3	49.6	67.7	51.9	112.8	103.7	56.1		
連結損益計算書	全源泉から収益	122.3	108.0	102.4	107.0	127.2	171.5	265.5	321.7	301.4	274.6		
	製造原価、販売費及び一般管理費	112.4	99.7	90.7	95.2	113.5	153.9	241.3	291.3	276.0	266.9		
	研究開発	9.9	8.3	11.7	11.8	13.7	17.6	24.2	30.4	25.4	7.7		
		6.3	4.7	4.6	4.6	5.4	6.8	5.7	6.4	10.3	10.9		
	支払利息	3.6	3.6	7.1	7.2	8.3	10.8	18.5	24.0	15.1	(3.2)		
	税引前利益	1.1	1.8	1.3	0.8	1.4	2.4	6.7	8.1	8.7	9.0		
	税金	2.5	1.8	5.8	6.4	6.9	8.4	11.8	15.9	6.4	(12.2)		
				1.8	2.8	2.4	3.1	4.2	7.0	2.0	3.2*		
	子会社の外部株主に帰属する利益	2.5	1.8	4.0	3.6	4.5	5.3	7.6	8.9	4.4	(9.0)		
	Rolls-Royceに帰属する税引後当期利益		0.1					0.1	0.1	0.1			
	配当	2.5	1.7	4.0	3.6	4.5	5.3	7.5	8.8	4.3	(9.0)		
		1.0	0.7	1.2	1.5	1.6	3.7	6.1	7.3	4.0			
		1.5	1.0	2.8	2.1	2.9	1.6	1.4	1.5	0.3	(9.0)		
		RB211に対する特別準備金-予測税額免除											
		研究開発										11.0	
	将来の生産損失										78.8		
	企業の留保利益への(からの)充当	1.5	1.0	2.8	2.1	2.9	1.6	1.4	1.5	(10.7)	(87.8)		
留保利益の変動	前期繰越残高	19.8	22.6	24.8	27.7	25.7	28.9	30.8	36.4	40.6	30.0		
	企業の留保利益への(からの)充当	1.5	1.0	2.8	2.1	2.9	1.6	1.4	1.5	(10.7)	(87.8)		
	過去に費用計上した研究開発の繰延	2.4											
	投資保証-税負担均等化勘定への充当						0.7	2.6	2.1	2.3	1.4		
	その他の変動(1967年の仮株券を含む)	(1.1)	1.2	0.1	(4.1)	0.3	(0.4)	1.6	0.6	1.8	1.1		
	繰越残高	22.6	24.8	27.7	25.7	28.9	30.8	36.4	40.6	34.0	(55.3)		
	Rolls-Royce	21.3	24.0	26.9	24.7	27.5	28.7	31.8	36.3	30.0	(55.3)		
	子会社	1.3	0.8	0.8	1.0	1.4	2.1	4.6	4.3	4.0			
	繰延残高	22.6	24.8	27.7	25.7	28.9	30.8	36.4	40.6	34.0	(55.3)		

*税負担均等化勘定を取崩。

DTI [1973] Appendix 1-3より作成。ただし、連結貸借対照表の表示形式を変更。

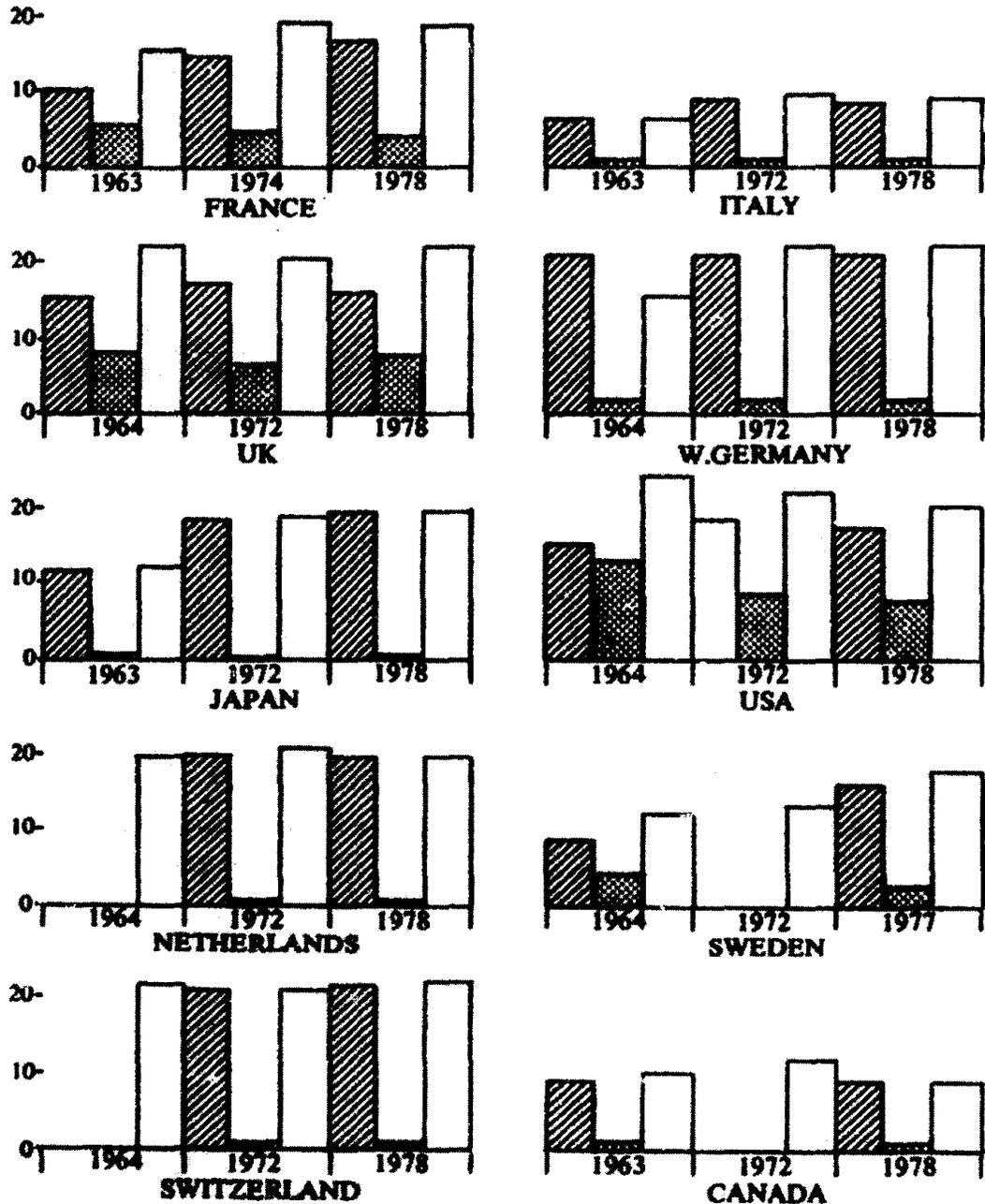
但し、留保利益は、貸借対照表上の金額と異なる。



The OECD's "major R&D spenders". The areas of the shaded circles are proportional to each country's total R&D budget in 1979 whose size (in dollars) is also noted (Britain: 1978). On the right there is a rough indication of who funds how much of each type of research

FIGURE 4.3
A Comparison of Levels and Trends of Total National Resources Devoted to R & D
 (per cent)

TOTAL R&D EXPENDITURE AS % OF GNP



SOURCE: OECD - Technical Change and Economics Policy (1980)
 Documents DSTI/SPR/81.27, 81.28, 82.05

CIVIL
 DEFENCE
 TOTAL

FIGURE 4.4

Indicators of Shares of Product and Process Development Activity among Five Countries

Fig (i) SHARES OF INDUSTRY-FINANCED R&D * 1978

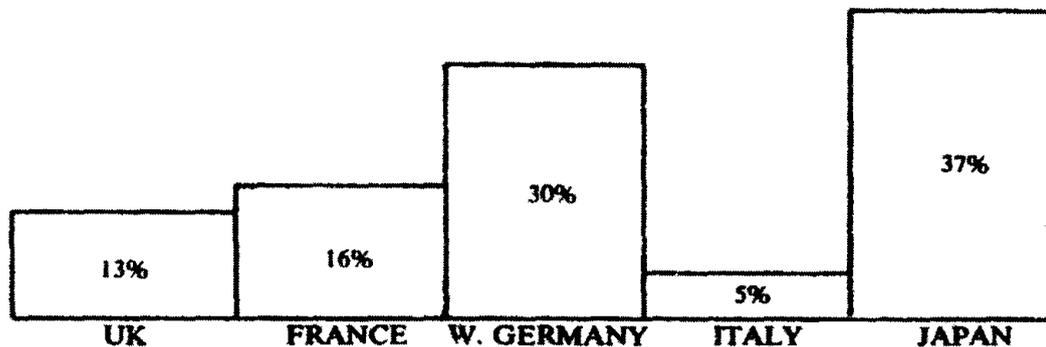
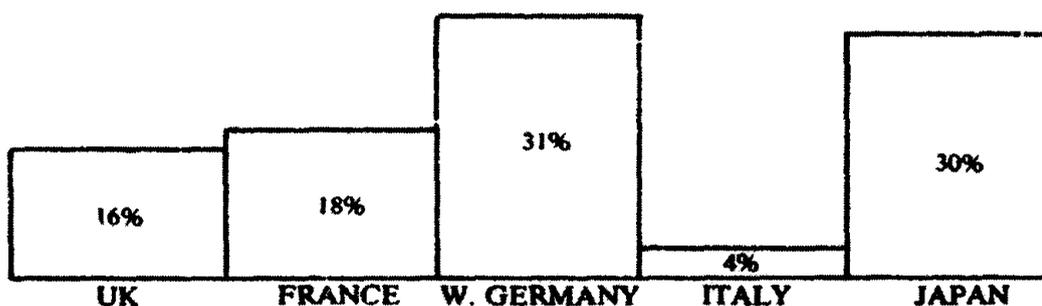
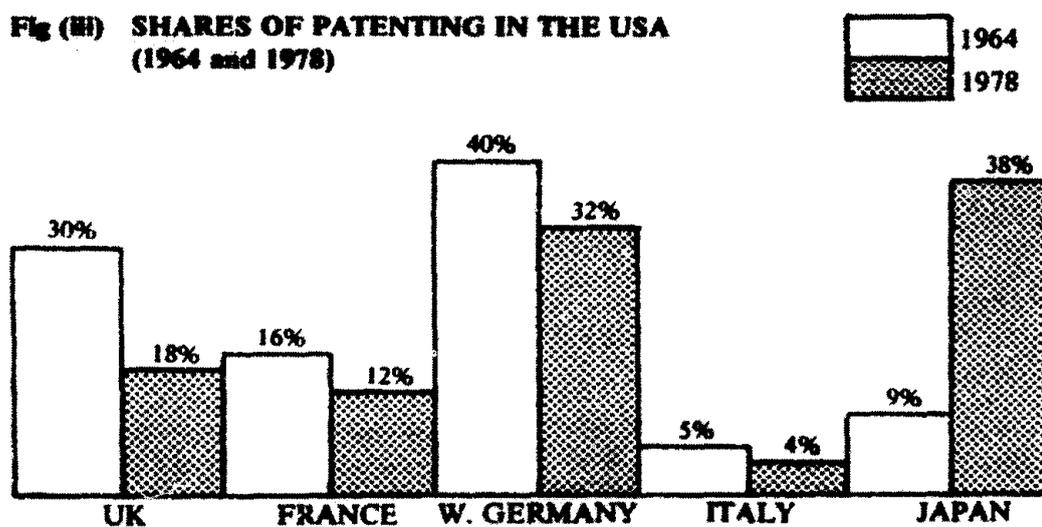


Fig (ii) SHARES OF INDUSTRY-PERFORMED R&D* 1978



* AT 1975 PRICES AND EXCHANGE RATES

Fig (iii) SHARES OF PATENTING IN THE USA (1964 and 1978)



SOURCE: OECD Documents DSTI/SPR/82.05; Office of Technology Assessments and Forecast (OTAF), US Department of Commerce, Washington.